★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目次

1頁…東京税理士会会長選挙
2頁
3頁
4頁
5頁　大小会社区分立法関係
6頁…歴史考察、税の歴史から（35）、迷語録

東京税理士会会長選挙戦熾烈

5月7日不在者投票、5月11日投票

第一税協推薦の味岡一義会長候補善戦中

味岡一義君を励ます会盛会

四月九日（月）に九段会館において開催された「味岡一義君を励ます会」は、税理士会組織東西挙っての大盛会であった。本多嘉寛、柴崎正也両氏の司会で開会の幕が開き、関口秀男氏が開会の辞、茂木元次郎氏が「流れをかえる会」の発会のことば（経過報告）を述べたあと、流れをかえる会の世話人を代表して下田友吉氏、中西豊平氏、中村弘氏がそれぞれ力強い激励のことばを述べた。

次いで大税正風会の田村会長、渡辺事務局長、税理士桜美会中野会長、二副会長ら大阪から駆けつけた良識の代表が紹介され、田村会長、中野会長から勇壮なる励ましのことばが開陳された。萩原淀橋支部長の雅趣に富んだスピーチを経て、味岡一義氏の挨拶となり固い固い決意の程を披露した。

大竹浩司氏が乾杯の発声を行い宴がはじまって、その間、久保村良識をもった民主的な会務運営に流れをかえることにより、積弊の特定の会員による独断専横の会務運営を断とうというものである。

二は、納税者、国税当局と税理士の三者相互の信頼関係を強化することによって、率直に話し合える慣行をつくろうというもの。

三は、税務専門家としての社会的使命に徹することにより、独立した職業人としての社会的地位向上をはかろうというもので、この三本の柱が全うされないようでは税理士会の明日はない。味岡候補はこの三本を大きな柱としつつ、代理権の確立、税理士法及び関係法令の整備、会員の職業倫理の向上、協同組合等東京税理士会関連諸団体の人事の公正・運営の改善はもとより、事務所経営の安定、職域環境の整備等の具体的な諸施策実施の公約を標榜している。



京橋支部の勢ぞろい


励ます会風景

「流れをかえる会」のスローガン

「東京税理士会の流れをかえる会」では、別掲の三つのスローガンを掲げて選挙戦に臨んでいる。

一は、基本スローガンであり、

味岡一義氏の経歴

一、長野県出身（五十八歳）
一、19年大蔵省税務講習所本業
一、松本・諏訪税務署、関信局調査部、品川・京橋・墨田・日本橋税務署、東京局調査部等在勤
一、39年淀橋税務署法人税課退官
一、40年税理士登録開業

役歴
一、東京会常務理事　研修部長
一、日本税理士会連合会総務部長
一、データ通信特別委員会委員
一、コンピュータ特別委員会委員
一、データ通信協同組合副理事長
一、東京税理士会京橋支部長

なお、投票日は五月十一日（金曜日）で、税理士会の選挙の場合、各支部等に設けられた投票所に足を運び、直接投票をしなければならないが、五月七日（月曜日）に税理士会館において不在者投票ができることになっているので、五月十一日に所用の向きはぜひ五月七日に税理士会館まで赴き、投票されるようにと会長選挙管理委員会では強く呼びかけている。

四月十六日公示をもって火ぶたを切った東京税理士会会長補欠選挙は、第一税理士協議会推薦の味岡一義氏（東京税理士会の流れをかえる会）と、専税協議会の服部徹義氏（税理士界を明るくする会）の一騎打となり、かってない熾烈さで連日戦われている。

ご承知のとおり、「東京税理士会の流れをかえる会」は、京橋支部長味岡一義後援会（前田幸蔵名誉会長、関口秀男会長）を中心に税理士桜友会（茂木元次郎会長）税理士清流の会（中村弘会長）全日本計理士会（中西豊平会長）第一税理士協議会（岡崎寿士会長）の五会によって成り、それら合わせて六千名を超える大多数の税理士諸先生の期待を一身に担って味岡一義会長候補は日夜善戦しており、次第に支持層が拡がりつつあって今一息というところである。

税理士の使命に徹し
社会的地位の向上をはかろう！

各界及び当局との
信頼関係を強化しよう！

良識をもった民主的な
会務に流れをかえよう！

先端技術が光る！ペン先ドライアップ防止機構。
初めて水性ボールペンがキャップレスになりました。



なめらかな書き味に加え、ワンノックですぐ書き出せ、ポケット収納時には自動的にペン先が戻りロックされるなど今までになかった理想の水性ボールペン「ローリー」。また、ペアデザインの「ローリーシャープ」、ダブルノック式で新登場。2本入のギフトパッケージもあります。ご贈答用にぜひ、どうぞ。

Pentel® ROLLY®
ノック式水性ボールペン　ダブルノック式シャープ
ぺんてる株式会社

参考

法制審議会商法部会は三月二十一日に最後の第一読会を終わり、その結果、四月一日の日本経済新聞に報ぜられたように「会社区分立法などの検討項目の概要」が発表され、いわゆる「大塚試案」と称せられる税理士会の「基本構想」「研究資料」の説明書」なども、軌を同じくしている。

「概要」や「大塚私案」にいうA案、B案、C案は、正式にはこの三月二十一日の第一読会に「商法部会資料／15」として配布されており、前後して配布された「商法部会資料／16」と合わせて、左に掲載し参考に供したい。なお若干の字句修正があるようだが第一読会にはこの形で発表されている。ちなみに連休明けには法務省の意見照会も出る。いよいよ肚を固め、もの申す時期が到来したようである。

商法部会資料 15 (抜すい)

閉鎖(非公開)会社立法に関する問題点(五)

一三　会社の区分

A案　公開株式会社・閉鎖的株式会社・有限会社の区分

1　資本金が一億円(又は五〇〇〇万円)以上の株式会社は、商号中に「公開株式会社」であることを示す文字(例えば、「公開」、「募集」、「特別」等)を用いることができ、このような選択をした株式会社とその選択をしなかった株式会社(閉鎖的株式会社)との間に次のような点で主な差異があるものとすることはどうか。

注1　「公開株式会社」たることを示す文字の使用については、登記簿上の商号変更にとどめ、日常の企業活動については使用してもしなくてもよいものとする。

なお、公開株式会社でない者の「公開株式会社」たることを示す文字の使用は禁止する。

2　イギリス会社法(一九八〇年)一条一項・二条二項参照。「閉鎖的株式会社」の主な特徴

a　株式の譲渡制限をすることができる(五1)。

b　株券の不発行を定款で定めることができる(五4)。

c　新株発行は、株主総会決議によるのを原則とする(六3)。

d　株主の新株引受権を法定する(六2。その排除には、そのつど株主総会の特別決議を要する)。

e　株式・社債を公募することができない(六46)。

f　公告(特に決算公告)の方法は、官報又は時事に関する日刊新聞紙への掲載によることを要しない(一7C・七1)。

g　大規模なもの(資本のほか、負債、総資産、売買高、従業員数等の基準を考慮する)を除き、取締役は一名で足りる(二1)。

h　大規模なものを除き、監査役を置かないことができる(三1。公開株式会社については、複数制・常勤制を強制する)。

i　大規模なものを除き、会計監査人監査を受けなくてもよい(七4。中規模会社については、簡易な外部監査を強制する。七5)。

j　株主・取締役の責任につき、資本金額が少ない会社又は外部監査を行っていない会社において特則を設けることを検討する(三16・五9～11。公開会社では、株主の有限責任を貫徹する)。

k　株主の総会前の解説請求権・監督権を強化する(三4・四7・七10)。

注1　権利が抑圧されている少数株主による株式買取請求権の取扱いについては、なお検討する。

2　株主の数を規制区分の基準に加える必要があるかどうかは、なお、検討する。

3　公開株式会社たることを選択した会社以外の会社の名称は、「株式会社」とすることはどうか。

注　設立又は商号変更の登記の際に、資本金額、株式譲渡制限の定めがないこと、公告の方法、取締役・監査役の人数等をチェックする。会計監査人の選任をもチェックするかどうかは、登記事項との関連でなお検討する。

4　有限会社と閉鎖的株式会社の主な違いは、特分は当然に譲渡が制限され、その有価証券化を禁止し、社員の数の最高限度を定め、社員の共益権を強化し、最低資本金額に差を設ける点とすることはどうか。設立、機関等の面では、有限会社と閉鎖的株式会社とであまり違いがないものとすることはどうか。小規模の有限会社については、開示・計算に関し緩和的な特則を設けることはどうか。

B案　株式会社と有限会社の区分

1　株式会社については、会計監査人監査又は少なくとも前記問題点七5の「外部監査」を強制するとともに、有限会社については、一切の外部監査は不要とすることによって、株式会社と有限会社との区分をすることはどうか。

注1　最低資本金の設定による区分は重視しない。

2　有限会社の有限責任を支える根拠を何に求めるかは、なお検討する。

3　現存株式会社への外部監査の強制は段階的に行う。

2　規模の有限会社は認めず、株式会社への組織変更を強制することはどうか。

注　株式会社の中での特に閉鎖性を基準とする規制区分のあり方については、なお検討する。

C案　株式会社の実質的区分

株式会社及び有限会社の双方について形式的に区分することが困難であれば、株式会社に関する規定中に閉鎖的会社・小規模会社に適した規定を設けることによって実質的に区分することはどうか。

この場合において、例えば次のような取扱いをすることはどうか(A案2参照)。

1　すべての株式会社は譲渡制限を定款で定めることができ、これを定めた場合には、株券の発行を要しないものとする。

2　株式が、一般に流通していない会社(上場会社・店頭取引登録会社以外の会社)について株主の新株引受権・権利の抑圧された株主の株式買取請求権を認める。

3　株式会社については、その規模又は株主の数(株式が一般に流通しているかどうか)等の基準により、取締役の数、監査役の要否、決算公告の官報等への掲載の要否、会計監査人の要否等を区分する。

注　株式会社と有限会社との差異(特に株主の数の基準を導入した場合)については、更に検討する。

商法部会資料 16 (抜すい)

大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点(案)

※は、公開株式会社にも共通の事項である。

七　計算・公開に関する問題点

1　非公開会社については、一定規模以上のものを除き、貸借対照表及び損益計算書の公告を不要とするとの意見、公告の方法を官報等に限定しないのであれば(一12)、特別扱いをする必要はないとの意見があるが、どうか。

注1　一定規模については、会計監査人強制の基準と一致させることはどうか。

※2　公開株式会社における公告の励行を図るため、定款に定めた公告の方法に従って決算公告を行うにつき、大蔵省印刷局又は新聞社との契約(予約)を証する書面を設立登記申請書等の添付書面とすることはどうか(商業登記法八〇条九号参照)。

※2　株式会社及び有限会社に備え置いた計算書類、附属明細書及び監査報告書(5による「監査」の証明書・報告書を含む)は、会社において一般公衆に対して公開し、その閲覧に供し、写しの交付をするとの意見があるが、どうか。

注1　相当の手数料を徴することができるものとすることはどうか(最新の計算書類の閲覧については無手数料とすることを検討する)。公開の方法を写しの交付に限定することの可否については、なお検討する。

2　公開する計算書類の範囲は、商法二八二条一項に掲げるものと同一とする。

※3　株式会社の貸借対照表、損益計算書及び監査報告書(証明書)は、商業登記所へ提出し、公開するとの意見があるが、どうか。

注1　営業報告書、利益処分・損失処理案及び附属明細書の取扱いについては、なお検討する。対象会社の範囲についても、なお検討する。

2　商業登記所での公開が行政上可能かどうかは、対象会社の範囲、民間委託の可否、手数料の徴収、公開の方法等を総合して別に検討する。

※4　公開株式会社及び非公開会社のうち一定規模以上のものについては、会計監査人による監査を強制するものとするとの意味があるが、どうか。

注1　会計監査人が選任された非公開株式会社においても、計算書類の確定につき総会の承認を不要とする余地を認めるかどうかは、なお検討する。

2　非公開会社は、非公開株式会社のほか、有限会社を含み、一定規模は現行商法特例法二条に定められたところと同一とすることはどうか。なお、会計監査人に関する取扱いは、原則として現行をそのまま踏襲することはどうか。

5　会計監査人監査を受けない非公開会社(4参照)のうち一定規模以上のものは、会計専門家(公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士)による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無(商法二八二条ノ三第二項二号・九号に該当)等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか。

注1　この専門家「監査」を強制する会社を株式会社の全部又は一部に限定するかどうかは、有限会社に有限責任を認める根拠、対象会社の数、この「監査」を強制する会社規模をはかる基準(資本、総資産、負債、売上高、従業員数等)、この「監査」を受けない会社についての代償措置(支配的株主・社員・取締役の責任強化等)及び有限会社の位置付け等との関連において、なお検討する(一三B案参照)。

2　この専門家「監査」をする際に尽くすべき注意義務の程度(「監査」(証明)基準)、そのもつ意味を明らかにする「監査」の内容の表現、重要性の原則の導入の可否等については、なお検討する。

3　この専門家「監査」と監査役の監査との関係については、なお検討する。

4　この専門家「監査」を行う者は、同一会社について税務を行う者であってもよいものとすることはどうか。

5　この専門家「監査」を行うことができる税理士の範囲を限定するかどうか及びその限定の方法については、なお検討する。

6　公認会計士等の会計専門家以外の者(例えば商工会議所・商工会の指導員)の活用が可能かどうかは、更に検討する。

7　この専門家「監査」を強制する基準に達しない会社についても、その任意採用を認める。

8　EC第四指令五二条二項・一一条、フランス会社法六四条・六五条、同法施行令六四条二項、西ドイツ「会社法の調整に伴うヨーロッパ共同体理事会第四指令の実施に関する法律草案」参照。

6　有限会社の貸借対照表・損益計算書・営業報告書・附属明細書の記載方法について、法務省令で定めるとの意見があるが、どうか(商法中改正法律施行法四九条、計算書類規則参照)。

7　小規模な有限会社の営業報告書は、定款の定めにより作成を省略することができるものとするとの意見があるが、どうか。

8　附属明細書は、会計帳簿・書類の閲覧・謄写権を認めた場合も、規模のごく小さな会社を除き、作成省略は許さないとの意見があるが、どうか(有限会社法四四条ノ二第二項参照)。

9　有限会社においても、計算書類は、社員に直接送付すべきものとするとの意見があるが、どうか(商法二八三条二項参照)。

10　会計帳簿・書類の閲覧謄写権につき、非公開株式会社においてはその権利を行使できる少数株主の要件を緩和し、有限会社においては単独社員権とするものとするとの意見があるが、どうか(商法二九三条ノ六、有限会社法四四条ノ二の改正。ドイツ改正有限会社法五一条a・b参照)。

注　一〇〇%子会社について、親会社の株主・社員による計算書類・会計帳簿の閲覧権等を明定することはどうか。

11　非公開株式会社における株式の無償発行についての取扱いは、株主総会の普通決議によるのを原則とするほか(六1参照)、公開株式会社と同じとするとの意見があるが、どうか。

12　有限会社について、配当可能利益及び準備金について社員総会の特別決議による資本組入れに関する規定をおくとの意見があるが、どうか。

※13　資本準備金(商法二八〇条ノ一一の差額等)及び繰延資産について包括条項を定めるとの意見があるが、どうか。

注　包括条項によって計上された繰延資産については、一般的に配当可能利益の算定基準(商法二九〇条一項参照)から控除することはどうか。

※14　利益準備金の積立基準を当期利益又は役員賞与を含む社外流出分金額にするとの意見があるが、どうか。また、資本が少ない場合には、資本額の四分の一を積立限度額とせず、これを超える絶対額(例えば五〇〇〇万円から資本を控除した額)を積立限度とするとの意見があるが、どうか(商法二八八条、有限会社法四六条一項)。

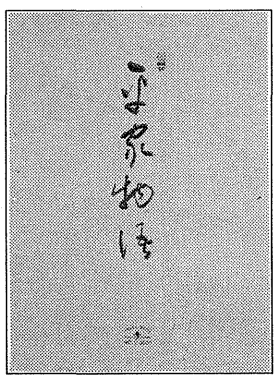
15　役員に対する賞与は、株主に対する配当が行われない限りしてはならないものとするとの意見があるが、どうか(フランス会社法三五一条参照)。

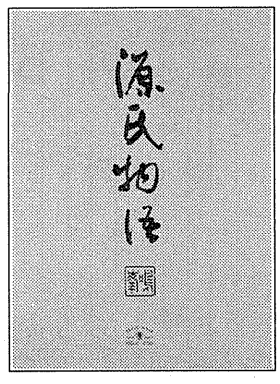
16　非公開会社においては、特別決議がある場合を除き、当期利益の四分の一又は五分の一は配当しなければならないものとし(ドイツ有限会社法二九条参照)、これをしない旨の特別決議がされたときは、これに反対の株主又は社員は、株式・持分の買取請求(五6b参照)をすることができるものとするとの意見があるが、どうか(商法四九八条一項一九号。ドイツ改正有限会社法八二条二項二号、フランス会社法四二五条一項三号・四三七条二号、破産法三七四条三号・三七五条四四号参照)。

高級レター









〈セット内容〉

品番	品名	数量	小売定価	
No.2027	おもいでの小道	10冊	200円	2,000円
No.2028	渓流	10冊	200円	2,000円
No.2029	平家物語	10冊	200円	2,000円
No.2030	源氏物語	10冊	200円	2,000円
合計				8,000円

株式会社 クイン (クイン印高級紙製品本舗)

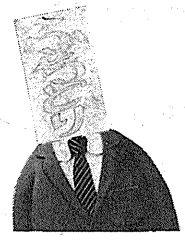
TOKYO QUEEN 株式会社 クイン

■本社営業部☎03-601-7211～5　■大阪営業部☎06-244-1484～5
■札幌駐在所☎011-682-2562　■九州駐在所☎09293-5-6234
■東北駐在所☎0222-99-1339

参考　「基本構想」と説明書の検討表

前号既報のとおり、三月十六日の日税連商法対策特別委員会に大塚同委員長試案の研究資料という形で、「会計帳簿適法作成証明制度に関する基本構想」「会計帳簿適法作成証明基準」「『研究資料』の説明書」が発表され、税理士会ではいまそれを踏まえ「会計帳簿適法作成証明基準」の税理士会案作成の具体化を急いでいるが、四月五日の日税連・正副会長会に「『基本構想』と説明書の検討表」なるものが配布された。すなわち「基本構想」と「説明書」を分解して理解し易く作成されているので、ここに掲載して参考に供したい。

会計帳簿適法作成証明制度に関する基本構想	説　明　書　の　要　点	備　考
今回の大小会社区分立法に際し、社員有限責任制の利用に伴い計算関係の明確化を図る必要性から提案されている、中小株式会社の会計帳簿適法作成証明制度については、積極的に検討されるべきものと考える。その場合に問題となる諸点に関する構想の大要は以下の通りである。	●社員有限責任制を採るすべての会社の計算関係を公開せしめることが、部会案として提案されている。 ●仮に、この考えが正当とされるなら、その前提として、まず計算関係自体の明確化が図られていなければ、公開の実があがらないことはいうまでもない。 ●小規模閉鎖的会社にも外部監査人による会計監査を強制しようとする商法部会の立場は、この計算関係明確化の必要性を認識して、これを「会計帳簿適法作成証明」（仮称）という制度として導入することを構想している。 （１頁12～18行目） ●前記の提案は、この外部監査人として、公認会計士のほかに税理士をもあてることを予定している。 （２頁２、３行目） ●目下、この制度を検討する場合に、どのような内容または程度のものであれば受け容れられるかを法務省側が当会に打診してきており、そのための監査ないし証明の手続や基準制定への検討方を関係業界に求めている。 （２頁５～７行目） ●この基本的構想および証明基準は、あくまでも一つの素案づくりのための研究資料にすぎないので、これに対し多くの建設的意見が寄せられることを期待している。 （２頁16～19行目） ●なお、この基本的構想および証明基準が基本的に支持されるなら、これを基礎とした実施準則・証明書作成準則の作成に進むことになろう。ただ、本構想には、外部監査の制度が実質的な内容をもつものとして実現される場合に、是非とも維持されなければならないと考えられる基本的立場や、今後の立法動向や各会意見に弾力的に対応していくための政策的配慮が含まれているので、十分な理解が得られるよう、以下にそれらの諸点について解説する。 （２頁22～28行目）	→商法部会の立法方向 →法務省の呼び掛け →「基本構想」の位置づけと性格
１　適用対象会社 (1)　この制度の適用対象会社として、すべての株式会社を網羅するものとし、企業の実体に応じた実効性および社会的必要性を基礎として段階的適用を経過措置において講ずるべきである。 株式会社については、最低資本金制度の機能的限界に鑑み、その法定は強いて必要ないものと考える。 その場合の中小閉鎖的株式会社と有限会社との基本的差異は、「外部監査制度」強制の有無におくべきであり、後者については、有限責任利用の代償を経営者等の責任の強化に求めることが妥当と思われる。 <商法部会内部に意見の対立> A案は、稲葉参事官の意見であり、株式会社について新設会社２，０００万円、既存会社１，０００万円程度の最低資本金を法定したうえで、公開株式会社とそれ以外の株式会社とを名称の点で区別し、資本金１億円または５，０００万円以上の株式会社のうち公開会社の地位を選択したものには、大会社の特例をも含めて株式会社法を全面的に適用する。これらの会社は、公開会社の名称を商号登記するが、企業活動面では公開の名称を使用してもしなくともよい。それ以外の閉鎖的株式会社には、従来通り株式会社の名称を使用させ、閉鎖会社・小会社の特例の適用を認めるとともに、そのうち、一定規模以上のもの（有限会社をも含む）に外部監査人監査を強制し、その基準未満のものには経営者責任の強化で対処するという構想である。そこで、外部監査の強制基準として資本金２，０００万円または負債総額１０億円以上程度を予定し、会社実数として２０万社位を想定している。 B案は、鈴木竹雄部会長の意見であり、小規模閉鎖会社に必要な法規制の分化と最低資本金は定めるが、株式会社を名称の点では区別せず、すべての株式会社に会計監査人監査か外部監査人監査を強制し、有限会社にはこれを適用しないとするものである。従って、少なくとも外部監査の有無に両者の基本的差異が求められるので、大規模な有限会社は存在しないものとして、一定規模以上の有限会社は株式会社への組織変更を強制される。 C案は、北沢正啓委員の意見であり、B案と同様に、株式会社を名称の点では区別せず、最低資本金を低く定め、法規制の実質的分化を図るが、反面、A案と同様に一定規模以上の会社に外部監査人監査を強制しようとするものである。 （３頁16行目～４頁９行目）	●この制度の適用対象会社として、すべての株式会社を網羅することを原則としたうえで、改正法の経過措置において企業の実態に応じた段階的適用を図り、現実的対応をしていくことが必要であると考える。 （３頁１～３行目） ※基本構想を採る（主たる）３つの理由 ●第１に、今回の立法作業（第１読会）の最終段階に至って、公開株式会社と閉鎖的株式会社との区分に関して、商法部会内部にも意見の対立が見られ、結局、以下の３案が前記「立法の問題点」に記載され、公表される予定となっていることである。（３頁12～15行目） 株式会社のすべてを対象とした全面的実施の可能性という将来の展望をも包含しながら、同時に、段階的適用において現実的に対応できるB案を基礎とした本構想の立場が最も妥当と思われる。 （４頁17～19行目） ●第２に、株式会社について最低資本金を法定すべきでないという従来からの税理士業界の主張を維持すべきものとすると、有限会社にはすでに最低資本金の定めがある以上、株式会社については何をもって有限責任利用の対価とすべきかの問題が生ずる。この点からも、本構想に見られるように、B案と同じく、中小閉鎖的株式会社と有限会社との基本的差異を、外部監査制度強制の有無に求めることが妥当と思われる。 （４頁20～25行目） ●第３に、最低資本金法定への社会的要請が強く、仮にこれを受け容れざるをえない場合に、A案の基準では高きにすぎるうらみがある。当初からA案の立場を是とすると、そこでの基準をそのまま受け容れることになろう。これに対し、本構想は、外部監査強制の基準である資本金５００万円以上または１，０００万円以上を、経過措置での対応をも含めて、最低資本金の法定基準として受け容れる余地を残している。 （５頁５～10行目）	→B案の考え方に立脚して考案 →「基本構想」の立脚点 →株式会社と有限会社の差異 →最低資本金法定との関連 （「会社の区分」については立法形式上の考え方が対立しているため、ＡＢＣ３案を併記の予定）

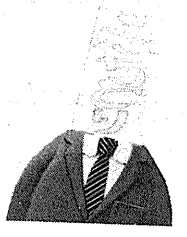


ふちどり文化

今や街には　ふちどり文字がいっぱい。







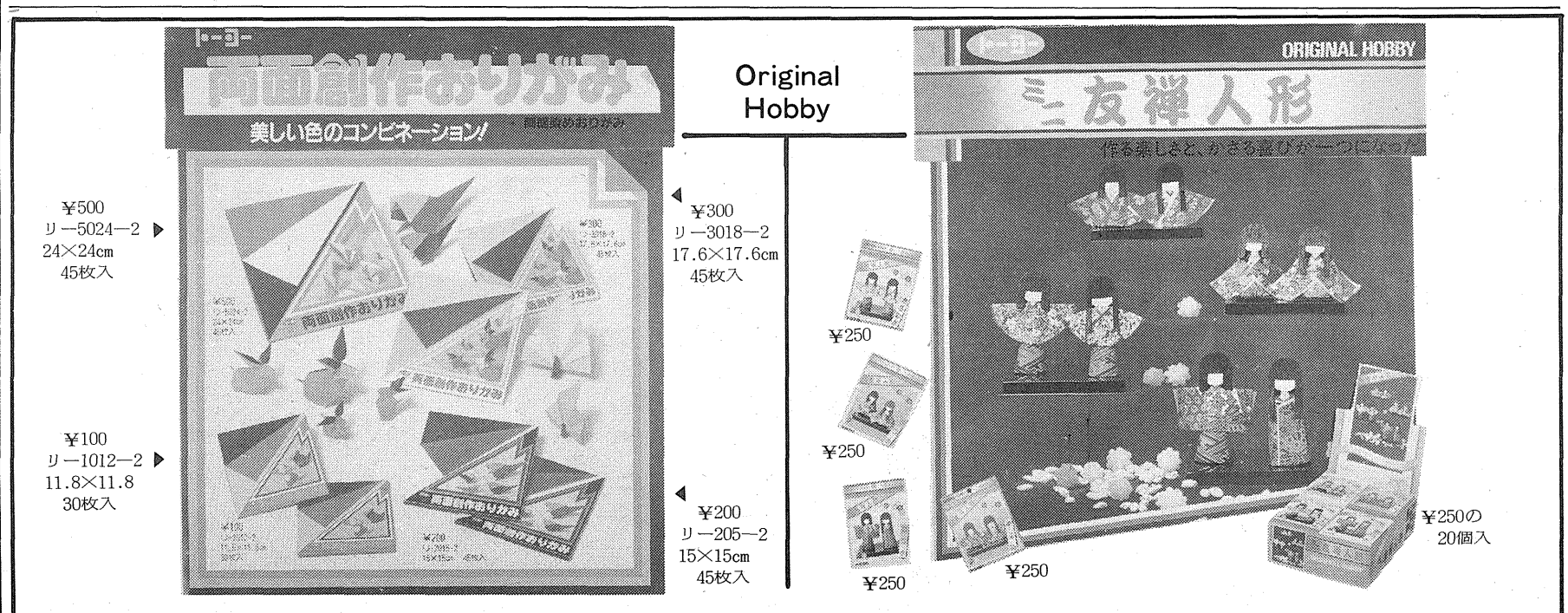
ふちどり文字が書ける。
極太から極細まで太さ4種類。

SAKURA　不透明 油性
ふちどり MARKER メタリック

紙などの吸収面に書けばふちどり文字が楽しめ、ガラス、プラスチックなどの非吸収面に書けば、メタリック調のカラフルな文字が楽しめます。

株式会社サクラクレパス

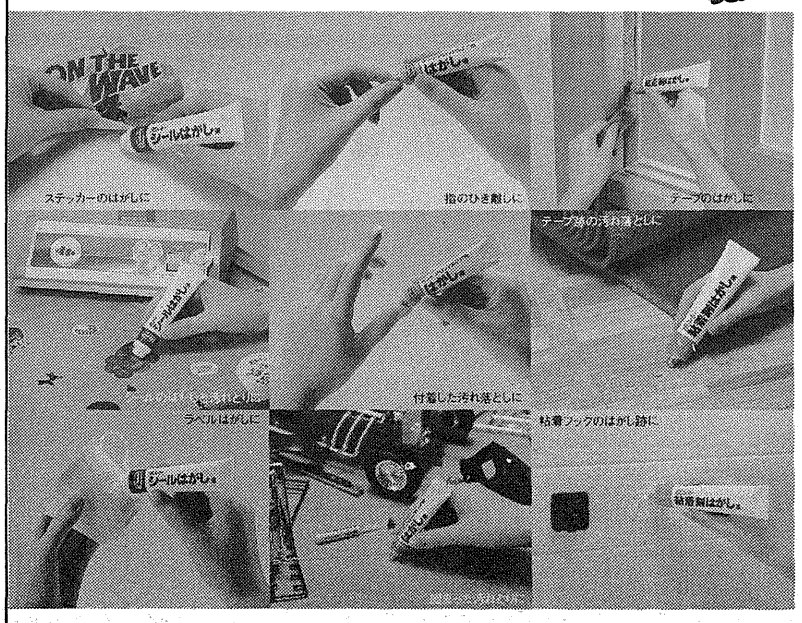
会計帳簿適法作成証明制度に関する基本構想	説明書の要点	備考
(2) 当面、資本金５００万円以上又は１，０００万円以上の会社に適用するものとし、制度の充実をみて、逐次適用範囲を拡大することが望ましい。	●適用対象会社として、すべての株式会社を網羅することを原則としたうえで、改正法の経過措置において企業の実態に応じた段階的適用を図り、現実的対応をしていくことが必要であると考える。（３頁１～３行目） ●当面、すなわち第１段階での適用対象会社としては、基本構想１(2)にあるように、資本金５００万円以上または資本金１，０００万円以上の会社とすることが望ましい。もっとも、これを必ずしも固定的に考える必要はなく、また、段階的適用も、対象会社の範囲の問題のみではなく、初年度監査においてはどの程度のことを要求すべきか、次年度監査においてはどうかというように、制度の充実、監査人ないし証明書の技法の習得・向上に応じた手続面でのそれをも考慮すべきであろう。（３頁４～10行目）	→段階的適用による現実的対応の必要性 →第１段階での適用対象範囲
2　制度の概要 (1) 別紙「証明基準」にみられるような会計帳簿適法作成証明を内容とする。証明の対象は貸借対照表の期末残高のみに限定されないものとする。	●「立法の問題点」は、単に「会計専門家により、会計帳簿の記載漏れ、又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法２８１条の３第２項２号・９号に該当）等に限定した監査」を実施するとあるのみで、その具体的内容・手続等は明らかにされていない。もっとも、前掲稲葉論文は、そのアプローチとして２つの方法がありうることを示唆しておられる。（６頁２～７行目） ●その１つは、商法３２条・３３条の規定を前提として、取引その他営業上の財産に影響を及ぼすべき事項の会計帳簿の記載をチェックし、計算書類の正確性を担保するというものである。これに対し、その２は、証券取引法に基づく公認会計士監査の導入時に経過的に行われた期末監査を参考にして、主に期末の貸借対照表の内容の正確性をチェックするにとどめるというものである。（６頁８～12行目） ●ところで、これまで発表されてきた会計学者・会計士等の諸論文を見る限り、第１の方法の可能性を示唆するものは殆ど見当たらない。いずれも現在公認会計士の行っている正規の監査を前提として、近代的監査が成り立ちうるためには、会社の記載する会計記録の正確性を確保する内部統制組織の確立が不可欠であり、それが不備であるか、または、全く存在しない小規模会社については、せいぜい財産目録的な貸借対照表の期末監査を行う以外に方途がないとの主張が展開されている。たしかに、今回の外部監査の構想が、有限責任制度の利用に伴なう対応措置であり、その主目的が債権者保護にある以上、会社の信用調査の観点から、このような監査に限定して実現するということも考えられないではない。（６頁13～22行目） ●第２の方法には一時代前の逆行的制度であるとの批判や、また、内容的におよそ簿外支出・収入のチェックを制度上放棄するものであるから、計算の明確化の見地からも適当でないとの批判もある。（６頁22～24行目） ●従って、債権者保護の目的においても、第１のアプローチによることが望ましいことはいうまでもない。要は、それが成り立つための内部統制組織の調査が果す機能に代替しうる手段が考案されるか否かにかかっている。本構想は、それを２(2)に示す確認書提出の制度に求めることで、２(1)に見られるように、証明の対象は貸借対照表の期末残高のみに限定されないものとして、期中監査を基礎とした貸借対照表・損益計算書等の計算書類監査を行うとの基本的立場を表明している。（６頁25行目～７頁３行目）	→適法作成証明の具体的内容・手続等の考え方 →期中監査への指向 →内部統制組織の調査の代替的機能を果す確認書制度
(2) 日常的な取引記録および計算書類項目の正確性を担保するため、会社に対して提出資料の正確性についての確認書を提出させ、これを適法作成証明書の添付書類とする。 この確認書の提出は、会社の内部統制組織の調査の果す機能に代わりうるものであるから、会社による提出資料の不実記載等については、これを防止する担保として何らかの法的措置を講ずることが、その前提とされなければならない。	●確認書は、計算書類とともに会社に備え置いて何人にも公開される適法作成証明書の添付書類とするので、会社は必ず確認書を提出することが義務づけられる。（「立法の問題点」では、提出資料の正確性は本来会社が担保すべきものとする立場から、会社による会計帳簿、貸借対照表・損益計算書の不実記載等の防止を担保する法的措置が予定されている。）（７頁６～10行目） ●そこで、会社が確認書を提出すれば、証明者ないし外部監査人は、客観的に見て特に疑うべき事情がないときは、それを信頼して適法作成証明を行うことで差し支えなく、その場合には十分に注意義務をつくしたものとして免責されることになる。その意味で、この確認書の提出は、証明の結果についての責任は会社側において負うものである。したがって、これは、本構想における適法作成証明制度が成り立つための基本的条件として不可欠のものといってよい。（７頁12～17行目） ●現在、税理士が行っている会計業務の範囲は、公認会計士監査の場合のそれを殆ど網羅している実情にあるが、正規の監査の決め手とされる実査・立合・確認という手続を欠く点で、本質的差異がある。前記の確認書の提出は、この手続の営む機能に代替し、それを省略化しうる役割を果すという点で、まさに簡易監査の名に値いする実質を持つものといえよう。（なお、この確認書の記載形式として、提出資料のチェック・リスト的なものとするか、それとも提出資料の正確性を包括的に保証する誓約書的なものとする方がよいのか、は今後の論議にまつべき問題であろう。）（７頁18～25行目）	→確認書の位置づけ →　〃　効果 →正規の監査における実査・立合・確認手続の代替的機能
(3) 提出資料の調査を組織的・計画的に行うため、月次調査を原則とするものとする。	●期中監査を行うものとすると、提出資料の調査は年初に作成される監査計画書に基づいて、組織的・計画的になされなければならない。このため、２(3)は月次調査を原則としているが、その主体は明らかにされていない。それは、当然に会社および証明者の双方に適用される趣旨である。しかし、会社および証明者の双方にとって、月次調査では負担が重すぎるとの意見もある。この点は、月次調査を原則としながら、実施準則で三月に一回程度にまとめて行うこともできることにすればよいことであろう。企業の規模が比較的大きくなると、むしろ月次の方が資料の調査の面で便宜との指摘もあるからである。（７頁28行目～８頁５行目）	→監査計画と月次調査
(4) 税理士の行う記帳代行は、依頼会社の責任において行われる記帳整理の実質をもつものであり、かつ、計算書類作成の一部を構成するにすぎないので、その記帳結果の適法作成証明を行うことには何ら支障はないものと考える。	●税理士の行う記帳代行は、実態面でかなりの差異はあるものの、代行という文言の法的意義からも、本質的には依頼会社の責任において行われる記帳整理の実質をもつものにすぎないと考えられる。したがって、代行者たる税理士は、外部監査人として自らの記帳結果について適法作成証明を行うことができるものとすべきであると考える。（８頁６～10行目） ●なお、外部監査制度の適用対象会社を、当面、資本金５００万円以上または１，０００万円以上とすることは、当然に前記の記帳代行部分を含むことを予定しているが、この程度の企業規模以上であれば、一般には記帳指導までしなくとも済む良質的な対象部分といえるであろう。その実体からも、制度の強制（経過措置を含む）は円滑に行くのではないかと推測される。（８頁13～17行目）	→記帳代行と適法作成証明の両立性



会計帳簿作成証明制度に関する基本構想	説　明　書　の　要　点	備　考
第１　一般基準 １　会社が作成する会計帳簿は、会計専門家としての知識・能力と実務経験を有する者により、公正・独立の立場において、その適法性が説明されなければならない。	●一般基準は、証明者による証明に際しての、いわば姿勢ないし基本的態度を定めた部分である。 （８頁18、19行目） ●１は、会計帳簿の適法作成証明は、会計専門家としての知識・能力と実務経験を有する者によってなされなければならないことを定めている。 （８頁22、23行目） ・税理士は、今回の改正案において、公認会計士・監査法人・会計士補とともに、外部監査制度を担う会計専門家としての地位が与えられている。 （８頁23～25行目） ・「会計専門家としての知識・能力と実務経験を有する者」という文言を殊更に使用しているのは、証明者として商工会議所の指導員等をあてる趣旨の見解を否定するためである。 （９頁３～５行目） ・「特別の利害関係なき者」とか、あるいは「独立した公正な立場」などという表現を用いなかったのは、既存の文言に伴う解釈上の疑義をも随伴するおそれ、を回避するためである。 （９頁12～15行目）	→人的基準｛適格性の基準 独立性の基準
２　前項の会計帳簿適法作成証明者（以下証明者という）は、調査の実施および会計帳簿適法作成証明書（以下証明書という）の作成については、会計専門家としての正当な注意をもってこれを行わなければならない。	・２は、証明者が必要な調査の実施および証明書作成にあたって用いるべき、会計専門家としての注意義務を定めたものである。 （９頁18、19行目）	→全般的基準｛正当な注意の基準 秘密保持の基準
３　証明者は、その職務を行うにあたり、会社の秘密保持に十分注意しなければならない。	・３は、証明者の守秘義務を定めたものである。 （９頁19行目）	
４　証明者は、平素より職務を行うに必要な理論の習得・探究および技術の向上に努めなければならない。	・税理士のすべてが証明者としての適格性をもつといえるか疑問がないではない、との指摘もある。 ・そのための資格試験を行うとすることは、商法改正問題に対処する税理士業界の立場に好ましくない影響を及ぼすおそれがある。 ・そこで４は、全員が当然に有資格者となることを前提として、講習・補習を強制し、また自主的な努力を促すことで、全員が証明者に相応しい能力を備えられるようにすべきであるとの配慮を示している。 （９頁５～11行目）	
第２　実　施　基　準 １　証明者は、証明書作成の目的に照らし、会計帳簿を計画的に調査しなければならない。	・１は、期中監査を行うものとする以上、会計帳簿の調査が計画的に行われるべきことを定めたものである。具体的には、監査計画書に基づいて月次調査を積み上げることで、適法作成証明がなされることになろう。 （９頁21～23行目）	
２　証明者は、会計帳簿に対する適法性に関する意見を表明するため、会社に対し必要な資料の提出を求め、かつ、意見の交換を図るなど、合理的な基礎を得るまで調査を実施しなければならない。	・２は、証明者による適法意見表明の前提として、合理的な基礎を得るまで調査を実施する必要性を定めたものであるが、通常的には、特に疑うべき事情がない限り、提出資料の正確性に関する確認書を信頼することで足りることになろう。しかし、そのような事情が生じたときは、会社に対して必要な資料の提出を求めることができる権限が付与されていなければ注意義務をつくすことが困難となる。しかも、そのような権限が付与しておけば、それが実際に行使されることがなくとも、会社に対する関係で証明者の地位の強化をもたらすことにもなろう。ただ、一方的な権限行使のみを定めることは、会社との協調性にかけるうらみもあるので、相互の意見交換によって意思の疎通をはかる必要性をも定めたものである。 （９頁24行目～10頁６行目）	
３　証明者は、会計帳簿の作成等について問題がある場合には、その都度会社に対して意見を述べ、その改善を求めなければならない。	・３は、会社の会計帳簿の作成に対する証明者の指導性を定めたものであり、問題が生じたときは、会社に対して意見を述べ、改善を求める必要性を強調している。 （10頁７～10行目）	
第３　証明書作成基準 １　計算書類に添付して公開される証明書には、作成者が実施した調査の概要およびその結果を明瞭に記載しなければならない。	・株式会社・有限会社について計算書類を会社に備え置いて何人にも公開させることが予定されているが、株式会社についてはその適法作成証明書も公開されることになる。 ・１の証明書は、会社の計算関係の明確化を図るという観点からも、会社の対外的信用の基礎となるものである以上、それには必ず作成者が実施した調査の概要およびその結果を明瞭に記載することが必要とされる。 （10頁10～15行目）	→報告基準
２　前項の調査の結果として、会計帳簿の記載の適法性および会計帳簿の記載と貸借対照表・損益計算書・営業報告書および附属明細書の記載との合致の有無を記載しなければならない。	・調査の結果を、具体的にどのように記載すべきかは、基本構想が税理士業界の採るべき方向として確認されたのち、証明書作成準則において詳細に定められることになろう。 ・そこで、２では、とりあえず「立法の問題点」に記載された文言を援用して抽象的に表現したものである。	



白墨なら　よくかけて　よくきえる　きぬこし製　天神白墨
工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。
各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗　㊎ JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本　社　〒124 東京都葛飾区西亀有２-15-17　ＴＥＬ 03(601)6271㈹
工　場　〒341 埼玉県三郷市泉13　ＴＥＬ0489(53)1537㈹
営業本部

コニシボンド
オフィスで、ご家庭で


…のあとをきれいにはがす。

ボンド　はがし液シリーズ　新登場
シールやステッカーのはがしあと、手についてしまった瞬間接着剤などの汚れって、意外と目立つし、気になるものですよね。しかも、取りにくいときてる。こんな汚れをきれいに落とす、ボンドはがし液シリーズ、新登場。
シールはがし液、ボンドアロンアルファ用はがし液、粘着剤はがし液と3タイプそろっています。ぜひ一度お試しください。
コニシボンド　コニシ株式会社
本社ボンド部／大阪市東区平野町2-10(沢の鶴ビル) 〒541　TEL 06(228)2970
東京支店／東京都中央区日本橋室町4-5(近三ビル) 〒103　TEL 03(245)6913
名古屋支店／名古屋市西区菊井2-6-5 〒451　TEL 052(563)6171
福岡支店／福岡市南区清水3-24-19 〒815　TEL 092(551)1761
営業所／札幌・仙台・新潟・金沢・北関東・静岡・高松・岡山・広島

歴史考察

豊臣家臣団
加藤清正と福島正則（完）

7　三成の人物について

ここでもう少し、石田三成について触れてみたい。

司馬遼太郎氏も次のように述べていた。すなわち石田三成は、豊臣政権の政治家としてはめずらしいタイプに属する。なにが正義であるかということを考える観念がきわめてつよく、規律好きであり、その規律好きはむしろ病的なほど、それを人に押しつけ、不正があると検断者の如き態度で糾弾し、同僚から極端に嫌われた。

かれの政敵であった浅野幸長などでも、三成の死後、「かれが死んでから大名たちの殿中での行儀がわるくなった」という意味のことをいっているが、とにかく利害で離合集散する豊臣期の時代精神のなかにあって、正義とか規律とか遵法とかいう、いわば形而上的なものに緊張し、昂奮する観念主義者がいたこと自体、きわだったことでもあるとおもわれる。

三成が近江の出身であることは彼がすぐれた経済技術者であり、財政家であったことを裏書きするようだ。米穀中心の封建的な土地制度に基盤をおいた徳川のやり方よりは、大阪から西に向かって目を開いた秀吉のほうが、流通経済にたいする関心はつよかった。石田三成を起用したのも、長束正家（彼も近江出身であった）を抜擢したのもそのあらわれである。

近江あたりは近江商人の名で知られているように、早くから商業的思考が浸透し、三成らもその影響下に育ったものであろう。

三成は史上空前の関ケ原合戦において家康と対決せんとするにあたり、秀吉在世中に三成にとり入ることで心証をよくしようとつとめた外様大名を、そのまま大義名分論にたって反徳川の戦列に動員できるとみたのは、三成の錯覚であった。

その点、家康が秀吉の子飼いの武将たちを手なづけ、反三成の勢力に育てていたのは、老獪さをこえてみごとであった。

秀吉の生存中にきめられた法規をおかし、伊達、福島、蜂須賀、加藤などの諸大名と縁組をとりきめ、その問罪使を軽く一蹴して平然としている家康にたいして、前田利家は腹をたて、大阪と伏見との間には緊張がたかまった。腹黒い家康は、なかば恍惚の人である利家までまるめこんでしまう。

家康も、利家を敵にすることの不利を知ったのであろう。利家は豊臣家の将来を案じながら、関ケ原合戦の前年、慶長四年に没し、三成は佐和山城にこもり家康との対決以外に自分の進むべき道のないことを次第にさとるに至る。

関ケ原合戦の前における諸大名の心の動きはさまざまであった。加藤清正や福島正則のように、三成を憎むあまり家康に走った秀吉子飼いの大名もおれば、保身のためにあらゆる手段を弄して家康にとり入ろうと腐心する藤堂高虎のような者もおり、両者の間にたって政治折衝をひきうける黒田長政のような人物もいた。

三成は近江初前田利家を前面におしたて、家康に対抗したが、利家の死後、家康の手もとにとびこみ五大老筆頭の家康の権勢を利用しながら、佐和山にひきこもってさまざまな手をうつ。家康もまた三成に乗ぜられたようにみせながら天下を覆すための条件の成熟を待っており、そのために家康がとった方法は非情なほどに周到なもので、結果からみれば三成はうまうまその罠に落ちたものだ。

上杉景勝と組んで東西に兵をあげ、家康勢を挟撃する策にしても家康の側からみれば見えすいた手にすぎず、のせられたとみせかけて家康は逆にその機会をねらっていたといえる。

西軍の厩将小早川秀秋、脇坂安治らの裏切りにより、数倍の敵をうけて西軍で全滅まで戦闘に参加したのは、三成の直属軍、大谷吉継軍、小西行長軍、宇喜田秀家軍であり、正義の戦いとして三成が強敵家康を向こうに回したのがこの関ケ原であったが、遂に斜陽の豊臣政権を守りえず、家康の実力の前に屈したのであった。

8　あとがき

元和三年、徳川幕府が制定した武家諸法度は、鎌倉、室町両幕府の国家統制理念を一部入れ、これに家康の徳川幕府権力行政の理念を入れて、諸大名を統制するための十二カ条の憲法であった。徳川幕府の地盤も殆ど確立し、関ケ原合戦において東軍に味方した譜代大名ですら改易される時代となり政治の大きな流れをうけとめる政治感覚を必要とする時代に、それに乏しかった福島正則の悲劇があった。関ケ原合戦における功労者という自負心から、恭順の意を表し、忠犬の如く振舞った藤堂高虎は別格として、豊臣恩顧の大名が次々と改易されて行った。

徳川家康が、関ケ原合戦前後から豊臣系の大名の中で最大の気を使ったのが、加藤清正と福島正則であり、恩賞としても最大級のもので、加藤清正は二十五万石より肥後一国の五十万石となり、福島正則は清州二十四万石より芸州広島の四十九万八千石とした。

しかし、これは家康の政治的配慮であって、その実は改易の時期を眈々とねらっていたのである。

しかし、加藤清正は慶長十六年死没し、名実ともに三代将軍家光の時代となり、幕府に敵するものがなくなったことで、諸大名は、幕府のご機嫌をいかにとるかが生きるための最大のものとなった。それにもかかわらず、福島正則は幕府に対する外交政策を大転換すべきであったのに、それを自覚しなかった。

それにしても――対照的に同じ豊臣恩顧の大名を思う。

徳川家康に正面切って決戦を挑み、刑場の露と消えたのが石田三成であり、この三成との友情に殉じたのが大谷吉継であったことは既に述べたとおり。三成と吉継が刎頸の友となった経緯は、ある日太閤在世中に茶会を催した時、吉継に回って来た回し飲みの茶碗の中に鼻水を垂らしてしまった。吉継は三十を過ぎてから癩をわずらい、盲目となってしまっていた。

吉継は非常に真面目な武将であったから、これを全部飲んでしまいたいけれども、太閤の前で回し飲みの茶道の茶をそうするわけにはいかないと瞬間苦慮し、多くの武将も当惑した。あれが回って来たら、俺達は飲まなければならないと思うと胃筋が凍った。その時石田三成が、

「刑部、俺、喉が乾いたから、それを俺にくれ」

と言って、その茶碗をグーッと全部飲んでしまった。大名連中はホッとした。皆は癩者の鼻水の入った茶を飲まずに済んだし、吉継も武士としての面目を保ち得たのである。さてこそ、大谷刑部吉継は関ケ原の戦況がどうあろうと三成に殉じ壮烈なる戦死を遂げる。

戦国武将の生きざま、死にざまを想う時、歴史の重みを感ずると切なるものがある。

（税理士・今村秀夫）

迷語錄

人はしてもらったことはすぐ忘れるが、些細なことでもひとに尽したことはいつまでも忘れない。

悪事は懺悔せられて罪滅する……というのがある。ようするに善いことをするときはかくれてし、悪いことをしたときは皆の前であやまれということである。まあ言うは易く行うは難しだが、自分自身考えてみるとどうもこの反対に行動することが多くなっているようだし、現在の社会がいかにも宣伝の時代となっており社会的地位を築くためには、こんな立派なことをしたといわなければならないというのは遺憾なことである。

ただ、ひとに尽したことをいつまでも覚えていて、世に処していたのではくたびれてしまうから、人に親切にした り世話をするのは、いつか自分の子や孫や、父や母が、どこかで誰かから世話になったり、自分も今まで、また今から他のひとから世話になって生きるのだという自覚をもってはどうだろうか。そうすればもっと気軽に、「ただ」できることをできるかぎりするということにする。

とにかく「ただ」行う。この「ただ」というのが難しい。一所懸命やったのでは永続きしない。なんということなくひたすらに、堪え忍んで行うのではなく「ただ」川の水が流れるように、行うことがよいのである。

（鐘旭）

税の歴史から

公議所の議案（その二）

<35>

公議所には次のような各種の提案もなされている。

市廛の法を設け地税を納めしむべきの議

日出議員　帆足龍吉

当今人民遊逸に趨り山野の民は日々減少し三都並諸侯城下の民は日々倍す。是れ田畝荒廃人民困弊の基に御座候。夫れ厚本抑末は為政の急務に候得は三都及び通邑都会諸侯城下の市街盡く戸数を限らせ度候得共、御新政の初専ら御仁恤を御主意と被遊候儀にて今俄に街坊の戸数被為限候ては其為めに生産を失ひ候者も可有之一夫其所を得ざるは聖人の所恥併し孟子も論ぜし如く市廛の制は漢土盛代にも行はれ候儀にて、本邦にては明智光秀権宜の計を以て京都地子を免ぜしより今諸侯城下まで商人共自由に売買自分領地の如く仕候、是絶て有間敷儀に御座候。況や方今逐末の弊も盛に行れ候得は宜しく市廛の法を設け、田畝に準じ其税を納め給ひ、天下窮乏の者御賑恤の資に充て給はば允当の御処置と奉存候

田地町地面勝手に売買の議

会計官権判事　加藤弘蔵

第一

田地町地面共是迄表向売買と申事なく皆譲渡と申名義なれ共、以来は右表向売買と申事被差許可然事

第二

親王公卿諸侯以下士大夫にても同様田地町地面を買求候儀被差許候方可然事、拝領屋敷にても売買勝手次第の法被為立可然事

第三

此制度被為定候上は悉く年貢御取立にて可然事

禁止田地売買の議

桜井議員　近藤閧造

民は公田を耕し租税を収め其餘票を以て吾口に給するは本業なり。今や民公田を私にし賃地或は譲地と号し、全く売地に致したる分は豪農富商の為めに掠奪せられ小民は其田を僭作して租税を両端に収め、生活の道益々ふさぎに至らん。元来公田を私に売買するの理は之れ有まじ、御維新の秋に當り、断然此弊を禁止する方向然哉と奉存候

設月課銭之議

桜井議員　近藤閧造

此月課銭と号する者は即ち国恩金なり。家別に毎月六十銅を出させ之を里正に積置、毎年政府へ出し、政府之に加ふるに少差の利息を以てすれば、天下の融通なすのみにあらず従前の売地を其邑に買戻し此地をして此民に平均すれば、両端に租税を収むるを免れ、変世の産に安じ上下利を同すれば孜々として業を楽み貧民蘇生の心を生じ常に聖恩の弘大なるを知るもの幾許かあらん。

これら租税に関する提案のあった明治二年夏四月の議案にこれらの外、大井川に架橋したいという建議や、田安中納言家来からの今般箱根始諸道の関所を廃止したからには東京にても和泉橋とか新橋等所々の関門も廃止してもらいたいという建議、臣僕妻妾子女でたとえ罪過非違があるものがあったとしても刑法を待たずに私に人命を絶つ事を禁止されたいという建議、従来金銀貸附の事は士大夫以上には許されていないが内密の貸借にては不都合もあるので表向許されたいとする建議もあった。

（公認会計士税理士　岸本勝次）

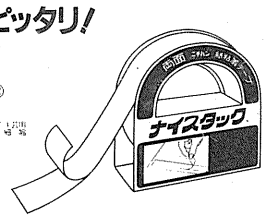
ニチバン
Point memo
（メモ用粘着シート）　ポイントメモ
粘着剤つきメモ「ポイントメモ」なら、どこにでも何回でも貼れます。はがした後も糊残りなし　伝言用にはもちろん、資料の見出し、手帳やカレンダーの貼りつけに便利な大小各種サイズを揃えました。



はって、はがせる伝言！

おもても うらも きれいに ピッタリ！
ナイスタック®
書類の貼り合わせやポスター、POPなどの固定に 写真やスクラップ資料の貼りつけなどに幅広く利用できます 手芸用細幅は5㎜幅で、リボンフラワー、アートフラワーその他一般手芸用として扱いやすく、手ざわよく使えます

品番	サイズ
NW-5	5m×10m
NW-10S	10m×9m
NW-15S	15m×6m
NW-10	10m×20m
NW-15	15m×20m
NW-20	20m×10m
NW-25	25m×10m
NW-40	40m×10m



ニチバン株式会社
東京支店：〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル TEL(03)666-3101㈹
本　社：〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 TEL(03)263-0151(大代表)

札幌支店：〒060 札幌市中央区北5条西6-2 札通ビル ☎(011)231-2310㈹
仙台支店：〒983 仙台市幸町3-11-3 第1小西ビル ☎(0222)97-2155㈹
大宮支店：〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495㈹
新潟出張所：〒950 新潟市米山35 丸信ビル ☎(0252)46-3261㈹
横浜支店：〒221 横浜市神奈川区金港町3-3 第9大塚ビル ☎(045)453-3151㈹
名古屋支店：〒460 名古屋市中区栄5-26-39 タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441㈹
金沢支店：〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801㈹
京都支店：〒601 京都市南区唐橋川久保町29 大佐ビル ☎(075)681-1781㈹
大阪支店：〒541 大阪市東区道修町2-19-1 山口ビル ☎(06) 203-5631㈹
神戸支店：〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32 兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206㈹
広島支店：〒733 広島市西区観音本町2-7-21 兼光ビル ☎(0822)91-7497㈹
高松支店：〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661㈹
福岡支店：〒810 福岡市中央区薬院2-17-22 ☎(092)771-4852㈹

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　号外

第一税協

号外

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５―18―３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士（１部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

東京税理士会会長選挙戦に突入

五月十一日投票、五月七日不在者投票

第一税協推薦の味岡一義会長候補あと一意気

東京税理士会の流れをかえる会

味岡一義会長候補の基本政策

京橋支部長味岡一義後援会、税理士桜友会、税理士清流の会、全日本計理士会、第一税理士協議会等六千名を超える税理士諸先生で組織する「東京税理士会の流れをかえる会」推薦の味岡一義会長候補の基本政策は次の通りである。

一、税理士会が社会的に権威ある存在として評価されるよう努力します。

民間における税務の専門家集団としての税理士会が税制改正、税務行政について税務当局から意見の聴取をされるよう、また本音論を通じて相互信頼を確立する。

それがためには税理士会の会務執行を職業団体としての本来の姿に正す必要がある。

税務当局の不評とか補助機関とかの論議は、税理士法第一条の「使命」を最善のものと認める立場からはあり得ないものである。

一、税理士の使命を達成するため代理権・自主権の確立に向かって積極的に努力します。

税理士制度は代理人制度であり税理士法、国税通則法を整備し、近代国家にふさわしい税理士の代理権、自主権を確立する。

税理士の代理権とは、申告納税の助言者として税務当局と接衝する場合のルールをいうのであって対立的のものではない。

一、東京税理士会の会務運営を正常化します。

昭和五十五年の税理士法改正以来東京会と日税連はことごとに対立し、東京会は日税連の孤児的存在となっている。

組織の上部機関である日税連と協調し、全国的視野から業界の発展のため最善の努力をする。

一、会員の職業倫理の徹底に努力します。

税理士法、諸規則等を守ることは自由職業人として当然のことであり、職業義務違反等で新聞種などにならぬよう、また他人の業務侵害を防止できるよう、会員への援助と適切な施策を実施する。

一、税理士法及び関係法令を整備し、東京税理士会関連諸団体のあり方を正します。

税理士協同組合、税理士データバンクなど東京税理士会関連諸団体の人事の公正・運営の改善は急務であり、また税理士法及び関係諸法令を整備して、税理士事務所経営の安定、職域環境の発展を期する諸施策を講ずる。


味岡一義会長候補

良識をもった民主的な会務に流れをかえよう！

各界及び当局との信頼関係を強化しよう！

税理士の使命に徹し社会的地位の向上をはかろう！

元金100万円の分配金

期間	㊧扱いの場合 分配金	年利回り	35%分離課税扱いの場合 お手取り分配金
1カ月	4,563円	5.475%	2,966円
2カ月	9,146円	5.487%	5,940円
3カ月	13,750円	5.500%	8,923円
4カ月	18,375円	5.513%	11,915円
5カ月	23,022円	5.525%	14,916円
6カ月	27,689円	5.538%	17,926円
7カ月	32,378円	5.551%	20,945円
8カ月	37,088円	5.563%	23,973円
9カ月	41,820円	5.576%	27,009円
10カ月	46,573円	5.589%	30,055円
11カ月	51,348円	5.602%	33,110円
1年	56,145円	5.614%	36,174円

一カ月複利だからふえ方が手にとるようにわかります

＊計算は昭和59年1月9日現在の分配率年5.475%で計算した概算値です。利率変更等ありますので、一応の目安としてお考え下さい。



〔便利さではじめましたが、いまでは有利さで続けています〕

中期国債ファンド

分配率昭和59年1月9日現在

年 5.475 %

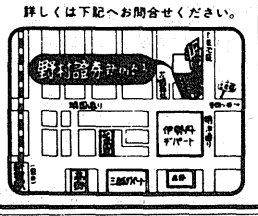
5.0～5.5%（実績予想）

●1ヵ月複利でダンゼン有利。
●30日経てば、いつでも手数料なしでお申し出の翌日お金になります。
●お申込みは10万円から、1万円単位。

＊㊧を使えばお1人300万円まで無税。
＊お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。
※ 発行・運用は野村投信委託

お気軽にご来店ください。
「初めてのお客さまコーナー」開設！
■お電話でのお申込み・ご相談は……
(205)0091～0096

詳しくは下記へお問合せください。



新しい魅力で
身近なおつきあい―
野村證券
新宿支店
郵便番号　160－91
東京都新宿区新宿５丁目17番９号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）
電話　東京 03(205)１００１(代)

東京税理士会 会長補欠選挙 各投票所一覧

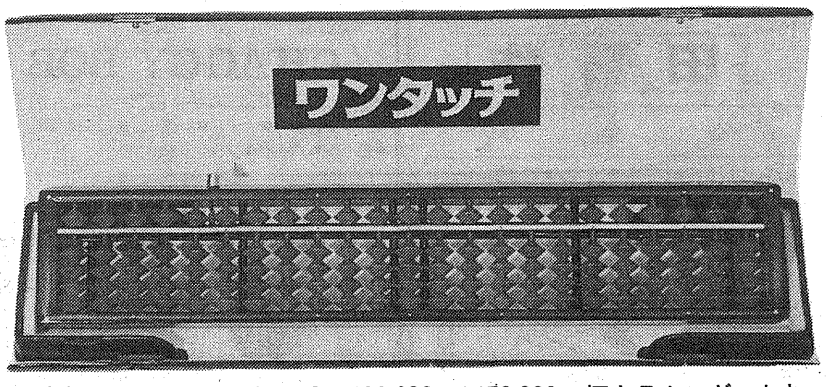
一、投票所番号
一、支部名
一、投票所・住所
一、電話番号

1	麹町	千代田区六番町一　麹町支部	（二六四）〇〇四九
2	神田	千代田区神田淡路町二―三　㈱丸菱会館三階三〇一	（二五五）三二七一
3	日本橋	中央区日本橋人形町三―三―一五　大橋芳町ビル三階　日本橋支部	（六六二）三九七九
4	京橋	中央区新富二―三―八　窪島ビル　京橋支部	（五五三）一七八八
5	芝	港区芝五―三―三　芝税務経営指導所	（四五三）六五一六
6	四谷	新宿区三栄町八　四谷支部	（三五一）八五九七
7	麻布	港区元麻布三―二―二一　ルミエール元麻布三〇一　㈱麻布税理士会館　麻布支部	（四〇四）二八八六
8	小石川	文京区小石川二―一―二　一一山京ビル五〇六　小石川税務経営指導所	（八一五）三三一三
9	本郷	文京区本郷二―一五―一七　本郷税務経営指導所	（八一二）四六八〇
10	下谷	台東区上野二―一四―二一　台東区立上野区民館	（八三二）九六三一
11	浅草	台東区蔵前四―三二―七　㈱浅草税理士会館　浅草税務経営指導所	（八六二）五八五五
12	品川	品川区南品川四―二―三二　品川会館内　品川支部	（四七四）〇八四三
13	荏原	品川区平塚三―一三―一〇　福井ビル三〇五号　荏原支部	（七八一）八〇七〇
14	大森	大田区中央七―四―五　大森税理士会館　大森支部	（七五四）一八一一
15	雪谷	大田区雪谷大塚町八―一　雪谷支部	（七二六）五一三九
16	蒲田	大田区蒲田四―四一―九　蒲田支部	（七三四）五五五六
17	世田谷	世田谷区世田谷四―二〇―一一　世田谷税務経営指導所	（四二八）六三九三
18	北沢	世田谷区松原六―一―一一　北沢支部	（三二三）七八九四
19	玉川	世田谷区玉川二―四―一三　玉川税務経営指導所	（七〇〇）〇五六二
20	目黒	目黒区五本木二―一五―七　市川ビル一階　目黒支部	（七一五）一五八〇
21	渋谷	渋谷区宇田川町四一―二三　河野ビル二階　渋谷支部	（四六一）二九三八
22	淀橋	新宿区西新宿七―一八―一八　淀橋支部	（三六九）三一三五
23	中野	中野区中野五―六七―一六　ビジネスハイツ中野一〇〇二号　中野支部	（三八五）八六一九
24	杉並	杉並区阿佐谷南三―三七―一三　北原ビル三階　杉並支部	（三九一）一〇二八
25	荻窪	杉並区天沼三―六―一六　吉田ビル　荻窪支部	（三九一）〇四一一
26	板橋	板橋区大山東町四〇―一六　朝日大山マンション二一〇号　㈱板橋税理士会館　板橋支部	（九六二）三九二三
27	練馬	練馬区豊玉上二―二三　産業会館三階中会議室	（九九一）〇五三〇
28	豊島	豊島区西池袋三―三〇―四　山栄ビル　豊島支部	（九八三）二四七八
29	王子	北区東十条三―八―一〇　王子税理士会館　王子支部	（九一一）九一〇四
30	荒川	荒川区西日暮里六―七―六　荒川支部会館	（八〇〇）五五七七
31	足立	足立区中央本町二―二六―一四　第一相互銀行五反野支店	（八四九）八一一一
32	西新井	足立区栗原三―一〇―一六　西新井法人会館会議室	（八五二）二五二一
33	本所	墨田区業平二―五―七　本所税理士会館	（六二六）一一四八
34	向島	墨田区東向島二―八―五　向島法人会館一階会議室	（六一二）五五一五
35	葛飾	葛飾区立石七―一二―七　葛飾支部	（六九三）〇八三四
36	江戸川	江戸川区平井四―二―二四　江戸川支部会館	（六八二）九八四四
37	江東西	江東区富岡一―一六―一二　富岡区民館	（六四二）八三〇六
38	江東東	江東区亀戸二―三六―一四　長崎ビル三階　江東東支部	（六八一）三七二三
39	青梅	青梅市青梅三七三　青梅商工会館	〇四二八（二三）〇一一一
40	八王子	八王子市三崎町五―一　八王子税理士会館	〇四二六（二三）四七九四
41	町田	町田市中町三―四―二　高峰ビル　町田支部	〇四二五（二五）一三九七
42	立川	立川市高松町二―二七―二七　TBKビル二〇一号	〇四二三（九四）七〇三八
43	東村山	東村山市本町一―二〇―二七　東村山支部	〇四二二（五五）二三一三
44	武蔵野	武蔵野市中町一―二三―一七―二　武蔵野税理士会館　武蔵野支部	
45	武蔵府中	調布市小島町二―三六―一　調布市市民センター三階会議室	〇四二四（八八）五一一一

五月十一日(金)には是非投票所にお運び頂いてご投票下さい

なお、五月十一日に都合のある方は、五月七日（月）の不在者投票日をご利用下さい（於・税理士会館 税理士証票持参）

サンコーそろばん
ワンタッチ



定価＝￥5,000～￥20,000、￥30,000～￥50,000の極上品もございます。

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、新たに弊社の開発新製品といたしまして優秀な彫刻刀を登場させることができました。何卒よろしく御愛顧くださいますようおねがい申しあげます。

サンコーそろばん・生産・輸出入　高級木工芸品　高級彫刻

三貢工芸株式会社

本　　社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725
工　　場　兵庫県・島根県

第一税協

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５―18―３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　岡崎寿士（１部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…東京税理士会会長選挙結果、法務省意見照会発表される。
二頁～五頁　法務省意見照会（全文）
六頁…歴史考察、税の歴史から
迷語録

東京税理士会会長選挙

味岡一義氏惜敗

反省に立って来年を期す

各界注目の東京税理士会長補欠選挙は、五月十一日午後四時を以て投票が締切られ、六時から開票されて、七時過ぎ大勢が判明、第一税理士協議会が強力に推薦した味岡一義氏は惜敗しました。同選挙管理委員会発表の最終結果は次の通り。

当服部徹義三九〇七票
次味岡一義三〇八六票
投票総数七〇四二票
有効投票六九九三票
無効票　四九票

なお有権者総数は、一一〇一〇なので投票率は六四・一三％の低率でした。

味岡氏に対しては、京橋支部長味岡一義後援会（前田幸蔵名誉会長、関口秀男会長）、税理士桜友会（茂木元次郎会長）、税理士清流の会（中村弘会長）、全日本計理士会（中西豊平会長）、第一税理士協議会（岡崎寿士会長）等五会が「東京税理士会の流れをかえる会」を組織し、打って一丸となって寝食を忘れ選挙戦を闘ったのですが、遂に力及びませんでした。しかし今回の選挙は波多野重雄前会長の八王子市長転出に伴う補欠選挙であり、来年すぐ正規の会長選挙が行われるので、今回の反省を来年に生かして捲土重来を期すべきであります。

味岡氏自身も十一日夜選対本部にて「諸先生には本当に不徳な私のためによく戦って下さいました。来年にはどなたが立つにせよ、この経験を生かして来年こそ当選を期して下さい」と語りました。

いずれにせよ、この度の選挙において第一税理士協議会の諸先生には心温まる選挙支援金を醵出頂き、誠に有難うございました。

就きましては別項にご芳名を掲載させて頂き、ご高志の程に心から感謝申し上げます。

大小会社区分立法 意見照会発せらる

五月九日、法務省民事局参事官室名で

商法改正の仕上げとして大小会社区分立法の制定を審議している法制審議会商法部会（法相の諮問機関、部会長・鈴木竹雄東大名誉教授）は、五月九日付で、①株式会社、有限会社などに対する最低資本金制度の創設、②小規模会社に対する外部監査制度の導入――など立法上の問題点十四項目について、法務省民事局参事官室名で法曹界をはじめ各経済団体、学界など関係団体に向けて、「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」と題する「意見照会」を発した。

そこで、さっそく本紙上にその全文を掲載して読者の便に供したい。（二ページ以降に掲載）

この意見照会は十月十五日が期限であり、法務省ではその際の各界回答を踏まえて改正試案を作成し、再度各界の意見を求めたうえで六十二年末には法制審の答申を得て改正法案を作成、国会に提出する方針のようである。

なお、第一税理士協議会では、回答意見形成や会員の勉強に資するため、六月二日（土）、法務省稲葉参事官による意見照会解説の「商法改正大研修会」を開催するのですべての人々の受講を希望している。

理論と実務に役立つ 第三次商法改正大研修会

――稲葉参事官による大小（公開・非公開）会社区分立法の問題点（法務省意見照会）の解説

日時／六月二日（土）午後二時より五時まで
場所／公認会計士会館三階大会議室

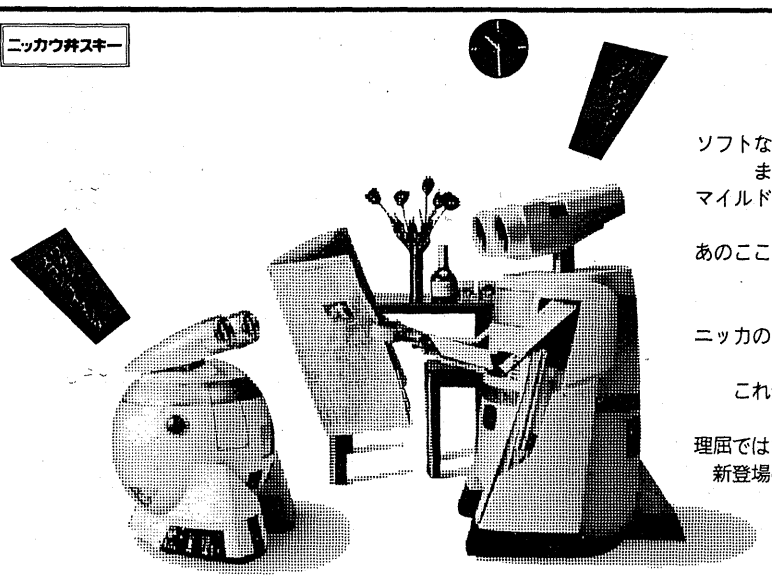
●さっそく立案担当官その人による意見照会解説の研修会を開きます。全公認会計士・税理士・職員の方の受講を切望します。詳細は別紙をご覧下さい。

東京税理士会々長選 支援寄附金応募者ご芳名

五月十五日現在

西宮　憲	一口	竹村　進	一口	松尾　栄一	一口	遠藤　平治	二口
窪寺長治郎	一口	五味　薫	三口	鈴木　三勇	一口	伊藤　秀雄	二口
石井　操	二口	兼山金刀圀	二口	鶴田　優	一口	竹下三武郎	一口
奈良　範雄	一口	下田　友吉	四口	宇津木三郎	二口	礒崎　勝	一口
古村　太郎	一口	浅井　新平	二口	吉野永市郎	一口	荒井　善蔵	一口
田中　佐門	二口	辰巳　正衛	一口	秋葉　民夫	一口	川上　肇	一口
村田　義男	一口	土橋　栄夫	一口	本島　三郎	二口	野村　勝一	一口
高山　正年	一口	津田　敏夫	二口	古屋　勝成	一口	津田　敏夫	二口
秦　幸吉	一口	野村　勝一	一口	藤岡　大造	一口	高山　正年	一口
笹生　武夫	一口	川上　肇	一口	土屋伝之助	一口	村田　義男	一口
大和田淳一	一口	荒井　善蔵	一口	山本自出麿	一口	田中　佐門	二口
佐藤　次男	二口	礒崎　勝	一口	松田　敬二	一口	古村　太郎	一口
竹崎　徹	一口	竹下三武郎	一口	若林　恒雄	一口	奈良　範雄	一口
佐久間田鶴子	二口	伊藤　秀雄	二口	長田　邦稲	一口	石井　操	二口
松尾　栄一	一口	高森　利正	一口	川田　浩之	一口	兼山金刀圀	二口
鈴木　三勇	一口	遠藤　平治	二口	深山　武次	一口	下田　友吉	四口
高山　正年	一口	金子　勇	一口	坪野　孝	一口	浅井　新平	二口
秦　幸吉	一口	松木　正輝	二口	平野　裕二	一口	辰巳　正衛	一口
笹生　武夫	一口	関　弘	一口	和田新之助	一口	土橋　栄夫	一口
大和田淳一	一口	小島　典春	一口	平田　毅彦	一口	津田　敏夫	二口
佐藤　次男	二口	斎藤　久斉	二口	清田　辰喜	一口	野村　勝一	一口
竹崎　徹	一口	中西幸之助	一口	新保　太郎	一口	川上　肇	一口
佐久間田鶴子	二口	榛山　栄一	一口	丸山　修司	一口	荒井　善蔵	一口
松尾　栄一	一口	伊藤誠一郎	一口	吉田　信雄	一口	礒崎　勝	一口
鈴木　三勇	一口	小林　憲	一口	古堅　良雄	二口	竹下三武郎	一口
鶴田　優	一口	川田　浩之	一口	森田　賢治	一口	伊藤　秀雄	二口
宇津木三郎	二口	長田　邦稲	一口	藤井　豊三	二口	高森　利正	一口
吉野永市郎	一口	若林　恒雄	一口	田沼　次郎	一口	遠藤　平治	二口
秋葉　民夫	一口	松田　敬二	一口	三輪　三郎	一口	金子　勇	一口
本島　三郎	二口	山本自出麿	一口	岡田　一馬	一口	松木　正輝	二口
古屋　勝成	一口	土屋伝之助	一口	岡崎　寿士	二口	関　弘	一口
藤岡　大造	一口	長田　邦稲	一口	新居　睦雄	一口	小島　典春	一口
関口　秀男	二口	川田　浩之	一口	伊藤　信孝	四口	斎藤　久斉	二口
長坂　利正	二口	深山　武次	一口	小林　郷司	二口	中西幸之助	一口
三宅　忠男	一口	坪野　孝	一口	四元　正憲	二口	榛山　栄一	一口
浅見　孝	二口	平野　裕二	一口	小林　久弥	二口	伊藤誠一郎	一口
橋本　一雄	二口	和田新之助	一口	木村　久弥	二口	小林　憲	一口
天野　紘志	一口	平田　毅彦	一口	太田昌一郎	一口	川田　浩之	一口
母家　一郎	一口	清田　辰喜	一口			長田　邦稲	一口
小川　佐吉	一口	新保　太郎	一口			若林　恒雄	一口
五領田元男	一口	丸山　修司	一口			松田　敬二	一口
安田　正義	二口	吉田　信雄	一口			山本自出麿	一口
三浦藤四郎	一口	古堅　良雄	二口			土屋伝之助	一口
五十嵐泰二	一口	森田　賢治	二口			藤岡　大造	一口
船津　忠正	一口	藤井　豊三	二口			古屋　勝成	一口
高橋　茂	一口	田沼　次郎	一口			本島　三郎	二口
諏佐市之丞	二口	三輪　三郎	一口			秋葉　民夫	一口
三枝　潮	二口	岡田　一馬	一口			吉野永市郎	一口
		岡崎　寿士	二口			宇津木三郎	二口
		新居　睦雄	一口			鶴田　優	一口
		伊藤　信孝	四口			鈴木　三勇	一口
		小林　郷司	二口			松尾　栄一	一口
		四元　正憲	二口			佐久間田鶴子	二口
		小林　久弥	二口			竹崎　徹	一口
		木村　久弥	二口			佐藤　次男	二口
		太田昌一郎	一口			大和田淳一	一口

ニッカウヰスキー



●

新しく登場いたしますこのウイスキー、
ソフトなだけじゃない、ライトなだけじゃない、
まろやかで軽くて、はなやかに香りがのびる、
マイルドなのです。そう、若いおとなの味。
わかりあった男と女がつくる空気感、
あのこころよさとも似ています。お試しを。

●ニッカは再貯蔵（マリッジ）●
ニッカのウイスキーは原酒をブレンドしたあと、
もういちど樽に戻して眠りにつかせます。
これがマリッジ。原酒たちの結婚。
この過程で静かに、原酒たちが溶けあって、
理屈ではないまろやかさとマイルドさが生まれます。
新登場のマイルドニッカは、特に再貯蔵に、
時間と愛情を注ぎました。

▲



こういう時代に、
欲しかった！
マイルドニッカ誕生

マリッジウイスキー
MILD NIKKA
マイルドニッカ

〈資料〉

大小（公開・非公開）会社区分立法及び改正に関する問題点

（昭和五九年五月九日　法務省民事局参事官室）

大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点について

一　法制審議会商法部会においては、昭和五〇年に意見照会の対象とした「会社法改正に関する問題点」のうち、昭和五六年の商法等の一部を改正する法律による改正の範囲外であった最低資本金及び大小会社の区分並びに合併について、昭和五七年末から引き続いて検討している。

二　このたび、その審議において、その改正の問題点として検討することを適当とする事項を拾い上げる作業が一応終った。これまで、株式、株式会社の機関、株式会社の計算・公開の各試案については、右の昭和五〇年の意見照会における問題点の提示がかなり具体的であったことを受けて、直ちに試案の作成のための審議が行われた。しかし、このたびの問題点については、昭和五〇年の意見照会では極めて概略的にしか取り扱われていなかったうえ、内容的にも小規模の会社又は閉鎖的な会社に対する法規制全般を商法、商法特例法、有限会社法の三法にわたって見直す必要がある。また、わが国に小規模の閉鎖的な会社が極めて多い現状に鑑み、その改正が実際界に与える影響ははなはだ大きい。

三　そこで、商法部会においては、更に試案作成のための審議を行う前提として、これらの問題点に対する各界の意見や提案を聞くことが適当であるとされた。これを受けて民事局参事官室において、商法部会の審議において表われた問題点を整理したものが、別紙の「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」である。

四　なお、問題は、株式会社及び有限会社の法制全般に及ぶので、これ以外にも改正を要する点あるいは検討を要する問題点（例えば、単位株制度の取扱い等）があれば、これについての意見、提案が寄せられることを期待する。

昭和五九年五月

法務省民事局参事官室

大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点

※は、公開株式会社にも共通の事項である。

一　設立に関する問題点

（発起人の数等）

1　株式会社の発起人（原始株主）及び有限会社の原始社員は一人でよいことにするとの意見があるが、どうか（一九八〇年改正ドイツ有限会社法一条参照）。

注　一人会社の特殊性に鑑み、特別の規制をする考え方があるが、どうか（例えば、イギリス（一九四八年）会社法三一条、イタリア民法二三六二条は、社員の個人責任を認める）。

（募集設立の廃止）

2　非公開株式会社の設立手続につき、募集設立を廃止し、発起設立に統一するとの意見があるが、どうか（8a参照）。

注　公開株式会社（一三A条参照）の設立につき、募集設立手続を残す必要があるかどうか、その場合の発起人は少なくとも最低資本金額（15参照）は引き受けるべきものとするかどうか等については、なお検討する。

（検査役の調査の廃止等）

※3　株式会社の設立手続について、裁判所の選任する検査役による調査をできる限り不要にするとともに、有限会社の設立手続も資本充実の確保のため株式会社の手続に近づけるとの意見があるが、どうか（4～8参照）

※4　発起設立における株式の発行価額の払込みは、払込取扱金融機関にするものとし、裁判所の選任する検査役の調査を不要とするとの意見があるが、どうか。有限会社の出資の払込みについても同様にするとの意見があるが、どうか。

※5　株式会社及び有限会社の現物出資及び財産引受けにつき検査役の調査に代え、一定の資格をもつ専門家（公認会計士・不動産鑑定士・公証人・弁護士等）による証明を要求し（フランス会社法四〇条、同令二五条参照）、その証明書を設立登記申請書の添付書類とするとの意見があるが、どうか。事後設立（商法二四六条）の場合にも、同様の証明を要するものとするとの意見があるが、どうか。

注　現物出資につき会社成立前の移転登記の手続を設けるとの意見があるが、どうか。

（設立費用）

※6　当然支出すべき設立費用でその額が固定しているもの（登録免許税、払込取扱金融機関の手数料、定款の認証手数料等）は、変態設立事項とせず、当然に会社が負担するとの意見があるが、どうか。創立事務所の借賃、事務員の給料等その要否・額が変動するものについては、どうか（7参照）。有限会社の設立についても、同様とするとの意見があるが、どうか。

（発起人の報酬等）

※7　発起人に対する特別利益の制度は廃止するとの意見があるが、どうか。発起人が受ける報酬については、相当の限度を法定し、その限度内で具体額及びこれを受けるべき者を原始定款に記載すればよく、検査役の調査を要しないものとするとの意見があるが、どうか。設立費用のうちの変動するものも、これにより一括して賄うことはどうか。有限会社の設立についても、同様とするとの意見があるが、どうか。

（発起人の責任等）

※8　設立段階における原始株主（発起人）又は原始社員及び取締役の地位及び責任については、株式会社の発起設立手続と有限会社の設立手続とを統一するとの意見があるが、どうか。

a　発起人（原始株主）と原始社員の責任（商法一九二条、有限会社法一五条）を同じにし、引受担保責任及び価格塡補責任（有限会社法一四条）を共に負うかたちで統一するとの意見があるが、どうか。

注1　発起人についての商法一九三条（任務懈怠による責任）・一九四条（会社不成立の場合の責任）をすべての原始株主・原始社員に課するかどうかは、会社設立前の取締役の制度のあり方との関連で、なお検討する。

2　非公開会社においても、引受担保責任及び払込担保責任を負わない原始株主又は原始社員の制度を認める必要があるかどうかは、前記2との関連で、なお検討する。

b　最初の取締役・代表取締役・監査役について、株式会社においても発起設立の場合には、定款で定めることができるとの意見があるが、どうか（商法一七〇条、有限会社法一条一項・二七条三項参照）。最初の取締役が、定款で定められず、株主・社員の合意又は創立総会で定められた場合には、最初の取締役の選任手続が確実にとられたことにつき公証人の認証・証書を要求するとの意見があるが、どうか。

c　最初の取締役が定款で定められたときは、その者が会社の設立手続を行うとの意見があるが、どうか。

注　会社成立前の取締役にどのような責任を認めるべきかについては、なお検討する（商法一九五条、有限会社法一五条）。

（見せ金の規制）

※9　見せ金等株式払込みの仮装による設立の規制として、預合いについての商法四九二条、有限会社法七九条と同様の罰則を見せ金についても設けるとの意見があるが、どうか（商法四八九条一号、有限会社法七八条一項一号参照）。

注　会社成立後一定期間禁止するとの意見があるが、どうか。成立後一定期間経過後の時点で、成立後の会社の財産状態の変動を審査し、仮装払込みを防止するため、会社の貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書について商業登記所への提出を求めるとの意見があるが、どうか。

（詐害設立取消しの訴え）

10　非公開株式会社について詐害設立取消しの訴え（有限会社法七五条一項、商法一四一条）の制度を設けるとの意見があるが、どうか。その要件はどうするか。

注　商法一九一条等引受けの無効・取消しに関する規制は、非公開株式会社及び有限会社においてはどうすべきか。

（設立の際の株式・持分の引受け）

11　原始定款には、株式会社の発起人はもちろん、有限会社の原始社員についても、その引受株式数又は出資口数（有限会社法六条六号参照）を記載しない（別に書面で引き受ける）との意見があるが、どうか（商法一六九条参照）。

（公告の方法）

12　非公開株式会社における公告の方法（商法一六六条一項九号）は、大規模会社における決算公告等を除き、官報又は時事に関する日刊新聞紙への掲載に限定しないとの意見があるが、どうか。五〇人以下で定款で定めた数とすることはどうか（五3b参照）。

注　従業員持分制度をとる会社の取扱い及び裁判所による認可の制度（有限会社法八条一項但書）の存廃については、なお検討する。

（登記事項）

※17　登記事項につき、例えば、有限会社の代表権のない取締役や監査役の住所の記載を不要にする、会社の毎決算期の純資産額を登記事項にする（民法法人につき民法四六条一項八号参照）等の意見があるが、どうか。

二　取締役・取締役会に関する問題点

（取締役の員数）

1　非公開株式会社においては、大規模な会社を除き、取締役は一人で足りることにするとの意見があるが、どうか。

注　非公開株式会社のうち三人以上の取締役を強制すべき会社の範囲については、なお検討する。

（取締役の資格制限）

※2　商法二五四条二項の制限を廃止するとの意見があるが、どうか。

（最初の取締役等）

※3　定款で取締役、代表取締役及び監査役を定める場合（一8b参照）において、その効力は最初の取締役等についてのみ及ぶことを明定するとの意見があるが、どうか（有限会社法一一条一項・二七条三項参照）。

（累積投票）

※4　累積投票制度は、株式会社についても、有限会社法二五条ノ二と同じく定款で定めることにより採用できることにするとの意見があるが、どうか（商法二五六条ノ三の改正）。

（取締役の任期）

5　非公開株式会社の取締役の任期（商法二五六条）について定款の定めにより三年又は四年まで延長する余地を認め（原則は二年）、有限会社の取締役については三年又は四年を限度とする任期を定めるとの意見があるが、どうか。

注1　最初の取締役の任期を短縮するかどうかは、なお検討す

（三頁へ続く）





おりがみパック　No.5003
¥500×（2柄×5個入）＝¥5,000
1カートン8B入（80個入）＝¥40,000

東洋紙工株式会社

本　社　〒120　東京都足立区柳原1－35－4　TEL.03－882－8161㈹
大阪営業所　〒581　大阪府八尾市新家町1－15－3　TEL.0729－97－8455
名古屋営業所　〒465　名古屋市名東区よもぎ台3－219　TEL.052－773－8551
札幌営業所　〒003　札幌市白石区本通り4－南1－10　TEL.011－864－5125
福岡営業所　〒812　福岡市博多区吉塚3－2－22　TEL.092－611－7158

A5うつしえセット・一
¥100×（4柄×10冊）＝¥4,000
1カートン¥48,000（40冊×12B入）

ⅴ9 共同代表制の廃止
共同代表者（共同代表）の制度を廃止する。

ⅴ10 株主総会の招集通知
株主総会の招集通知は、書面でしなければならない。

ⅴ11 株主総会の決議
株主総会の決議は、原則として、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

ⅴ12 株主総会の決議の例外
株主総会の決議は、次の場合には、前記ⅴ11の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる割合以上の多数をもって行う。
1 定款の変更　議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上
2 資本の減少　議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
3 解散　議決権を行使することができる株主の議決権の4分の3以上
4 会社の合併、分割、株式交換、株式移転又は新設分割　議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上
5 非公開株式会社における募集株式の発行又は自己株式の処分　議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上
6 非公開株式会社における事後設立　議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上
7 非公開株式会社における譲渡制限株式の譲渡　議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
8 非公開株式会社における株主総会の特別決議　議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（定款で3分の2以上の割合を定めた場合にあっては、その割合）
9 非公開株式会社における株主総会の決議の省略　株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき。
10 非公開株式会社における株主総会の決議の特例　定款で、株主総会の決議事項について、株主総会の決議のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、株主総会の決議をすることができない。

ⅴ13 株主総会の決議の省略
取締役又は株主が株主総会の決議事項について提案をした場合において、その提案について議決権を行使することができる株主全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

ⅴ14 株主総会の決議の特例
株主総会の決議事項について、株主総会の決議のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、株主総会の決議をすることができない。

ⅴ15 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ16 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ17 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ18 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ19 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ20 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ21 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ22 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ23 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ24 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ25 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ26 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ27 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ28 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ29 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ30 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ31 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ32 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ33 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ34 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ35 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ36 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ37 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ38 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ39 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ40 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ41 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ42 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ43 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ44 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ45 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ46 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ47 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ48 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ49 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ50 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ51 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ52 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ53 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ54 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ55 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ56 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ57 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ58 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ59 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ60 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ61 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ62 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ63 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ64 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ65 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ66 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ67 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ68 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ69 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ70 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ71 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ72 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ73 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ74 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ75 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ76 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ77 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ78 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ79 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ80 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ81 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ82 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ83 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ84 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ85 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ86 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ87 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ88 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ89 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ90 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ91 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ92 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ93 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ94 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ95 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ96 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ97 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ98 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ99 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ100 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ101 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ102 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ103 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ104 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ105 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ106 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ107 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ108 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ109 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ110 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ111 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ112 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ113 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ114 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ115 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ116 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ117 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ118 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ119 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ120 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ121 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ122 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ123 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ124 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ125 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ126 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ127 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ128 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ129 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ130 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ131 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ132 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ133 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ134 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ135 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ136 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ137 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ138 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ139 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ140 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ141 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ142 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ143 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ144 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ145 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ146 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ147 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ148 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ149 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ150 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ151 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ152 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ153 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ154 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ155 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ156 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ157 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ158 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ159 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ160 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ161 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ162 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ163 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ164 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ165 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ166 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ167 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ168 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ169 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ170 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ171 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ172 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ173 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ174 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ175 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ176 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ177 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ178 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ179 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ180 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ181 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ182 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ183 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ184 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ185 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ186 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ187 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ188 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ189 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ190 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ191 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ192 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ193 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ194 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ195 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ196 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ197 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ198 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ199 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ200 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ201 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ202 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ203 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ204 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ205 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ206 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ207 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ208 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ209 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ210 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ211 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ212 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ213 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ214 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ215 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集する。

ⅴ216 取締役会の決議
取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

ⅴ217 取締役会の決議の省略
取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ⅴ218 取締役会の決議の特例
取締役会設置会社は、定款で、取締役会の決議事項について、取締役会のほか、取締役、執行役、取締役会、会計参与、監査役又は会計監査人の同意を得なければならない旨を定めた場合には、その事項については、その同意を得なければ、取締役会の決議をすることができない。

ⅴ219 代表取締役の選定
取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ⅴ220 業務の執行
取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、業務を執行する。

ⅴ221

（三頁より続く）

注1　ドイツ改正有限会社法三二条a参照。

2　株主・社員の範囲の限定の要否については、なお検討する。

（会社から得た利得の返還）

11　非公開会社が支払不能になった場合において、配当、報酬等いかなる名義であるとを問わず、株主・社員が過去一定期間（例えば二年間）内に会社から受けた財産上の利益に相当する金額については、株主・社員は、取締役若しくは監査役としての事務処理又は従業員としての労務提供の対価として相当なものを除き、債権者に対して直接に責任を負う（又は会社に返還債務を負う）ものとするとの意見があるが、どうか。

注1　責任を負う株主・社員の範囲又は適用のある会社の範囲を限定するかどうかについては、なお検討する。

2　対価として相当であることの立証責任は、株主・社員が負うものとする。

六　資金調達に関する問題点

（新株発行の決定）

1　非公開株式会社についても、授権資本制度を維持するが、新株発行は株主総会の普通決議によってするのを原則とするとの意見があるが、どうか。

（新株引受権等）

2　非公開株式会社の株主は、法律上新株引受権を有し（有限会社法五一条参照）、これを排除するには、その都度総会の特別決議を要求するとの意見があるが、どうか。この特別決議が成立した場合には、反対株主の株式買取請求権を認めるとの意見があるが、どうか（五6b参照）。

（有限会社の資本増加）

3a　有限会社の資本増加につき授権資本制度を採用し、資本増加は社員総会の普通決議によってするとの意見があるが、どうか。

b　資本を定款の絶対的記載事項とする制度を維持する場合においても、次のような手当てをするとの意見があるが、どうか。

ア　増資決議の内容をより詳細に定め、引受権が行使されない持分の取扱いにつき定めるべきものとするとともに、この場合に打切増資を認めることを明定する。

イ　出資の払込みや財産の給付のない場合の失権について規定する（商法二七九条・二八〇条ノ五参照）。

ウ　資本を超過する出資について規定する。

（株式の公募の禁止）

4　非公開株式会社は、株式の公募をすることができないこととするとの意見があるが、どうか（有限会社法五二条二項参照）。

注1　公募の意味を明確化することの要否については、更に検討する（フランス会社法七二条）。

2　株式の公募をすることができるのは、公開株式会社に限るものとする。

（現物出資）

※5　現物出資の手続につき、裁判所による検査役の選任・調査に代え、一定の資格をもつ専門家による証明を要求するとの意見があるが、どうか（一5参照）。

（社債の公募の禁止）

6　非公開株式会社については、社債の公募は許さないとの意見があるが、どうか（4参照）。

（転換社債等の発行禁止）

7　転換社債及び新株引受権付社債につき、株式の譲渡制限をしている会社は発行することができないこととするとの意見があるが、どうか。

（有限会社の社債発行）

8　有限会社についても、社債の発行を認めるとの意見があるが、どうか（有限会社法六〇条三項・六四条一項但書の削除）。

七　計算・公開に関する問題点

（決算公告）

1　非公開会社については、一定規模以上のものを除き、貸借対照表及び損益計算書の公告を不要とするとの意見、公告の方法を官報等に限定しないのであれば（一12）、特別扱いをする必要はないとの意見があるが、どうか。

注1　一定規模については、会計監査人強制の基準と一致させることはどうか。

※2　公開株式会社における公告の励行を図るため、定款に定めた公告の方法に従って決算公告を行うにつき、大蔵省印刷局又は新聞社との契約（予約）を証する書面を設立登記申請書等の添付書面とすることはどうか（商業登記法八〇条九号参照）。

（計算書類等の会社における公開）

※2　株式会社及び有限会社に備え置いた計算書類、附属明細書及び監査報告書（5による「監査」の証明書・報告書を含む。以下同じ）は、会社において一般公衆に対して公開し、その閲覧に供し、写しの交付をするとの意見があるが、どうか。

注1　相当の手数料を徴することができるものとすることはどうか（最新の計算書類の閲覧については無手数料とすることを検討する）。公開の方法を写しの交付に限定することの可否については、なお検討する。

2　公開する計算書類の範囲は、商法二八二条一項に掲げるものと同一とする。

（貸借対照表等の登記所における公開）

※3　株式会社の貸借対照表、損益計算書及び監査報告書（証明書）は、商業登記所へ提出し、公開するとの意見があるが、どうか。

注1　営業報告書、利益処分・損失処理案及び附属明細書の取扱いについては、なお検討する。対象会社の範囲についても、なお検討する。

2　商業登記所での公開が行政上可能かどうかは、対象会社の範囲、民間委託の可否、手数料の徴収、公開の方法等を総合して別に検討する。

（会計監査人による監査）

※4　公開株式会社及び非公開会社のうち一定規模以上のものについては、会計監査人による監査を強制するとの意見があるが、どうか。

注1　会計監査人が選任された非公開株式会社においても、計算書類の確定につき総会の承認を不要とする余地を認めるかどうかは、なお検討する。

2　非公開会社は、非公開株式会社のほか、有限会社を含み、一定規模は現行商法特例法二条に定められたところと同一とすることはどうか。なお、会計監査人に関する取扱いは、原則として現行の制度をそのまま踏襲することはどうか。

（専門家による外部「監査」）

5　会計監査人監査を受けない非公開会社（4参照）のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法二八一条ノ三第二項・九号に該当）等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか。

注1　この専門家「監査」を強制する会社から有限会社を除くかどうかは、有限会社に有限責任を認める根拠、対象会社の数、この「監査」を強制する会社規模をはかる基準（資本、総資産、負債、売上高、従業員数等）、この「監査」を受けない会社についての代償措置（支配的株主・社員・取締役の責任強化等）及び有限会社の位置付け等との関連において、なお検討する（一三B条参照）。

2　この専門家「監査」をする際に尽くすべき注意義務の程度（「監査」証明）基準の内容、そのもつ意味を明らかにする「監査」の内容の表現方法、重要性の原則の導入の可否等については、なお検討する。

3　この専門家「監査」と監査役の監査との関係、監査日程等については、なお検討する。

4　この専門家「監査」を行う者は、同一会社について税務を行う者であってもよいとすることはどうか。これに関連して、この専門家「監査」の欠格者とすべき特別利害関係については、なお検討する。

5　この専門家「監査」を行うことができる税理士の範囲を限定するかどうか及びその限定の方法については、なお検討する。

6　公認会計士等の会計専門家以外の者（例えば商工会議所・商工会の指導員）の活用が可能かどうかは、更に検討する。

7　この専門家「監査」を強制する基準に達しない会社についても、その任意採用を認める。

8　EC第四指令五二条一項・一一条、フランス会社法六四条一・六五条、同法施行令六四条二項、西ドイツ「会社法の調整に伴うヨーロッパ共同体理事会第四指令の実施に関する法律草案」参照。

（有限会社の計算書類等の記載方法）

※6　有限会社の貸借対照表・損益計算書・営業報告書・附属明細書の記載方法について、法務省令で定めるとの意見があるが、どうか（商法中改正法律施行法四九条、計算書類規則参照）。

7　小規模な有限会社の営業報告書の作成）

（有限会社の営業報告書は、定款の定めにより作成を省略することができるものとするとの意見があるが、どうか。

（有限会社の附属明細書の作成）

8　有限会社の附属明細書は、会計帳簿・書類の閲覧謄写権を社員に認めた場合も、規模のごく小さな会社を除き、作成省略は許さないとの意見があるが、どうか（有限会社法四四条ノ二第二項参照）。

（計算書類等の社員への送付）

9　有限会社においても、計算書類及び監査報告書は、社員に直接送付すべきものとするとの意見があるが、どうか（商法二八三条二項参照）。

注　商法特例法上の小会社についても、監査報告書を株主に送付すべきものとする。

（会計帳簿等の閲覧謄写権）

10　会計帳簿・書類の閲覧謄写権につき、非公開株式会社においてはその権利を行使できる少数株主の要件を緩和し、有限会社においては単独社員権とするとの意見があるが、どうか（商法二九三条ノ六、有限会社法四四条ノ二の改正。ドイツ改正有限会社法五一条a・b参照）。

注　一〇〇%子会社について、親会社の株主・社員による計算書類・会計帳簿の閲覧権等を明定することはどうか。

（無償交付等）

11　非公開株式会社における株式の無償発行（株式の併合・分割、無償交付等）についての取扱いは、株主総会の普通決議によるのを原則とするほか（六1参照）、公開株式会社と同じとするとの意見があるが、どうか。

（準備金の資本組入れ等）

12　有限会社について、社員総会の特別決議による配当可能利益及び準備金の資本組入れに関する規定をおくとの意見があるが、どうか。

（資本準備金等に関する包括規定）

※13　資本準備金（商法二八〇条ノ二一の差額等）及び繰延資産（従業員退職金制度の設定に伴って計上すべき退職給与引当金に見合う過去勤務費用等）について包括規定を定めるとの意見があるが、どうか。

注　包括条項によって計上された繰延資産については、一般的に配当可能利益の算定基準（商法二九〇条一項参照）から控除することはどうか。

（利益準備金の積立基準）

※14　利益準備金の積立基準を当期利益の一〇分の一以上又は役員賞与を含む社外流出分金額の一〇分の一以上にするとの意見があるが、どうか。この二つの基準を選択的に用い、いずれか額の多いほうによるとの意見もあるが、どうか。また、資本額が少ない場合には、資本額の四分の一を積立限度額とせず、これを超える絶対額（例えば五、〇〇〇万円から資本を控除した額）を積立限度とするとの意見があるが、どうか（商法二八八条、有限会社法四六条一項）。

（役員賞与の支給の要件）

※15　役員に対する賞与は、株主に対する配当が行われない限りしてはならないものとする意見があるが、どうか（フランス会社法三五二条参照）。

（利益配当）

16　非公開会社においては、特別決議がある場合を除き、当期利益の四分の一又は五分の一は配当しなければならないものとし（ドイツ有限会社法二九条参照）、これをしない旨の特別決議がされたときは、これに反対の株主又は社員について、株式・持分の買取請求（五6b参照）を認めるとの意見があるが、どうか。

（計算書類等の虚偽記載）

※17　会計帳簿又は貸借対照表及び損益計算書（監査報告書）の虚偽記載に対して刑事罰を課するとの意見があるが、どうか（商法四九八条一項一九号。ドイツ株式法四〇〇条・四〇三条、同改正有限会社法八二条二項二号、フランス会社法四二五条一項三号・四三七条二号、破産法三七四条三号・三七五条四号参照）。

八　資本減少に関する問題点

（債権者保護手続）

※　債権者保護手続については、合併における債権者保護手続（一〇13）と同じにするとの意見があるが、どうか。この場合において原則として債権者に対する個別催告を廃止するとしても、実質上の減資については、事前の個別催告を維持すべきであるとの意見があるが、どうか。

注　資本欠損の状態が継続するときは、減資を強制する法制があるが（フランス会社法六八条・二四一条）これは商号の表示中に資本額を示すことを強制する建前（一14注1）と関連し、わが国では採用する必要はないと思われるが、どうか。

九　解散に関するへ問題点

（会社の純資産額が最低資本金額を下回った場合）

※1　会社の純資産額が最低資本金額（の二分の一）より少ない状態が三決算期続いたときは、六月内に純資産額を最低資本金額以上にするよう増資をしない限り、解散の決議をしなければならないものとするとの意見があるが、どうか。解散の決議がされないときは、利害関係人は、裁判所に解散判決を求めることができるものとするとの意見があるが、どうか（フランス会社法六八条・三五条・二四一条・七一条、ドイツ株式法九二条、同有限会社法四九条三項参照）。

（解散判決）

2a　非公開会社における解散判決（商法四〇六条ノ二、有限会社法七一条ノ二）の請求権は、単独株主権・単独社員権とするとの意見があるが、どうか（カリフォルニア会社法一八〇〇条参照）。

※b　正当の理由なく会社が一年以上営業を休止しているときも、商法四〇六条の二（有限会社法七一条ノ二）第一項の解散請求事由に加え、同項各号の事由を例示として、その他やむを得ない事由があることを解散請求事由とするとの意見があるが、どうか。

注　カリフォルニア会社法一八〇〇条は、株主数の少ない会社（三五人以下）において解散を請求する株主の保護のため解散が合理的に必要な場合を解散事由としている。

※c　他の株主・社員は、原告の株式・持分を買取ることにより、解散判決を免れることができるものとするとの意見があるが、どうか。

注　解散訴訟の過程で、裁判所が管理命令等の処分をすることができるものとするかどうかについては、更に検討する。

（解散命令）

※3a　商法五八条一項三号に関し、会社の業務を監督する行政庁による監督上の命令に従わず、これに違反する行為を反復継続する場合も、解散命令の事由とするとの意見があるが、どうか。定款違反行為を解散命令の事由から削るとの意見があるが、どうか。

注1　非訟事件手続法一三四条ノ四参照。解散命令の裁判所への申立ては、法務大臣が行う。

2　定款に定める目的によって会社の権利能力は制限されないことを明確に規定するかどうかについては、なお検討する。

b　解散命令の事由として包括条項を加えるとの意見があるが、どうか（イギリス（一九六七年）会社法三五条参照）。

一〇　合併に関する問題点

（違った種類の会社の合併）

※1　合併の当事会社及び合併後存続する会社又は合併により設立する会社の種類について制限しない（又は合併する会社のいずれの種類であってもよい）との意見があるが、どうか（商法五六条二項・四一一条一項、有限会社法五九条・六〇条参照）。

（報告総会の廃止）

※2　報告総会の制度は廃止し、合併契約書の承認後、合併の公告（12参照）をしたうえ、合併期日に合併の登記をすることによって、事実上も法律上も同時に合併の効果が生ずるものとするとの意見があるが、どうか。

注1　2から15までは、株式会社の吸収合併を主題にした問題点である。

2　承認総会における合併反対株主の株式買取請求権の制度は存置する。

3　合併決議について公証人による証書の作成を要求するかどうかは、なお検討する（ドイツ株式法一三〇条、同会社財産による資本増加及び損益計算書に関する法律二〇条三項）。

（合併による計算の承認）

※3a　合併期日（合併登記の日）の前日をもって消滅会社の営業年度は終了し、決算手続を行うべきものとするとの意見があるが、どうか。この場合において、決算手続（利益処分を含む）の関係では、消滅会社は、なお存続するものとみなし、消滅会社の株主総会を開催できるが、報告のためだけに総会を招集する必要はないとすることはどうか。存続会社の貸借対照表における消滅会社から承継した財産の評価について、この決算手続において作成された貸借対照表の記載による旨の規定を設けるとの意見があるが、どうか（ドイツ株式法三四八条、同会社財産による資本増加及び損益計算書に関する法律二七条参照）。

注1　消滅会社の決算手続は、消滅会社の取締役・監査役・会計監査人が行うことはどうか（ドイツ株式法三四五条三項参照）。

2　合併の効果発生後に合併契約書による制限の範囲内（5参照）で消滅会社の株主に対する利益配当を認めることが不適当かどうかについては、なお検討する。

b　aによらないときは、合併貸借対照表の基準日（4参照）の後の消滅会社の損益計算につき、存続会社の計算と合体して行うことができるものとし、合併による計算の承継は、合併貸借対照表の記載によるとの意見があるが、どうか。（溯及的合併）

注　このbの取扱いは、消滅会社の合併貸借対照表（決算貸借対照表を用いる場合を含む）の基準日（4参照）が存続会社の決算期以後に到来する場合に限定することはどうか。計算の合体の溯及期間を例えば六月に制限することはどうか。

（合併貸借対照表）

※4　合併当事会社の承認総会の前六月内の日を基準日とする各合併貸借対照表は、合併契約書に添付すべきものとし、合併貸借対照表の基準日を決算期と別に定めたときは、その基準日に営業年度は終了したものとして、合併貸借対照表を作成し、その合併貸借対照表は、決算貸借対照表と同様の方法によって監査するとの意見があるが、どうか。

注　ドイツ株式法三四五条三項参照。決算期と基準日が同一の場合においても、決算貸借対照表以外に合併貸借対照表（のれんの計上、資産の評価替え等を行うもの）を作成するときは、同様に監査を要求する。なお、決算貸借対照表を合併貸借対照表として利用する場合においても、合併比率算定の参考としての資産の評価替え等をした貸借対照表（時価による純資産額を示すもの）を当該決算貸借対照表とは別に必ず作成すべきものとするかどうかは、8との関連で、更に検討する（この貸借対照表の監査についても、更に検討する）。

（承認総会前の合併の公告）

※5　合併の概要について合併契約書承認総会前の公告を要求するとの意見があるが、どうか（フランス会社法三七四条、同令二五四条・二五五条）。

（合併契約書の記載事項）

※6　合併契約書の記載事項に関し、合併に伴う定款変更、合併後の取締役及び監査役、合併契約後の各当事会社における新株発行及び利益配当に関する定め等についての規定を加えるとの意見があるが、どうか。

注　合併契約書で定められた取締役及び監査役の任期を合併後最初に到来する決算期に関する定時総会までとするかどうかは、なお検討する。

（合併交付金）

※7　合併交付金は、存続会社の株主にも交付することができることとするとの意見があるが、どうか（商法二八八条ノ二第二項五号、商法四〇九条四号の改正）。

（合併比率の公正確保）

（五頁へ続く）

（四頁からの続き）

※8　自己株式の会社を譲渡する場合当事会社は（合同して）その譲渡会社が債務超過の場合には、その新株の発行がされないことは明らかになるといえるから、この場合には、商法第三四五条ノ二第一項（新株の割当て）

※9　存続会社の資本は、消滅会社から承継した純資産の範囲内であるが、どうか。

注　商法第三七七条ノ二第二項参照。

（増加すべき資本の額）

※10　存続会社の有する消滅会社の株式及び消滅会社の有する自己の株式に対しては新株を割り当てないこととされているが、消滅会社の有する自己の株式に対して新株を割り当てないときは、その割合で資本増加をしないことができるものとするの意見があるが、どうか（商法二一〇条ノ二第一項参照）。

（合併の公告）

※12 a　合併の公告は、官報よるほか、合併当事会社が定款で定めた公告の方法によってするとの意見があるが、どうか。

b　合併の公告には、債権者に対する催告のほか、合併の概要をも記載すべきものとするの意見があるが、どうか（商法一〇〇条一項・二九三条ノ二第二項適用はないことを明定し、合併契約書の要旨の公告で足りるとすべきか。

2　存続会社が債務超過の場合には、合併が許されない旨を明定するの意見があるが、どうか（商法一〇〇条一項、商法中改正法律施行法一七条参照）。

（債権者保護手続）

※13　債権者保護手続簡素化

2　債権者に対する個別の通知を知れた債権者にするものとし、公開非公開を問わず、存続会社は、合併公告後六日内に異議を述べた債権者に対し、弁済、担保の提供又は信託会社への財産の信託をしなければならないが、会社が債権者に損害を与えるおそれがないことを証明したときは、この限りでないものとするの意見があるが、どうか（商法一〇〇条ノ二第二項参照）。

（合併の公告）

※12 a　合併の公告は、官報よるほか、合併当事会社が定款で定めた公告の方法によってするとの意見があるが、どうか（商法一〇〇条一項・二九三条ノ二第二項適用はないことを明定し、合併契約書の要旨の公告で足りるとすべきか。

b　合併の公告には、債権者に対する催告のほか、合併の概要をも記載すべきものとする

歴史考察

豊臣家臣団・補記
真田幸村と縁ある人々

1　真田幸村の経歴のあらまし

永禄十年（一五六七）、昌幸の次子として上田城に生まれる。関ケ原の戦いに父と共に上田城に拠り、開城後、父と共に九度山に退去。徳川家康と豊臣秀頼が不和となるや、大坂城に入り、冬の陣に徳川氏の大軍を悩まし、翌年の夏の陣にも大いに徳川軍を苦しめて壮烈なる戦死を遂ぐ（一六一五）。

2　真田家と関ケ原合戦

真田家が歴史の表面に大きく浮かび上がって来たのは天正十年（一五八二）である。これは織田信長が本能寺で討たれた年であり、この年春三月に、織田、徳川の連合軍が伊那口と木曽口から、約二十万の大軍をもって甲州攻めをしている。この時武田家は滅亡したのであった。新羅三郎以来の名家たる武田家が、天目山で完全に滅亡したという年である。

この時、幸村は十五歳で善戦し、一年後の天正十二年に徳川は上田攻めを敢行して、真田家は歴史にクローズアップするようになる。

幸村十七歳。それから更に一年後の天正十三年、幸村十八歳で春日山に人質となり、そしてまた大坂城に出仕ということになる。秀吉に非常に可愛がられた幸村は文禄三年に従五位下左衛門佐に任官する。

関ケ原の合戦は慶長五年（一六〇〇）で幸村三十三歳。十五年後の慶長十九年に冬の陣。翌慶長二十年（元和元年）の夏の陣に天正寺方面の大激戦で四十八歳を一期に戦死したわけであるが、真田家が武田家に仕えたのは、幸村の祖父幸隆の代からであった。武田信玄が信州を攻略する際の先鋒となり、その軍功は優れていたといわれる。特に北信の村上義清を討つために信玄はかなり苦労しているが、これに功績があって上田城を構えるようになった。幸隆の子源太佐衛門信綱、弟昌輝は長篠の合戦において戦死し、第三子の安房守昌幸が真田家を継いでこれが幸村の父である。

昌幸は信玄の近習で、はじめは武藤家を継いで武藤喜兵衛といっていた。幸村の兄が後の伊豆守信之である。

慶長三年、天下の大英雄秀吉が死んだ。その二年後に関ケ原大合戦があった。徳川家康はこの時は上杉征伐の軍を起こし、大軍を率いて小山に陣を敷いていたが、そこへ急使が入って石田三成挙兵が報告された。家康は早速小山（栃木県）で軍議を開く。この時福島正則が「われこそ真っ先に徳川殿に味方を致します」と口火を切っているのである。居合わせた豊臣家の大名も同調した。ただ一人、西軍に走る決意を秘めて徳川の軍から脱出したのが真田親子であったのである。

現在の栃木県の佐野に犬伏という地名が残っているが、ここで安房守昌幸と信之と幸村の親子三人が、一晩がかりの激論をしたと伝えられている。

信之の妻は、徳川四天王の一人たる本多忠勝の娘で、家康の養女という格式で信之に嫁入って来た有名な小松姫である。信之は家康の実力を熟知しており、「私は徳川殿につきます」と言った。父昌幸は、「幸村、お前はどうする」と振り返った。幸村がきっぱりと「私は西軍につきます」と答えると、「よしきまった。わしも西軍につく」と昌幸の断があって、兄と父・弟は敵味方に別れることになったのである。

昌幸はもともと家康嫌いであった。群馬県の沼田城攻防の際、家康に手痛い目に遭っている。だから昌幸は家康の第一回上田攻めには三万もの徳川勢を完全に蹴散らし、十倍以上の大軍を前にびくともしなかったのだった。

大体真田家の軍法は、楠木流でゲリラ戦法を主体としたものであった。寒川で水をせき止めてそれを一遍に流すとか種々の奇襲戦法をもって徳川軍を敗退せしめた。そんなわけだから昌幸は絶対に家康は嫌いであった。

別れた両者はそれぞれ軍を東西に急がせた。途中、昌幸・幸村父子は沼田城に立ち寄った。当時兄信幸の居城で小松姫が留守番をしていた。昌幸は孫に会いたいと申し送った。永遠の別れになるやもしれず、これは当然の心情だったが小松姫は、「本日からは父上といえども、敵味方でございます。孫と会うために城へ入れるわけには参りません」とにべもなく断った。しかも「どうしても入るなら武力をもって戦いましょう」と言って、なぎなたを持って構えたと伝えられる。さすがの昌幸も、「本多の娘よのう、きついわ」と言って、「これでは仕方ない」と、城外のお寺で孫と対面している。

親子、孫との対面をすませた昌幸、幸村父子は急遽兵を上田に引揚げ、城を固め、徳川の来襲を待った。徳川軍は二手に分れ、東海道筋の主力を家康が率いて関ケ原に進め、別動隊として三万有余の大軍を秀忠に授けて上田に向かわせる。

三万の軍勢を迎えた昌幸、幸村親子は、ここで一週間徳川勢を食い止めた。秀忠の参謀本多正信は種々の謀略を用いたが城を抜けない。上田で釘付けになっていては関ケ原戦に参加できない。城兵はたった二千なのに、さんざん痛めつけられ、なお関ケ原へ向かう後ろから奇襲戦法を浴びている。

果たせるかな秀忠が関ケ原に着いた時はもう大会戦が終わっていた。家康の激怒に遭う秀忠は面目を失している。いわば上田では真田軍は勝っているが、なんとしても、主力戦である関ケ原は、西軍の惨憺たる敗北に帰し、真田親子は切歯扼腕し開城するのである。

私は先年、関ケ原の古戦場を歩いたが、いまは静かな農村地帯であるけれども、各武将の陣跡には記念碑が残っていた。特に感慨を深くしたのは笹尾山という、石田三成の陣取った跡である。その近くには島津義弘、小西行長、大谷刑部、福島正則といった東西両軍の陣地跡が散在していた。

再び私の脳裡に石田三成や大谷刑部がよみがえって来た。石田三成と大谷刑部吉継とは非常に仲が良く、その刑部吉継の娘が幸村の妻である。幸村にとって吉継は岳父であり、その吉継と三成は刎頸の友であったということから、再び三成と吉継を分析してみたい。

（税理士　今村秀夫）

迷語錄

人が三人集ると、
すぐそこに派閥が
生れる

内田健三

派閥というとすぐに我が国の政党政治を連想する。民主政治といえば主義主張すなわち思想信条によって党を形成し、そのイデオロギーの実践を通じて国民の福祉を実現するために競いあい、選挙をとおして円満な政権交替を行っていくというのが大筋である。ところが我が国の政党政治は一時期を別にして戦後一貫して保守党が政権の座についているため、自民党の内部に派閥をつくって、そこで競争原理を導入して活力をもち総理総裁をだしている。社会党、公明党をはじめ野党はそのまわりで政権政党ではなく批判政党として存在しているのが実状である。

内田健三氏は法政大学教授で、岩波新書「戦後日本の保守政治」等多数の政治評論をものしておられるが、昨年、講談社現代新書「派閥」という本で、主として自民党派閥について興味ある分析を行っている。たとえば、田中派の生態と構造について、強固な田中支配が単にカネの威力によるだけでなく、親分の人間的魅力、硬軟自在の支配力、メンバーの相互扶助、徹底した世話活動、義理人情、行き届いた冠婚葬祭などに支えられていると実状を元東大丸山真男教授に話したら、同教授は感に堪えたように「それはまさにヤクザ組織そっくりだよ」と言われたということである。

派閥といえば会社でも、官僚でも、地域社会でもいかなるところにも存在しているが、この派閥をいかに形成し、運営するかが、勢力を拡大し、主義主張を貫き、自己の社会的地位を確保するかにつながっていると云っても過言ではない。派閥もその中の相互扶助、世話、義理人情を厚くしている程度ならいいのだが、外部に対し排他的活動をし、派内のしめつけをやり、もし脱退することがあると裏切りとして制裁が派閥の性格としても行われることにならざるをえない。

「日本歴史は、そのまま〝派閥の二千年〟だ」といわれる。派閥は悪だと批判することはやさしい。その生態をもっと冷静に分析してみる必要がありそうだ。

〈鐘旭〉

お詫び…五月一日付本紙号外におきまして、税理士会選挙投票所の住所等に誤記がありましたことを深くお詫び申し上げます。

税の歴史から

天野山金剛寺のこと

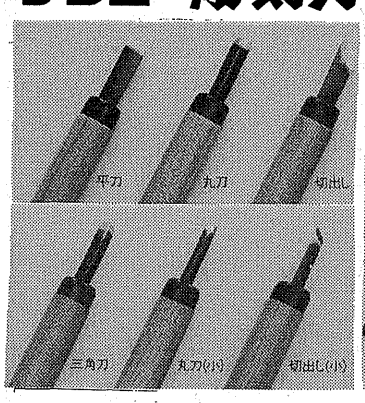
<36>

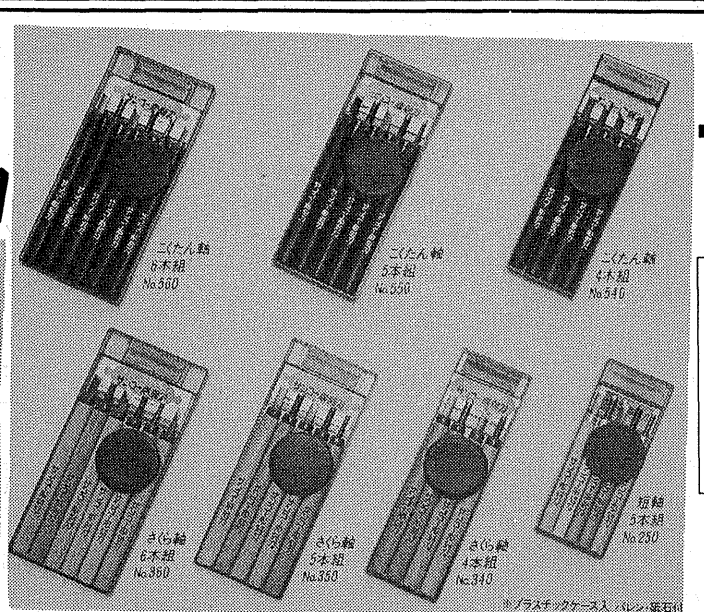
寛政十二年（一八〇〇年）頃、日野資矩が御内会と呼ばれている京都御所の歌会に参加して「いかにせむ　ちぎりしかひも　なみこして　つらきおもひの　末の松山」という歌をよんだ。末の松山は百人一首に「契りきなかたみに袖をしぼりつつ末の松山波こさじとは」とある歌枕として有名なところで、波が越えることはあり得ないという意味に使われているようである。従ってこの歌は「どうしよう、ちぎりを結んだかひもなく、越えることのない線を越えたらかえってつらい思いをするようになった。」という意味と思われる。この歌を自ら添削にあたられた時の帝、光格天皇は「つたなしや　ちぎりしかひも　なみこして　からる（い）おもひの末のまつ山」と直され、さらに筆を加えて「いかにせんの詞は遠慮可有之事」としるした事があった。どうして遠慮しなければならないかは、さだかではないけれども、いかにせんというと、真っ先に連想されるのは元弘の昔、笠置山が落ちて、後醍醐天皇が藤原藤房を連れて山中をさまよった時、天皇が「さして行く笠置の山を出でしより天が下にはかくれ家も無し」と歌をよんだところ、藤房が「いかにせん頼むかげとて立ちよれば　お袖ぬらす松の下露」と答えたという故事である。そのせつない思いを想起させるような事は遠慮してくれということであろうか。後醍醐天皇が吉野に遷幸してから南北朝の合一まで五十六年間、その間南朝は吉野、賀名生、金剛寺、観心寺と移ったが、その内六年間程政庁のおかれた金剛寺についてみると、坊舎や山木を切り払って舎屋に換えたり、収納している年貢の一部をさし出すようにいわれて困ったりしている。正平二年（一三四七年）頃、後村上天皇は楠氏を通じて和田庄の年貢の三分の一を南朝の費用に差し出すことを要求し、正行は二度程その負担に堪えられないとする金剛寺の意向をとりついだが聞き入れられなかった。正儀の代になると、正儀は奉行所に事情を話し再考を望み、後村上天皇も正平四年にはそれを認めた。正平十四年に後村上天皇が金剛寺から観心寺に移られたのも、金剛寺の資力が経済的な負担に堪えられないとする見方もある。その金剛寺が室町戦国にかけて結構富裕になったのは、発想の転換をしてかどうかは判らないが、天野酒の製造販売にあたったのが成功して名高くなったことと金融業等多角的な経営を行ったためのようである。

先日、天野山金剛寺を訪ねてみた。二條為忠が「きみすめばみねにもをにも家居してみやまながらの都なりけり」とか「世にいては光そふべきつきかげのまた山ふかきくものうへかな」とよんだ金剛寺は、平安時代に建てられた観月亭、後村上天皇の行在所であった鑁尼院、人質となっていた北朝の光厳上皇、光明上皇、崇光天皇の居られた観蔵院をはじめ数々の伽藍が、緑濃き木立を背景に、深閑と建ちならんで昔を偲ばせていた。歴史を考える時とかく経済上の事を見落しがちになり易いが、見落さずに良く考えると極限の立場に立たされた南朝のつらい思いが側々として胸を打つのである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

切れ味に、技あり。
サンコー彫刻刀





＊プラスチックケース入 バレン・砥石付

サンコー 教材用・専門家用 彫刻刀
〈さくら・こくたん軸木使用〉

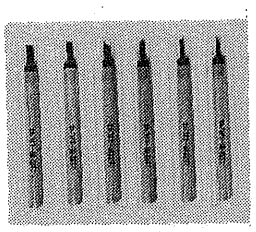
■軸木は、楕円型で、優美、教材用には「さくら」を特に専門家用軸には、「こくたん」を使用していますから、堅牢で適当な重量があり、その秀れた使い良さは、自信をもっておすすめできます。

■サンコー彫刻刀は、厳選された良質の刃物鋼を使用いたしております。
専門家用は、鍛造刃物鋼を使用し、刃物作り三代一世紀の伝統技術を生かした川治作の刃を使用いたしております。

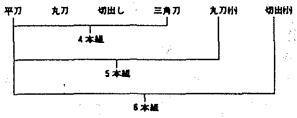
品番	品名	定価	梱入数	摘要
No. 340	さくら長軸 4本組	¥ 800	120組	プラスチックケース入 バレン・砥石付 (一箱 10組入)
No. 350	〃 5本組	¥ 900	60組	
No. 360	〃 6本組	¥1,000	〃	
No. 540	こくたん長軸 4本組	¥1,600	〃	
No. 550	〃 5本組	¥2,000	〃	
No. 560	〃 6本組	¥2,400	〃	
No. 250	短軸 5本組	¥ 600	120組	

各種単品

品名	定価	品名	定価
さくら 平刀	¥200	こくたん 平刀	¥400
〃 丸刀	¥200	〃 丸刀	¥400
〃 切出	¥200	〃 切出	¥400
〃 三角刀	¥200	〃 三角刀	¥400
〃 丸刀(小)	¥200	〃 丸刀(小)	¥400
〃 切出(小)	¥200	〃 切出(小)	¥400



＊ビニールケース入　1箱10本入



サンコーそろばん・生産・輸出入　高級彫刻
三貢工芸株式会社
サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

本　社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725
工　場　兵庫県・島根県

税協59第4号
昭和59年5月15日

理論と実務に役立つ

第三次商法改正大研修会

稲葉参事官による大小（公開・非公開）会社区分立法の問題点（法務省意見照会）の解説

ご　案　内

主催／第一税理士協議会

▶**開催のねらい**――5月9日、各界に対する法務省の意見照会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」が発表されて、今時第三次商法改正における全貌が明らかになりました。ご高承のように、この改正は商法の根幹に関わる大改正であり、公認会計士にとり極めて身近かに起こる問題提起であります。特に税務実務において重大な対応を迫られており、公認会計士・税理士はいかにあるべきか。法務省としては社会の進歩発展に貢献する方向での回答を望んでおり、そのためにも理論的・実務的武装が必要です。講師は、ご存知稲葉威雄参事官。立案担当官その人による意見照会解説の本研修会により改正の意図、照会の趣旨、実務対応のすべてを身につけて下さい。全公認会計士・税理士の諸先生及び関心ある方々の受講を切望します。

記

開催日時	昭和59年６月２日（土）　ＰＭ２:00～５:00
場所	公認会計士会館　３階研修室　（交通機関）地下鉄丸の内線：本郷三丁目駅下車 文京区本郷5－18－3　TEL（816）3346　都営三田線：春日駅下車
講師	稲葉威雄氏（法務省民事局参事官）
会費及び定員	１名　￥3,000円（資料代含む。定員300名に達し次第締切らせていただきます。）
申込先	第一税理士協議会宛　〒113 文京区本郷5－18－3 公認会計士会館内　TEL（816）3346 ・下記申込書に会費を添えて早目にお申込下さい。なお、電話による申込も受付けております。 ・なお、会費は現金書留か、第一勧銀本郷支店普通預金口座（No.1290861）、または、当日受付にてお願い致します。

（注）講師への質問・講演内容の要望等がありましたら、前もって文書にて参加申込時に提出下さい。

キ　リ　ト　リ　線

第三次商法改正大研修会申込書

No.＿＿＿＿＿＿

氏名	ほか　名	ＴＥＬ	
住所	〒＿＿＿＿		
会費	金＿＿＿＿＿＿円	現金書留・第一勧業銀行本郷支店普通預金（口座番号No.1290861）にて＿＿月＿＿日に送金済・当日支払いです。	

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第１４６号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極　1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目次
一頁…下田会長を選出／総会報告、会長就任挨拶
二頁…会長辞任の辞岡崎寿士、ニュース
三頁・四頁　稲葉参事官の講演
五頁…歴史考察、税の歴史から迷語録
六頁…暑中見舞名刺広告

下田友吉会長を選出　岡崎氏は名誉会長に

全議案、原案どおり承認可決

第一税理士協議会第十六回総会

第一税理士協議会の第十六回定時総会は、六月十九日（火）、岡田一馬副会長の司会によって開幕し、適法に成立する旨の成立宣言のあと、物故者に黙祷を捧げた。

下田友吉副会長の開会の辞に続き、岡崎寿士会長が会長挨拶に立った。「第一税協は昭和四十五年創立以来、ここに第十六回総会を迎えるが、組織としては横這い状態である。役員改選の件も、昨年十月十二日に通知公認会計士制度廃止ということがあったので、そのあとで行おうということで本日に至った。役員を改選し、組織を強化する要があるので会員増強運動をしたい。なお波多野前東京税理士会長の八王子市長転出に伴う会長補欠選挙では、選挙支援金を募り、鋭意選挙戦に臨んだが、八百票くらいの差で強力に推薦した味岡氏を惜敗させた。この際お詫びしたい。とにかく今後は会員増強運動を、新しい役員で推進して下さるようお願いしたい」と述べた。日本公認会計士協会特別税務部会長の岡部忠雄氏が来賓挨拶に立ち、「昨年十月十二日付で通知公認会計士制度が廃止され、十二月十三日から特別税務部会が作られ、私は一月部会長に就任した。特別税務部会の会員は七〇八名いる。第一税協の先生方と共に相互協力のもとに進んで行きたい。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻頂きたい」と挨拶した。

次いで日本公認会計士協会の税制担当常務理事藤井豊三氏が来賓挨拶に立った。氏は「税理士業務と公認会計士業務を調和し、公認会計士業務が益々発展するように努力されている第一税協の諸先生には常々敬意を表している。協会には税制委員会と特別税務部会があり、私はこの二つを担当している。現在は過渡期なので未だ活動が活発でないが、活発に転化し、やがて公認会計士の肩書のままで税務業務が行えるようになる日まで努力して行きたい」と述べた。

続いては日本公認会計士協会副会長の加藤隆之氏の来賓挨拶で、「私も第一税協のメンバーでありいつもご活躍の程に敬意を表している。公認会計士の行う税務のためのプロジェクトチームを私が責任者となって二年間推進した。基本的問題については、松木提案も容れ、〝縦割論〟に抗議してきた。通知制度が廃止になったので、いわゆる付則三七項適用者の特別税務部会が正式に会則上設けられることになった。第三点は監査重点ばかりでなく、税務を深く広く堀下げるよう努力している。然るに税理士のみが税務の専門家であるように思われており、公認会計士が専門家であること、税理士業務を行っている公認会計士へのサービスに努めて行く方針を出した。そして、会則・規則見直しプロジェクトチームに引き継がれ、今後はその中で、これらの問題や組織問題を考えて行く。アンケートをとったら、税務への関心が多く、常務理事会に諸施策を行うよう提案して行く。第一税協、近畿税研合わせて協会の中で税務に対する活動をスムーズにやって行けるよう援助したい」と、協会としての税務への考え方・姿勢を述べた。

会則の規定により岡崎会長が議長席に就き議事に進んだ。

(1)　報告事項

第十六期事業及び会務報告の件

右は下田副会長が詳細に報告し異議なく承認された。

(2)　審議事項

第一号議案／第十六期決算報告書承認の件

右は下田副会長が詳細に説明し長田邦稲監事の「正確適正」との会計監査報告を頂いて異議なく承認可決された。

第二号議案／第十七期事業計画案承認の件

第三号議案／第十七期収支予算案承認の件

右は一括上程され、下田副会長が詳細に説明した。新事態に対応した「基本方針」を提案し、それに基づく諸事業を、機関紙「第一税協」の発刊活動を中心に強力に展開して行くことを呼びかけた。なお、現在税理士法に、地域加入の分割規定が盛られていることは第一税協の一局複数会運動の努力の成果であり、それへの道も模索して行きたいと結び、原案どおり異議なく承認可決された。

第四号議案／役員改選の件

右は岡崎会長が説明し、新会長に下田友吉氏を推し、副会長は留任とし、理事・支部長は時間をかけて改選して行きたいと提案、異議なく承認可決されて、下田新会長が挨拶に立った。

「もっと若い人にと思い、この一年辞退していたが、たってのご指名により暫くの間お引受けすることになり、本日の提案となった。責任の重大さを感ずるが新しい会長として、諸先生のご協力を得、本部に可愛がって頂ける第一税協にしたい。協会の中の第一税協ということにまず努力したい。今までは税理士会の中の第一税協が強調されていた。それはそれなりの理由があったのであるが、これからは協会に可愛がって頂き、独自の路線を持って進みたい」と述べた。

閉会の辞に立った松木正輝副会長は「下田新会長もきまり、第一税協は本日より新たなる発展へ向かって前進する。公認会計士・税理士両制度の調整融合のためにも改善発展のためにも、第一税協は重要な鍵を握っている認識をしっかり確認しよう」と結んで、意義ある第十六回総会を終了した。

新生の首途を期した懇親会

総会後の懇親会には、例年どおり税理士会の友好諸団体の先生方および公認会計士協会本部関係の諸先生が顔を揃え、新生第一税協の首途にふさわしい夕となった。

友好諸団体からは、本多嘉憲、味岡一義氏（税理士桜友会）、中村弘、大竹浩、板倉孝典、勝山公夫、樫原誠爾氏（税理士清流の会）、稲葉繁行氏（全日本計理士会）、本部関係からは、加藤隆之副会長、藤井豊三常務理事、岡部忠雄特別税務部会長、山上一夫元副会長らのご出席を頂いた。



去月十九日開催の第一税理士協議会第十六回総会において不肖私が会長に選任されました。岡崎先生がまだまだ健在なのに私ごときが出る幕でないとも考えましたが皆様の推挙をお引受けすることにいたしました。お引受ける以上は会員各位のご期待に副いたく一生懸命頑張る所存でございますので宜敷くご鞭撻ご指導をお願いいたします。また岡崎先生には名誉会長として後見役をお引受け願ったので、共々協力して会の発展に努めたいと存じます。

この紙面を借りて日頃私が第一税協について考えている事柄の一端を述べて大方のご批判を賜り、今後の参考としたく存じます。

会長就任ご挨拶

会長　下田友吉

◇　第一税協は税理士会の中の一グループであると同時に、公認会計士協会の中の一グループである。

第一税協は、創立当初は日本公認会計士協会の理事会の承認を得て設立された、明らかに、公認会計士協会の中の一グループでありました。その後通知公認会計士会との関係で、何となく、税理士会の中のみの一グループとして位置づけられるようになってしまいました。通知公認会計士制度が廃止された今日、第一税協は公認会計士協会の中のグループとしての存在権を確立し再認知を獲得しなければなりません。そして第一税協は第一義的には公認会計士制度のために活動し、日本公認会計士協会の熱行部の執る方針の推進に側面から協力して行くべきであると考えます。

◇　第一税協は東京税理士会のセクト化の是正に協力する。

東京税理士会にはいろいろな派閥があります。ここ十数年の熱行部は所謂「純血主義」を唱える派閥によって固められ、公認会計士の排除を意図して来ました。第一税協は税理士制度の正常な発展のため、これらのセクト的運営を是正しなければなりません。かくして、第一税協は公認会計士制度と税理士制度の両立、調和に、公認会計士協会と税理士会の話し合いと協調に、一役買える唯一の存在となるべきであると考えます。

◇　第一税協は日本公認会計士協会の中の選挙母体と誤認されてはならない。

選挙というものは兎角派閥の発生を伴い易いものであります。第一税協は過去においても一度も公認会計士協会選挙の選挙母体となったことはないが、今後においても選挙母体と誤認されないように行動すべきであると同時に、派閥の形成に陥らないよう心掛けるべきであると考えます。

◇　東京税理士会の選挙に対しては適当な候補者があれば、挙会体制で応援すべきである。

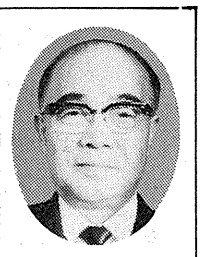
税務業務は公認会計士にとっても重要な業務であります。第一税協は税務業務を行う公認会計士の利益を擁護する目的の団体でありますので、会員の多くが所属している東京税理士会の会務熟行に無関心であってはなりません。そのためには東京税理士会の役員選挙には大いに発言権を強めて行くよう努力を続けて行くべきであると考えます。

◇　税理士会の会員である公認会計士は全員第一税協に入会されることを望む。

通知公認会計士制度が廃止された昨秋から今日まで相当な数の公認会計士が税理士会に入会されましたが、未だ第一税協に入会された方は、少ないのが実情であります。未入会の方々は第一税協の性格、今後の活動、サービス等についてのご理解が充分でないので入会して来られないものと、第一税協熟行部は反省している所です。

第一税協熟行部としては、成るべく沢山の方々に入っていただき多くのご意見を聞き、実のある会に育てて行くよう、古いイメージを払拭し、新生第一税協の形成に努力しますので、税務業務を行っている公認会計士全員の入会を望んでやみません。





会長辞任の辞

岡崎寿士（名誉会長）

顧みると、昭和四十三年第一税理士協議会を設立した当時の税理士界特に東京税理士会は一部の思想的偏向者の手によりその運営は独断専行を極め常軌を逸した状況にあり、第一次商法改正とか税理士法改正等の問題を契機として公認会計士協会を敵視する政策をとり、さらに税理士の純血運動と称して兼業税理士特に公認会計士兼税理士を攻撃の対象として熾烈な運動を展開したので、わが公認会計士協会は会が表面に立って対抗措置をとるのは得策でないとの方針をとり、税理士会内部に公認会計士兼税理士のグループを作り、税理士会の暴走を阻止し、それを正常化すべきだとの結論に達し、第一税協の設立となったもので、第一税協はその設立の趣旨からして税理士会を正常化し、さらに公認会計士の権益を擁護する使命をもって誕生したものである。

従って当時の公認会計士協会の本部・支部の執行部においては第一税協を税理士会内部のグループであると同時に公認会計士協会の外郭団体であるとの認識をもって物心両面の援助を受けたのであるが、その後公認会計士協会の役員の変更及び通知公認会計士会が公認会計士協会内に誕生したこともあり、第一税協が税理士会の内部の会であるという建前から公認会計士協会は従来維持して来た第一税協に対する認識と評価を一変し、物的援助を打ち切ることとなった。これによって第一税協は経済的に打撃を受けたことは事実であるが、それよりも第一税協の目的事業に対する当初の認識と評価を変更したことは誠に残念である。

しかしわが第一税協はあくまで自営自立の基本姿勢を堅持し苦難に堪え、過去十六年間誠心誠意所期の目的達成のため国会活動を通じ、新聞を通じ、言論を通じ、最善の努力を払ってきた。特に東京税理士会の会費の各方面への不正支出の指摘を始め、第二次商法改正及び税理士法改正問題に対する税理士会の暴走阻止運動等税理士会の正常化と公認会計士の権益擁護に努めた。しかし税理士会の正常化は今日迄の経験からその実現は仲々困難である。その原因は税理士法第四十九条の二国税局二税理士会制にある。すなわち強制加入制のもとでの二局一会制は今の巨大化の原因となり、会員に対する指導監督等の指示が徹底せず、一般会員の大部分の者が会務運営に無関心となる。これに反し一部執行部の独断専行を誘発する結果となる。そこでわが第一税協は、自由加入による一局複数会制を提唱しているのであるが、これだけでは誤解を招く虞れがあるので、正確に表現すれば「強制加入制は維持しながら、一局に同志的結合による複数の会を設立し、そのいずれの会に入会するかの、選択の自由が許されるという制度である」。これによって初めて現在の東京税理士会の正常化が可能となるものである。

ところが前回の税理士法の改正で地域別による二局複数会制の成立を見たが、この制度による地域の分割が困難であるうえ、正常化に役立たないものである。とにかく第一税協の一局複数会制実現の運動の効果が「地域別という変形」ではあるが複数会制の問題として法改正の表面にでてきたことは注目すべきことと思う。

このように第一税協は本来の目的に向って運動を継続して来たのであるが従来の運動は終局的には税理士会の正常化となり、税理士の社会的地位の向上に役立つものであるが、運動の性格が政治的で税理士個人の日常業務には直接影響が少ない為、会員の増強運動にはつながらない結果となり、第一税協もその後の勢力は停滞気味となったので、最近は会員は勿論一般公認会計士にも業務上必要な諸問題を取り上げ時宜を得た研修会を催しサービスに努め、聊か信用の回復に努めた。

また、通知公認会計士制度が昭和五十八年十月十二日を期して廃止せられ、その殆どの会員が税理士会に入会することとなった。

このことは公認会計士の既得権を剥奪するものとして公認会計士協会は挙って抗議し、反対したのであるが残念な結果となった。

しかしわれわれはその結果をふまえて今後の公認会計士兼税理士は如何にあるべきかについて検討し、税理士会に入会している公認会計士兼税理士は一体となって結集すべきものと考えていた。時恰も、公認会計士協会において副会長加藤隆之氏の担当する「税務業務対策プロジェクトチーム」が編成され、この一体化を推進することとなったので大いに期待したのであるが今日までその成果は得られなかった。若しこの一体化が実現すれば税理士会内部における一大勢力となり、役員選挙は勿論東京税理士会の正常化にその実力を発揮できるものと思う。さらに第一税協の主張する一局複数会制の実現も可能となり、更には公認会計士協会の重点施策である公認会計士の名称をもって無条件に税理士業務ができる。公認会計士法並びに関連法規の改正も夢ではなくなるものと確信するものである。

第一税協は現在このような環境のなかにあって新しい政策を模索中である。何分にも私自身の会長が永すぎたこと、それによって会務の運営がマンネリズムに陥り、私の年齢の老化と同様に生気を失ない、魅力を欠くに至った。

顧みれば過去十六年間私を支えて下さった役員の方々を始め会員の皆様にこの際厚く御礼を申し上げると同時に皆様の御期待にそえなかったことを深くお詫び申し上げます。なお、取りわけ政治活動に、文筆に、言論に卓越した優秀な実力者である副会長の皆様には私自身のためのみならず第一税協のため一方ならぬ御尽力を煩わし重ねて厚く御礼申し上げます。

今業界は第三次商法改正問題という重要問題をひかえているときに当り、第一税協は古い感覚を棄て新時代に相応しい新感覚にイメージチェンジをはかり、会を活性化し、新しい構想の下に再出発して頂くために、私は辞任し、新進気鋭の同志であり、私の最も尊敬する下田友吉先生に会長になっていただくこととし、六月十九日第十六回定時総会の席上私の考えを発表し、出席者全員の承認を得ましたので新会長が決定いたしました。

どうか新会長に対し私以上に御支援を賜りますよう役員の方々を始め会員の皆様によろしくお願い致します。勿論私は会長を辞任いたしましたが今後は新会長のもと一会員として第一税協の目的達成までは生ある限り努力する覚悟でおります。

以上第一税協の発足から今日までの概要を申し上げ私の辞任と新会長誕生の経緯を申し上げ会長辞任の挨拶といたします。

第一税理士協議会 基本方針

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るため、次の基本方針を樹て活動する。

一、税理士会における指導的立場の確立

わが国の税理士制度は、複雑な資格取得の態様のため、組織内部には利害関係が輻輳するいくつかのグループが存在している。

第一税理士協議会は、各グループの立場を認めながら、その協調を助長し以て税理士制度の円満なる発展を図るため、税理士会内部における指導的立場の確立に努力する。

二、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立

公認会計士たる税理士の税務業務推進のため、その全国的組織化の必要性は益々増大してきた。

第一税理士協議会は、近畿税務研究会、及び日本公認会計士協会と一致協力して、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立に努力する。

三、自由加入の一局複数会制度の実現

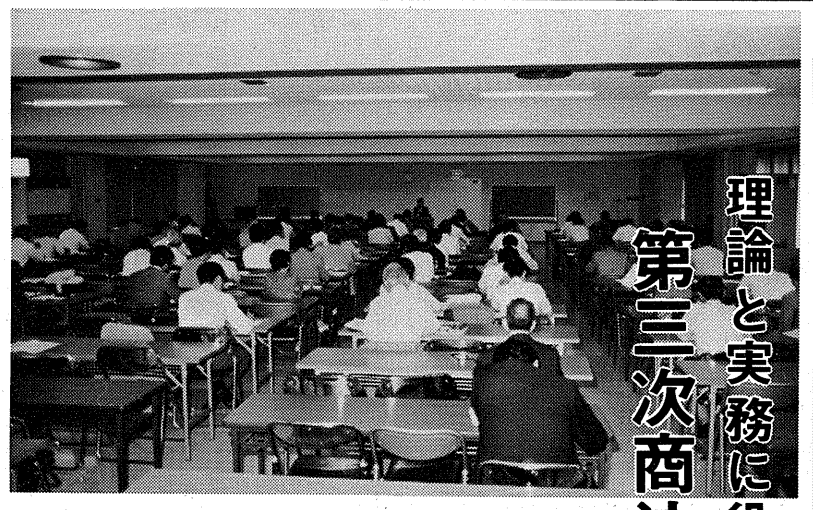
強制加入制度の下における地域割一局複数会では、税理士会の正常化運営を益々困難にし、複数化の実行は期待できない。

第一税理士協議会は、税理士会の活性ある正常運営を図るため、自由加入制の一局複数会制度の実現を当面の目標として、法改正運動を継続する。

四、公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開

公認会計士の資格で税務業務が行える制度の実現は公認会計士の当然の要求である。この制度の実現は自由加入の一局複数税理士会制度と矛盾するものではない。

第一税理士協議会は、税理士としての自由加入の一局複数会制の実現を期すると同時に、公認会計士として当然に税務業務を行える制度を獲得するため、法改正運動を強力に推進する。



（研修会風景）

理論と実務に役立つ 第三次商法改正大研修会

稲葉参事官熱弁

六月二日（土）午後二時より、「理論と実務に役立つ――第三次商法改正大研修会」と銘打ち、今時商法改正の立案担当官たる法務省民事局稲葉威雄参事官を講師とする法務省意見照会の説明会が第一税協主催によって行われ、なかなかの盛会であった。

ご承知のように法務省では民事局参事官室名で「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」と題する各界への意見照会を、五月九日に公表し、本年十月十五日まで各界からの回答意見書を求めているので、さっそく稲葉参事官を招いて、その意図するところを直接伺い、公認会計士・税理士の理論的武装に資したものである。いうまでもなくこの改正は商法の根幹に関わる大改正であり、公認会計士・税理士には特に税務実務において重大な対応を迫られており、本研修会によって改正の意図、照会の趣旨、実務対応のすべてを知ろうとする人達が集まり熱心に聴講していた。それに応えて稲葉参事官も熱弁をもって三時間講演し質問に答えた。

講師はまず、「問題点」を公表するまでの経緯を述べ、なぜ大小会社を区分しなければならないかに進み、そして、大小会社区分における監査問題、専門家による外部「監査」問題に言及した。そこで、本号では紙数の都合から、後半の「監査」問題の講演部分を抜粋して、次の三ページ、四ページに掲載した。「問題点」（本紙五月号掲載）と照合しつつ、お読みいただければ幸いである。

東京税理士会々長選 支援寄附金応募者ご芳名

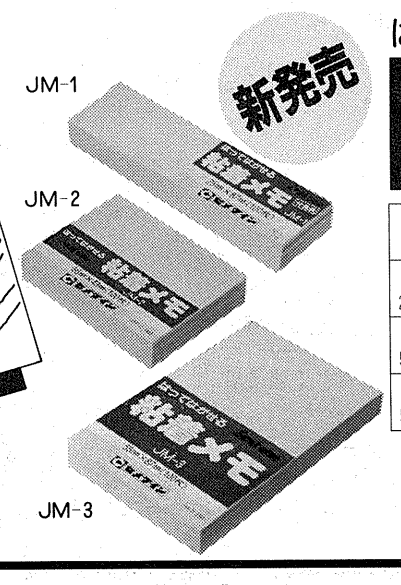
五月十五日以降

善積　正躬　一口　荻原　正富　一口
市川　隆　一口　戸田安久利　一口
徳江　陞　一口　川島　勲　一口
松本　康徳　二口

ペタッと貼って、ピタッと伝える。

伝えたいことを伝えたい時に……セメダインの粘着メモなら
いつでも確かなコミュニケーションが可能です。
何にでもきれいに貼れてはがした跡も汚れません。
オフィスでの伝言に、資料の整理に、
家庭での覚え書きに、
使い方はいろいろです。





はって、はがせる Just one
粘着メモ

規格(mm)	標準小売価格	梱包単位 1箱	梱包単位 1梱
JM-1 25×87(100枚)	120円	20冊	400冊
JM-2 55×43(100枚)	160円	20冊	400冊
JM-3 55×87(100枚)	250円	20冊	200冊

セメダイン
本社　〒141 東京都品川区東五反田4－5－9 ☎(03)442 1344

稲葉参事官の講演（抜萃）

大小会社区分における監査問題

今回の大小会社区分立法問題で皆さん方に一番関心がおありになるのは監査の問題だと思います。

計算の明確化を確保するために、第三者がそれをチェックする――経営者本人にきちんと責任を課すると共に、第三者が、経営者本人がきちんと会社の経理を行っているかどうかということを見張る。そしてそれによって、不適正処理を見つけるということと共に、そういう第三者の目があるということによって不正をやらないでおこうということで適正な処理をしてくれることを期待する。あるいは、不適正な処理については、「それは、こういうふうにしなければ駄目ですよ」というふうに指導して、できるだけ完全な計算を開示していくというのが監査なのです。これは、一つの有効な手段だと思います。

そこで、それをどのように実現して行くかということですが、現在、二百万社以上の物的有限責任の会社がある。つまり、会社が倒産したって、個人財産にはかかっていけない、という会社が二百万以上ある。その中で、第三者――公認会計士による会計監査人監査を受けている会社が五千位しかないと推計されます。

資本金が五億円以上という会社の数はわかりますけれども、負債総額が二百億円以上という数は、正確にはわかりませんので、これはあくまでも推計ですが、大体五千位。そうしますとこの全会社における割合は〇・二五%。つまり四分の一%位しかありません。

日本のGNPを考えてみた場合に、これで果たしていいのだろうかということです。西ドイツの場合、二千社の株式会社は必ず会計監査人監査を受けなくてはいけないことになっている。それとともに大規模の有限会社についても、経済監査士による監査を受けなくてはならないことになっているのですが、今度、有限会社についても、EC の第四指令によって、総資産額が一億円位以上とか、売上額が四億位以上、さらに従業員数が五〇人以上の三つの要件のうち二つを満たす規模以上の会社は、有限会社であっても監査を受けなくてはいけないようになって、これを実現するため、検討が進められているようです。

また、イギリスではずっと前から、会社である以上は必ず公認会計士による監査を受けなくてはいけない仕組みになっています。そのような国際的な比較から考えてみると、日本で外部「監査」を受ける数は、大変少ないのではないかということです。

勿論、日本においても、監査という概念がないわけではなくて株式会社は監査役を置いて、監査役によって監査を受けるという仕組みになっている。しかしながら、監査役の監査とは不十分なもので特に中小会社の監査役は、取締役の家族がなったりして、あまり機能していないことは、公知の事実です。

そうであるからこそ、今回の改正では、会計監査に関する限りは専門家による独立した監査によって置き換えて行く。従って監査役監査は任意にするけれども、外部「監査」の範囲を広げるという考え方をとってはどうだと思っているわけです。その場合に、これは四十九年改正、五十六年改正という二つの改正の経験から申しますと、日本にはこの関係において、税理士と公認会計士という二つの職種の専門家がある。この関係をどう整理するかを考えないと、外部「監査」の導入はできない。

私共から見ると、迷惑な話でして、要するに、会社制度の充実という見地から会社の計算の明確・適正が図られればいいのですけれども、それとは全く別の立場から、公認会計士という職種と税理士という職種があるという理由から、その間でチャンバラが始まって、会社法の改正ができない。四十九年改正なんて、法制審議会の答申が四十五年に出ているのですからそれから四年かかり漸く法律になった。これは何といってもその関係が揉めたという理由によるものです。

諸外国の例を見ても、あまり参考にならない。というのは、先進国のうちで、税理士と会計士と、職種が分かれているのは、ドイツ位です。あとの国は、大体会計士は両方の職種を融合したようなものが、一つの職種として成立していて、あまり職域の問題はないわけです。

ところが、ドイツは今度、有限会社についても監査の範囲を拡大しようとしているのですが、具体的にどうしようとしているかというと、税理士にも監査をやらせるという方向で、解決しようとしているわけです。尤も、ドイツでも、やはり、この職域という問題はあるようで、なかなか法律が成立しないところを見ると、まだ揉めているのだろうと思います。

ドイツは任意監査がかなり普遍的に行われているようでして、任意監査は税理士もやっていると言われています。それも考慮しているのかどうか、法律上は、税理士に簡単な試験で――というのは、その対象として弁護士なども含まれているのですが――資格を与えるということにして、監査を拡大しようと考えているようです。

そういうふうな方向で処理ができるのなら、日本でもやってみたらどうかというので考えているのが、今回の「問題点」の問題提起です。現在会計監査人監査を受けていない会社についても、外部「監査」を広げて、それについては、公認会計士も、あるいは税理士も、独立の権限者として認めるということにしてはどうかという考え方です。

この場合に、会計監査人の監査と、専門家による外部「監査」との関係が問題になります。現在は、ご案内のように会計監査人監査というのは、資本金が五億円以上、負債総額が二百億円以上の会社について行われることになっていて、五十六年改正のときに、売上金基準を入れるかとか、あるいは任意監査を入れるかというようなことで、大変揉めて、それがこういう形で決着がつけられた。ですから次の改正で、これがすぐに拡大できるかどうかというのは、問題があるところです。

昭和四十九年と五十六年の関係は、もともと五億円が本則であって、五億円から十億円までの間は、証券取引法適用会社に限るというような暫定措置が講じられていたということから次の改正の際に何とかそれを本則に戻すという大義名分があったわけです。

しかし、今度は、そういう引掛りになるような規定は何もない。そういう点からすると、ここは単純に拡大するのは、事実上難しいのではないかという感じがしています。ただ、五六年改正の際問題になった任意監査という制度をどう評価するかという問題がある。

私は、任意監査というのは基本的には合理的な制度だと思っています。会社が監査を受けたいというのを職域の問題を理由に拒むのは横車ではないかという感じがするのですが、その点はこの前の改正で、ああいうふうに一応の落着が付いたので、そのまま復活させることは適当でない。芸がないことです。

そこで考えられたのが、今回の「問題点」の一三A案2、そして七の4で言っているように、公開株式会社については、会計監査人による監査を強制するとの意見があるがどうか、という発想です。

この4で、「公開株式会社については」という、また「非公開株式会社のうち一定規模以上のものについては」という言い方をしております。

非公開株式会社のうち一定規模以上のものというのは、4の注2に書いてあるように、非公開会社は、非公開株式会社のほか、有限会社を含み、一定規模は現行商法特例法二条に定められたところと同一とすることはどうか、ということですので、資本五億円、負債二百億円という線で切るということです。

ところが、公開株式会社は一体何かということは、問題があるのですが、この範囲については、一三Aの考え方が考えられるわけです。一三の会社の区分としてはA案、B案、C案を出していますが、この4と結びついているのはA案でして、A案では、資本金が一億円、あるいは五千万円以上の株式会社は、商号中に公開株式会社であることを示す一定の文字、例えば「公開」「募集」「特別」「一般」等を用いることができるものとするとの意見があるが、どうか。そして、このような選択をした株式会社とその選択をしなかった株式会社との間の主な差異については、一三A案の2を見てください、と言っているのです。

ここで考えておりますのは資本金が一億円、あるいは五千万円、これは証券政策のうえで、どの辺の会社からが、この2でいう公開株式会社的な要素を持たなければならないかということの判断によるわけでして、例えば公開株式会社でないと株式の公募ができないという制限をつけようとしていますから、そういう面も配慮しなければならない。

上場基準、あるいは店頭取引銘柄に指定する基準は、資本金が一億円とか、それ以上であれば、こういう基準を設ける必要は必ずしもないのですが、資本金はもっと小さい会社であっても、証券市場で資金を調達するということがあるとすると、この辺は少しアローアンスを置いておかなくてはいけないだろうということです。

商号中、公開株式会社であることを示す文字ということですが、ここでの公開株式会社という概念は、株式の公開という意味ではありませんで、閉鎖的ではない株式会社ということです。五十六年商法改正の時に、株式会社らしい株式会社を対象としたという言い方を致しましたが、その株式会社らしい株式会社というのを、公開株式会社という言葉で表わしているというふうにご理解頂きたい。ですから、括弧書きで、（本質的）株式会社としてある。それは不特定多数の人間から資金を調達するにふさわしいような仕組みを持ち、その仕組みをきちんと守っている会社が、公開株式会社であって、商号の上で、そういうものであることを宣言する。

そういう宣言をしない会社については、A案3に書いてあるように、公開株式会社たることを選択した会社以外の株式会社の名称は、「株式会社」とするとの意見があるが、どうか。ということで、非公開株式会社は、単に「株式会社」と名乗ることを認める現在の株式会社を二種類に分けて、A案2に書いてあるように、株式の譲渡制限とか株券の不発行、新株発行、株主の新株引受権、株式・社債の公募の問題、公告の方法、取締役の員数、監査役の設置の有無、会計監査人監査の有無、株主・取締役の責任、株式の総会外での説明請求権、監督権、権利が抑圧されている株主の買取請求権等々の面について差異を設けることにしてはどうか、という考え方を出しています。

ですから、一三の4の考え方はA案と結びついている。そして4で言っているように、有限会社と非公開株式会社の主な違いは、aで、こういう点にあるけれども、bで、有限会社を株式会社にしてしまえという考え方も成立つが、どうか、というような問題提起をしているのです。

そこで、公開株式会社という選択を行う会社がどの程度多いときは、会計監査人監査の範囲の拡大の要素が出てきます。とにかく、今までの強制基準に合致するものについては、非公開会社であっても、強制されるわけですから、これは当然会計監査人監査が残るわけですが、そのほかにその範囲外の会社であっても、公開株式会社を選択すると、会計監査人監査を受けることになる。

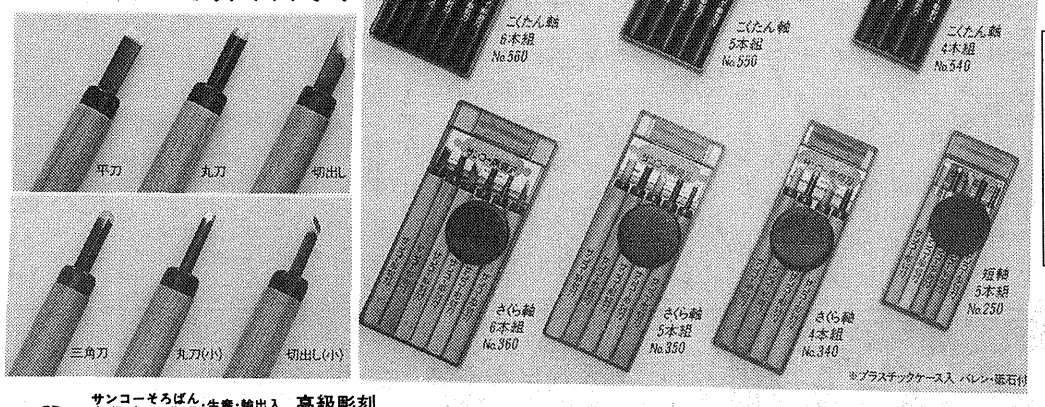
ただ、公開株式会社というのは大会社が全部入ってくる。上場会社は全部公開株式会社ですから、そのほうが格好がいいからそうしようと言って簡単に入って来られても困るので、色々な方策で法律がきちんと守られるようにしておきたいという感じを持っています。

したがって、例えば、そういう会社は必ず会計監査人監査を受けなくてはいけない。会計監査人を置くという負担を必ず課せられるわけです。それでもいいという会社でないと公開株式会社は名乗れない。それから、公告もきちんとしなくてはいけないので、七（問題点」37ページ）において公告の励行を図るために、官報で公告するというように書いてあれば、大蔵省印刷局、日刊新聞紙、「日経」とか「朝日」とか書いてあれば、その新聞社との契約、つまり公告をそこに出しますという約束を証する書面を登記所に出させることにしてはどうかということを考えています。

そして若しこの書面を出していたにもかかわらず、実際には公告を出さないことになれば、一二（その他）の2（過料事件の通告）（問題点」65ページ）で、何人も、あるいは利害関係人は、過料事件を裁判所に通告することができるという規定を設けてはどうかとしておりますので、実際に決算公告をしないのであれば、過料の通告をする。そういう仕組みを考えることにしたいと思っています。

さらに、一三の3（問題点」71ページ）のように、設立登記とか、商号変更登記の時に、商号のうえで、公開株式会社であることを示すような文字が付いている会社に

（四頁へ続く）



サンコー教材用・専門家用 彫刻刀
〈さくら・こくたん軸木使用〉

■軸木は、格円型で、優美、教材用には「さくら」を特に専門家用軸には、「こくたん」を使用していますから、堅牢で適当な重量があり、その秀れた使い良さは、自信をもっておすすめできます。

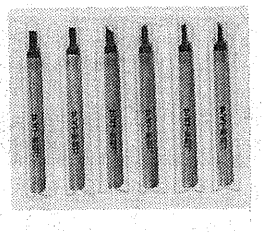
■サンコー彫刻刀は、厳選された良質の刃物鋼を使用いたしております。
専門家用は、鍛造刃物鋼を使用し、刃物作り千代一世紀の伝統技術を生かした川治作の刃を使用いたしております。

品番	品名	定価	梱入数	摘要
No 340	さくら長軸 4本組	¥ 800	120組	プラスチックケース入 バレン・砥石付 （一箱 10組入）
No 350	〃 5本組	¥ 900	60組	
No 360	〃 6本組	¥1,000	〃	
No 540	こくたん長軸 4本組	¥1,600	〃	
No 550	〃 5本組	¥2,000	〃	
No 560	〃 6本組	¥2,400	〃	
No 250	短軸 5本組	¥ 600	120組	

各種単品

品名	定価	品名	定価
さくら 平刀	¥200	こくたん 平刀	¥400
〃 丸刀	¥200	〃 丸刀	¥400
〃 切出	¥200	〃 切出	¥400
〃 三角刀	¥200	〃 三角刀	¥400
〃 丸刀小	¥200	〃 丸刀小	¥400
〃 切出小	¥200	〃 切出小	¥400

＊ビニールケース入 1箱10本入



サンコーそろばん
高級木工芸品・生産・輸出入　高級彫刻
三貢工芸株式会社
サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

本社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725
工場　兵庫県・島根県

（三頁より続く）

ついては、資本金額が一億円以上であるかどうかとか、株式譲渡制度の定めがないこと、公告の方法が日刊新聞紙または官報の掲載になっているか、取締役が三人以上いるか、監査役はいるかというようなことをチェックして、それが守られるように配慮することになります。

ですから、昭和五六年の際の任意監査の考え方とは若干違っておりまして、もう少しグローバルに、株式会社らしい株式会社を選別して、およそ株式会社らしい株式会社は、そもそも会計監査人監査を受けなければならないという形にして行こう、というのがA案です。

このA案の考え方は、株式会社の中には、実態として色々な態様のものがあるけれども、小会社は有限会社にしようなどということは、もう無理だというようにあきらめたのです。むしろ庇を貸して母屋を取られるということになるのかもしれませんが、株式会社の名前を中小会社に開け渡してしまおう、そちらでお使いなさい、しかし、自分は自分で別の格好のいい名前を付けましょう、というような感じになります。

既成事実がここまでできた上がると、それを整理しようと思えば、これが最も摩擦を少なくするゆえんではないかということですね。

もう一つ、B案という考え方があります。これはA案とオルタナティブです。B案は、七の5で出て来る専門家による外部「監査」、それから会計監査人による監査のどちらかを受けている会社は株式会社である。その監査を受けていない会社は有限会社にしましょう、ということで、株式会社と有限会社の区別は、外部「監査」を受けているかどうかによるという考え方です。

これは、今までの株式会社と有限会社の区別をなんとか維持しようとするもので、一つのスッキリとした考え方とは思いますが、百六万という数の重みをどう考えるかという問題があります。外部「監査」を百六万に強制できるかどうか。勿論、形式上は強制していないのですが、自分の会社は外部「監査」などとても受けられないとなれば、その会社は、有限会社へ組織変更しなければならないことになるのですが、素直に出て行くかどうか。またその数は一体どうなるのか。この辺がよくわかりません。

そういう問題はあるのですがともかくB案は、外部「監査」を受ける会社が株式会社であるということで考えています。ただ、B案を採った場合に、4との関係で、株式会社の中で、会計監査人監査を受ける会社と受けない会社を、どういうふうに線を引張るかが、また一つの問題です。

その点は、五十六年改正の線よりも後退することはないでしょうが、それより進めることができるかどうか。それを進めようとすると極めて明からさまなかたちで、会計監査人監査の拡大を論点にしなければなりません。強制規準の引き下げをはかるか、新規まき直しに任意監査を導入するか、そういう方向を検討しなければならないことになります。それだけ五十六年改正の微調整とは云い難くなるでしょう。

C案は、A案もB案も駄目ならC案に行かざるを得ないというので、株式会社を形式的に区分するのはやめようという考え方です。今の商法特例法で、監査の関係についてだけ、規模で分けている。一部分、大会社について、さらに株主の数で分けている所がある。書面投票だとか、参考書類に関する取扱いは株主の数で分けている。それらの部分を含めて事項毎にそれぞれの基準を使い、適当に、大規模会社はこう、株主の数が多い会社はこう、というような形で規制のあり方を分けて行く。そういう取扱いをしてはどうか、というのがC案の考え方です。これで、大小会社の区分の政策目的を十分達成したといえるかどうかといった問題はあります。

この三つの案のうち、どれを採るか。いずれもまだ固まってはおりませんから、一つのアイデア、基本的な方向を示しているわけで、その方向につき、おおよそどれを採るかが決まってから、もう一度その内容を詰め直すことになるだろうと思います。

専門家による外部「監査」問題

では、外部「監査」の問題についてご説明致します。

「問題点」七の5（「問題点」39ページ）の問題ですが、この5の書き方自体は、4を受け、従がって会社の区分としてはA案的な書き方になっておりますが、「会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、会計専門家による会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか」という問題提起をしているのです。

要するに中規模の会社について現行の会計監査人監査に比して限定的な「監査」を行うということです。会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものというのをどの範囲にするかについては、この七の5の注1に書いてあるように、この専門家「監査」を強制する会社から有限会社を除くかどうかという問題提起があって、これは、一三B案を意識しているわけです。株式会社に限って、その株式会社のすべてに強制するか。若しくは株式会社に限って、なおその一部分にしかやらせない、ということにするかどうか、ということも含めてですが、そういう一方向は有限会社に有限責任を認める根拠は何かが問題になる。つまり、社員の有限責任の会社を認める根拠は、責任財産の存在つまり最低資本金と、計算の明確化です。

その場合、有限会社について、およそ計算の明確化・適性化を支える大きな柱である外部「監査」がないことにしていいのかどうか、という問題があろうかと思います。尤もB案の考え方をとると、B案の2で、大規模の有限会社は認めない、株式会社への組織変更を強制することはどうかという考え方をとっているわけです。そうしますと、A案の場合でも、およそ物的有限責任の会社であれば全部、この監査を強制するというわけではなくて、大きいほうから強制して行こうということですから、強制されるような範囲の会社は全部株式会社に持って行くということです。

ということは、株式会社と有限会社との間の交流が交差して、株式会社から有限会社へ送り込む部分もあれば、有限会社から株式会社に戻す部分もあるというのですが、それはそれとして、監査がない場合に、どういう根拠で有限責任を認めるか。この点については一三A案の2の表中（「問題点」70ページ）の「J株主・取締役の責任」の欄に「特則を検討」するとしてある。特に、資本金の少ない会社、監査や計算の公開が不十分な会社を対象とする、ことはどうか、という問題提起をしておりますので、その方向が一つ考えられるということですが、具体的にどうすればいいかは今後なお検討する必要がありましょう。

それから対象会社の数ですが、外部「監査」はどの位の数の会社を対象とすべきか。私個人としては、少なくとも一割、つまり二百万の株式会社、有限会社のうち二十万位には導入すべきだろうと思います。ですから、現在会計監査人監査を受けている会社が五千とすれば、その四十倍ということになります。この位の拡大はすべきであろう。

次にこの「監査」を強制して行く会社規模を測る基準をどうするかということが問題になります。資本金で行くか、総資産で行くか、売上高で行くか、従業員数で行くか等色々な考え方があって、ECは総資産、売上高、従業員数という複合基準でやっております。

日本の場合は、会計士の監査に関してだけ、資本と負債の並列基準――資本金が五億、負債が二百億というような形で基準を立て、どちらか一方を満足すれば、会計監査人監査を強制することにしているわけですが、新しい専門家「監査」の場合にどうするか、というのが、問題です。

そして、この「監査」を受けない場合における代償措置、つまり有限責任を認める根拠との関係ですが、有限責任をどうするかということで、支配的株主社員、取締役の責任等、それから有限会社の位置づけというようなこととの関連において、なお検討するということにしています。

注の二番めに、専門家「監査」をする際に尽くすべき注意義務の程度（「監査」（証明）基準の内容）の持つ意味を明らかにする「監査」の内容の表現方法、重要性の原則の導入の可否については、なお検討するという項目が掲げられています。この辺が、この「監査」の実現性を考える場合のポイントでありまして、この「監査」は、今までの正規の監査、会計監査人の監査における監査よりもやや程度の低い簡易なものというように考えています。

そのことをどういう形で表すかということ、今の会計監査人監査も監査基準、監査準則があって、それに則って監査を行っている。その基準よりももう少しレベルの低い基準を作って、それに則って行えばよろしいということにすればよい。

中間財務諸表の監査の場合と、決算の場合とでは、基準が違っているわけですから、同じように基準のレベルを下げたものが考えられないものなのかどうか。

この場合「監査」という言葉がよくないとも言われています。外国ではレビューとか、レポートとか、インベスティゲーションとか色々な言い方がありまして、それらをも考慮しながら、日本語としても、監査以外の言葉を使える。それが「一」付にしている理由です。かって私見として会計帳簿適法作成証明という言葉を用いたことがあります。これも一例で、証明が嫌ならば報告といってもいいし、調査結果というような表題でもいい。何とでも名前を変えることはできます。

しかし、その外部「監査」の持つ意味を明らかにするものでなければならないという前提はあるわけで、その意味からかけはなれては困る。公認会計士の皆さんがおっしゃる「正規の監査」そのものではないかもしれない。でも、監査的なものであることは間違いないので、私共が理解している「会計監査」は、要するに計算の内容を第三者がチェックするということです。

そのチェックの程度がどの程度かは別に致しまして、こういうチェックをする、その内容を明らかにするものであれば、何も「監査」とか「証明」という文字にこだわることはありません。

更に、重要性の原則の導入の可否については、会計帳簿の記載漏れ、不実記載、計算書類の記載の会計帳簿との合致の有無についての報告はその限りにおいては監査そのものであって、これをやるなら正規の監査と変わりないという意見があります。

そこで、注意義務の程度は違うということを明らかにするために、例えば会計帳簿の記載漏れについても、不実記載にしても、「重要な」という限度を付けることはどうか。例えば、会計帳簿の重要な記載漏れ、重大な不実記載があるかどうか。あるいは重大な不一致があるかどうかを報告するというような言い方をすることは考えられますから、そういうことで、正規の監査との違いを出すことも検討するということです。

実は、私としては、よく言われる、このような外部「監査」を導入すれば、今まで行ってきた監査についての信用が損われる、これに影響を及ぼすという考え方がよく理解できないのです。今まで行っている監査については、そのあり方を変えるつもりは全くありませんから、それは今までどおりきちんとおやりになればいい。会社の計算がおかしいと思えばおかしいと指摘すればそれでいいわけです。

勿論、同じ公認会計士が行う場合であっても、この「監査」の信用力と会計監査人としての監査の信用力が違うということは言うまでもないわけですが、この「監査」の場合にはこういう「監査」だということを、きちんと限定している以上は、そのようなものとしての信用力しかないことが明らかになっているのですから、そのレベルとしても必要な注意義務を払ったかどうかが問題になる。もとよりこの新しい外部「監査」が、そのもの自体として意味があるかどうかという点は、十分に検討されなくてはいけないわけで、計算の明確化に役立たないような「監査」を導入しても、何の意味もない。カネをドブに捨てるようなことになってはいけないことは言うまでもありません。

しかし、それが意味のあるものであれば、今やっている監査に影響が出ますから、というような理由でこれの導入を拒むのはおかしいと思います。この考え方がおかしいということならば、また、ご指摘頂ければ幸いだと思います。

三番めは、専門家「監査」と監査役の監査との関係、監査日程等についてはなお検討するということです。外部「監査」と監査役の監査の関係については、実は会計監査人監査と監査役監査との関係より難しい問題があるように思います。というのは、会計監査人監査の場合には、そういう会社には必ず監査役がいることが前提になっています。

公開会社については、必ず監査役を置くということになりますし、それから大規模会社にも必ず監査役を置くということになっておりますから、会計監査人監査がある会社については、必ず監査役はいるわけです。

その関係では、この問題点の構成の下でも、会計監査人と監査役の関係は現行法と変わりないわけです。ところが新しい「監査」を導入した場合には、その会社は、監査役がいる会社といない会社がある。両者の関係いかんは監査役がいる会社での問題点ですが、いない会社とのバランスのうえで、会計に関して監査役監査をどういう位置づけになるのかという点は、もう一度検討し直してみる必要があるでしょう。

大会社における会計監査人と監査役との関係と全く同じだと考えていいのかどうか。それはたまた監査役がいたり、いなかったりするということがあるだけで、監査役がいれば大会社と全く同じであるというように考えていいのかどうか、というのが、「問題点」七の5の注3です。

注4は、この専門家「監査」を行う者は、同一会社について税務を行う者であってもよいとすることはどうか、ということでありまして、これにも関連して、この専門家「監査」の欠格者とすべき特別利害関係については、なお検討するということです。

この点は、「問題点」七の4の注2「なお、会計監査人に関する取扱いは、原則として現行の制度をそのまま踏襲することはどうか」とも関連します。現在、会計監査人監査については、税務を同時に行うことはできないという制約があります。これについては、論理的なものではなくて政策的な問題だという認識をもっています。

現にアメリカやイギリスでは、税務と監査は両立すると取扱っているわけですから、絶対に両立し得ないというものではないでしょう。ただ、日本の現状では、職域の衝突の問題があったということと、理論的にはできるだけ、監査に第三者性があったほうが望ましいということのために、一定の政策的な判断をして現行法のようになっているのだと思います。

その政策的な判断について何もここで変えなくてはならない問題ではなかろうという感じがいたします。勿論、この点は大蔵省がもう一度判断して、どこまで両者を分離するのがいいのかという公認会計士法における政策的な問題として検討して貰えばそれでいいわけで、私共が直すべきだとか、直さないでいいとか言う問題ではないでしょう。

一応、会計監査人監査については、現在あるがままのかたちで受取っても構わない。限定監査に関する限りは第三者性をそこまで緩める。そういう意味では会計監査人監査より信用性が若干薄れるかもしれないが、それはそういう簡易な「監査」という性格上やむを得ないことであるということで考える。

実際の必要性と、「監査」の信用性とのかねあいでどう落ち着けるかという問題だろうと思われますが、このようなかたちの外部「監査」の導入を考えた経緯から、そこは踏み切らざるを得ないでしょう。

注5は、この専門家「監査」を行うことができる税理士の範囲を限定の要否及びその限定の方法についてはなお検討するという問題提起です。先程も申しあげたように、税理士は、必ずしも監査の専門家というわけではない。もともと監査の専門家であることが資格の前提にされているわけではないので、当然にこの資格があるかどうかについては、疑問がある。そこでドイツは、試験を行おうとしています。日本も試験を行うことにするのか。試験ができないなら、例えば強制講習ということで、何十時間かの講習を受けさせる。または資格認定委員会のような独立の機関を作って、そこの認定を受ける。その認定の方法については、その委員会に任せるというようなに、色々の方法が考えられますが、そういうことで範囲を限定するかどうかを検討するということです。

注6は、公認会計士等の会計専門家以外の者、例えば商工会議所、商工会の指導員というような者による指導証明というような制度の導入はどうか。特にこれには二つの意味があって、この専門家「監査」の強制から外れた会社をどうするかという問題と、この専門家「監査」が若し導入できなかったときにどうするかという二通りの問題があります。そういう場合に、それに代わるものを何か考えなくてはならない。こういう二つの問題点をにらんだ問題提起です。

注7は、ECの第四指令は、原則として全部の物的会社に監査を強制すべきだ。株式会社、有限会社、あるいは株式合資会社などすべての社員有限責任の会社について、専門家による監査を強制すべきだと言っているのですが、一定の基準に達しない会社については、各加盟国はそれを免除することができると定めています。

ドイツはこれを利用して強制は限定された範囲ですが、その範囲外のものも、任意採用は要求できることにしていますので、日本でも同様の取扱いをしてはどうかということです。

注8は、外国の立法例で、外部監査を要求している例です。例えば、フランスの会社法でも、資本金の多い有限会社について、会計監査人監査を要求しています。

これが、社員有限責任の会社としての基礎的要件の一つとしての計算の明確化、及びこれを支える一つの大きな柱である「監査」についての問題点です。そのほか、この「問題点」は、多岐にわたっておりますので、十分ご検討願いたいと思います。



白墨なら よくかけて よくきえる きぬごし製
天神白墨
各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗 JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本社　〒124 東京都葛飾区西亀有2-15-17　TEL 03(601)6271(代)
工場　〒341 埼玉県三郷市泉13
営業本部　TEL 0489(53)1537(代)
工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。

歴史考察

真田幸村と縁ある人々（二）

豊臣家臣団・補記

3　根回しの音痴・石田三成

真田幸村の岳父が大谷刑部吉継であり、吉継と刎頸の友であったのが石田三成であることはすでに何度か述べた。私は別項において三成を高く評価したので、ここでは作家・岡本好古氏の分析を借りながら、三成の欠点であったと思われる点に触れてみよう。

石田三成の性格としての決定的欠陥は、他人の気持を満足させる器量、他人の頭を上手になでる政治的コツというようなものの欠如であった。これが皮肉にも、石田治部の名とは裏はらに、乱世、泰平を問わず、人の心を治める資格に程遠かったわけである。

秀吉政権の幕僚につらなり、枢要なる豊臣家臣団と面つき合わせる幕僚として、認められたときの年齢は二十五歳という若さであった。ところが秀吉の政治のうち、百姓から刀や槍を取り上げる刀狩り、百姓を米の生産者として土地にしばりつけるための、六十余州に行われた太閤検地の実質的な立案者がこの三成だったのである。西暦一六〇〇年の慶長五年九月関ケ原の合戦でその三成を倒した徳川幕府が、三成の政策を範としたことは歴史の皮肉である。

冷淡で、抜け目なく、高踏的だとして三成に対する大名たちの評はきびしかったが、しかし彼の敏腕はめざましく、秀吉の信任は絶大であり、青年官僚の鼻息はすこぶる荒く、昇進は旭日の勢い――周囲の人々は押し黙り、後ずさりし、敬遠し、おそれた。

理知の過剰、自信過剰で、表面は冷静で口数は少ないが、その胸中では常に自分が正しく、他人は間違っているという基本姿勢が不動であった。まさに「根回しの音痴」の形容がぴったりだった。

「他人への思いやりは行く末には己に還る福の種」という真実に彼ほど知的な人間が、どうして思い至らなかったのであろうか。三成において他人への忖度や親和の心情だけでなく、人の和を図る能力も心もとないものがある。要するに根が親分肌でなく、多くの人間の運命を預かる職掌には向いていなかった。

心理学者は、筋金入りの官僚や法曹界の人の気性を、先天的のものと決めたがる傾向があるようだが、三成にそのきらいが全く無いとはいわないまでも、どうも後天的に培われたと思えてならない。以上岡本好古氏の三成評はきわめて辛辣である。

世の中には人柄がよいということで人から好かれる人がいる。言葉で表現しても足りない、何ともいいようのない、人に好感を与える人もいる。その人柄は、その人の能力、知力とはあまり関係がないが、能力、知力があってほのぼのとしたものを人の心に与える人がいる。また、人間は合理性と非合理性という面を同居させてもいる。能力があっても、冷たいというか、いや味というか、人間味のない人もいる。

関ヶ原合戦という東西二十万余の大軍を集めての大合戦ともなれば、人間は論理だけでは行動しない。東軍の家康につくか、西軍の三成につくかは、人間の利害、得失、信頼感、好悪の感情が優先してきて、正とか悪とかの論理の入り込む余地がない。

歴史小説の大御所・海音寺潮五郎は、名将の条件を五つほど挙げている。第一は、まず独裁者であるということ。第二は、家来を非常に可愛がること。第三は、人を見る目があるということ。多くの人を使うには、人を見る目がないと名将にはなれない道理である。第四は、経済観念に優れていること。以上は昔も今も、企業においても然りであって、これらが揃わないと兵力を養うことは不可能で、昔でも戦争が出来なかったのである。それから第五は、素朴な強さ、いわゆる決断力である。

現代でいえば、第一の独裁者云々は明快な指導理念を持ち、意志決定力を持っていないと人の上には立てないということ。第二の家来を可愛がる云々は勿論部下の面倒見のいいこと。第三の人を見る目云々は結局部下を正しく評価し適正なところに適正に使うこと。第四の経済観念云々は現代ではコスト意識ということに通ずる。コスト意識がないと幾ら会社の売上げが増えても中身がないということになる。第五の素朴な強さ云々は、いわゆる大鉈で切るように改革に対する勇気と行動力、それから時代の変化に対応する適応力、これが名将の現代的な条件ということが出来よう。

石田三成の場合、以上のいずれにも該当していないわけではないにもかかわらず、天下分け目の関ヶ原の合戦にむなしく敗れ、徳川家康をして幕府の基礎を作らせ、諸大名をその膝下に臣下の礼をとらしめてしまった。しかも後世、その家康を向うに廻したほどの人物でありながら人気はあまり高くない。これは何故だろうか。

昔から、日本人というのは判官びいきといって、外人あたりからはいささか理解されないような特殊な傾向がある。判官びいきのもとをなすのは庶民の英雄像でありその条件はというと、第一は、まずその人物が非常に優れた才能を持っていること。第二は私利私欲に走らない人物であること。第三に悲劇的な最期を遂げること――等が庶民の英雄のポイントと思われるのであるが、これらにも三成は該当している。それなのに何故あまり贔屓されないか。強いていえば他の条件として、その英雄が名門の生まれだとか、血統がいいとか等があるが、古来庶民の英雄の代表的な人物といえば、南北朝の楠木正成だとか西郷隆盛等があり、この二人は名門の出とはいえない。判官びいきされる代表は源義経であり、義経から判官びいきの言葉も出たのであるからこれは別格である。

現代の場合なら、このほかに、宗教とかイデオロギーという要素も加わってくるが、とにも角にも関ヶ原の戦いを通じて見る人間の心理というものは、たいへん興味深く、歴史の重さ、深さというものを教えてくれること大きなものがあることを痛感させられるのである。

同じく戦いに最後には敗れたとはいえ、真田幸村は庶民の英雄であり、石田三成はそうではないということは、私にとって、そう簡単には解けない謎なのである。

（税理士　今村秀夫）

迷語録

おのずから相あふ時もわかれてもひとりはいつもひとりなりけり

一遍

孤独は人を偉大にするという。釈尊もイエスキリストも孤独のなかから偉大な宗教をうみだした。しかし、もとめて孤独になれるものでもない。釈尊は小さいとき母を失い叔母に育てられ世の無常を観じてついに出家をした。

ここでとりあげた一遍上人も、時宗という宗派の教祖として、六十万人決定往生、南無阿弥陀仏のお札を人びとに配り歩き、北は東北から南は九州まで全国くまなく遊行して、自分のお寺をもつことなく一生、衆生済度のためにつくした人である。一遍上人は四国伊予の河野水軍の出で、この人も十歳のとき母を亡くし出家した。

よく考えてみると生れたときも一人、死ぬときも独り、人と共に住するも独りというのは、あたりまえな事だがなかなか思いいたらない。平生は家族にかこまれ、多少のいざこざはあっても、なんとなく楽しく過していると孤独とはほど遠い存在となっている。しかし人は老少不定、いったん身の回りに事が起こるとはじめて、自分がひとりで存在していることをつくづく感ずることになる。

たとえば、自分が急に病気になって身動きできなくなったとき、これぱかりは他人に変ってもらうわけにはいかない。又、いつかはひとは老をかこつ身となり死と向いあって生きねばならなくなる。そのとき、こんなはずではなかったと、まわりの人にあたりちらしたり、じたばたしてももう遅い。そのときこそ静かに死と向いあって自分をみつめる姿勢がだいじだと思う。いうべくして実行しがたいことではあるが。

永い人生のなかでは、思わぬ手痛い裏切りをうけることがある。これは忘れろといっても簡単には忘れられるものではない。だが意識無意識にかかわらず、心にこれが残っている間は苦しむのは本人だけである。ある人が「どうせ百年たったら今いる人は全部この世にはいなくなるんだからな、総ては夢のようなものだ」といったが、本当にそのとおりである。同じく一遍上人の「百利口語」に六道輪回の間にはともなう人もなかりけり独りむまれて独死す生死の道こそかなしけれというのがある。

〈鐘旭〉

税の歴史から

郡上八幡

<37>

きたる八月二日に、日本公認会計士協会の研究大会が名古屋で行われる。その夜、全参加者対象の観光として郡上踊り見物が予定されている。郡上踊りは岐阜県郡上郡八幡町で七月初旬から九月初旬まで踊られるが、なかでも八月十三日から十六日までの徹夜踊りは素晴らしく、明け方踊り手の駒下駄の音がそろうようになると、何ともいえない雰囲気がかもし出されるという。

私がはじめて郡上八幡を訪れたのは終戦後間も無い冬であったが、廃止線に入っている越美南線の前半が客車、後半が貨車、客車には各車輌ともストーブが置いてあって、煙突から煙が出ているのは機関車だけではないという列車に乗って行ったが、郡上八幡駅が近づく頃、びしっと音がした様な感じで窓ガラスが麻の葉模様に氷ったことを憶えている。

その郡上八幡も夏は快適で、山紫水明、線路沿いの長良川に合流する吉田川が町の中心を流れており、その吉田川に北から小駄良川、南から乙姫川がそそぎ、道路にあるどの側溝にも水が勢いよく走って紅殻格子の古い家並みを引きたてている。サントリーがここの水をミネラルウォーターとして売りだしているといえば、水質の良さも想像できよう。

一口に郡上踊り、或いは盆踊りといっても「かわさき」「春駒」「三百」「まつさか」とかいろいろの踊りがあるが、いずれも歌詞に歴史がよみこまれているので、その歌詞を借りて税の歴史を見てみよう。

〈郡上は馬どこあの磨墨（スルスミ）の名馬出したも気良（ケラ）の里

〈お聞きなされよ皆の衆
歌の殿様常縁が
歌で天下に名をあげて
きたる八月二日に、日本公認
歌でお城も守られて
歌の郡上の名も高く

郡上には千葉氏の一族東氏が、鎌倉時代に地頭として関東から入った。東常縁の時、将軍の命を受けて関東に出陣した留守に、応仁の乱が勃発、斎藤妙椿に城を奪われてしまった。しかし妙椿も風雅な人で、歌を詠んでくれれば所領を返すというので、歌十首を送り返してもらった。実話である。常縁は宗祇に古今伝授をした。東氏は一族間の恋愛問題で滅亡。領主は遠藤、稲葉、遠藤、井上、金森と変った。

〈郡上のナー八幡出てゆくときは
雨も降らぬに袖しぼる

宝暦四年（一七五四年）藩の財政再建の為に貢租増徴政策を採った。実は遠藤氏の時に、年貢増徴か家臣の俸給六分の一を削って財政支出を抑えるべきかという事で激烈な争いがあり、井上氏の頃検見取法にかえたのを農民の願いを入れて金森氏が定免制にしたばかりであった。農民はこの政策に反対して千人程が城下に押し寄せて藩庁に強訴した。検見取の中止、年貢米の半分は金納で、五月に先納金を上納することになっているがこの利息分の軽減等の内容の嘆願書を渡した。藩は訴状を認めて一たん治め、翌年再び強行した。農民も蜂起し、藩ではラチが明かないので江戸の評定所に訴えた。歌は、生きて帰れぬ覚悟で出てゆく農民たちを送る有様を歌っているという。金森氏は改易となり青山氏が入ると、出迎えた人々に三百文ずつ与えた。この喜びを歌ったのが「三百」であるということである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）



機能を集める。機能に徹する。

見やすい。1.

スムーズに書類の閲覧ができます。
途中からの書類のさしかえが自由にできます。
金具の開閉はワンタッチ操作。

分類しやすい。2.

ファイルの分類はデジタル記号でシステム化できます。
正確で読みやすい数字やアルファベットによる、CD分類システムが簡単にできます。デジタル記号は、数字とアルファベットの両方にご利用いただけます。

■金具はテコの操作だけでロックができます。ショックでリングが開くのを防ぐので書類の抜け落ちはありません。

強い。3.

厚みを増したビニールペーパーの表紙。
見返しは耐折性にすぐれた特殊紙を使用。

使いやすい。4.

リヒトの他ファイルサプライズとのドッキングが可能。
P.P.クリヤーポケット(DX)、カラーインデックスなど。

●A4のキャビネットに入ります。

品番	規格	収容枚数	標準価格
F-812-2	B5・2穴	100枚	870円
F-822-2	B5・2穴	200枚	880円
F-817-2	A4・2穴	100枚	900円
F-817-4	A4・4穴	100枚	940円
F-827-2	A4・2穴	200枚	940円
F-827-4	A4・4穴	200枚	980円

●カラーは全て藍です。

リヒト　リヒト産業株式会社
■本　社　〒540 大阪市東区農人橋1丁目3　☎(06)942-2361
■東京支店　〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号　☎(03)862-6911
■支　店　札幌・仙台・静岡・名古屋・広島・高松・福岡

'84 夏 暑中お見舞申し上げます

浅井新平　目黒区中町二―二三―三　電話（七一一）八七四四

浅見孝　中野区上高田四―四一　電話（三八六）三六三六

有賀徳寿　台東区浅草六―三五―八　電話（八七三）七九八三

飯沼清夫　足立区梅田七―一五―二　電話（八八六）八二八二

池田洋次郎　北区王子二―一三―一　電話（九一一）八一一一

石井操　千代田区飯田橋二―一一―一〇　電話（二六四）四六四〇

礒崎勝　文京区小石川二―二三―二八―八〇五　電話（八一五）三四五一

岩村譲一　中野区中野一―五六―一五　電話（三八三）一六〇四

宇津木三郎　世田谷区桜一―一六―一六　電話（四二九）七二〇九

海老美与治　港区六本木四―八―八　アロハビル五階　電話（四〇四）〇八九一

遠藤平治　荒川区南千住六―四一―三　電話（八〇二）一二八一

加藤隆之　台東区西浅草一―六―四　電話（八四三）〇六六一

兼山金刀圀　練馬区上石神井一―三〇八　電話（九二〇）八一三四

岸本勝次　台東区台東四―一〇―七　電話（八三二）二四六一

木村久弥　中央区日本橋人形町一―一一―五　電話（六六〇）三六〇三

清水多四郎　墨田区業平三―一〇―一三　電話（六二五）三九一八

千正清夫　台東区根岸一―一〇―一五　電話（八七四）七三一七

関口秀男　中央区銀座四―一三―一　上原ビル　電話（五四二）七五六一

関弘　荒川区東日暮里五―三―八　電話（八〇一）〇〇六六

斎藤嘉三　杉並区下井草四―一三―二　電話（三九九）九四六一

鈴木三男　大田区池上四―二六―二　電話（七五三）七二四〇

住田光生　中央区日本橋室町四―一五　電話（二四二）六六〇〇

土橋栄夫　渋谷区本町六―四〇―一四　電話（三七七）三七一〇

長坂利正　練馬区中村北四―二四　電話（九九〇）一一三一

中島育広　世田谷区玉川台一―三―一〇　電話（七〇〇）三三三一

永島徳造　豊島区目白四―二四―五　電話（九五四）〇三三五

山本敏郎　港区西新橋二―二〇―三　電話（四三二）五五一四

母家一郎　江東区亀戸六―二八―七　電話（六八二）七一九六

三輪三郎　杉並区高円寺南一―一六―五　サマリヤビル二階　電話（三一五）三三三三

宮崎敬之　目黒区上目黒一―二―九　ハイネス中目黒五〇五号　電話（七九二）三九九一

丸山修司　北区赤羽西三―三四―三　電話（九〇〇）二三五五

寺田秀一　墨田区横川二―一二―四　電話（六一六）二二六八

土橋栄夫　渋谷区本町六―四〇―一四　電話（三七七）三七一〇

長坂利正　練馬区中村北四―二四　電話（九九〇）一一三一

中島育広　世田谷区玉川台一―三―一〇　電話（七〇〇）三三三一

永島徳造　豊島区目白四―二四―五　電話（九五四）〇三三五

山本敏郎　港区西新橋二―二〇―三　電話（四三二）五五一四

山本日出麿　千代田区大手町二―七―一　日本ビルディング別館三階　一三一〇区　電話（二四二）六六六六

二村倍吉　港区西新橋一―一八―六　童宝ビル　電話（五〇二）〇八二〇

橋本一雄　葛飾区柴又一―九―一七　電話（六〇七）一一六六

吉本與一　千代田区神保町二―二〇　郵通ビル　電話（二六二）〇三七九

若林恒雄　中央区新富一―三―二　二〇一　電話（五五二）八八一八

石井操　千代田区飯田橋二―一一―一〇　電話（二六四）四六四〇

礒崎勝　文京区小石川二―二三―二八―八〇五　電話（八一五）三四五一

岩村譲一　中野区中野一―五六―一五　電話（三八三）一六〇四

市川隆　国立市西一―一一―一〇　電話（五七二）三一三三

小川一郎　大田区池上六―一九―八　電話（七五三）一六一七

岡田一馬　墨田区立花一―三二―六　電話（六二二）一八九〇

岡崎寿士　中野区本町四―一九―一二　電話（三八〇）一五五一

太田昌一郎　大田区池上六―一八―二　電話（七五四）〇〇四一

大堀雅三　杉並区梅里一―二一―一五　電話（三一四）四一三一

大村久弥　中央区日本橋人形町一―一一―五　電話（六六〇）三六〇三

下田友吉　台東区根岸一―一〇―一五　電話（八七四）七三一七

進藤紀三　新宿区坂町一―二　電話（三五三）九四三〇

染谷孝太郎　葛飾区堀切五―五〇―一　電話（六〇一）五〇五〇

高橋栄吉　渋谷区代々木三―五六　電話（三七〇）二四七六

新保太郎　新宿区西大久保二―二九五　電話（二〇九）五六二一

久保村得治郎　板橋区氷川町一二―八　電話（九六一）二二二〇

窪寺長治郎　練馬区豊玉上二―二三　電話（九九三）五三二一

倉田由次　足立区梅島一―九―五　電話（八八七）八四五一

斎藤久斉　文京区向丘一―二〇―八　木屋ビル二階　電話（八一三）六八三六

小川敏市　台東区三ノ輪一―二八―一五　電話（八七三）七二六八

諏佐市之丞　新宿区西大久保三―八五　電話（二〇〇）六二一一

杉村明　新宿区住吉町一一四―四　電話（三五七）五四二一

田中佐門　台東区柳橋一―二九―七　五十栄ビル五〇一号　電話（八六一）〇三九四

玉家義雄　大田区久が原六―六―二　電話（七五二）〇四七一

原島康雄　江戸川区南小岩六―二八―三　電話（六七三）三二六一

橋本一雄　葛飾区柴又一―九―一七　電話（六〇七）一一六六

松木正輝　荒川区西日暮里五―三―四　エル・アルカサル・フジ二〇二号　電話（八〇五）三一〇一

和田新之助　文京区本郷二―一六―一〇　三興ビル　電話（八一四）五八九五

ふちどり文化

今や街には　ふちどり文字がいっぱい。





ふちどり文字が書ける。
極太から極細まで太さ4種類。

SAKURA 不透明 油性
ふちどり MARKER メタリック PAT P

紙などの吸収面に書けばふちどり文字が楽しめ、ガラス、プラスチックなどの非吸収面に書けば、メタリック調のカラフルな文字が楽しめます。

株式会社サクラクレパス

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第147号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉　（1部　100円）
編集人　岡田一馬　（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目　次

一頁…日税連「会計帳簿適法作成証明（仮称）」制度に関する基本構想（タタキ台）等についての批判
二頁
三頁　参考・日税連（タタキ台）
四頁…歴史考察、税の歴史から、迷語録

日税連「会計帳簿適法作成証明（仮称）」制度に関する基本構想（タタキ台）等についての批判

松木正輝

このたび日本税理士会連合会より単位税理士会宛に標題の件に関して、七月十三日、基本構想のタタキ台をしめして、これにたいする意見を九月末日までに日税連宛に提出するよう、もとめられた。

これに先立って三月十六日、日税連商法対策特別委における基本構想の素案づくりのための「研究資料」として、標題「タタキ台」のもとになるものがあきらかにされていた。今回各単位税理士会にしめされた「タタキ台」と、三月十六日の日税連商法対策委であきらかにされた「研究資料」を比較してみると、若干の差異がみられる。

それは、被監査会社から提出させる確認書の取扱いについて、「研究資料」では内部統制組織の調査機能に全面的に

会計業務と監査業務の本質的な相違について

タタキ台の説明書の二、証明基準についての中で「税理士が会計専門家であるか否かを論議することは、もはや意味がない。しかも、税理士登録をするためには、実務経験を有することが資格要件となっているので、会計専門家としての知識能力と実務経験を有する者という文言を殊更に使用云々」とのべ税理士すべてを講習、補習を強制して全員を証明者にふさわしい能力を備えるよう配慮すべきことと主張している。

右の主張は会計実務と監査実務を混同している点でおかしい。会計業務は会計的事実について会計処理をし、これを会計帳簿に記録し、さらに計算書類を作成するという一連の作業であるが、これを監査するのは全く別の手続と立場に立ってやらねばならない。あらゆる会計的事実が網羅的に会計帳簿に記載され、又会計帳簿に記載されたものが事実であるかをたしかめ、さらに計算書類が会計帳簿と突合し、一般に認められた会計基準にもとづいて作成されているか、財政状態、経営成績を適正にあらわしているかを判断し意見を表明するのが監査業務である。

「タタキ台」が「研究資料」

確認書は簡易監査の象徴だ

今回の「タタキ台」では前の「研究資料」にくらべて若干その機能が後退したごとくにみえるが、この確認書の果たす役割はいぜんとして万能薬の如くである。

今回の「タタキ台」でも会社からこの確認書を提出させることにより、内部統制組織の機能の不備を補って、外部監査の果たす機能を分担させる。又、正規の監査における実査、立合、確認は行わずに確認書をうけとることで代替させるとある。

むすび

会社計算の公開明確化は誰が考えても必要であることは異論がない。ただ現実に即した施策を行わないと形骸化して悪影響のみがのこると予想される。

この際、税理士を商法改正に協力させるために現に税理士業務に規定されている附随業務の財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務を商法にとりいれて会社の会計指導として計算の明確化に役立ててはどうであろうか。会社が行う会計処理、会計帳簿及び計算書類の作成を指導し適正なものを作らせるようにするということである。この責任はゆるやかなものとする。

とにかく今のような形の専門家「監査」をすすめてみても有害無益となり形骸化し、将来、公認会計士監査の陣容がととのっていざ徐々に全面的に監査を実施しようとする際にこの専門家「監査」が障害となることは必定である。

代るものであり、この確認書によって会社はほかに特に疑うべき事情がないときは適法帳簿作成証明を行ってもよいとし、さらに監査人は確認書を徴することによって証明の結果による責任も免れるというものであった。

今回の「タタキ台」では、確認書は内部統制組織の不備を補充し、実査等手続の省略化に役立つものとするとし、監査人は確認書によって証明しても監査責任は免れることはできないということに変ってきた。しかし、「タタキ台」の内容を詳細に検討すると前回の「研究資料」の基本的な方向は本質的には修正されておらず監査という視点からみると矛盾にみちたものであることには変りがない。以下主な点について批判を述べる。

記帳代行と適法作成証明を同一会社に行うことは何ら支障がないというのはおかしい

先ほどのべたような会計業務を税理士が行い又同じ会社で監査を行うことが全く支障がないということはおかしいのではないかと思う。

依頼会社の責任において行われる記帳整理ではあっても、その会社の意向に沿いながらも、会計処理の判断を働かせて税理士が行うことにより、できあがった計算書類は税理士が作成したことになり、自分で作ったものを自分で監査するという矛盾にみちたものになる。

公認会計士監査は法令によって同一会社に税務を行うと特別害関係に該当するとしているが、この税務は記帳代行を含むことは皆無であるので特別利害関係にすることが厳しすぎるくらいであるにもかかわらず禁止している。これほど監査とはきびしくなくては、第三者にたいし効果がないものを、自己監査にひとしいものを可とするのはどうであろうか。

より一歩ふみこんで監査意見にたいする監査人の責任を明確にしたことで、うっかり会計業務と監査業務を混同することにより思わぬ責任をとって、その税理士が税務業務まで失うことになりかねない。すくなくとも監査を行うには商法と経営分析の手法と監査理論及び監査実務が必須の知識である。適格性のない監査人が監査を行うと社会的に有害であるばかりでなく、監査責任を問われて本人は税理士業務まで失うことになりかねない。

会社に行うことは何ら支障がないというのはおかしい

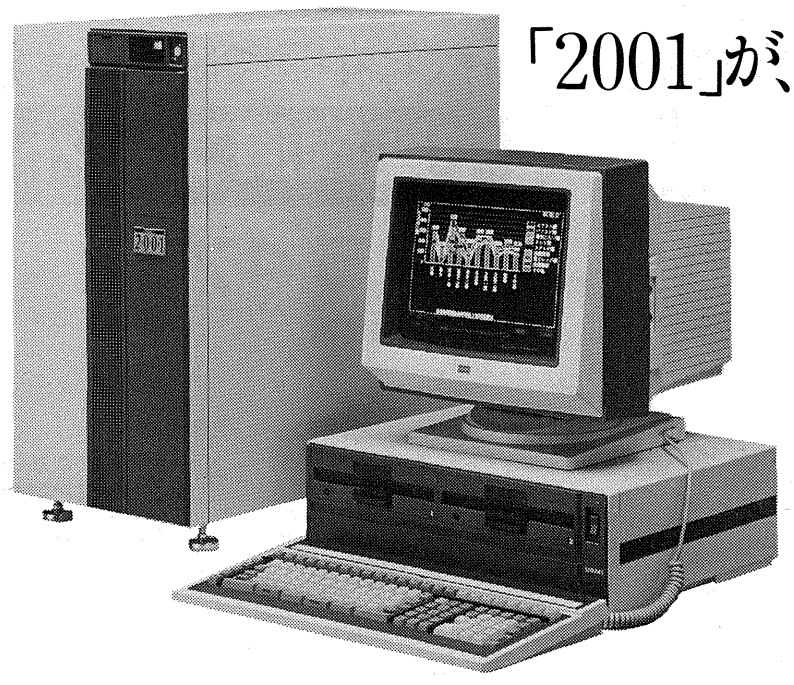
ないかと考えられる。「タタキ台」では、精査は不可能と云っているが、そんなことはない。

又、確認書を実査、立合、確認の代りとして採用し、これらの手続を行わなくてよいというのは乱暴にすぎるのではないか。例えば手形取引が多額にありこれを保有している会社の場合、当然、手形を実査すべきで、これを省略しては意見を表明できない。預金証書、有価証券しかりである。棚卸資産の期末残高の実在性、網羅性は、貸借対照表、損益計算書に重大な影響を与えるし、最も粉飾の多い項目である。これについての立合その他の手続は欠かすことのできないものである。売上債権の回収可能性の確認も同じである。

会社から確認書を提出させたからといって、手形、有価証券、棚卸資産、売上債権の実在性を鵜呑みにすることはできない。意見表明の心証は監査人が自らたしかめることによってのみ得るのである。

こうみてくると確認書が監査手続に代りうることは会社の宣誓的な心理的牽制と監査人の責任のがれのためとしか思われない。逆に確認書を要求することは、会社と監査人の信頼関係を悪化させる危険性すらある。公認会計士監査でも棚卸証明書とか負債証明書をとることはあるが必要以上にこれを被監査会社に要求はしない。やはり監査といえども相手側との信頼関係を特に重視するためである。

今回の法務省大小会社区分立法問題点の専門家「監査」が当初から簡易監査をめざし、やらないようやった方が一歩前進だという考えで出発している。だが監査に関しては粉飾のある計算書類に適正意見がついているよりも、はじめから監査意見がない方がよほどよいはずである。簡易監査の実態が確認書に象徴的にあらわれたような気がしてならない。



「2001」が、オフィスを創造的なステージに変える。

OA統合ソフトウェアとリレーショナル型データ・ベースを提供します。

いま、オフィスは、より多様化したビジネスニーズに対応できるシステムを求めています。オフコン、パソコン、日本語ワープロ、オンライン端末…など、OAのさまざまなツールをひとつのシステムで統合して、オフィスワークを効率化したい。この思想による画期的な統合システムを、ウチダが開発しました。それがオフィス統合システム「USAC2001」です。高性能エンジン（本体）と多機能オフィスステーションの絶妙なコンビネーションと、リレーショナル型データ・ベースの提供により、高い処理能力を発揮するシステムです。「2001」にオフィスステーションを接続すれば、各部署で必要な時に、望みのデータを好みの形で容易に加工して、個人でも共通でも自由にアウトプットして利用することが可能になります。OAのさまざまなツールをひとつのシステムで統合して、オフィスワークを効率化する、という新しい思想によるユニークな「USAC2001」が、いま、ひとりひとりのデスクの上を創造的なジョブ・ステージに変えてしまいます。

新しい舞台だ。OAオフィス。

USAC
2001
オフィス UCHIDA YOKO ネットワーク
内田洋行

㈱内田洋行 電子計算機事業部
〒104 東京都中央区新川2-4-7 TEL03(555)4124

(参考)「会計帳簿適法作成証明(仮称)」制度に関する基本構想(タタキ台)

タタキ台の説明書

一、「制度の概要」について

いわゆる外部監査ないし適法作成証明の制度として、どのようなものを実施可能とすべきか。この点に関して、「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」(以下「立法の問題点」という)は、単に、「会計専門家による会計帳簿の記載洩れ、又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無(商法二八一条の三第二項二号・九号に該当)等に限定した監査」を強制するとあるのみで、その具体的内容・手続等は明らかにされていない。もっとも、稲葉論文(商事法務一、〇〇〇号)は、そのアプローチとして二つの方法がありうることを示唆している。

その一つは、商法第三二条・三三条の規定を前提として、取引その他営業上の財産に影響を及ぼすべき事項の会計帳簿の記載をチェックし、計算書類の正確性を担保するというものである。これに対し、その二は、証券取引法に基づく公認会計士監査の導入時に経過的に行われた期末監査を参考にして、主に期末の貸借対照表の内容の正確性をチェックするにとどめるというものである。

ところで、これまで発表されてきた会計学者・会計士の諸論文を見る限り、第一の方法を示唆するものは殆ど見当たらない。いずれも現在公認会計士の行っている正規の監査を前提として、近代的監査が成り立ちうるためには、会社の記載する会計帳簿の正確性を確保する内部統制組織の確立が不可欠であり、それが不備であるか、または、全く存在しない小規模会社については、せいぜい財産目録的な貸借対照表の期末監査を行う以外に方途がないとの主張が展開されている。たしかに、今回の外部監査の構想が、有限責任制度の利用に伴う対応措置であり、その主目的が債権者保護にある以上、会社の信用調査の観点から、このような監査に限定して実現するということも考えられないではない。しかし、これには一時代前の逆行的制度であるとの批判や、また、内容的に、およそ簿外支出・収入のチェックを制度上放棄するものであるから、計算の明確化の見地からも適当でないとの批判もある。

従って、債権者保護の目的においても、第一のアプローチによることが望ましいことはいうまでもない。

ところで、外部監査は、その性格上「精査」は不可能であり、「試査」(抜検査)によることとされている。そのためには、会社の内部統制組織の機能に依存せざるを得ない。中小会社も帳簿を備えて記帳している以上、何らかの会計管理機能を有していることは事実である。しかしながら、中小会社には、形態的にみて完全な内部統制組織を備えているものは極めて稀である。そこで本構想は、確認書により、内部統制組織の不備な点を補って、内部統制組織が外部監査において果たす機能の一部を確認書に分担させることとするものである。

本構想は、「制度の概要」(1)にみられるように、調査(監査)の対象は貸借対照表の期末残高のみに限定されないものとして、期中調査(監査)を行うとの基本的立場を表明している。

そして、「制度の概要」(2)では、日常的な取引記録及び計算書類項目の調査(監査)に当たっては、会社の提出する資料について、その網羅性・真実性を保証する確認書を会社に提出させ、これを適法作成証明書の添付書類とすることとしている。

確認書が適法作成証明の添付書類となれば、会社は確認書を提出しなければならないこととなる。

なお、今回の「立法の問題点」で

二、「証明基準」について

これは、会計士の監査基準になったものであり、一般基準、実施基準及び証明書作成基準の三部より構成されている。いずれも仮称と理解すべきものである。

第1 一般基準

これは、証明者による調査(監査)及び証明に際しての、いわば姿勢ないし基本的態度を定めた部分である。

1は、適法作成証明は、会計専門家としての知識・能力と実務経験を有する者によってなさなければならないことを定めている。税理士は、今回の「立法の問題点」

(二頁へ続く)

「制度の概要」

(1) 別紙「会計帳簿適法作成証明基準」にみられるような会計帳簿適法作成証明(以下「適法作成証明」という)を内容とする。調査(監査)の対象は貸借対照表の期末残高のみに限定されないものとする。

(2) 日常的な取引記録及び計算書類項目の調査(監査)に当たり、会社が提出する資料について、その網羅性・真実性を保証する確認書を会社に提出させることとし、これを適法作成証明書の添付書類とする。

この確認書は、内部統制組織の不備を補い、内部統制組織が外部監査において果たす機能の一部をこれに分担させる意義を有するものである。会社による会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書の虚偽記載について、法的措置が講ぜられることとなれば、この確認書の信頼性は一層高まることとなる。

(3) 提出資料の調査(監査)を組織的・計画的に行うため、月次調査(監査)を原則とするものとする。

(4) 税理士の行う記帳代行は、依頼会社の責任において行われる記帳整理の実質をもつものであり、かつ、計算書類作成の一部を構成するにすぎないので、その記帳結果の適法作成証明を行うことには何ら支障はないものと考える。

は、会社による会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書の虚偽記載に対して法的措置を講ずることとするかどうかを挙げているが、そのような措置が講ぜられることとなれば、確認書を信頼する合理性も高まることとなろう。

外部監査においては、証明者ないし外部監査人は、会社の会計帳簿の適法性と貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の合致の有無について調査(監査)し、その範囲内において、意見の表明についてのみ責任を負うものであり、会計帳簿等の不実記載等については、本来会社が責任を負うべきものと考えられる。(注参照)。そして、会社に提出資料の網羅性・真実性を保証する確認書を提出させることにより、提出資料の不実記載等の責任が会社にあることが一層明確になる。

また、確認書に、正規の監査における実査、立会、確認という特定の監査手続に代わる機能を持たせることとする。すなわち、確認書を、会社において現金等の実査をしたこと、或いは棚卸資金の棚卸をしたこと、または、売掛金等の確認手続を行ったことを、報告(確認)する書類とし、これを受領することにより、証明者ないし外部監査人は、実査、立会、確認という特定の監査手続を行わず、それに代替できるものとすることは、監査手続の簡素化に大いに役立つこととなろう。そして、この確認書の内容、形式等を適切なものとすれば、特定の監査手続に代わることとしても、有意性を損なうことはないであろう。

以上のとおり、「確認書(報告書を含む)」は、本構想における適法作成証明制度において、各種の重要な役割を果たすものである。

ところで、期中調査(監査)を行うものとすると、提出資料の調査(監査)は、年初に作成される調査(監査)計画書に基づいて、組織的・計画的になされなければならない。このため、「制度の概要」(3)は、月次調査(監査)を原則としているが、その主体は明らかにされていない。それは当然に、会社及び証明者ないし外部監査人の双方に適用される趣旨である。

しかし、会社及び証明者の双方にとって、月次調査(監査)では負担が重すぎるとの意見もある。この点は、月次調査(監査)(月次試算表を主とする)を原則としながら、「実施準則」で三月に一回程度にまとめて行うこともできることにすればよいことであろう。企業の規模が比較的大きくなると、むしろ月次の方が資料の調査(監査)の面で便宜との指摘もあるからである。

なお、税理士の行う記帳代行は、実態面でかなりの差異はあるものの、代行という文言の法的意義からも、本質的には依頼会社の責任において行われる記帳整理の実質をもつものにすぎないと考えられる。従って、代行者たる税理士は、外部監査人として自らの記帳結果について適法作成証明を行うことができるものとすべきであると考える。「実施準則」において、必ず依頼会社の責任において記帳代行が行われる趣旨での証印をとることを定めることも、考慮に値しよう。また、外部監査制度の適用対象会社を、たとえば、資本金五〇〇万円ないし一、〇〇〇万円以上とするならば、当然に前記の記帳代行部分を含むこととなると思われるが、この程度の企業規模以上であれば、一般には記帳指導までしなくとも済む良質的な対象部分といえるであろう。その実態からも、制度の強制(経過措置を含む)は、円滑にいくのではないかと推測される。

(注) 外部監査人の責任について、正規の監査においては、監査人は、財務諸表に対する意見に関して責任を負うものであり、財務諸表作成に関しては、会社(企業の経営者)が、その責任を負うものであるとする、いわゆる「二重責任の制度」がとられている(そして、この趣旨は旧監査基準の一般基準6に明記されていた)。そこで、適法作成証明においても、それが外部「監査」である以上、この制度が妥当するものと考えられなければならない。

第1 一般基準

1、会社が作成する会計帳簿は、会計専門家としての知識・能力と実務経験を有する者により、公正・独立の立場において、その適法性が証明されなければならない。

2、前項の会計帳簿適法作成証明者(以下証明者という)は、調査の実施および会計帳簿適法作成証明書(以下証明書という)の作成については、会計専門家としての正当な注意をもってこれを行わなければならない。

3、証明者は、その職務を行うにあたり、会社の秘密保持に十分注意しなければならない。

4、証明者は、平素より職務を行うに必要な理論の習得・探究および技術の向上に努めなければならない。

第2 実施基準

1、証明者は、証明書作成の目的に照らし、会計帳簿を計画的に調査しなければならない。

2、証明者は、会計帳簿に対する適法性に関する意見を表明するため、会社に対し必要な資料の提出を求め、かつ、意見の交換を図るなど、合理的な基礎を得るまで調査を実施しなければならない。

3、証明者は、会計帳簿の作成等について問題がある場合には、その都度会社に対して意見を述べ、その改善を求めなければならない。

第3 証明書作成基準

1、計算書類に添付して公開される証明書には、作成者が実施した調査の概要およびその結果を明瞭に記載しなければならない。

2、前項の調査の結果として、会計帳簿の適法性および会計帳簿の記載と貸借対照表・損益計算書および附属明細書の記載との合致の有無を記載しなければならない。

◇

元金100万円の分配金

期間	㊐扱いの場合 分配金	㊐扱いの場合 年利回り	35%分離課税扱いの場合 お手取り分配金
1カ月	4,563円	5.475%	2,966円
2カ月	9,146円	5.487%	5,940円
3カ月	13,750円	5.500%	8,923円
4カ月	18,375円	5.513%	11,915円
5カ月	23,022円	5.525%	14,916円
6カ月	27,689円	5.538%	17,926円
7カ月	32,378円	5.551%	20,945円
8カ月	37,088円	5.563%	23,973円
9カ月	41,820円	5.576%	27,009円
10カ月	46,573円	5.589%	30,055円
11カ月	51,348円	5.602%	33,110円
1年	56,145円	5.614%	36,174円

一カ月複利だからふえ方が手にとるようにわかります

＊計算は昭和59年1月9日現在の分配率年5.475%で計算した概算値です。利率変更等ありますので、一応の目安としてお考え下さい。



便利さではじめましたが、
いまでは有利さで続けています

中期国債ファンド

分配率昭和59年1月9日現在
年5.475%
5.0~5.5%(実績予想)

●1ヵ月複利でダンゼン有利。
●30日経てば、いつでも手数料なしでお申し出の翌日お金になります。
●お申込みは10万円から、1万円単位。

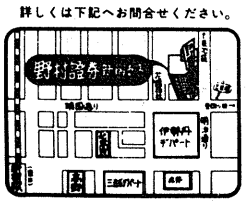
＊㊐を使えばお1人300万円まで無税。
＊お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。
※発行・運用は野村投信委託

お気軽にご来店ください。
「初めてのお客さまコーナー」開設!
■お電話でのお申込み・ご相談は……
(205)0091~0096

新しい魅力で
身近なおつきあい—

野村證券
新宿支店

詳しくは下記へお問合せください。



郵便番号 160-91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
(三光町交差点カド・伊勢丹ソバ)
電話 東京03(205)1001(代)

（二頁から続く）

において、公認会計士・監査法人・会計士補とともに、外部監査制度を担う会計専門家としての地位が与えられている。したがって、税理士が、会計専門家であるか否かを論議することは、もはや意味がない。しかも、税理士登録をするためには、実務経験を有することが資格要件となっているので、「会計専門家としての知識・能力と実務経験を有する者」という文言を殊更に使用しているのは、証明者として商工会議所の指導員等をあてる趣旨の見解を否定するためである。もっとも、税理士のすべてが証明者としての適格性をもつといえるか疑問がないではない、との指摘もある。しかし、そのための資格試験を行うとすることは、商法改正問題に対処する税理士業界に好ましくない影響を及ぼすおそれがある。そこで4において、全員が当然に有資格者となることを前提として、講習・補習を強制し、また自主的な努力を促すことで、全員が証明者にふさわしい能力を備えられるようにすべきであるとの配慮を示している。そして証明者は、公正・独立の立場において調査（監査）および証明をしなければならない。既存の、「特別の利害関係なき者」とか、或いは「独立した公正な立場」などという表現を用いなかったのは、既存の文言に伴う解釈上の疑義をも随伴するおそれ、を回避するためである。証明者が対象会社に対して独立した立場に立ち、しかもその調査（監査）及び証明が客観的に公正性を有していなければならないのは当然のことであるが、独立性の確保についてはなお一層の配慮が必要であろう。2は、証明者が必要な調査（監査）の実施及び証明書作成にあたって用いるべき会計専門家としての注意義務を、3は、証明者の守秘義務を定めたものである。

第2　実施基準

1は、期中調査（監査）を行うものとする以上、会計帳簿の調査（監査）が計画的に行われるべきことを定めたものである。具体的には、調査（監査）計画書に基づいて月次調査（監査）を積み上げることで、証明がなされることになろう。

2は、証明者による適法意見表明の前提として、合理的な基礎を得るまで、調査（監査）を実施する必要性を定めたものである。また、会社に対して必要な資料の提出を求めることができる権限が付与されていなければ注意義務をつくすことが困難となる。しかも、そのような権限を付与しておけば、それが実際に行使されることがなくとも、会社に対する関係で証明者の地位の強化をもたらすことにもなろう。ただ、一方的な権限行使のみを定めることは、会社との協調性に欠けるうらみもあるので、相互の意見交換によって意思の疎通をはかる必要性をも定めたものである。

3は、会社の会計帳簿の作成に対する証明者の指導性を定めたものであり、問題が生じたときには、会社に対して意見を述べ、改善を求める必要性を強調している。

第3　証明書作成基準

今回の「立法の問題点」では、株式会社・有限会社について、計算書類を会社に備えおいて何人にも公開させることが予定されているが、株式会社についてはその適法作成証明書も公開されることになる。したがって、この証明書は、会社の計算関係の明確化を図るという観点からも、会社の対外的信用の基礎となるものである以上、それには必ず作成者が実施した調査（監査）の概要およびその結果を明瞭に記載することが必要とされる。

その調査（監査）の結果を、具体的にどのように記載すべきかは、本構想が税理士業界の採るべき方向として確認されたのち、「証明書作成準則」において定められることとなろう。それまでの間、2は、とりあえず「立法の問題点」に記載された文言を援用して抽象的に表現したものである。

☆　☆　☆　☆　☆　☆

「会計帳簿適法作成証明（仮称）制度に関する基本構想（タタキ台）」中の、同証明基準（第2実施基準）に基づく「実施準則」（仮称）については、次のような考え方の方向で、これを策定することが適当と認められる。

そして、ここでは実施準則の項目別に具体的な監査実施要領について触れられていないが、これらは、この考え方の方向が是認された段階で作成することとした。また、総論の考え方、内容の骨子中には将来において「証明基準」の一般基準ないしは実施基準に記載することが適当である事項ないしは「制度の概要」として説明されるべき事項が含まれている。

「実施準則（仮称）」に関する考え方の方向

一　総論の考え方

会計帳簿適法作成証明（以下「適法作成証明」という。）は、主に債権者保護のためのものであり、投資家保護の目的を持つ、いわゆる正規の監査とは異なるものである。

会計監査は、その目的により、監査目標、対象範囲、項目、方法、監査手続が異なることは、当然とされる。特に、適法作成証明制度は、監査対象となる中小会社の実情からみて、それに適合する簡易なものとして構成されることが必須の条件である。

そこで、「実施準則」の策定に当たっては、独自の立場に立って、新手法の開発が図られなければならない。

以上のとおり、「実施準則」を考えるに当たっては、簡易性は必須の条件であるが、適法作成証明制度の有意性を損なうことのできないことも、当然としなければならない。

そこで、最小限必要とされる有意性を保ちつつ、限度ぎりぎりいっぱいの簡素化が目指されなければならない。有意性を損なわないために、調査（監査）の対象は、期末残高の計算書類項目に限定しないで、期中取引記録を含むこととしている。そして、簡易化のためには、次のような各種の方法が考えられる。

まず、原則として試査によることとし、そのためには、会社の会計管理組織（内部牽制組織、帳簿組織等）を整備し、その機能の活用を図るとともに、会社の提出する確認書を役立たせることとする。そして、調査（監査）の目標、範囲、項目、調査（監査）手続等を限定、省略若しくは簡素化を図ることとするが、その際、重要性の原則を十分取り入れることが必要とされる。

なお、外部監査人として、税理士が実施可能なものであり、また過大な責任を負担することがないように、外部監査人の責任の範囲を明確にする役割を果たすものとする必要がある。

財務諸表の作成手続と調査（監査）手続は、実質的に異なるものではない。税理士は、現在、多くの中小会社の財務諸表の作成に関与している。この事実を無視することはできないと思われるので、「実務準則」の策定に当たっては、税理士が行っている中小会社の財務諸表作成の実務が参考とされなければならない。また、適法作成証明は、批判的であるばかりでなく、指導的なものであるべきであるので、事後監査ではなく、事前監査として構成するものとする。

「実施準則」は、適法作成証明制度の対象会社として予想される各種の業種業態、規模のものを含む、広い範囲の会社に適用されるものとして考えているので、調査（監査）手続の選択、適用に関しては、必要最小限の調査（監査）手続を必須のものとするほか、対象会社の実情により、外部監査人の弾力的判断の余地のあるものとすることが必要である。

なお、外部監査人は、職業専門家として正当な注意をもって調査（監査）を実施したことを立証するため、かつ、適法作成証明書を作成するために必要な資料とするため、証明（監査）調書を作成することとする。

調書（監査）手続は、予備調査の手続、取引記録の調査手続、計算書類項目の調査手続に分けて定めることとする。

二　内容の骨子

㈠試査を原則とすることについて

通常、調査（監査）の対象となる会社の提出資料は量が多く、労力的、経済的にみても、精査によることは、実際上不可能であり、試査によらざるを得ない。本制度においても、試査によることを原則とする。

そのために、会社の会計管理組織（内部牽制組織、帳簿組織等）とその不備を補う意味の確認書が、調査（監査）において果たす機能に依存することとなる。

㈡財務諸表項目と取引記録の調査（監査）について

調査（監査）は、財務諸表項目即ち期末残高項目に限らず、取引記録についても実施するものとする。取引記録の記帳が正確であり網羅性があれば、複式簿記の原理からして、すべての取引は必ず期末試算表に集約されてくる。よって期末残高項目（損益項目を含めて）の調査（監査）を徹底すれば、監査の目的は一応果たされることになる。しかし、取引記録が網羅性に欠けていたり、記帳が不正確であり脱漏があるときは、それらは期末残高にあらわれないままになる。

そこで、財務諸表項目の調査（監査）に重点をおき、取引記録の調査（監査）はこれを補完するものとして実施することとする。財務諸表項目については、証憑突合、勘定分析を主とするが、取引記録についてはその網羅性と記帳の正確性（月次試算表）の調査（監査）に主眼をおくものとする。そのために必要な資料とするため、証明（監査）調書を作成することとする。

調書（監査）手続は、予備調査の手続、計算書類項目の調査手続に分けて定めることとする。

㈢事後監査でなく事前監査にすることについて

職業専門家による外部会計監査は、本来、批判的なものでなく指導的なものである。

本制度においても原則として期首からはじめて、取引記録の調査（監査）をすることは、指導的意味を含むものである。そして、計算書類項目の調査（監査）は、会社の期末残高試算表ができた段階から入るものとし、誤謬が発見されれば修正して決算に織り込み、正しいものとしたうえで適法なる旨の意見を表明することとする。誤りとされる事項については、会社側によく説明するとともに修正については会社側と相談し、修正すべき必要のあるものは修正するようにさせる。どうしても会社側で修正に応じないときは、限定意見を付することも止むを得ないが、あくまで指導的、事前的な監査として考えるものとする。

㈣簡易化のあり方について

適法作成証明制度の導入に当たって、中小会社に対して経済的にも、実務の上においても、過重な負担をかけることは出来ない。また、調査（監査）にあたる税理士も過大な負担と責任を負うことは出来ない。よって有意性を保ちつつ、最大限の簡易化が図られなければならない。

㈠調査（監査）目標について

適法作成証明制度は、「会計帳簿に記載すべき事項の記載または不実の記載がなされているかどうか、および貸借対照表・損益計算書の記載との不一致」の調査（監査）を基本として、いわゆる正規の監査に固有な、会計理論の判断に関連する事項は、監査目標として考えないこととする。

㈡調査（監査）項目について

監査項目に関しては、その性格、金額の重要性を基準にして、通常監査を実施すべきものとその他のものに区分する。重要とされる項目は、計算書類項目では、現金、預金、売掛金、受取手形、棚卸資産、固定資産、借入金、買掛金、支払手形及び売上、仕入の繰り上げ、繰り延べ、経費中特殊なもの、が上げられる。取引記録では、入出金の管理と交際費、人件費、支払利息、借入金、仮払、仮受金並びに売上、仕入に関する事項があげられる。

㈠調査（監査）手続に関して

監査手続（技術）としては、証憑突合、帳簿突合、計算突合、実査、立会、確認、質問、勘定分析、比較、閲覧があげられる。この選択適用については、本来監査人の判断に任されるべきであるが、必要最小限のことは項目毎に表現すべきであるとも考えられる。この検討に当たっても、税理士の実施する財務諸表作成の実務が参考として考慮される必要がある。

ただし、適法作成証明制度においては、実査、立会、確認の手続は、原則として行わないこととしている。

㈡確認書について

確認書については、次の三種類のものを会社に提出させるものとする。

㈠会社の提出資料（主として取引記録について）に関して、不実記載のないこと（真実性）と資料そのもの及びその記載事項に脱漏がないこと（網羅性）について包括的に宣誓する確認書

㈡負債（融通手形、保証債務、役員個人名義のものを含む）の真実性、網羅性を宣誓、証明する確認書

㈢実査、立会、確認という監査手続に代わる意味を持つ確認書（報告書）そして㈠の確認書は、中小会社の会計管理機能の不備な点を補い、それに外部監査において果たす機能の一部を分担させるものである。なお、㈡及び㈢の確認書は、会計帳簿、提出資料に関する不実記載等の責任が会社にあることを一層明確にする意義を持つものである。

また、㈢の確認書（報告書）は、これを受領することにより、実査、立会、確認の手続に代替させ、これらの手続を省略する意義を持つものである。そして、㈢の確認書は、会社側で実施した、現金等の実査、棚卸資産の棚卸、売掛金等の確認の情況、結果を明瞭に報告する内容、形式とする。

㈦監査（証明）調書と監査人の責任について

外部監査人の民事上の責任は、会社に対する場合は、債務不履行によるものと不法行為によるものとがあり、第三者に対するものは不法行為によるものである。そして、債務不履行に関しては、故意・過失のないことを、また、不法行為においては過失のないことを、監査人が自ら立証しなければその責任を免れることはできない、とされている。ところで、外部監査人の責任は、監査の意見に関して負うものであり、しかも実施した調査（監査）の範囲内に限られる。したがって、この実施準則に基づき定められた調査（監査）手続を実施し、その旨を監査（証明）調書に記録しておき、立証に当たっての証拠書類とする必要がある。監査（証明）調書は、このゆえに、重要な意味を有するものである。そこで、財務諸表項目の調査（監査）に重点をおき、取引記録の調査（監査）はこれを補完するものとして実施することとする。財務諸表項目については、証憑突合、勘定分析を主とするが、取引記録についてはその網羅性と記帳の正確性（月次試算表）の調査（監査）に主眼をおくものとする。そのために必要な資料とするため、証明（監査）調書を作成することとする。

調書（監査）手続は、予備調査の手続、計算書類項目の調査手続に分けて定めることとする。

㈢事後監査でなく事前監査にすることについて

職業専門家による外部会計監査は、本来、批判的なものでなく指導的なものである。

本制度においても原則として期首からはじめて、取引記録の調査（監査）をすることは、指導的意味を含むものである。そして、計算書類項目の調査（監査）は、会社の期末残高試算表ができた段階から入るものとし、誤謬が発見されれば修正して決算に織り込み、正しいものとしたうえで適法なる旨の意見を表明することとする。誤りとされる事項については、会社側によく説明するとともに修正については会社側と相談し、修正すべき必要のあるものは修正するようにさせる。どうしても会社側で修正に応じないときは、限定意見を付することも止むを得ないが、あくまで指導的、事前的な監査として考えるものとする。

㈣簡易化のあり方について

適法作成証明制度の導入に当たって、中小会社に対して経済的にも、実務の上においても、過重な負担をかけることは出来ない。また、調査（監査）にあたる税理士も過大な負担と責任を負うことは出来ない。よって有意性を保ちつつ、最大限の簡易化が図られなければならない。

㈠調査（監査）目標について

適法作成証明制度は、「会計帳簿に記載すべき事項の記載または不実の記載がなされているかどうか、および貸借対照表・損益計算書の記載との不一致」の調査（監査）を基本として、いわゆる正規の監査に固有な、会計理論の判断に関連する事項は、監査目標として考えないこととする。

㈡調査（監査）項目について

監査項目に関しては、その性格、金額の重要性を基準にして、通常監査を実施すべきものとその他のものに区分する。重要とされる項目は、計算書類項目では、現金、預金、売掛金、受取手形、棚卸資産、固定資産、借入金、買掛金、支払手形及び売上、仕入の繰り上げ、繰り延べ、経費中特殊なもの、が上げられる。取引記録では、入出金の管理と交際費、人件費、支払利息、借入金、仮払、仮受金並びに売上、仕入に関する事項があげられる。

㈠調査（監査）手続に関して

監査手続（技術）としては、証憑突合、帳簿突合、計算突合、実査、立会、確認、質問、勘定分析、比較、閲覧があげられる。この選択適用については、本来監査人の判断に任されるべきであるが、必要最小限のことは項目毎に表現すべきであるとも考えられる。この検討に当たっても、税理士の実施する財務諸表作成の実務が参考として考慮される必要がある。

ただし、適法作成証明制度においては、実査、立会、確認の手続は、原則として行わないこととしている。

㈡確認書について

確認書については、次の三種類のものを会社に提出させるものとする。

㈠会社の提出資料（主として取引記録について）に関して、不実記載のないこと（真実性）と資料そのもの及びその記載事項に脱漏がないこと（網羅性）について包括的に宣誓する確認書

㈡負債（融通手形、保証債務、役員個人名義のものを含む）の真実性、網羅性を宣誓、証明する確認書

㈢実査、立会、確認という監査手続に代わる意味を持つ確認書（報告書）そして㈠の確認書は、中小会社の会計管理機能の不備な点を補い、それに外部監査において果たす機能の一部を分担させるものである。なお、㈡及び㈢の確認書は、会計帳簿、提出資料に関する不実記載等の責任が会社にあることを一層明確にする意義を持つものである。

また、㈢の確認書（報告書）は、これを受領することにより、実査、立会、確認の手続に代替させ、これらの手続を省略する意義を持つものである。そして、㈢の確認書は、会社側で実施した、現金等の実査、棚卸資産の棚卸、売掛金等の確認の情況、結果を明瞭に報告する内容、形式とする。

㈦監査（証明）調書と監査人の責任について

外部監査人の民事上の責任は、会社に対する場合は、債務不履行によるものと不法行為によるものとがあり、第三者に対するものは不法行為によるものである。そして、債務不履行に関しては、故意・過失のないことを、また、不法行為においては過失のないことを、監査人が自ら立証しなければその責任を免れることはできない、とされている。ところで、外部監査人の責任は、監査の意見に関して負うものであり、しかも実施した調査（監査）の範囲内に限られる。したがって、この実施準則に基づき定められた調査（監査）手続を実施し、その旨を監査（証明）調書に記録しておき、立証に当たっての証拠書類とする必要がある。監査（証明）調書は、このゆえに、重要な意味を有するものである。そ

㈧会計管理組織について

本証明制度では、調査（監査）は、試査によらざるを得ないことは上記のとおりである。そして、そのためには会社の会計管理機能に依存することが必要であり、その組織の確立、整備がなされなければならない。

とくに、記帳の正確性を調査（監査）するためには、適切な帳簿組織が整備される必要がある。ところで、中小会社には形態的にみて完全な内部統制組織を備えているものは極めて稀である。しかしながら、帳簿を備えて記帳している以上何らかの会計管理機能を有していることも事実である。会計管理組織を一層整備、充実するとともに、なおその不備な点は確認書により補うことが必要とされる。

㊟内部統制組織とは、外形的にみれば、「会計と営業の分立組織」起案、稟議、決裁及び依頼の連絡関係、意思の伝達及び結果の報告に関する文書制度ならびに証憑書類の自動照査制度を基本的骨格とし、原価管理、予算統制ならびに内部監査を含んだ会社の会計管理組織」である。そして、機能的にみれば、内部牽制の仕組を会計組織に適用して、「記帳の正確性」「記帳資料の真実性、網羅性」及び「取引の正当性」を保証して、真の意味の会計管理の機能を果たすものである、とされている。

㈨予備調査の手続について

外部監査人が初めて適法作成証明を行う会社については、会社の概況（沿革、業務内容、役職員の氏名、取引先、取引条件その他監査に必要な重要事項）、過去の経営成績、財政状態等を調査する必要がある。また、会計管理組織（内部牽制組織、帳簿組織）の整備状況を確かめるため、適切な質問書等の方法によって調査する必要がある。以上のことを予備調査の手続とすることが必要と思われる。

㈩その他

適法作成証明制度を全面的に施行するまで、経過措置として、会計管理組織（内部牽制組織、帳簿組織）の整備等の準備のため、会計制度監査（仮称）を実施することとする。会計制度監査に関する要綱は、別に定めるものとする。



白墨なら よくかけて よくきえる きぬごし製
天神白墨
各種黒板・ラーフル・ねんど・石膏製造販売
天神白墨本舗 ㈱ JIS表示許可工場
日本白墨工業株式会社
本　社　〒124 東京都葛飾区西亀有2-15-17　TEL 03(601)6271(代)
工　場　〒341 埼玉県三郷市泉13
営業本部　TEL 0489(53)1537(代)
工作用ねん土、各種好評をいただいてよく売れております。ご拡売おねがいします。

歴史考察

豊臣家臣団・補記
真田幸村と縁ある人々（三）

4　大谷吉継と幸村

大谷刑部吉継と石田三成が、なぜ、首を切られる時も一緒だというくらいの仲の良さ―刎頸の友となったかは、例の茶会の席でのエピソードであり、ここには三成の面目が躍如としている。三成こそ生涯心を許し合える友だという信念を、吉継はその時一層強くしたことと思われる。

そして数年後、関ケ原合戦の時まず三成は大谷刑部に打倒家康の挙兵につき相談している。この時即座に刑部吉継は、

「お前、やめろ」

と反対している。「家康は二百五十万石、貴公は十九万八千石だ。石高においても、年齢においても、経験においても、とてもじゃないが家康の敵ではない。われわれ豊臣家の遺臣としては、秀頼公というものを守るのが目的なのだからここで無闇に戦争をしかけるべきではない」

とハッキリ言った。三成は、

「将来豊臣家を滅ぼす者は家康である。刑部、われはどうしても立たなければならない」

と三成は基本戦略を吉継に打ち開ける。三成と仲の良かった大大名に会津百二十万石の上杉景勝があった。その上杉家に、名家老直江山城守兼続がいたが、これと盟約し、家康を東西から挟み撃ちにする計略を洩らすのだったが、

「やめろ」

と吉継の反対は変わらない。

「貴公は、とにかく頭が素晴らしい。太閤殿下も天下一の才知だと激賞した。しかし貴公の才知だけでは家康を倒すことは難しい。なぜか、貴公には徳望というものが欠けている。大軍を集めるには知恵だけでは集まらんぞ。まして貴公は、故殿下の遺した豊臣家臣団の双璧たる福島・加藤と犬猿の仲だ。いろいろ考えるとどうしても賛成できない」

「刑部、やめるわけにはいかぬ」

二人は三日二晩に及び激論を重ねたと歴史は伝えている。この時は遂に二人はもの別れの形で、吉継は己れの居城に帰った。

しかし吉継は、三成の決意が変わらないことを思い、使いを出し

「俺の命を貴公にやろう」

という返事をしたのであった。

かくて、幸村の岳父は壮烈な戦死を遂げた。小早川秀秋の反逆により、西軍は壊滅的な打撃を受け関ケ原戦は終熄した。

上田城自体は勝っていたのに、本隊が負けたために、開城せざるを得なかったことは前章に述べたとおりである。家康は勿論、昌幸・幸村父子を切腹させろと命令する。この時長男信之が、自分の軍功にかえても、親父と弟の助命嘆願をし、なおかつ徳川の重臣であり、信之にとって岳父である本多忠勝を通じても命乞いをして、やっとことなきを得る。そのかわり、幸村父子は、高野山の麓の九度山での隠棲生活を強制され、十四年間という長い隠忍の時を送らねばならなかった。この間に父昌幸は六十三歳で死に、幸村は時の来るのを待った。

5　幸村の大坂入城

慶長十九年の十月、大坂城から使者大野治長が来訪し、

「五十万石の大名の格式で、豊臣家にぜひ味方をして頂きたい」

と、当時の慶長小判で黄金二百枚、銀三十貫をさし出し懇請した。現代ではもとより億単位の金であり、これを軍資金として幸村の大坂入城が実現することになる。

当時、この九度山の真田家の監視をしていたのは浅野家で、和歌山の城主だった。一晩、幸村は浅野家の家臣や近郷の百姓の代表を集め、父昌幸の法事を行って酒を大量に飲ませ、その酔いつぶれている間に主従とも脱出、大坂入城を果たして、いわゆる大坂冬の陣がはじまる。

幸村は有名な真田の出丸という堅塁を築き、ここで徳川軍を迎え討つわけである。

幸村の真田流軍法が楠木流であることも前述したが、九度山に籠っている十四年間に、彼は楠木正成の遺跡である金剛、千早城辺を歩き、つぶさに戦略を研究していた。そのことが、この十四年間を語る「真田十勇士」のフィクションを生み、われわれの子供の頃、立川文庫や講談本で馴染み深い。幸村が庶民の英雄たる要素はこの辺からもはじまるし、庶民の英雄たる所以のものでもある。

6　大坂冬の陣

いよいよ徳川家と豊臣家の戦端の幕が切って落とされる。幸村としては、父昌幸の存命中から大坂城を中心に徳川と決戦することは予想していた。昌幸も死ぬ前に、

「大坂城を中心に徳川と戦争をするには、いかに難攻不落の名城でも城に籠ってはならぬぞ。必ず出て野戦で戦えよ」

と幸村に数々の作戦を授けている。幸村は軍議に臨んだ。

当時、大坂城に籠っていた浪人は城持ち大名は誰もいなかった。豊臣恩顧の大名は、みな自分の領地を守ることに保身汲々として、大坂城に入城したのは全部関ケ原の残党だったのである。有名な武将では後藤又兵衛、塙団右衛門、明石全登、長宗我部盛親、それから木村長門守重成、薄田隼人（岩見重太郎）ら、講談でお馴染みの浪人たちが籠っていた。

幸村は、大坂城に籠っての戦いは不可であり、とにかく京都から瀬田方面に出撃して徳川軍を叩くのが上策であり、私が全責任を持つと、進言する。その間に、親豊臣の大名の趨勢も必ずこちらにつく、という作戦だったが、淀君に反対された。淀君は、美貌をもって秀吉に迎えられた史上有名な女性。戦争のことはわからない。秀頼も偉丈夫だったが、この母に過保護に育てられて同様軟弱にはうとい。補佐役の大野治長、治房兄弟また実戦の経験がない。幸村が出す作戦計画のことごとく却下となり、幸村はどうしようもない。

そこで幸村は、大坂城の裏鬼門に当たる、つまり一番弱い部分を探査し、そこを引受けることにして有名な真田の出丸を築くわけである。このため、家康は大坂城をどうしても落とせない。ここで策を練った家康は、外堀を埋めるという条件を出して、偽りの講和を持ちかける。これの先を読める武将は幸村ぐらいのものであるが、肝心の外交交渉には幸村を参画させないというところに豊臣家の悲劇があった。いわゆる浪人には戦いだけは任すが、大きな作戦計画なり、講和をするとか、しないとかの重要事案を協議し、決定権を持っていたのは大野治長あたりで不幸にも、かかる戦争を知らない手合いだけでことを決めてしまった。老獪な家康にかかっては、赤児の手をねじるようなもので、しかもあろうことか、外堀を埋めるという条件を総堀を埋めるということであったとして、どんどん埋めてしまった。幸村たちは抗議をするがラチがあかない。家康は姿をくらまし、交渉相手不在のうちに、見る見る天下の名城大坂城は裸城にされて行ったのであった。

（税理士　今村　秀夫）

迷語錄

日本人の好奇心は極めて旺盛で、どこでも絶え間なしの質問攻めに会った。

「日本俘虜実記」ゴロウニン

文化八年（一八一一）、クナシリ島で日本側にだまされて捕えられ、北海道に連行され二年数ケ月に渡って捕虜となったゴロウニンは、ロシア海軍のスループ艦ディアナ号の艦長として、アリューシャン列島、アメリカ探検のあと、千島列島を南下して南千島の測量を命令されていた。

この事件の発生する前に、寛政四年（一七九二）日本漂民大黒屋幸太夫（名著井上靖著「おろしや国酔夢譚」にくわしい）を送還するとともに国交をもとめて、ロシア皇帝の国書をもった使節ラスクマンの乗ったエカテリーナ号が来航した。しかし、ラスクマンは目的を果たせず、空しく帰国した。その後再三ロシアは開国をもとめたが鎖国をたてに日本側は拒否の姿勢を崩さなかった。

そうこうしているうちに、フヴオストフ事件が起った。これは、このような幕府を屈伏させるには力しかないと、レザノフというロシア皇帝侍従長で露米会社理事の命令によりフヴオストフ海軍大尉がユーナ号で南樺太の日本人部落を襲いさらに択捉島を襲撃し、日本人数名を拉致し、物資を掠奪した。

この事件のおこったあとにゴロウニンが南千島にあらわれたのであるから日本側としては、ロシア海軍に対し、戦々兢々として疑惑と不信を抱いていたのである。

ゴロウニンは捕えられたのち艱難辛苦の末、その人柄のよさと学識をみとめられ、さらにフヴオストフ事件がロシアの国の方針ではなくゴロウニンとは全く関係がないことが判明し釈放された。帰国後ゴロウニンは海軍中将にまで昇進し、帰ってすぐ一八一六年にこの「日本俘虜実記」を出版し、世界に日本を紹介した。これに関しては最近出版された司馬遼太郎著「菜の花の沖」の北海道漁場開拓者高田屋嘉兵衛がゴロウニンの部下リコルドに交換拉致されたことも同書に紹介されている。

ゴロウニンは日本人の好奇心の旺盛なのに悩まされ続け苦痛であったとのべている。どうも日本人は島国にいるため外国がどうなっているか、又日本人が外国からどうみられているかを敏感に反応しているようである。それが又、明治維新以後の近代化、戦後の高度情報化社会の成立に大きく寄与した点でもあろう。

「日本俘虜実記」は永らく絶版になっていたのであるが、このほど講談社学術文庫から出版されたもので比較文化論としてもロシア人が幕末の日本をどうみたか興味のあるところである。〈鐘馗〉

税の歴史から

水戸藩の事について

<38>

日本公認会計士協会では先日、研究大会を名古屋で行い都上八幡の観光を実施したが、同東京会では来たる十月二十三日に筑波山で第十六回ブロック会議を開催する。そこで今回は水戸藩に関係する税の歴史を想起してみよう。

水戸藩の初代は、徳川家康の第十一子で、母はお万の方、徳川頼房である。二代目がテレビ等でおなじみの光圀である。光圀は藩主時代はほとんど江戸か水戸で過ごし、江戸との往復に下総の国を通過する以外は、将軍に随行して日光に行った事と祖母の菩提寺英勝寺のある鎌倉に行った位であった。隠居してからも旅に出るのはほとんど領内に限られていた。しかし見聞した孝子や節婦を表彰する事には熱心であった。また領内のやもめ百三十人に稗を一日一升ずつ、寡婦と孤児百五十人に六合ずつ支給するとか、金利を年一割と定めたり医療対策を講じたりして貧民救済に力を尽くしている。大日本史編纂に着手した事は有名であるが、西山に隠栖後は、自分自身も五反歩の田を作り、年貢を百姓並に供出して残りを西山荘の食糧の一部としている。質素な生活をしていた事はいうまでもない。しかし水戸藩の財政状態は元禄時代からすでに深刻となっており、幕府と京都の豪商からの借入金、領内からの御用金の調達などが行われていた。宝永元年（一七〇四年）には藩札を発行したが、財政状態ははかばかしくなく、同三年に大和郡山藩、三次（ミヨシ）藩、棚倉藩などで改革を指導した松波勘十郎がコンサルタントとして招かれ、藩政改革を指導する事になった。松波は大幅な年貢の増徴と江戸への船便の便宜をはかる為の運河の開削をくわだてたが、領民の反対と家臣の不満がおこって失敗し、松波は追放後捕えられて牢死した。水戸藩の改革である程度成果をあげたのは九代目藩主徳川斉昭の天保改革であった。改革には藤田東湖や会沢正志斎などの協力があった。藤田東湖は幽谷の子で、幽谷は古着商の子として生れ、幼少の時から神童の誉れ高く、ついには彰考館の総裁にまでなった人材である。東湖は橘本佐内、西郷隆盛等と交わり、尊皇派志士の指導的地位を占めていたが、安政大地震で死んだ。いわゆる水戸学の生じたのも、光圀の条理を貫ぬこうとする信念が朱子学の名分論と合致して形成されたものと思う。烈公といううおくり名でも、またその筆跡を見てもわかる斉昭の強烈な個性が改革を断行し、その烈しさが失脚の基となった。斉昭なき後、改革に絶望して攘夷論者の過激派が筑波山に兵を挙げた。この集団は天狗党と呼ばれた。天狗党の主将は水戸町奉行の田丸稲之衛門（後には武田耕雲斎が首領となり大集団が西上する。）であったが実際の首謀者は東湖の四男藤田小四郎であった。こうして急進派と諸生党といわれた幕府勢力と結んだ保守派と血で血を洗う抗争となり、明治維新に活躍する事ができなくなってしまった。斉昭の改革は領内総検地を行い、土地集中を防止する事によって貧農の増加をなくすと共に、物産方を置き領内の産物の販売をおこなう等殖産興業に力を入れたものであった。一方では武備充実に力を入れ、梅畑としても考えられていた偕楽園や弘道館も作っている。

（公認会計士　税理士　岸本　勝次）

トーヨー

ストライプちよがみ

¥100　10.0×10.0cm　35枚入　ORーストー1010

¥150　15.0×15.0cm　30枚入　ORーストー1515

ストライプちよがみセット内容　ORーストー1010（10.0）¥100×2柄×15個×2B＝¥6,000　ORーストー1515（15.0）¥150×2柄×10個×1B＝¥3,000　1セット合計＝¥9,000　1カートン＝¥54,000（6セット入）

サンリオ

上質おりがみ

（金銀入）

¥100　SA-シオ1012-1（11.8）　金1枚　銀1枚　色紙20色（43枚）合計45枚入

¥100　SA-シオ1015-1（15.0）　金1枚　銀1枚　色紙20色（28枚）合計30枚入

¥100　SA-シオ1007-1（7.5）　金1枚　銀1枚　色紙20色（118枚）合計120枚入

サンリオ上質おりがみセット　単品

SA-シオ1007-1（7.5）　30個×3B入＝¥6,000

SA-シオ1012-1（11.8）　30個×3B入＝¥7,000

SA-シオ1015-1（15.0）　30個×3B入＝¥9,000

合計＝¥9,000

1カートン　¥9,000×6セット入＝¥54,000

©1976, 1984 SANRIO CO., LTD.

東洋紙工株式会社

本　社　〒120 東京都足立区柳原1－35－4　TEL. 03-882-8161代

大阪営業所　〒581 大阪府八尾市新家町1－15－3　TEL. 0729-97-8455

名古屋営業所　〒465 名古屋市名東区よもぎ台3－219　TEL. 052-773-8551

札幌営業所　〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1－10　TEL. 011-864-5125

福岡営業所　〒812 福岡市博多区吉塚3－2－22　TEL. 092-611-7158

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円 / 年極 1,000円）
編集人　岡田一馬
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁〜二頁　「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」に対する第一税協意見書
三頁……「税理士21世紀の会」設立準備進むほか
四頁……歴史考察、税の歴史から迷語録



第一税理士協議会の意見書索定さる

九月四日、下田友吉会長になってから初めての理事・支部長会（写真）が開かれ、田中高志顧問から多数出席のもとに、法務省民事局参事官室から各界に意見照会された「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」につき種々検討を加え、第一税理士協議会としての回答意見書を下記のとおり索定した。

法務省民事局参事官室の意見照会に対しては、過去数回行われたその都度第一税理士協議会としても回答意見書を作成して来たので今回も前例にならったもので、同意見照会回答期限の十月十五日までに法務省へ提出する。もとより経済の活力を損わぬ方向の基本的考え方や方向を示しており、関係機関におかれても、然るべく参酌されるよう望んでいる。

「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」に対する意見

第一税理士協議会

当会として標題の件にたいし意見を提出するのでよろしくお願い申し上げます。

今回の改正は、商法の昭和四十九年改正及び昭和五十六年改正に引き続き、仕上げの意味をもつもので重要なものであると認識される。

特に懸案の中小会社の規制については、現実的な法規制の対応により、現在遵守されていない法律をまもらせ、経済の活力をそこなうことなく、法の権威を回復させるという点では画期的な意味をもつことになる。したがって総体的には賛意を表するものである。

ただし、「問題点」の七、計算・公開に関する問題点の（専門家による外部「監査」）に関しては、後述する理由により反対である。以下、「問題点」の順をおって、意見のある部分についてのみ意見を述べることとする。

一　設立に関する問題点

（発起人の数等）

1　株式会社の発起人（原始株主）及び有限会社の原始社員は一人でよいことにすることについては賛成である。

（理由）現在、実務的には一人会社は募集設立の手続で設立登記を行い、後に株式の買取りをして一人会社となっているのが実状である。したがって、現実に合わせる意味で、原始株主や原始社員は一人でよいということである。

2　募集設立は廃止しないで残したほうがよい。

3　検査役の調査はできる限り不要とすべきである。

5　株式会社及び有限会社の現物出資及び財産引受けにつき検査役の調査に代え、一定の資格をもつ専門家（公認会計士等）による証明を要するものとすべきである。

6　会社が支出すべき設立費用でその額が固定しているものについては現実に税法上でも認めていることであるから当然会社が負担することとすべきである。有限会社も同様とすればよい。

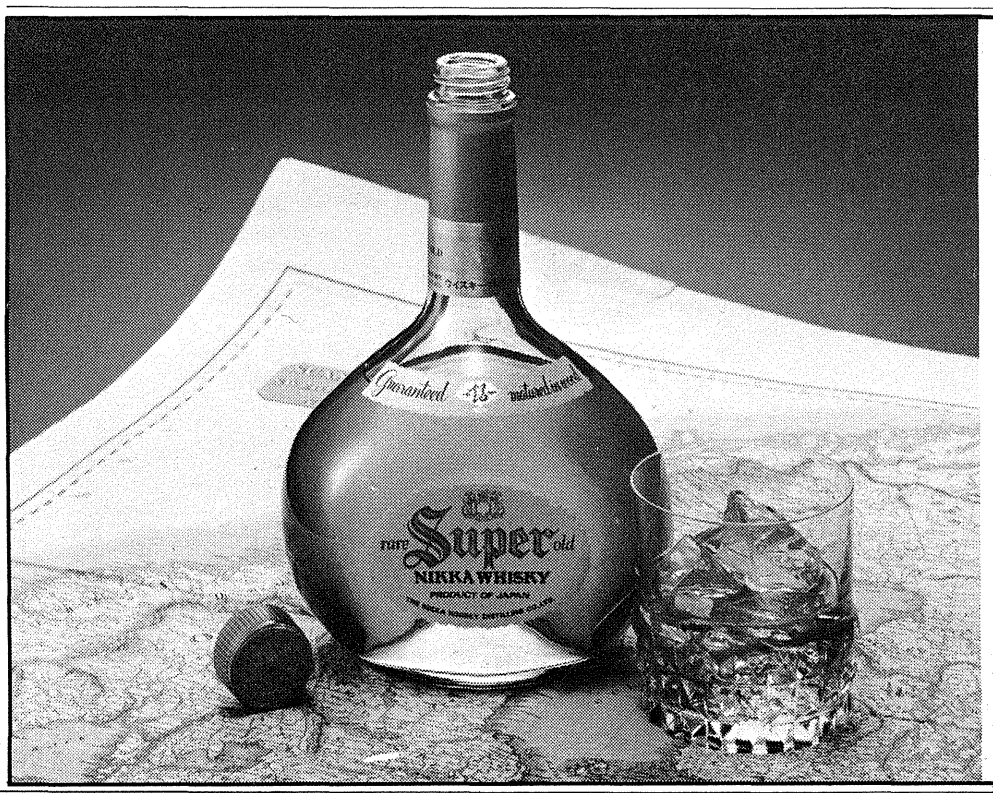
（2〜6理由）ここでの提案は、いずれも実際にいま行われている実状に合わせて簡易な手続きとすべきである。

（最低資本金）

最低資本金制度を相当額に引き上げることは賛成である。但し、既存の会社の最低資本金は新設会社の半額とし有限会社五〇〇万円、株式会社一、〇〇〇万円とし、そこまでの引上げは段階的に例えば十年間の経過期間を設けるなどの配慮が必要である。新設会社については、有限会社の最低資本金額を例えば二、〇〇〇万円、株式会社の最低資本金額を例えば一、〇〇〇万円とするのがよい。

（理由）物的会社である以上は一定額以上の資本を出捐させることによって、物的担保としての保証をさせることは必要であるから、最低資本金は多いことが良いのは理論的には正しいが、しかし現実の問題として一挙に引き上げては混乱を来たす可能性がある。また、資本金は低くても利益剰余金を有している会社があるが、増資に伴い資本組入れを行うと税法上課税される点などを特別に考慮することが望ましい。従来小会社は一〇〇万円くらいの資本金が多いこともおもんぱかって既存の会社は経過措置をもうけることが望ましい。

（二頁へ続く）



ニッカウヰスキー

人生にも、
琥珀色にもドラマがある。

うまいウイスキーは、一朝一夕には生まれません。確かな理念のもと、手間をかけひまをかけ、心をこめてつくりあげてこそ、うまいウイスキーは誕生します。スーパーニッカ。人生のドラマを味わうように、琥珀色のドラマをご賞味ください。

SUPER NIKKA
スーパーニッカ

（一頁から続く）

二　取締役・取締役会に関する問題点

（取締役の員数）

1　非公開会社においては、大規模な会社を除き、取締役は一人でも足りる。

5　非公開株式会社の取締役の任期は定款の定めにより三年又は四年以内まで延長することとし、有限会社の取締役については任期を定めないほうがいい。

（理由）有限会社の場合は取締役の移動が少なく登録免許税など手続が余分で、費用もかかるから任期を定めなくて現行どうりとした方がよい。

三　監査役に関する問題点

（監査役の要否）

1～2　非公開株式会社について、一定規模以上のものを除き、監査役の選任を任意とするかについては監査役の選任を強制したほうが望ましい。

（理由）専門家による外部「監査」強制については第一税理士協議会としては反対しているので、小会社の監査役は現行のままとする。

七　計算・公開に関する問題点

（計算書類等の会社における公開）

1　非公開会社については、一定規模以上のものを除き、貸借対照表及び損益計算書の公告を必要としない。

3　商業登記所へ提出し、公開することは必要性がない。

（1・3理由）現実にそぐわないようなことは、なるべく行わないほうがよいと思われる。形骸化して現実に行われないのであれば実効性がないからである。

4　公開株式会社及び非公開会社のうち一定規模以上は、会計監査人による監査を拡充するほうが望ましい。

なお、4の注1の「非公開会社においても計算書類の確定につき総会の承認不要」の件は、会計監査人の監査を受けた場合は取締役会の承認のみでよいとすべきである。

（理由）現在行われているものを社会的需要に応じて拡充し、資本金一億円以上までに引下げることとする。公認会計士の数も増え現在会計監査人監査はそれだけの体制が出来て来たので監査対象会社の資本金を徐々に引き下げ、正式な監査を実施することで、監査を普及させるべきである。今回提案された専門家による外部「監査」は実情にそぐわないし、監査制度を崩壊させる危険性があるから避けなければならない。これについては後で詳述する。

（専門家による外部「監査」）

5　基本的に、この専門家による外部「監査」を税理士が行うことには監査制度の崩壊を来たすおそれがあるから反対である。監査の内容についても、今まで論議されて来た「簡易監査」「限定監査」というようなものは反対である。

（理由）まず第一点としては、税理士が「監査の人的基準」に適合していない。

税理士は税務業務の専門家であり、付随業務として会計業務を行うのである。今までの論議を見ると、税理士会の中にも、法務省の中にも、税理士のその会計業務と監査業務は同質であるが如き発想が存在する。

しかし監査と会計は別である。どう違うかというと、会計業務とはいわゆる会計の事実につき会計処理を行い、帳簿に記帳し、計算書類を作成する一連の業務である。監査業務とは、その出来上がった計算書類が事実に拠って会計処理が行われているかどうか、帳簿と事実が一致しているかどうか、記載漏れがないかどうか、計算書類が法令に従って作成されているかどうかを検べるもので、会計業務とは本質的に視点を異にしている。

そういう意味で、監査人たるためには、財務諸表論、簿記論以外に商法、監査理論、監査実務、分析実務の知識が必要である。個々の税理士の中にはそういう能力を十分にもっている人がいるであろうが、制度としてそういう適格性の有無につき税理士は試されていない。そもそも税理士制度は「監査」のためにできたのではない。したがってここでいう「監査の人的基準」に適合していない。

第二点としては、この専門家による外部「監査」は同一の会社で税務と監査と同時に行うことが出来るということのようだが、仮に資本金が二、〇〇〇万円の規模の株式会社に対して「監査」が行われても、そういう会社でも税理士が会計の伝票を起票し、帳簿を作成して計算書類を作るという、記帳代行を行っている所もかなりある。会社が行うべきものを代理作成しているのだから会社の責任で行われたという建前でありそれを監査するのだからいいとは日税連の考え方のようであるけれども、監査の基本的考え方からいって自分で作成した計算書類を監査するのは自己監査になる。この意味からもこの「監査」はおかしい。

第三点は、この「監査」は、会計監査人監査と違って、「会計帳簿の記載漏又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法二八一条ノ三第二項二号・九号に該当）に限定した「監査」だから「簡易監査」だという。中小企業の負担能力（監査の経済性）などを考えてその「簡易監査」を実施し、監査報酬を低廉で上げ、また、税理士の能力を考慮し「簡易監査」でいいとし、そんな「監査」でもやらないよりやったほうがいいという考え方のようである。

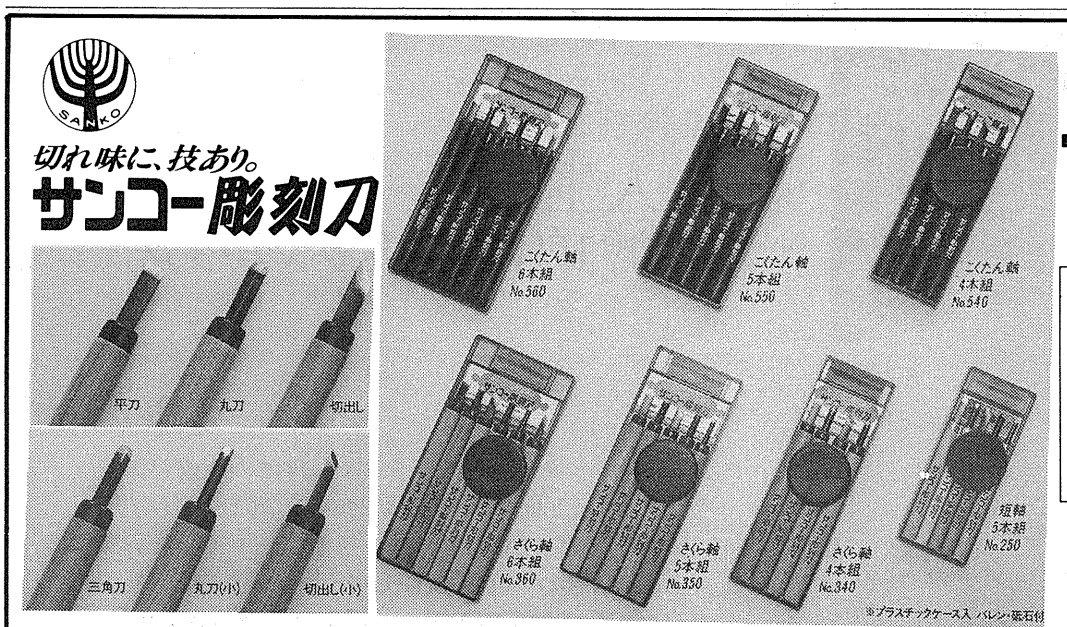
監査とは、監査人自体が適正だという心証を得るまでやらなければならないものである。監査に「簡易」とか、七〇％の監査などというものはあり得ない。商法二八一条ノ三第二項二号・九号の監査はまさに正規の監査といわなければならない。

日税連では「会計帳簿適法作成証明（仮称）制度に関する基本構想（タタキ台）」なるものを作成し、傘下各会の意見を吸い上げているというが、それを見ると、いくつかの疑問点があるが、特に「簡易監査」の手段として、会社から徴した「確認書」の活用を通し、それによって「監査」を進めようとの考え方がある。

「確認書」は如何なるものかというと、現在の発想では、内部統制組織の不備を補充する意味が一つと、実査、立会、確認等の手続の省略化の機能を代替させようとの考え方に基づくものらしいが、この考え方は全くおかしい。たとえば、実査という手続に代えて会社から「確認書」を取るにしても、実査とは預金証書・受取手形・有価証券等の現物を確めてその実在性を検証するものだが、それを見もしないで会社の「確認書」をもらったからといってそれでその実在性の監査意見を形成することは出来ない。それではまるで「確認書」が万能薬みたいなものになり、それで監査に代えようという「監査」が果たして効果的なのであろうか。

そもそも、「監査」をやらないよりやったほうがいい、ということが基本的におかしい。非違事項の存する計算書類について正しいという適正意見を述べるくらいならむしろ述べないほうがいい。間違っているのを正しいとして相手が鵜呑みにするほうがよほど有害である。

（三頁へ続く）



サンコー 教材用・専門家用 彫刻刀

〈さくら・こくたん軸木使用〉

■軸本は、格円型で、優美、教材用には「さくら」を特に専門家用軸には、「こくたん」を使用していますから、堅牢で適当な重量があり、その秀れた使い良さは、自信をもっておすすめできます。

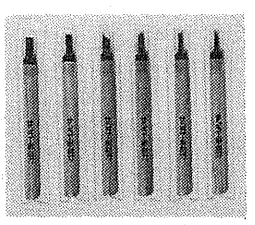
■サンコー彫刻刀は、厳選された良質の刃物鋼を使用いたしております。
専門家用は、鍛造刃物鋼を使用し、刃物作り三代一世紀の伝統技術を生かした川治作の刃を使用いたしております。

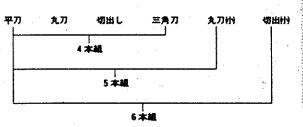
品番	品名	定価	梱入数	摘要
No 340	さくら長軸 4本組	¥ 800	120組	
No 350	〃 5本組	¥ 900	60組	
No 360	〃 6本組	¥1,000	〃	プラスチックケース入 バレン・砥石付
No 540	こくたん長軸 4本組	¥1,600	〃	（一箱 10組入）
No 550	〃 5本組	¥2,000	〃	
No 560	〃 6本組	¥2,400	〃	
No 250	短軸 5本組	¥ 600	120組	

各種単品

品名	定価	品名	定価
さくら 平刀	¥200	こくたん 平刀	¥400
〃 丸刀	¥200	〃 丸刀	¥400
〃 切出	¥200	〃 切出	¥400
〃 三角刀	¥200	〃 三角刀	¥400
〃 丸刀小	¥200	〃 丸刀小	¥400
〃 切出小	¥200	〃 切出小	¥400

＊ビニールケース入　1箱10本入





サンコーそろばん・生産・軸出入　高級彫刻

三貢工芸株式会社

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

本社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県柏屋郡柏屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725
工場　兵庫県・島根県

（二ページより続く）

この「確認書」一つとっても日税連は、本質的な意味で監査を理解していない。それがリーダーシップをとって監査を実施しようとするのは危険といわなければならない。前述したように、専門家「監査」を実施することについては、理論的にいって「人的基準」が適合しており、監査としての質が保てるものならやるべきことである。現在監査を受ける側の中小会社の受入態勢も成熟していない。したがって監査に税理士が起用されても、とてもこの責任を負えるものではない。「会計あるところ監査あり」とはいっても、そのためには、それだけの社会的基盤、人的配置、監査内容がなければならない。

そう考えると、二〇万社に一挙に「監査」をやるのがいいかどうか。公認会計士制度の歴史を見ても、徐々に適用することの大切さを知ることが出来る。社会的に監査の信頼を失うと監査制度自体が崩壊するおそれがあり、その損失のほうこそ大きい。この「監査」を無理に強制すれば監査が形骸化し、法規制が遵守されないおそれがある。

以上、第一税理士協議会としては、専門家「監査」に反対することをポイントとして、意見を述べた。

今回提案の専門家による外部「監査」よりも、税理士が既に行っている会社に対する会計指導を強化発展させることで当面計算書類の質をたかめ、問題解決の糸口を見出せないものであろうか。

一三 会社の区分

A案 公開株式会社・非公開株式会社・有限会社の区分

ここではA案を採る。

（理由）その資本金基準一億円（又は五、〇〇〇万円）以上の株式会社としているが、出来るだけ資本金基準を低くすべきである。差しあたりは、五、〇〇〇万円以上ということでA案を採りたい。

「税理士21世紀の会」設立準備進む

十月四日（木）発起人会
十一月十九日（月）創立総会

税理士制度はいま、過当競争や他業種に侵蝕されるなど、その他諸々の難問題をかかえていて、画期的な危機に立っている。今にして21世紀に向けての発展を期し、制度防衛に立ち上がらなければ悔を千載に遺すとして、現在・将来を憂う東京税理士会所属の青年・婦人税理士はもとより、同憂の心若き先輩税理士が打って一丸となり、「税理士21世紀の会」を設立しようという準備がいま急ピッチに進められている。

発起人には前記青年・婦人税理士や先輩税理士二百名余が名を連ねており、十月四日（木）午後二時から四時まで、東京駅ステーションホテルにおいて発起人会が予定されている。十月中旬頃には、「入会のお誘い」や「創立総会の案内状」が発送される予定であり、十一月十九日（月）午後一時から三時まで創立総会、三時から五時まで創立祝賀パーティが、神田・教育会館において開催される運びとなっている。

同会設立には、当第一税理士協議会をはじめ、税理士清流の会、税理士桜友会、全日本税理士会等のグループ組織も挙げて賛意を表しており、次第に入会者の数も増すものとみられており、納税者・当局筋からも期待されている。ちなみに、同じような意気に燃えて大阪においては既に「大税正風会」（田村幾蔵会長）が活躍しており、「税理士21世紀の会」の世話人代表には大竹浩司氏が推されている。近く発送される「入会のお誘い」「綱領（案）」などは次のようなものである。

「税理士21世紀の会」入会のお誘い

親愛なる税理士の諸先生に訴えます。

わが国の税理士制度は民主主義の風土の中から誕生し、自由主義経済の中で成長をとげて、こんにち経済社会に大きな期待をかけられる存在となっていますが、業務としては必ずしも安定しておりません。業界は今や過当競争の状態を呈しておりますし、行政もまた制度育成の観点からは未だしの感の拭い切れないものがあります。今にして心ある税理士が挙って制度防衛に立ち上がらなければ悔を千載に遺します。

税理士制度防衛のためにいま必要なことは何でありましょうか。

一、附随業務拡大の法改正をめざすこと。

税理士法第二条に附随業務としての会計業務が法定されていますが、更に関連登記業務及び経営助言業務等を加える法改正運動を展開する必要があります。

二、税務行政の転換を求めること。

非職業団体の税理士業務介入を断固として排除し、併せて税務署の相談業務はできる限り税理士業務に移管させ、当局は特殊なもののみを扱うなど、行政の転換を促す必要があります。

三、職業倫理の高揚と自由競争の原理を貫くこと。

いわゆる顧問税理士問題は改善の方向を目途とし、自由主義社会の競争原理と職業倫理の高揚とを確立する必要があります。

四、第三次商法改正は適切に対応すること。

第三次商法改正に対しては税理士業務に与える影響も大きいので慎重に対処する必要があります。

五、ニューメディア時代に即応できる税理士の業務を樹立すること。

国際的ニューメディア時代に即応できる、税務会計中心から更に進んで経営指導重点の新しい税理士の業務を樹立する必要があります。

さて、以上の事業を遂行するためには、21世紀の花咲ける税理士界を希求する心の若い税理士の力でなければ不可能です。民主主義の中で育ち、その基盤をしっかり踏まえた税理士が、社会の要請に応える使命感と情熱に燃え、これら事業完遂の一大推進力とならなければなりません。

ここに、親愛なる税理士の諸先生に、重大決意を以て、「税理士21世紀の会」結成をお呼びかけする次第であります。

もとより税理士会の役員には、「税理士21世紀の会」の同志多数を送り込む必要があります。

・税理士の職域を広げて、20世紀掉尾から21世紀に雄飛しましょう！

それは、「税理士21世紀の会」に大同団結する以外に道はありません。

広範な視野と、適確な判断力と、冷静な行動力を有する身や心の若き希望に燃えた税理士の諸先生のご入会を切望致します。

昭和五十九年十月吉日

税理士21世紀の会
発起人連名

税理士21世紀の会綱領（案）

一、21世紀に向い、われわれ税理士は、税務の専門家として新時代に即応すべく人格の陶冶と研鑽に努め、納税者の信頼に応え、租税正義の実現を期する。

二、21世紀に向い、われわれ税理士は、職業会計人としてのプライドをもって相互の連帯と信頼を深め、税理士制度の発展を期する。

三、21世紀に向い、われわれ税理士は、税理士会の民主的運営を期し、関係諸団体との協調と経済社会発展への寄与に努め、税理士の社会的地位の向上と確立を期する。

税理士等の行う外部監査に反対
全国専業税理士協会の意見書

法務省民事局参事官室より公表された意見照会「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」に対して、現在各団体で回答意見書が作成されつつあると思われるが、いつも激越に反対する全国専業税理士協会（専税協）では、いち早く「第一次意見書」なるものを発表し、法務省へ提出するほか各団体にも送付してきた。参考までに税理士の行う外部監査の部分のみ抜粋紹介しよう。

「これは愚劣極まる発想であり、しかも、このようなシステムが会社法に導入される大混乱についていささかも考慮するところのない、恐るべき発想であることを指摘したい。

問題点のいうような形で一般の株式会社や有限会社に外部監査――たとえ括弧付きであろうと――が導入され、しかも、法務省の担当係官が言うように税理士が「その資格を担保として」これを行うというようなことを商法上強制規定とするなどと、よくもまあ考えられたものである。

中小会社自身にとって、ディスクロージャーは有害無益であるばかりか、その株主や債権者にとっても、反射的に有害な結果をもたらすものである。大会社にあっては、監査基準の設定如何によっては、引当金や棚卸品の評価、繰延資産の経理等による会計技術の駆使によって、相当程度合法的に粉飾を糊塗することが可能である。ところが、中小会社の場合こうした操作の余地は極度に少く、ほとんど〝丸出し〟の形になるのが実情である。

しかも、中小会社の場合、大会社の子会社等特殊なものは別として、過半数が業績が不振であるから、経済界においては、そうしたものとしての認識のもとに日常の取引が行われているところへ「監査」証明添付が強制され、その費用を負担させられ、自らの不都合な内容に「公的」スタンプを押してもらうということになるのであるから、そもそも、経済人としての発想からすれば倒錯もいいところであろう。

誰がこのような「監査」証明を欲しがっているのか。実際の経済社会に、そのような需要は皆無であり、結局法制審議会商法部会委員の頭の中、一部法務省官僚の頭の中だけにある幻影にすぎない。このような幻影に今税理士界はふりまわされ、やれ「職域の拡大」だの「地位の向上」だのと、日税連の一部幹部が踊らされているのは狂態というしかなかろう。

このような「監査」は、税理士の納税者の権利擁護者としての社会的使命にもとるものであり、しかも、現実に「監査」の報酬の実益など相手会社の規模からみて微々たるものであることは言うまでもなく、何らのメリットをもたらすものではない。

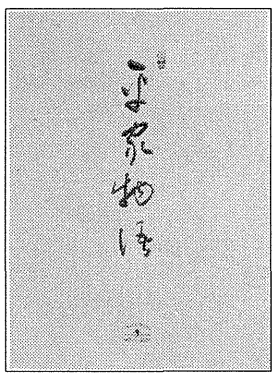
業界の一部に被「監査」会社から監査人の責任解除の確認書を得て実施すれば、報酬は得られて、しかも責任はない、などと、それこそ「無責任」で破廉恥な意見をしたり気に述べている向きもあるが、これは、税理士の最大の存立基盤である中小会社への背信行為でなくて一体何であろう。税理士が自己の依頼人層の利益に背く行動をとっても、彼らは税理士について来てくれると考えているとしたら、それはおめでたすぎると指摘しておきたい。

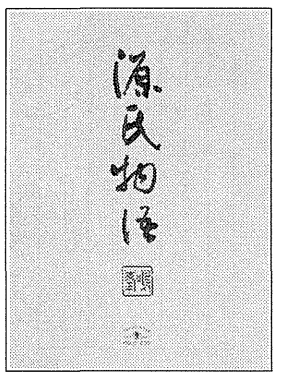
当会は、あくまでも外部「監査」の導入に反対するものである」と税理士として反対している。

高級レター









〈セット内容〉

品番	品名	数量	小売定価	
No.2027	おもいでの小道	10冊	200円	2,000円
No.2028	渓流	10冊	200円	2,000円
No.2029	平家物語	10冊	200円	2,000円
No.2030	源氏物語	10冊	200円	2,000円
合計				8,000円

株式会社 クイン（クイン印高級紙製品本舗）

TOKYO QUEEN 株式会社 クイン

■本社営業部☎03-601-7211～5 ■大阪営業部☎06-244-1484～5
■札幌駐在所☎011-682-2562 ■九州駐在所☎09293-5-6234
■東北駐在所☎0222-99-1339

歴史考察

豊臣家臣団・補記
真田幸村と縁ある人々（完）

7　大阪夏の陣

裸城では問題のほかである。城に籠る武将はみな切歯扼腕したが徳川との交渉に当たったのは片桐且元で、この人物も家康に太刀打ち出来るような器ではない。

こうして、翌年夏の陣を迎えることになるのである。

ここに至って、いかな幸村も戦争のしようがない。幸村としては、仕方なく野戦方式に切り替えて家康を叩こうと、真田の赤備えを準備する。これは、鎧を真っ赤に染め、自分の部下一万ほどを猛烈に訓練し、出撃するというもので、いわゆる赤備えと称した。

しかし如何せん裸城では先が見えている。幸村は城兵の士気を上げるために秀頼公の出馬を懇請した。つまり太閤殿下以来の千成瓢箪の馬じるしを前線に出せば、いくらかでも局面の打開が図れると判断したのであるが、これも淀君の拒否を受けた。御大将を前線に出すとは何事と問題にもされなかった。これでは戦争にならない。御大将が出て来なければ、全軍の士気は振るわない。現代の企業においても、危急存亡に際し、社長が陣頭指揮出来ないようでは問題にならぬと同様である。

幸村は暗然たらざるを得なかった。そうこうしているうちに、寄手には幸村の兄信之がおり、叔父もいたことから、幸村がいつ寝返えるかわからないという風聞が城中に広がってしまった。これは徳川の謀略であり、幸村が間違っても寝返るわけはないのであるが、事実徳川から二十万石でも召し抱えようとの誘いもある。小人輩は幸村に疑心の目を向けるに至る。

ここにおいて幸村は、豊臣の命運の極まったことを感知し、死を決意するのである。幸村は一子大助を人質として秀頼のそばに侍らせるために城中にもどし、自分はいかに戦い、そして死ぬかの決意を秘めて、目前の徳川軍をハッと睨むのであった。

8　幸村の戦死

幸村は大阪城からかなり離れた天王寺、大和口方面へ出撃した。徳川家の前面の敵越前松平忠直の一万三千と戦って、これを撃砕した。そして家康の本陣に三回もの突撃を敢行している。そのため家康の旗本隊は総くずれとなり、家康は命からがら逃げ出しているのであるから幸村の勇武は天晴れなものである。旗じるしを蹂躙された家康は、旗本隊の不甲斐なさに、武士の恥さらしだと、後日きびしく叱りつけたといわれる。

真田陣の赤備え一万有余も、数回に及ぶ突撃に次第に戦死者の数を増し、真田家譜代の忠臣真田勘解由、大塚清兵衛、高梨主膳、海野小平太、望月美太夫、弥津小六等、百四十五人も全員も玉砕したのであった。

幸村も負傷し、越前隊の西尾久作に首を討たれていさぎよい戦死を遂げる。時に幸村四十八歳であった。幸村には七人の影武者がおり、「我れこそは幸村なり」と現れると、徳川軍はこれにおびえて敗走したと伝えられている。

9　あとがき

後日のことであるが、幸村の娘が捕えられた。これを伊達六十二万石の家臣片倉小十郎（後に伊達家の重臣）が妻に貰いうけて真田の血を自らの家系に入れるとともに、家紋を六文銭とした。徳川時代に入って、伊達家と信之の子孫たる松代真田藩が交流した時、真田の武勇、幸村の智勇兼備ぶりが語り合われたとのことである。

かくして、豊臣家は、元和元年五月七日、幸村の戦死とともに、淀君・秀頼母子、大野兄弟、真田大助等すべて大坂城の火焔の中に滅亡し去ったのであった。

「日本史、その後どうなった？」とか「若し名将が生きていたら？」式の見方から見れば、若し、幸村が大坂城の助っ人浪人ではなく、戦いの全指揮権を持ち、幸村の作戦が採用されていたら、外交権即ち徳川と講和をするかどうかの決定権も持っていたら歴史はどうなっていたであろうか。

勿論、休戦、講和、総堀の埋立て等、豊臣家に不利な一方的なことにはならなかったし、冬の陣で落城させ得なかったことから見れば、家康の政治力、謀略に屈することはなかったろうと思われる。

思えば秀吉の築いた大坂城は雄大華麗、難攻不落の名城であるがこの天下一の城も、秀吉という英雄が生存していてこそ価値感があった。秀吉在世中は、家康を始め天下の諸大名は秀吉の前に膝を屈し、臣下の礼をとり、誰一人反逆的行動をとらず、当時としては無謀な朝鮮出兵にも、長年月間自費で従軍するが如きのことごとく、秀吉の天下人としての威令が行きわたっていた。

その秀吉亡き後の大坂城は、淀君・秀頼母子で守り切ることはどだい不可能だった。

石田三成、加藤清正、浅野長政をはじめ前田利家もすでに亡く、徳川家康という強敵の策謀には、幸村という勇将の力をもってしても、これを救うことは出来なかったわけである。

天運は豊臣家から完全に去っていた、という見方をしてもよいと思う。

このように考えると、人間の運命、あるいはその人を中心とする家でも、現代の企業でも、人の力ではどうしようもない面があるのではないかと思われ、人間は努力を尽くすと同時に、謙虚であらねばならぬことも痛感させられる。

これは論理的には説明出来ないが、天正十年の本能寺の変以後の秀吉の運は旭日昇天の勢いで、山崎の合戦において主君信長の仇明智光秀を討ち、柴田勝家を越前北の庄に滅亡させ天下人として日本全土に君臨したのであるが、朝鮮出兵、秀次事件、利久事件と次々に天下の信を失う暴挙を続けた時点から、豊臣家の運命はすでに急速に下降線を辿っていたと見ることが出来るのである。

そして慶長三年の秀吉の死。更に慶長五年、秀吉の腹臣石田三成が家康の野望を見抜いて、打倒家康の戦いを起こしたけれども、その関ケ原大合戦で三成の西軍は敗北。そのうえ大坂冬の陣、夏の陣によって豊臣家は家康にとどめの刃をあびせられたわけである。

大廈のまさに崩れんとするや、如何なる一木でも支えることは出来ない——何人といえどもそれを喰い止めることは出来ないという人間の運命の見本が、豊臣家の滅亡とそれに関わる真田幸村及び幸村に縁ある人々の姿であった。

現代の企業においても、中心人物にその器を得ないときは、倒産は防ぐことは出来ないし、凡将、愚将であればよき部下は育たないし、よき参謀は去るし、何億何十億の財力があっても、その企業はやがて倒産という運命の下に甘んじなければならない。また如何に将が大器であっても、思い上がって己を失ったときは、天運はその企業を見限ってしまうということを、歴史の教訓から肝に銘じたいものと思う次第である。

（税理士　今村秀夫）

迷語錄

兵の形は水を象（かたど）る

孫子

戦術論と云えばなんと言っても古来から孫子の兵法をおいてはない。戦わずして勝つことを上策として、戦えば百戦百勝という秘策を述べたものとして知られる。

この孫子の兵法は古代から用兵についての高度の判断と対応策がのべられたものであるが、同時に政治外交、人間心理に関するものまで広範囲におよび、現代では企業経営や、人を用いるためにはいかにすべきかを孫子から学んでいる。

標題の「兵の形は水を象る」とは戦術を駆使するときは水が現象としてあらわすような柔軟さを参考として用兵を行えということである。大河の水源も深山からでて、始めはあるかなきかの如きところから出発し、徐々に流れを増し、ある時はゆるやかに、あるときは激しく時に応じて下流の大河に流れこんで終りは大海へと進んでいく。その姿勢は柔軟そのもので、どうにでも変化する。相手が強ければ強いように、又弱ければ弱いように対応し、しかし結果としては必ず目的を達成する。同じ孫子に「始めは処女の如く、終りは脱兎の如し」というのがある。これも同じ発想である。

水についての比喩は仏教でも多くの言葉がある。例えば「流れは腐らず」とか、「水は方円の器にしたがう」、「行雲流水」というのがそれである。流れる水は腐らないし、水はいかなる形の器にも入る。さらに仏道修行は一所不住の心で、行く雲や流れる水のように常々とどまらずに励んでいるということである。

さらに情熱も怒りも火のようなものでなく、水のように持続しなければならないということもある。たしかに火のような情熱は一時的で持続性がなく線香花火のように終ってしまう。火のような怒りは冷静さを欠いて、無闇と相手を攻撃し、自分自身も血圧をあげて心臓発作をも起こしかねない。水のように冷静に澄んだ気持ちで反省したうえで次を考えるようにすることが正しい。水には学ぶことが多い。

〈鐘旭〉

税の歴史から

<39>

納税思想（その一）

納税に対する考え方は、納付する方と徴収する方とではどうしても立場の相違というものがあるが、そのどちらにも時代による相違もある。

現在租税教育等で用いられている租税納付の必要性に関する説明は、次の様になされているのが多い。「私達は国や地方公共団体の一員として生活しており、国や地方公共団体はわたしたちの生活を安全で幸福に維持していくために公共施設をはじめとする社会資本の充実や社会保障や教育を発展させて行く仕事を行っている。これらの仕事を十分に行う為には多額の費用が必要であり、それをまかなうために、社会を構成しているわたしたちが費用を分担して出しあっていかなければならない。これが納税の義務となっている。」

つまり人というものを基礎においている。これが昭和十一年、二・二六事件がおきて国家主義が台頭してきた頃は国というものを中心においていた。

次に昭和十二年十一月に大蔵省が制定した納税愛国の歌及び納税小唄をしるし、その辺のところを見てみよう。

納税愛国の歌

(1)日に月に
伸びてゆく日本　築くもの
わが納税の　力なり
一億萬人　いまぞ起ちて
盡せ　その義務
仰げよ　祖国

(2)大聖代に
納税の旗飜へり
御稜威の光　民草に
輝く日本　いまぞ強し
励め　その業
誇れよ　祖国

(3)幾度か
嵐を起えて　ゆくところ
わが納税の力あり
ゆるがぬ精神　いまぞ　燃えて
果せ、その義務
護れよ　祖国

(4)愛国の
熱誠凝りて　一となり
潮と寄する　納税に
栄ゆく日本　いまぞ明し
謳へ　君ケ代
讃えよ　祖国

納税小唄

(1)夜明け日本
チヨイト　背負って勇む
納税奉仕の　エエエ　心意気
（はやし）
サツサ　さらりとネ

(2)上は萬代
チヨイト　桜は萬朶
税で伸びゆく　エエエ　大八洲
（はやしは以下前に同じ）

(3)戦する身も
チヨイト　税納めるも
国に捧げる　エエエ　気は一つ

(4)挙国一色
チヨイト　誠に燃えて
税で銃後の　エエエ　御奉公

(5)さあさ揃って
チヨイト　納税奉謝
栄えゆく日は　エエエ　いまのぼる

これらはコロンビアレコードに吹込まれた。大蔵省制定の歌とか小唄というのが珍らしいが、今見るとやはり隔世の感をまぬがれぬであろう。

その頃は納税標語の懸賞公募も全国的に県、市、区、町その他が主催者となって行われた。

これについては次回に若干ふれてみたいと思う。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）



コニシ株式会社

東京支店　東京都中央区日本橋室町4-5(近三ビル) 〒103　TEL 03 (245)6913

本社ボンド部／大阪市東区平野町2-10(沢の鶴ビル) 〒541　TEL 06 (228)2970
名古屋支店／名古屋市西区菊井2-6-5 〒451　TEL 052(563)6171
福岡支店／福岡市南区清水3-24-19 〒815　TEL 092(551)1761

営業所
札　幌／札幌市中央区北四条東1丁目 〒060　TEL 011(261)2521
仙　台／仙台市卸町1-6-15(卸町セントラルビル) 〒983　TEL 0222(95)3178
新　潟／新潟市平島1301(中野フラザ302号) 〒950-21　TEL 0252(31)5577
金　沢／金沢市長土塀2-14-17 〒920　TEL 0762(23)1565
北関東／栃木県足利市伊勢町2-8-30 〒326　TEL 0284(44)2414
静　岡／静岡市本通り8-46 〒420　TEL 0542(55)5131
高　松／高松市上福岡町704-1(池添ビル) 〒760　TEL 0878(35)2020
岡　山／岡山市幸町9-21(藤田ビル) 〒700　TEL 0862(25)1961
広　島／広島市西区上天満町3-14(渋谷ビル) 〒733　TEL 082(294)8811

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（1部 100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…税理士21世紀の会創立総会近づく、追悼文、研修会開催案内
二頁…歴史考察、税の歴史から迷語録

税理士21世紀の会 創立総会（11月19日）近づく

21世紀に向けての発展を期し、税理士制度防衛に立ち上がろうという「税理士21世紀の会」の創立総会への準備は滞りなく進み、十一月十九日（月）午後一時から開かれる同総会の案内状も十月十六日、東京税理士会会員に発送された。案内状には「入会のお誘い」「綱領」（案）なども同封され、総会には出席できなくても、広く税理士諸先生が入会されることを熱く呼びかけている。

「税理士21世紀の会」は、税理士制度の現在・将来を憂う東京税理士会所属の青年・婦人税理士はもとより、同憂の心若き先輩税理士が打って一丸となって、税理士の新しい進むべき道、花咲ける未来を拓くために具体的な活動を行おうというもので、二百名を越える発起人には前記青年・婦人税理士や先輩税理士が名を連ねており、その数も増えつつある。同会設立には、当第一税理士協議会をはじめ、税理士清流の会、税理士桜友会、全日本計理士会、監査協会等のグループ組織も挙げて参加を表明しており、納税者・当局筋も大きな期待を寄せている。

既に大阪において同じような意気に燃えて「大税正風会」（田村幾蔵会長）が活動しており、「税理士21世紀の会」の世話人代表には大竹浩司氏が就任している。

税理士制度はいま、過当競争や他業種に侵蝕されるなど危機に立っており、今にして制度を防衛しなければ悔を千載に遺すといわれており、創立総会には何百人かの参加者を見そうである。

定評の渡辺氏による、実務に役立つ
最近の法人税における問題事例研修会

■税務調査に表われた実務問題の重要項目別具体的解説
日時／昭和五十九年十一月二十四日（土）午後一時半～四時半
場所／公認会計士会館三階研修室（文京区本郷五—一八—三）
内容／貸倒損失、外貨建債権債務、資本的支出と修繕費、固定資産の除却損失、有価証券取引の実務等
会費／一名三、〇〇〇円（資料代含む）
●ぜひ先生はもとより職員の方々もご参加ください。

岩崎守利先生の面影

岡崎寿士



先生と私との交友二十余年、その間私の感じたこと、先生の行動を通じて理解したことを申したいと思います。先ず先生の容貌からくる印象では颯爽たる容姿が浮びます。また御性格は一見豪放磊落の内に精細な知的感情と愛情を秘めておられ、先輩を助け後輩を指導して来られました。

先生はまた対人関係で最も重要な人を知る目を持っておられました。これは先天性のものか或いは特殊な経験によるものか例えばジャワ島へ陸軍司政官として赴任し、風俗習慣の異なる異国の民衆の間にあって、その任務を円滑に遂行するために色々の困難を克服して会得したものか、その辺のことは判りませんが兎に角優れた洞察力の持ち主でした。

さらに先生は博学で勇気のある方でした。その表われの一端として稀に見る雄弁家であることがあげられます。それは聴者をして魅了せずにはおかぬものでした。

また批評家としても卓越した識見をもっておられ、多様な情報に対し常に正論をもって対処せられしかもそれは先見性のあるものでした。また先生は政官界に多くの知友をもち、先生の歯に衣着せぬ率直な言動は信頼をオジサンの愛称をもって迎えていました。

そのようなわけで公認会計士協会の国会活動にも陰に陽に先生の活動が貢献しているものと思います。また税理士会の正常化には特に力を入れ、第一税理士協議会の設立にも参加され今日迄副会長として指導的立場で活動せられ、その存立に大きく貢献せられました。

また税理士会四谷支部の支部長として十五年の長きに亘り、支部の協力体制を強化し、その運営に貢献されたと聞いております。

先生は常に売名的なことを嫌われ陰にあって充分その力を発揮しておられました。この陰の活動が業界に大きく貢献したであろうことは申すまでもありません。

今日公認会計士界及び税理士界ともに色々と困難な問題に取り組んでおり21世紀に向って飛躍を試みんとしており、この重要な時に当り先生を失うことは誠に業界にとり大きな損失でおしまれてなりません。

しかし先生の業界における功績に対し、政官界のトップの先生方を始め多くの知友の盛大な賛辞に送られたことと思うとき先生よもって瞑せられよ。

第一税協副会長 中野・宝仙寺における葬儀盛大 岩崎守利氏逝去

第一税理士協議会の岩崎守利副会長は、かねて病気療養中であったが、昭和五十九年十月九日午後六時二分、入院中の厚生年金病院において大往生された。直接の死因は腎不全と診断された。

十月十二日午後七時～九時に通夜、十三日午後一時～二時葬儀、二時～三時告別式と、いずれも中野の明王山・宝仙寺本堂をお借りして執り行われた。通夜には雨天にもかかわらず五四〇人に及ぶ人々が弔問に駆けつけ、翌日の葬儀・告別式には八百人を越える会葬者を見、生前知己の広かった岩崎先生らしさを偲ばせた。弔電は二百通近く、中曽根総理をはじめとする生花・花環も二百を越え、祭壇は生花に埋まり、広い宝仙寺の境内一杯に花環が林立した。



葬儀（写真）には、佐渡の岩崎家菩提寺院・専得寺から瀧川智證律師が上京され、導師を勤められた。同寺院は三五〇年にわたる岩崎家の菩提寺で、かつて岩崎先生は鐘楼と釣鐘を寄進された縁りがあり、宗派は浄土真宗大谷派西本願寺系である。瀧川導師の左に、同じ宗派である諦聴寺の御僧も侍して読経があげられ、厳かに葬儀は進行した。司会は松木正輝公認会計士が担当し、読経のあと、安井誠（元福岡国税局長・元大蔵省証券局長・現東邦生命会長）、三角哲生（現日本育英会理事長、東京フィルハーモニー交響楽団理事長・元文部事務次官）、田中高志（日本公認会計士協会東京会会長）、服部徹義（東京税理士会会長）、下田友吉（第一税理士協議会会長）、山名正夫（日本公認会計士協会新宿会会長）、久保田安治（東京税理士会四谷支部相談役・公認会計士）、伊子満造（ジャカルタ州庁会会長・弁護士）各氏が哀悼をこめて弔辞を捧げた。岩崎先生と親交のあった衆参両院議員の弔電や川北博日本公認会計士協会会長の弔電・弔辞が披露され、再び読経の進むなか、葬儀委員長植松守雄（元大蔵省関東財務局長、弁護士）、喪主岩崎守康両氏を先頭にご遺族の焼香、葬儀副委員長久保村得治郎、久保田安治、川上徳三氏らが焼香して葬儀終了。続いて告別式となって多くの参列者が次々に焼香し滞りなく告別式も終えた。

植松葬儀委員長や親族代表の挨拶は新たなる涙を呼び、〝放鳥の儀〟で大空高く飛び去る白鳩は涙でかすんだ。

出棺後ご遺体は落合斎場にて荼毘に付され、遠くのご親族の関係等から初七日の法要も同夜営まれることになり、会場の新宿・東京大飯店にご遺骨が安置されて、会食し、故人を偲び合った。

故岩崎守利先生の法名は顕徳院釋守道。遺影を仰ぎながら、とりわけ公認会計士政治連盟や税理士政治連盟における政治活動の先鞭をつけたご遺徳や、あまり知られていないが公認会計士会館用地取得に功あった岩崎先生を讃える声が会場に多かった。

先端技術が光る！ペン先ドライアップ防止機構。
初めて水性ボールペンがキャップレスになりました。



なめらかな書き味に加え、ワンノックですぐ書き出せ、ポケット収納時には自動的にペン先が戻りロックされるなど今までになかった理想の水性ボールペン「ローリー」。また、ペアデザインの「ローリーシャープ」、ダブルノック式で新登場。2本入のギフトパッケージもあります。ご贈答用にぜひ、どうぞ。

Pentel® ROLLY®
ノック式水性ボールペン　ダブルノック式シャープ
ぺんてる株式会社

歴史考察

徳川家臣団

徳川家臣団の特色

1 全体としての特徴

豊臣家臣団と同様なスタイルで徳川家臣団をかくように、との編集部の依頼であるが、そのようにかけるものかどうか、いささか躊躇している。というのは、豊臣家臣団における智の竹中半兵衛・黒田官兵衛とか、武の加藤清正・福島正則とか、智勇兼備の真田幸村というような強烈な個性の人物を徳川家臣団の中から特にセレクトできないからである。もちろん、徳川家臣団の場合も、「戦場派」や「幕僚派」などに分けることができ、智あり、武あり、智勇兼備ありで、個性もそれぞれ豊かな面々なのであるが、その甲乙がなかなかつけ難いわけである。そのことが徳川家臣団の特色でもあると思われるので、まずその点につき最初に考察してみたい。

徳川家康は確かによい家来に恵まれた。清水次郎長の浪花節じゃないが家康も偉かったが〝子分〟も偉かった——四天王といわれた酒井忠次、榊原康政、井伊直政、本多忠勝を中心とした十六将をはじめ、政治家本多正信・正純親子や、僧侶の金地院崇伝・南光坊天海、学者の林羅山、財務官僚の伊奈忠次・大久保長安、貿易関係者で後藤庄三郎・茶屋四郎次郎・長谷川藤広、世界知識と造船技術の提供者三浦按針(ウイリアム・アダムス)ら、譜代の臣から僧侶・商人までの多才な「ブレーン」に囲まれていたのが徳川家康であり彼はまた、それらを巧みに活用したのであった。変わったところでは、鳥居元忠(伏見城で玉砕)、服部正成(半蔵——隠密の元締である)、平岩親吉(犬山城主、家康の長男・信康の養育係)、石川数正(何故か秀吉の許へ去るが重臣中の重臣だった)などがいるがやはり、それぞれに触れたい特色を持っている。

そもそも三河は、同じ愛知県でも尾張とは大分人の性格を異にする。三河は鈍重で貧乏に堪え忠実な気風であったが、尾張はすばしこく利にさといのが特徴だ。徳川の家来は、石川数正を除いては、家康不遇時代にもじっと我慢し、特に家康が今川義元の人質であった時は、ひたすら御曹子の帰りを待っている。

秀吉が刀や茶器などの自慢話をし、家康の宝は何かと促したところ、「私にはそういう宝はないが私のために命を投げ出す部下がいる」といい、居合わせた諸公が「そんな宝はない」と笑ったけれども、秀吉は「大変立派な宝」と評価したというエピソードはよく知られており前述した。その強力なる三河軍団が、徳川幕府を作る大きな基礎になっており、家康がいう「人は宝なり」の結束が実に徳川家臣団全体を示す特徴である。

2 家康の基本政策

そのような全体の結束は豊臣家臣団にはなかった。秀吉には譜代というものがないから、子飼を小姓などに取立てるところからコツコツと人を集め、それぞれ名将に育てはしたのだが、前述したように清正・正則などの武断派、三成・刑部などの知性派に別れ、この両派は極めて仲が悪かった。武断派は戦争には強いが平和には弱い——その武断派と秀吉の正室ねねが結びつき、平和に強い知性派と側室淀君が結びついたこと、秀吉の存命中はどうにか纏められていたが、その仲違いが関ヶ原敗戦の要因になったことも前述した。

家康は家臣に何十万石とかの大録を与えなかった。せいぜい十万石平均で、それが家康がケチといわれる所以である。これが〝くれ好き〟の秀吉の場合は、家来を懐柔するに大録を以てし、経済的に強大になったので彼自身「われ亡き後は清正と正則に気をつけろ」と言ったりしている。

家康は大録を与えないが権力を与えている。大老とか若年寄に任命しており、関ケ原戦後の秀吉の旧部下には大録は仕方ないとするかわり遠隔地に封じている。このコントロールがまた幕府の政策の基本であった。そして武家法度で縛り、参勤交代で諸公に大金を遣わせ、その妻子を江戸に釘付けした。よく知られるように服部半蔵摩下のお庭番(隠密)を各地に潜入させて、大名取つぶしの口実を探るスパイ政策も特徴である。柳生家もれっきとした隠密で、将軍家御指南の看板の陰で隠密裡に諸家を探査している。お庭番と柳生家を諸大名の監視政策に使うほかは、農本主義ではなく、農本主義をとった。そして「百姓は生かさず殺さず」に徹したから、徳川幕府二六〇年の間、日本の人口は増えていない。これらの政策が三〇〇年にわたる平和を保ち得たとすれば、まことに巧妙なものだったといわざるをえない。

しかし、家康ほどの賢者でも失敗がないわけではない。まず考えられることは、毛利の吉川との約束を破って、毛利家を二三〇万石から三〇万石に削り長州の萩に封じ込めたことである。つまり、恨みを買いながら完全に取りつぶさないままに置いて、後年薩長による倒幕の起爆剤を残したこと。同様に薩摩の場合も島津の所領を安堵していて、愛知用水の水害堤防工事を命じ家老が切腹に追い込まれるほどの無茶苦茶な金の遣わせ方をして、これが薩摩が幕府を恨む遠因となった。

3 家康を支えた三河軍団

それにしても三河軍団は強かった。特に野戦に強く、この一点だけでも、家康は苦労したが運に恵まれていたということができる。逆に尾張は弱かったから、信長は今川勢と遭遇戦を行うことを避け桶狭間の電撃作戦をとらざるを得なかったわけである。三河軍団という強い味方がなかったとしたら果たして家康が天下を取れたかどうかわからない。それをよく知っていたのは信長だった。信長は、同盟軍である家康・三河軍団を武田と戦わせ、その間に信長は西を攻めて勢力を伸張している。

金ヶ崎の合戦の時も同じであって、この時も家康は信長の同盟軍として五千の兵を引連れ援軍出兵しなければならなかった。ところが浅井の裏切りで家康は最前戦で袋の鼠の苦汁をなめる。総大将の信長はさっさと逃げ帰っている。

この時、逃げる信長軍のしんがりをつとめて、無事信長を逃がしたのは秀吉で家康と同じように苦難を経験しているが、これも強い三河軍団がまだ戦場に残っているという保証があったから秀吉は殿軍を買って出たのだろうという見方がある。後年信長はこの時の秀吉を揶揄し、「お前が今日あるのは三河殿のお蔭だぞ」と言ったともいわれているが、ことほど左様に三河武士は強かったのである。

その代表格は本多平八郎忠勝であった。忠勝については、豊臣家臣団の稿で、真田信之に嫁した小松姫の父として登場したが、では次号から、徳川家臣団のそれぞれを紹介して行こう。

(税理士 今村秀夫)

迷語錄

苦しみの原因は比べることにある。比べる心のもとは二十七年前に生まれたということだ。二十七年前に生まれたことをやめにして、両足切断したまま今日生まれたのだ。今日生まれたものは一切がまっさらだ。

足なし禅師「本日ただいま誕生」小沢道雄 柏樹社刊

小沢道雄師は戦争にいかれて右肩を負傷し、敗戦後シベリヤへ捕虜となり連れていかれ強制労働のあと、満州の牡丹江の陸軍病院で凍傷による両足切断、終戦直後のことで麻酔もなければ医療設備も電灯もないところで、アセチレンの灯を燃やして手術を行ったというから、すさまじい想像を絶する苦痛の世界であったと思われる。帰国までも死と紙一重の間をさまよいながら艱難辛苦の末、帰還。さらに再三の切断手術を行った。

肉体的苦痛も大変なものであったであろうが、それにも増して将来に対する希望を絶たれたことの不安と絶望はどうしようもないものであったと思われる。ひとはその時自分の苛酷な運命にだいし、どう立ち向かうかで、その人の人生が定まるのだと考えられる。国を恨み、社会を恨み神も仏もあるものかと人の世に背を向けても何の解決もみだされまい。

たしかに五体満足な人間でも人と「比べる」ことによって苦しみの原因を作っていて、この時も家康は信長の同盟軍として五千の兵を引連れ援軍出兵しなければならなかった。ところが浅井の裏切りで家康は最前戦で袋の鼠の苦汁をなめる。総大将の信長はさっさと逃げ帰っている。

この時、逃げる信長軍のしんがりをつとめて、無事信長を逃がしたのは秀吉で家康と同じように苦難を経験しているが、これも強い三河軍団がまだ戦場に残っているという保証があったから秀吉は殿軍を買って出たのだろうという見方がある。後年信長はこの時の秀吉を揶揄し、「お前が今日あるのは三河殿のお蔭だぞ」と言ったともいわれているが、ことほど左様に三河武士は強かったのである。

その代表格は本多平八郎忠勝であった。忠勝については、豊臣家臣団の稿で、真田信之に嫁した小松姫の父として登場したが、では次号から、徳川家臣団のそれぞれを紹介して行こう。

(税理士 今村秀夫)

税の歴史から

納税思想 (その二)

<40>

大正十一年あたりから、いろいろの所で納税標語の懸賞募集が行われてきたが、そのうち現在にも通用すると思われるものを幾つかしるして見よう。

我等の納税我等を守る

治めの初めは納めなり

租税は共存共栄の会費なり

納税が時世によって様相を異にする事は当然予想されるが、関東大震災の直前に原 嘉道、花井卓造の両氏が第三種所得額の決定に不服で行政訴訟を起したが、震災が起ったので、国家的見地にたって訴訟を取り下げたり、お菓子のうさぎやの主人が既橋税務署からの営業純益金の決定通知に異議の申立をしていたが支那事変の勃発があったので取下げたという様なことが美談として伝えられた。その頃いささか行き過ぎて「我々は租税を納める権利がある。」といった人がいたらしく、「そういう人は十二分に権利を行使してくれ。」という陰口も聞かれたようである。

誤解というものはおそろしいもので、明治五年に太政官が発した「徴兵告諭」の中に、「是レ上下ヲ平均シ人権ヲ斉一ニスル道ニシテ、則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ。是に於テ士ニハ従前ノ士ニアラズ、均シク皇国一般ノ民ニシテ、国ニ報ズルノ道モ固ヨリ其別ナカルベシ。凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラザルハナシ、以テ国用ニ充ツ、然ラバ即チ人タルモノ固ヨリ心力ヲ尽シ国ニ報ゼザルベカラズ、西人之ヲ称シテ血税ト云フ、其生血ヲ以テ国ニ報ズルノ謂ナリ。」とあったので、召集を受ければ外国にやられるか生血をしぼられるのだという流言が飛び、暴動が起って軍隊が出動して鎮撫したという様なこともあった。

明治七年までは徳川幕府の遺法を踏襲していて税目も小科目に分けると千五百九十四種もあったという。それを明治八年には四十二種に減らし、その後少しずつ増減があって明治十三年には四十九種、大科目にすると次の十九種になった。海関税、代言免許料、地税、鉱山税、会社税、銃猟税、牛馬売買免許税、度量衡税、板権免許税、海外旅券其他免許手数料、売薬税、船税、車税、北海道物産税、酒類税、煙草税、証券印刷税、郵便税、訴訟罫紙諸税。もちろん地税の大部分を占めている地租が一番大きな金額で、全体の七、八割となっていた。依然として農民の負担の重かったことを物語っていると思う。昭和十三、四年頃、朝鮮を除いた人口六千七百萬人に対し「所得税営業収益税を負担していた者は百五十万人位であったという事である。なお明治七年まで幕府時代の法を踏襲していたが、八年から変ったという事は、明治六年にヨーロッパを視察していた岩倉、木戸、大久保等の一行が帰京したことと関係があると思う。廃藩置県の行われたのは明治四年、いわゆる征韓論がおこって西郷隆盛、板垣退助等が退き、事実上政権が交替したのは岩倉一行が帰ってきてから間も無くの明治六年十月であった。なおさきにしるした血税騒動のもとなった告諭が出たのは明治五年、地租改正の法律を出して、年貢を現物でなく、貨幣で納めるようにしたのは明治六年七月であった。二年近くも先進国を見てきた経験に基づいて提唱された国内体制を整備する一環として租税の整備が行われたと思うのである。

(公認会計士 税理士 岸本勝次)



ニチバン

8つの個性がそろった
ナイスタック®
用途に合わせて、
お選びいただけます。



両面紙テープ〈テープ幅〉
ナイスタック® 5/10/15/20/25/40mm
■主な用途●カレンダー、ポスターの貼りつけに●写真やスクラップ、家計ぼの整理に●サンプル帳への見本貼りつけに



両面紙テープ〈抜カタイプ〉
ナイスタック® 〈テープ幅〉10/15/25mm
■主な用途●紙工作、図工に●学芸会などの展示用●カレンダー、ポスターの貼りつけ●金属・プラスチックの接着にも



透明両面テープ〈裏紙なし〉
ナイスタック® 〈テープ幅〉12/18mm
■主な用途●スクラップや写真の整理に●学習資料の保存●ポスター、カレンダーの展示(ガラスにもスッキリフィット)



両面布テープ〈カーペット固定用〉
ナイスタック® 〈テープ幅〉30/50mm
■主な用途●カーペットの固定●玄関・台所などの小型マットの固定(ズレをなくし、ピッタリと固定させます)



両面布テープ〈屋外掲示用〉
ナイスタック 〈テープ幅〉20mm
■主な用途●ベニヤ板やブロック塀などにポスターを貼る時に●カーペット、小型マットを固定させたい時などにも



両面スポンジテープ
ナイスタック® 〈テープ幅〉15mm
■主な用途●フックやハンガーなどの取付けに●アクセサリーやネームプレートの固定●花器、置物などのスベリ止めに



両面スポンジテープ〈耐水タイプ〉
ナイスタック® 〈テープ幅〉10mm
■主な用途●お風呂のセッケン入れなどの固定●スチールドアの装飾品などの固定(とくに、水を使う場所での固定に)



テープ状接着剤
ナイスタック® 〈テープ幅〉10mm
■主な用途●写真やスクラップの貼りつけ●学習資料の保存●工作や図工に●封とうの封かん、メモ帳作りなどにも

新発売 両面テープ ナイスタック®

ニチバン株式会社
東京支店:〒103 東京都中央区日本橋本町2-2小津ビル TEL(03)666-3101㈹
本 社:〒102 東京都千代田区九段南2丁目2番4号 TEL(03)263-0151(大代表)

札幌支店:〒060 札幌市中央区北5条西6-2 札通ビル ☎(011)231-2310㈹
仙台支店:〒983 仙台市幸町3-11-3 第1小西ビル ☎(0222)97-2155㈹
大宮支店:〒330 大宮市宮原町3-147 ☎(0486)66-7495㈹
新潟出張所:〒950 新潟市米山35 丸信ビル ☎(0252)46-3261㈹
横浜支店:〒221 横浜市神奈川区金港町3-3 第9大塚ビル ☎(045)453-3151㈹
名古屋支店:〒460 名古屋市中区栄5-26-39 タカシマ名古屋ビル ☎(052)261-1441㈹
金沢支店:〒920 金沢市問屋町1-93 ☎(0762)38-0801㈹
京都支店:〒601 京都市南区唐橋川久保町29 大佐ビル ☎(075)681-1781㈹
大阪支店:〒541 大阪市東区道修町2-19-1 山口ビル ☎(06) 203-5631㈹
神戸支店:〒650 神戸市中央区北長狭通4-7-32 兵庫県ゴム会館 ☎(078)392-1206㈹
広島支店:〒733 広島市西区観音本町2-7-21 兼光ビル ☎(0822)91-7497㈹
高松支店:〒760 高松市中央町17-26 ☎(0878)61-8661㈹
福岡支店:〒810 福岡市中央区薬院2-17-22 ☎(092)771-4852㈹

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円　年極 1,000円）
編集人　岡田一馬
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…「税理士21世紀の会」創立総会、昭和59年度事業計画、法人税研修会報告
二頁…歴史考察、税の歴史から迷語録

『税理士21世紀の会』発足す

11月19日、日本教育会館において盛大に創立総会

夜あけの第一声を高らかに

会長には大竹浩司氏を選出

業界注目と期待裡に、「税理士21世紀の会」の創立総会が、十一月十九日（月）日本教育会館八階大会議室において開催された。

定刻の午後一時過ぎ司会の中嶋時男氏が「人生にも節目がある、トテツもなく大きな名前の会の本日は記念すべき節目」と開会を宣し、開会の辞に立った大浜美代志氏も「記念すべき日の開会の辞は名誉の至り。夜明けの第一声の気持です。幾星想の間思い続けてきたそのフッキリの日が本日です」と述べた。世話人代表挨拶として大竹浩司氏が、参会者や世話人、発起人へ謝辞を述べ、21世紀の会の意義と総会議事協力方を願ったあと議長団選出に移った。議長に今村秀夫氏、副議長に岡田一馬氏、西川惠美子氏が選ばれ、議長団を代表して今村秀夫氏は「制度的大変革の時が到来しつつある。派閥的発想やイデオロギーを廃除して行くべき時。本日の重点施策はぜひ実現して行かなければならぬもの。議事にご協力を」と呼びかけて議事に入った。

本多嘉憲氏が経過報告を行って承認された。

第一号議案／会則（案）及び綱領（案）承認の件

右は下田友吉氏が提案説明に立ち、満場一致可決された。綱領は別掲参照。

第二号議案／59年度事業計画（案）承認の件

右は大竹浩氏が提案説明を行い若干の字句修正提案があり、新執行部に修正が一任されただけで満場一致可決された。この審議の際、意見の合わぬことがあっても別れないで団結して発展をするように、との要望意見があった。また、当局等への意見具申は具申だけに終わらぬようにとの要望もあり、行動することを誓い合った。事業計画は別掲参照。

第三号議案／59年度収支予算（案）承認の件

右は樫原誠爾氏が提案説明し、本多氏が補足説明して、若干の質問に答え、満場一致可決した。

第四号議案／役員選任の件

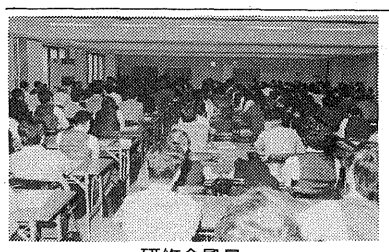
右は岡崎寿士氏が役員選考委員長に選出され、選考委員も承認されて、選考委員会開催のための暫時休憩ののち、岡崎委員長から左の役員候補の氏名が発表された。

会長　大竹　浩司
副会長　木田直吉、本多嘉憲、味岡一義、下田友吉、秋場邦雄、大浜美代志　他会長指名2名（指名は後日）
理事　支部長は理事。ほか各支部30名に付1名選出とし選出は後日
監事　岡田一馬、三宅宗文、高山和一、後閑よし江、中家忠行

右満場一致承認され、議長団は



総会風景


研修会風景

法人税研修会盛会

十一月二十四日、二百名に及ぶ

十一月二十四日（土）午後一時半から開催された第一税理士協議会の「最近の法人税における問題事例研修会」は今回も盛会であった。会場の都合で連休の谷間にしか開催日を設定できなかったため当初成功が懸念されていたが、若い熱心な聴講者が多く二百名に及んだ。講師は定評の渡辺淑夫氏。

税務調査に表われた実務問題の重要項目別具体的解説をお願いしたところ、貸倒損失、外貨建債権債務と外貨建取引、固定資産の除却・資本的支出と修繕費、有価証券取引等に及び、難解な事例を実に懇切に解説された。聴講者の中には九州からお見えの方もあり、実務上益するところが大きかったと極めて好評であった。

昭和59年度事業計画

昭和59年11月19日から昭和60年7月31日まで

I　基本方針

税理士21世紀の会に集うわれわれ税理士は、その綱領を受けて、税理士法第一条の使命に徹し、業務の円滑な実施を図るとともに、税理士会の会務に積極的に参加して、職業団体の本来のあるべき姿を開（せん）明にする。

なお、当期は、創立初年度に当り、当会の基盤強化のため、会員の増強と財政の確立を強力に推進する。

II　重点施策

1、税務行政の転換を求める。

非職業団体の税理士業務介入を断固として排除し、併せて税務当局の相談業務をできる限り、税理士業務に移管を図り、税務当局は特殊な内容のもののみを扱うなどの行政の転換を促す。

2、職業倫理の昂揚と自由競争の原理を貫く。

いわゆる顧問税理士問題は改善の方向を目途とし、自由主義社会の競争原理と職業倫理の昂揚とを確立する。

3、附随業務拡大のため法令の改正をめざす。

税理士法第二条に附随業務としての会計業務が法定されたが、更に関連登記業務及び経営助言業務等を加えるべく運動する。

4、ニューメディア時代に即応できる税理士の業務を樹立する。

国際的ニューメディア時代に即応できるように、税務会計中心から更に進んで経営指導重点の新しい税理士の業務を樹立する。

5、第三次商法改正は適切に対応する。

第三次商法改正に対しては税理士制度並びに業務に与える影響も大きいので慎重に対処する。

6、会員の増強と財政の確立を図り、もって基盤の強化に全力を注ぐ。

創立期の最重点事項の一つとして、本部及び支部の機構組織を充実、整備しつつ、会員の増強及び財政の確立を促進する。

III　細目

1、非職業団体の税理士業務介入の排除と、税務当局の相談業務を税理士業務に移管させるため、当面次の活動を行う。

(1) 非職業団体の税理士業務介入状態の調査及び報道

(2) 税務当局の相談業務の状況の調査及び報道

(3) 税務当局等との懇談会の開催及び意見の具申

(4) 諸外国の実情調査及び報道

(5) 相談業務受託のための機関の設置

2、職業倫理の昂揚と自由競争の原理を貫くため、次の活動を行なう。

(1) 顧問税理士に関する実態調査及び報道

(2) 税務当局との懇談会の開催及び要望等意見の具申

(3) 以上を実施するための組織的な体制の確立

3、附随業務拡大のための法令改正をめざし、次の活動を行なう。

(1) 経営指導業務及び関連登記業務に関する研究会、研修会等の実施

(2) 関連諸制度の調査、関係団体、官庁との懇談会等の実施

(3) 中小会社、経済団体等へのPRの実施

(4) 法令改正のための諸活動

4、ニューメディア時代に即応できる新しい税理士業務樹立のために、次の活動を行う。

(1) 税理士事務所の一層の合理化のため、コンピュータ利用の研究及び研修会、見学会の実施

(2) 経営指導業務の研究会、研修会の実施

(3) 会員の業務等に関する指導、援助の実施

5、第三次商法改正に対し、適切に対応するため、次の活動を行なう。

(1) 大小会社区分立法に対する調査及び研究

(2) 関係各界との懇談会及び動向把握のための情報の収集、調査等の実施

(3) 税理士としての立場からの各界への建議

6、会員の増強と財政の確立を図るため、次の活動を行なう。

(1) 支部組織の確立と本部・支部及び支部相互の連携、協調

(2) 会員加入促進のため勧誘活動を活発に行なう、特に青年税理士、婦人税理士の加入を求める

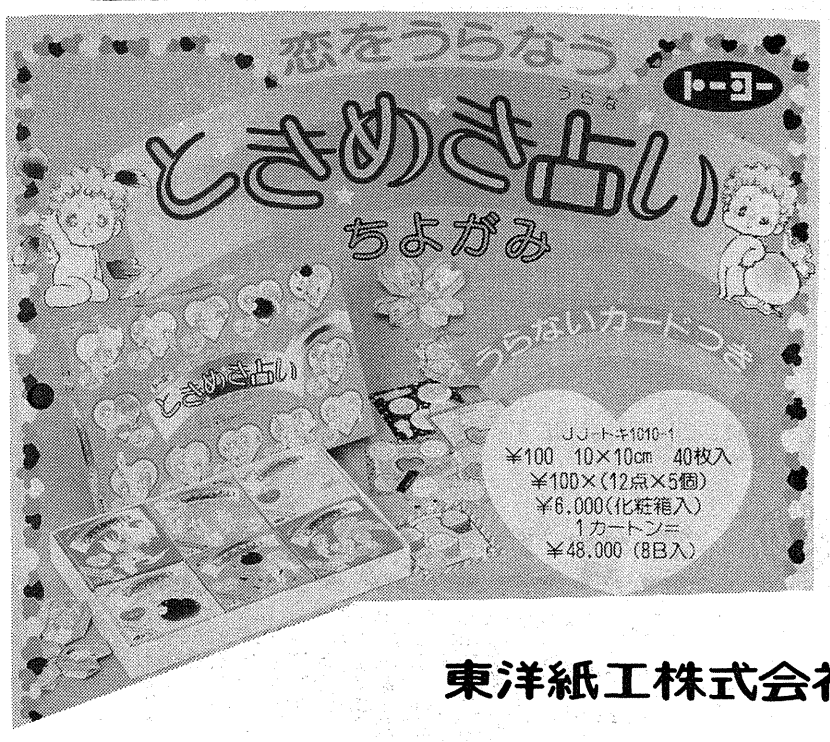
(3) 財務を確立するため、会費の納入促進と、寄付のお願いを実施する

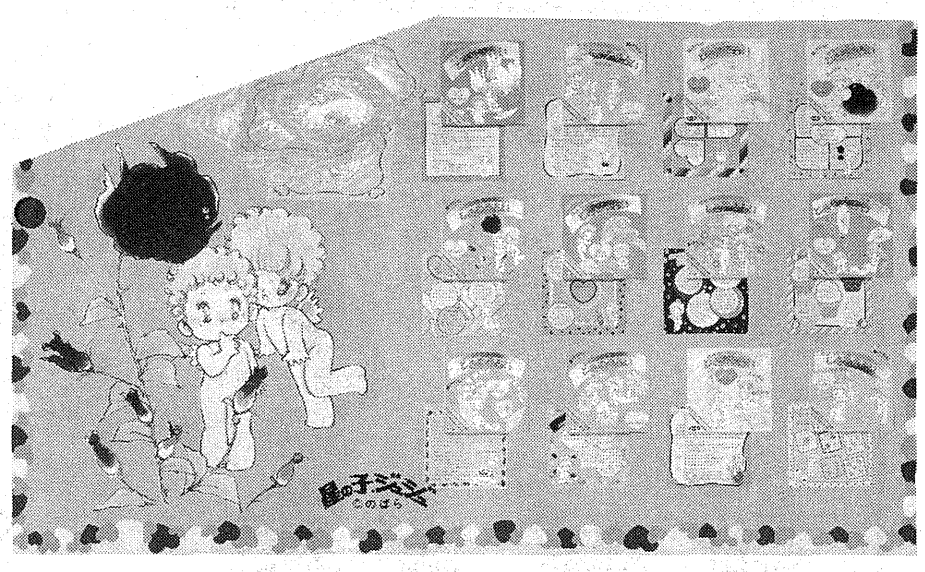
税理士21世紀の会綱領

1．21世紀に向い、われわれ税理士は、その使命により税務の専門家として新時代に即応すべく人格の陶冶と研鑽に努め、納税者の信頼に応え、租税正義の実現を期する。

2．21世紀に向い、われわれ税理士は、職業会計人としてのプライドをもって会員相互の連帯と信頼を深め、税理士制度の発展を期する。

3．21世紀に向い、われわれ税理士は、税理士会の民主的運営を期し、関係諸団体との協調と経済社会発展への寄与に努め、税理士の社会的地位の向上と確立を期する。





東洋紙工株式会社

本　社　〒120 東京都足立区柳原1－35－4　TEL.03-882-8161代
大阪営業所　〒581 大阪府八尾市新家町1－15－3　TEL.0729-97-8455
名古屋営業所　〒465 名古屋市名東区よもぎ台3－219　TEL.052-773-8551
札幌営業所　〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1－10　TEL.011-864-5125
福岡営業所　〒812 福岡市博多区吉塚3－2－22　TEL.092-611-7158 S.59.11

歴史考察

徳川家臣団
酒井忠次

1　酒井忠次の経歴のあらまし

安土桃山時代の武将で、大永七年（一五二七）に生まれ、慶長三年（一五九八）に没している。没年七十歳。従四位下左衛門督。

家門は代々徳川の家老職で、忠次は徳川氏創業の臣といわれ、四天王の最年長、家康より十五歳年長であった。妻は家康の叔母であり、家康の幼時よりこれを補佐している。特に信長と家康が結んでからは、家康の対信長政策の〝窓口〟として補佐し、三方ヶ原、長篠、小牧・長久年戦等には終始家康について戦功を挙げた野戦の雄であったが、本能寺の変を過ぎるあたりからの晩年は不遇だった。

2　なかなか謀略家だった忠次

徳川家臣団の冒頭に酒井忠次を登場させたについては深い意味はない。四天王の年齢からいえば筆頭であろうと思っただけのことである。ただ忠次は野戦の雄であったと同時に、なかなか謀略家であったという特色があるので、研究すれば興味のある存在である。

永禄年間（一五五八―一五六九）、家康は新たに見付に城を築こうとしたことがある。この噂が武田方に流れ、武田は狼狽しているという風評が逆流してきた。築城着手を布告したあと、酒井忠次は甲州に忍びを派遣し、武田の動静を審さに調べさせた。それによると武田の全く困り切っている状態が国中に満ちているという。忠次は家康に、「これは用心しないといけません。見付築城を困った、困ったと国中にいわせているなどというのは、要害の地浜松から見付に誘い出して容易に攻めようとのテかもしれません」と進言している。慎重な家康はなるほどうなずき築城計画を中止した。甲州軍学を操った武田信玄と結びつけて、こんなエピソードが生まれたのかもしれないが、忠次なら信玄の人心操縦の深奥を洞察していたであろうことは想像できる。というのは忠次の対信玄政策に関する逸話は他にも残っているからである。それは元亀元年（一五七〇）の三方ヶ原戦の時であるが、はじめから相手にならない戦争であっただけに忠次は武田陣に夜討をかけようとした。やはり忍びの者を放って敵情を探索してみると、武田勢の警戒が予想以上に堅いことがわかったので夜討を断念している。戦後になって武田方がいうには、その夜信長・家康勢の夜討を予期して武田の全軍が徹夜で待機していたという。忠次の予想は的中していたわけだが、彼は武田陣の夜中に配置された旗の紋を忍びに調べさせたといわれる。その結果、昼の戦いで見えた紋は見えず、夜警軍は昼休んでいた新手であり、重要な拠点にはその両方の紋が見えるとの復命であったことから、忠次は武田の警戒の厳重であることを判断しており、源義家の雁の乱れ飛ぶに伏兵の存在を察知したという古事を彷彿とさせるものがある。

三方ヶ原の合戦は、負けると知りつつ、武門の名誉から信玄に戦いを挑んだものだったが、案の定織田・徳川の連合軍はさんざんに打破られ、家康は命からがら浜松城に逃げ帰っている。ここで用心深い家康とは別な不敵が家康が登場して、鳥居元忠が城門を閉じようとすると「城門を閉じてはならぬ。味方の兵が追々帰ってくるのじゃ。また閉じたらかえって敵にあなどられる。大きく開け放ち、門の内外に大篝火をあかあかとたけ」と命じたといわれているが、一説には武田の城攻め必至とみていささよく切腹すると言い出したともいわれる。この時酒井忠次が前記のように家康が下知することを進言し、大篝火を焚かせ、あまつさえ、太鼓を連打して味方を鼓舞したと伝えられていて、これが有名な「酒井の太鼓」である。

追撃してきた武田の山県昌景が「門を閉じる暇もなしと覚えたり」と城門内に攻めこもうとするや、馬場信房が「待て。いくら何でもこれは計りごとがある。御大将の下知を仰ぐべきだ」と引きあげている。信玄の目ざすは京であったから、家康など眼中になく、兵を疲れさせまいとして、引きあげを了とし、家康は命拾いした。運のいい男である。

3　晩年は不遇だった忠次

忠次は長篠戦でも本領を発揮しており、人の胸中を読み、心の裏を察するところを持合わせていたが、それだけに一生の失敗もしているように思われるフシがある。それは天正七年（一五七九）の築山殿の事件の際のことである。家康が今川方の人質時代、十五歳の時娶せられた夫人が今川義元の姪たる築山殿で、武田に内通の罪で信長の命により成敗せざるを得なかった。長男の信康をまた、築山殿内通とかかわりがあるとされ、夫人徳姫（信長の女）との不仲、老臣との折り合いのわるさなどから自殺に追いやっている。徳姫から信長へ十二ヵ条に及ぶ訴状が提出され、天正七年七月七日、信長は家康を呼びつけた。この時、信長対策の〝窓口〟だった忠次が、家康の名代として信長の詰問を受けたのだが、忠次は考えすぎたのか、たった二ヵ条しか言訳をしなかったと伝えられており、そのため築山殿と信康の事件となったというのである。賢女だった築山殿は確かに武田と通じていたので、家康は遠ざけていたし、人質時代の政略結婚だったからもともと家康と合わなかった。家康にとって心の傷にはなったが、長男信康の切腹は家康にとり実に断腸の思いであった。介錯を命ぜられた服部半蔵が、ご主君の子息を切るなどはご免蒙りたいと辞退し、かわって天方山城守が信康の首を打ち落した。その力が村正で、以来妖刀として徳川家に呪いを及ぼすときれた。

首を切られる時、信康は「拙者は武田と通じていない。父に伝えてくれ」と言って従容と死に就いたという。

信康は次男秀康より優秀なので信長一流の猜疑心が働いたというのが真相らしい。結局家康は信康を犠牲にして信長の意を覚ったのだったが、これは生涯彼の傷として残った。

後年家康は、何かことがあると「こんな時、信康がいたらなあ」と慨嘆することがしきりだったという。

忠次が息子の禄を上げてほしいと家康に頼んだ。

「ほう。お前も子が可愛いいと見ゆるの」

と痛烈に皮肉り、忠次は一言もなく引下がっている。

これ以来忠次は表面に出ることがなくなった。天正十年（一五八二）六月の本能寺の変以来はむしろ失意の人となり、忠次が信長に信康を弁明しなかったので徳川の家臣全体からもうとまれ、忠次父子とも晩年は不遇だったのである。したがってその前半生に比し、忠次の後半生には華々しい逸話は残っていない。失意のうちに、慶長三年（一五九八）、秀吉の死んだ年に彼も七十歳の生涯を閉じた。

（税理士　今村秀夫）

銘語録 〈31〉

言志四録は江戸末期の儒者佐藤一斎が書いた語録で、「言志録」「言志後録」「言志晩録」「言志耋録」の全四巻一三三条に及ぶ処生訓である。

明治の先覚者、勝海舟、吉田松陰、伊藤博文、西郷南洲等はこの語録によってうけた影響は大きく、特に西郷南洲はこの語録を座右におき、自己の行動の指針とし、さらにこの言志四録のうち感銘をうけたものを編集して冊子がすりきれるまで読んだという。

主題の語録は「国民の財政を豊かにするには税を減免することがよく、利をうるため事を始めるよりは害を取りのぞくに越したことはない。」ということである。

たしかに現在の日本の国家財政を考えると、先ず行政改革をやって支出増を抑え、減税をやらないまでも、増税をできるだけしないように努力しなければならない。国鉄、健保、米の三Kといわれる問題を解決せずに国民の負担を安易にもとめていては、税にたいするモラルまでも失いかねない。

たとえば、交際費一つとりあげても、大会社は交際費を全額所得加算ということになると、部署によっては弱い下請、取引先にしわよせすることになり、建て前はともかく本音としての行動は経済の活力をそぐことになる。

どこかの政治家ではないが正義を唱え賃上げと弱者救済の建て前論のみ展開して、現実を無視して行動したために、気がついたときは地方自治体破産寸前ということもある。苦しくても先ず害になることを除いて、経済の発展を心がけることが肝要である。文明がいかに進歩発展しても、百数十年前に云われた佐藤一斎の言葉が真理としてそのまま現代に通用する。

〈鐘旭〉

財を賑わすは租を免ずるに如かず
利を興すは害を除くに如かず

言志四録　佐藤一斎

税の歴史から 〈41〉

納税思想　（その三）

昭和十一年の秋のある日、JOBK大阪のラジオから次の様な替唄が流れた。放送されたものを一部摘出して記してみよう。

奴さんの替唄

〽日本人だよ　日本人となたでも　忘れちゃならない　三つの任務のある事を　兵のつとめも教育も　心は一つ　揃って税金　納めましょ

〽税金だよ　早速納めましょ　納税告知の　紙の赤いのも白いのも　直接国税地方税　区別は無いよ　何で遅れて　よいものか　草津くずしの替唄

〽民の務めは数々あれど　ドッコイショ　国利民福その基何で税金　コーリャ　忘らりょかヨ　チョイナチョイナ

〽何うせ納める税金なれば　ドッコイショ　清く正しく遅れずに納めましょうよ　コーリャ　国の為ヨ　チョイナチョイナ

〽笑って引出す銀行の窓よ　ドッコイショ　直ぐの役所の窓の口それも日頃の　コーリャ　心掛けヨ　チョイナチョイナ

〽納めましょうと思っていずにドッコイショ　直ぐに納めりゃ気も朗らどうせ稼げば　コーリャ　戻る金ヨ　チョイナチョイナ　串本節の替唄

〽清く稼いで　綺麗に暫めて　正しく税金　おさめましょ

〽払えば直ぐにも　払えるものを　溜めて穢い　税と塵

〽溜めりゃ何方も　アノ闇魔顔　同じ払うなら　恵比須顔

〽貯金は天引　税金は即時　ためて良い金　悪い金

今「税を知る週間」というのが行われているが、これらの歌は当時行われていた「納税奉公週間」に放送されたものである。

萬葉集の中にある有名な「たまがはに　さらすてづくり　さらさらに　なにぞこのこの　こだかなしき」多摩川にさらす手織の布、このさらすという言葉のように、更に更に、どうしてあの子がこのように恋しく思われるのであろうか、という歌にあるてづくりは原文は栲豆久利と書かれているが、この栲豆久利は貢調の布をさしているのだという説がある。つまり、多氏麻豆流と書いてたてまつると読み、豆岐と書いて貢のつぎと読んでいるように栲豆久利とは貢物の布であって、普通の布とは違うというのである。

こう記すと一見、税金とは関係ない色恋の歌のように思われていた歌がにわかに税金と関係を持ってくる。明治十年頃の都々逸に

張っておきたい証券印紙かわらぬ約定のこの猪口へ
二人仲よう分頭税で貢ぐまことの尽し合い
胸へ互いに印紙を貼って写して起証にかわせたい

というのがあったと伝えられているが、その頃芸妓の税金が三円で半玉の税金もまた同じで、一方半玉という言葉の通り雛妓つまり半玉の玉代は芸妓の半分であった為、東京府会で議員の動議により半玉の税金は一円五十銭に減ぜられた。動議を提出した粋な議員は大倉喜八郎であった。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）



■軸木は、楕円型で、優美、教材用には「さくら」を特に専門家用軸には、「こくたん」を使用していますから、堅牢で適当な重量があり、その優れた使い良さは、自信をもっておすゝめできます。

■サンコー彫刻刀は、厳選された良質の刃物鋼を使用いたしております。

専門家用は、鍛造刃物鋼を使用し、刃物作り三代一世紀の伝統技術を生かした川治作の刃を使用いたしております。

●サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

三貢工芸株式会社

東京営業所　東京都千代田区神田司町2-4　〒101 電話（03）251-1591
福岡出張所　福岡県粕屋郡粕屋町上大隅644　〒811-23 電話（09293）9-1172
札幌出張所　札幌市南区真駒内緑町3丁目緑マンションC-405　〒061-21 電話（011）583-6275

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第１５１号

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

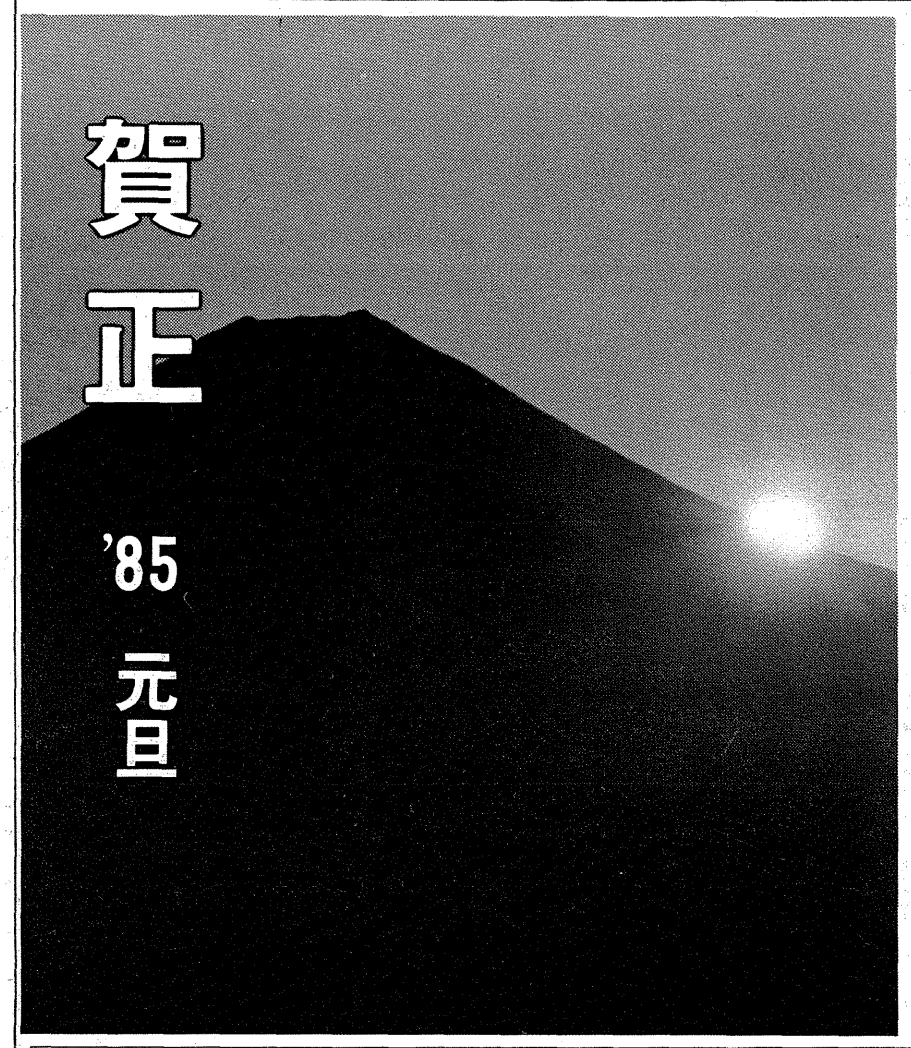
第一税協

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５―18―３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（１部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁・二頁　年頭挨拶
三頁・四頁　年頭挨拶、大小会社区分立法問題点に対する各界意見
五頁…歴史考察、税の歴史、銘語録
六頁…年賀名刺広告



年頭ご挨拶

第一税理士協議会
会長　下田友吉



明けましておめでとうございます。会員の皆様には良いお正月を過されたこととご同慶に存じあげます。

第一税理士協議会も十七年目の新年を迎えることになりました。制度を廻る環境はめまぐるしいまで変化を続けております。この中にあって十七歳の第一税協がいかに行動すべきであるかは余程慎重を要するものと考えております。第三次商法改正特に簡易監査問題は本年どの様に展開されて行くかはわかりませんが、日本公認会計士協会の方針に従って行動し、監査制度の堅持に努めなければならないことは当然であります。昨年秋に結成されました税理士21世紀の会は桜友会、清流の会、青年税理士会、監査協会等メンバーと第一税協のメンバーが多く参加した会で現在その組織造りに取りかかっている所ですが、将来制度上の利害確執が起るようなことがありましたら第一税協としては公認会計士の立場を第一義として意見調整に努力し、かつてあったような無駄な争いを起こさないよう指導的役割を果たすべきものと考えております。ですから、第一税協の会員の先生方もなるべく多く税理士21世紀の会に加入していただき指導性を発揮していただきたいと存じます。

さて、第一税協内部の運営についてですが、今年は何をおいても内部固めの年としたいと考えております。その第一は会員の増強であり、その第二は財政の強化であります。昨年秋以来通知公認会計士より税理士会に加入された先生方に第一税協への加入をお願いいたしました処、多くの方の新規参加を得ましたが、まだまだ第一税協のイメージ作りが足りないせいか予定に達しておりません。今年は是非共公認会計士たる税理士全部の会にして行きたいものと願う次第です。次に第一税協の財政状態の現状は大変苦しいのが実態であります。これにはそれ相当の理由があるものと役員一同反省している所でありますが、今年こそ会員全員の会費完納に努力し、財政の建て直しを図ることが急務と考えてあります。会員先生方のご協力を切にお願いいたします。

年頭からお願いごとばかりで恐縮でございますが、何とかマンネリの運営から脱却し、第一税協らしいサービスを会員に提供できるよう英智を結集して躍進する年にしたいと考えます。



明けましておめでとうございます。

日本公認会計士協会の会員が本会と私たち近畿税研を別途に組織していることについては、歴史的な説明が必要であります。

私たち二会は、いずれも公認会計士のみで組織している任意団体であり、会員の税務に関する研究を主たる会務としておりますが、東京会・近畿会、京滋会、兵庫会はいずれも、協会の地域会としては、大支部であり、会員の税務業務に関しては、そんなに期待できる実績は上っていません。これは協会の会務が監査を中心として、MS・税務の三本柱となっているためであり、日常、会員が遭遇する諸々の税務とか、監査に付随する税法の解釈問題には、その対応がタイミングが悪く、はなはだもどかしいようです。

このような理由から、私たち近畿税研は当局の協力を得て、小人数による研修会を開催し、税法全般にわたる研究を行い、かなりの成果をあげておるものと自負しています。

ご存知のとおり、近畿ブロックは、かつて近畿会一本の支部でしたが、京滋と兵庫が独立して、運営しているため、何かと不便を感じていますし、協会会員に対するサービス、例えば会報一つにしても、量質ともに、格差があるように思えます。

その点近税研は三地区が一つの組織ですので、よくその欠点を補って、近税研の会員はもとより、非会員の方々にも十分サービスを提供しております。

第一税協は何と申しましても、政治の中心地にありますので、同じ目的をめざしながら、つい政治問題は、第一税協におまかせするような結果となって誠に申訳けないと思っていますが、今後とも何卒よろしくお願いします。

最近圧縮記帳の経理に税務上のトラブルが多く、協会の担当部署にも、この種の照会が多いと聞いていますが、これは会社の税務を代理する税理士に、その方の知識に不十分な場合が多く、監査人である会計士側も、現場の第一線の公認会計士に、会社担当の税理士の作業をチェック不足のまま、監査意見の形成を行うため、後日相当な税額が追徴され、会社から「何を監査しているのか」と文句が出る場合がよくあります。

また、もう一つのケースを紹介しますと、代表取締役を数期勤めた社長が、今年で任期満了となり、これで社長を退任するので退職慰労金を支給する議案を定時株主総会に提出したのはよいのですが、同時に、取締役に就任される候補者の中にまたその社長の名前が掲載されており、「社長は会社をひかれるのでは、ないですか」と会社に聞くと、代表取締役はひきますが、取締役は引続き留まって頂き、報酬もいままでの二分の一といたします。

これは法人税基本通達の定めるところ（九―二―二三）によってポストの激減によって、退職金は次期損金算入できると解釈しているという返事でありました。

ところが本人は、会社の百％子会社の次期代表取締役に就任が内定されており、本人の手取り給与（報酬）は、決して減少しないことが明らかに予想できるので、こんな場合は、この通達をどのように解したらよいのか問題となりました。

この問題は結果的には、同じ会社の取締役の報酬とその子会社の報酬を合わせて、従来の二分の一にするということろで、会社の方針を軌道修正させましたが、会計監査人としては、将来の問題（ここでは子会社の社長となること）まで、考慮しなくてよいという意見が割合多く、ポストの変更での「収入激減」の解釈論が分かれるものであり、やはり税法の解釈論は、専業税理士には、まかしておけないのではないかということを痛感しました。

そのほか借地権課税の問題でも、公開されていない通達相個24関連（昭42直資3―16、東局直資72）があって、その通達の番号は分っているが内容が分らないという場合があり、個別案件で初めて、その内容が分ったというものもあります。

これは悪用されるという点が未公開の理由でしょうが、過去の事例について、その取扱いを公開できない事情は、分からないではないのですが、それなら通達番号を付けずに、処理できたのでなかろうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

いろいろ申し上げましたが、公認会計士は、一面、税の専門家なのですから、税の研究を若い人にも是非やらせて、知識の偏向した会員を作らない努力が必要であることを痛感してます。

何はともあれ東西相呼応してガンバリましょう。

監査偏向の会員を作るな

近畿税務研究会
会長　近松正雄

先端技術が光る！ペン先ドライアップ防止機構。
初めて水性ボールペンがキャップレスになりました。



なめらかな書き味に加え、ワンノックですぐ書き出せ、ポケット収納時には自動的にペン先が戻りロックされるなど今までになかった理想の水性ボールペン「ローリー」。また、ペアデザインの「ローリーシャープ」、ダブルノック式で新登場。２本入のギフトパッケージもあります。ご贈答用にぜひ、どうぞ。

Pentel® ROLLY®
ノック式水性ボールペン　ダブルノック式シャープ
ぺんてる株式会社



年頭のごあいさつ

税理士桜友会
会長　宮崎巖

好天に恵まれた昭和六十年の新春を迎えました。第一税理士協議会の皆様新年明けましておめでとうございます。皆様御健勝で越年のことと心からお慶び申し上げます。岡崎前会長、下田会長はじめ第一税協会員の皆様には平素から格別の御交誼御助言を賜り、誠にありがたく、税理士桜友会一同を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。特に昨年東京税理士会長補選に際しては一方ならぬ御支援をいただきまして誠にありがとうございました。残念ながら私共が擁立した味岡候補は措敗いたしましたが捲土重来を期したいと存じます。また、去る十一月には第一税理士協議会の皆様をはじめ、監査協会、清流の会、税理士桜友会の四派を中心とし無所属良識の有志を含めた一大集団税理士21世紀の会の結成を見たことはまことに御同慶に堪えません。

産声をあげるまでの並々ならぬ御労苦に対して発起人世話人の方々に心から敬意を表したいと思います。全国四万参千名の税理士会員の中で壱万弐千名の会員を擁し、首都圏に存在する東京税理士会が全国税理士会の中心たり得ず、東京税理士会長が日本税理士会連合会長から十年間も遠ざかっているという事実は吾々東京会員にとってまことに不幸としか云いようがありません。自由職業会計人の集団でありながら、一部のイデオロギーに傾向したグループと政策協定を結んで会務運営を図る限り、いくら頭が変っても全国単位会の支援を得ることはむずかしいと思います。昨年の会長補選の際、皆様や、清流の会、私共桜友会等が一しょになって東北税理士会の流れを変える会を結成した所以のものであります。

税理士21世紀の会はもっと幅広く同憂の士を募り平素の活動から真に東京税理士会の中核をめざす集団であります。

各会派はその生いたち、立場等から必ずしも全ての考え方が一致するとは限りません。然しながら税理士の原点である税監士法第一条の使命の認識に於て一致し、小異を捨てて大同団結したものであります。明日の税理士会を担うべく大きく羽ばたこうとしております。皆様と相共々手を携えて雄飛したいと念じております。

本年は東京会の会長はじめ各役員の改選期に当ります。全国の単位会とも協調し、日税連の中心となるような執行部を是非とも選出したいものです。

全国の税理士が一致して提言してこそ、吾々税理士の他位の向上も税理士会の発展も望めるからであります。

下田会長はじめ、会員皆様の益々の御健勝と御事業の御発展をお祈りして年頭の御挨拶といたします。



年頭のご挨拶

税理士清流の会
会長　中村弘

新年おめでとうございます。

本年もまた、第一税理士協議会の諸先生には旧年中に種々一方ならぬご指導・ご鞭撻を賜わっておりながら何等ご恩返しもできませぬうちに新しい年を迎えてしまいました。今年こそは税理士清流の会と致しまして、税理士清流の会ならではの何らかのお役に立たせて頂きまして、ご恩に報いたいと存じている次第でございます。

その点におきまして、やはり特に強調したいことは、昨年十一月に「税理士21世紀の会」が誕生したことであります。この会は、その「入会のお誘い」の結びにもありますように「広範な視野と、適確な判断力と、冷静な行動力を有する青年婦人税理士はもとより清新にして情熱と希望に燃えた税理士の諸先生」の集まりでありまして、これはまさに、国民の税理士に対する信頼を背景とした良識に基づく話しあいを良策とする税理士清流の会の立会の精神と共通するものがあります。

「税理士21世紀の会」は危機に立っている税理士制度防衛のために、「附随業務拡大の法改正をめざすこと」「税務行政の転換を求めること」「職業倫理の高揚と自由競争の原理を貫くこと」「第三次商法改正は適切に対処すること」「ニューメディア時代に即応できる税理士の業務を樹立すること」等を旗標にして前記の心ある税理士の諸先生が大同団結して立ち上がった税理士業界唯一の任意的組織であり、私は、この会のリーダーシップなくしては、新しい税理士業界は到来しないものと確信しております。

何故なら、既に存在している任意組織は、それぞれの出身母体などに基礎を置いており、そういう存在は必要だとしても、各会の独自性というものがありますから大同団結という点では心もとないものがあります。わずかに私が所属する税理士清流の会は出身母体にとらわれない超党派的な組織でありますが、遺憾ながら少数で力弱いものをかこっておりました。そこへ誕生したのが「税理士21世紀の会」でありますから、まことにわが意を得たり、と迎えており、実は清流の会が今までこのような会の結成を何度か試みながら結実を見ていないものであったわけです。各会の独自性というものはもとより大切なことでありますが、そのままでは税理士制度を防衛する回天の力とはなりにくく、どうしても小異を捨てて大同につく団結が必要であり、私が「税理士21世紀の会」のリーダーシップを期待する所以です。

どうか、同会が誕生したての今はまだ少数でありましても、個人加盟、団体加盟の促進などを進めて、たとえば大阪の正風会におけるように五千名、いや一万名からの組織に成長することを願ってやみません。しかも、税理士制度の明日を展望する会ですから、この会の推進力――中心は若い男女税理士の諸先生でなければならないわけです。その点におきまして、税理士清流の会では、いずれの会派にも現在属していない青年税理士の方々との交流がありますので「税理士21世紀の会」を相共に盛り立てて行こうと呼びかける活動を今展開しつつあります。

思えば「税理士21世紀の会」の現在迄の推進力の中心は貴会でありました。これからは税理士清流の会もその一半の役割を担いますことをお誓い申しまして、私の年頭のご挨拶といたします。



年頭の辞

東京税理士会
会長　服部徹義

新年明けましておめでとうございます。昭和六〇年の新春を迎え第一税理士協議会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年中は本会会務運営にあたり特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。ことに新年早々に波多野前会長が八王子市長に就任したため補欠選挙が実施され、不肖私は四〇年の歴史と伝統を誇る東京税理士会第十代目の会長に就任しました。

以来、会員の『融和と団結』を強く訴え、皆様のご支援のもとで今日まで滞りなく順調に会務が執行できましたことに深甚なる謝意を表するものであります。

さて、近時わが国の経済は緩やかながらも回復の兆しが見られましたが、中小企業の活性化については至らず、このような経済環境を反映してか会員の業務を取りまく環境も依然として厳しく、昨年に引き続き会員の業務拡充策の積極的な対応が必要となってきております。

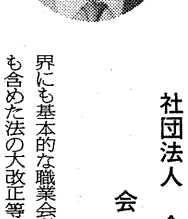
このような中にあって、税理士業界の永年の念願でありました源泉所得税の納期の延長については東京税理士政治連盟並びに日本税理士政治連盟の連携した運動が実り、旧ろう一九日に決定されました自由民主党の「昭和六〇年度税制改正大綱」に業界の要望が盛りこまれ、本年度(昭和六一年一月納付分)から実施される見通しとなったことは明るいニュースであります。

一方、第三次商法改正問題について本会では、四五全支部から寄せられた貴重な意見をもとに本会の基本的スタンスを取りまとめ、日税連に提出し、日税連では各会の意見をもとに税理士業界の基本的方向づけとも言うべき「意見書」を法務省に提出しましたが、その中で中小会社に対する専門家による外部監査について税理士の主要業務であります国税三法が入力され、今後、全国的規模で一層の拡充が期待されます。

さらに新入会員に対する業務の確保問題、情報化社会における会員に対する情報提供、会員の健康管理面での医療機関の増設や検診内容の充実、互助制度の改善策など長期的展望に立った制度の充実を図るべく関係機関で鋭意検討を重ねていく所存であります。

以上、本年の事業活動の一端を述べましたが、健康には十分留意され業務に精励されたいと願うものであります。

最後に第一税理士協議会の益々のご発展と会員各位のご健勝を祈念して年頭の挨拶といたします。



年頭のご挨拶
明日に向かって前進しよう

社団法人　全日本計理士会
会長　中西豊平

昭和六十年の年頭に当たり御挨拶申し上げます。

昨年は長い間の懸案であった新しい理想・理念に基づく新団体「税理士21世紀の会」が誕生し、業界に一明るい陽射し」が見えてきましたが、貴会におかれましてはその中心的役割を見事果たされて成果を挙げられたことは誠に慶賀にたえません。そのご努力に厚く御礼申し上げると共に今後益々「税理士21世紀の会」の牽引車としてご活躍されんことを切に期待するものであります。

戦後四十年を経て膨大にふくれあがった組織・制度等の簡素化、世にいう行革の一環として我が業界にも基本的な職業会計人制度をも含めた法の大改正等の波が押し寄せ粗上にのぼる段階に入りました。本年はこれに対する議論を真剣に討議決定しなければならない重要な年であると思われます。即ち職業会計人の将来を方向づけ位置づける決断の年といっても過言ではないでしょう。

一口に職業会計人といっても、公認会計士、計理士、税理士と多くの資格が存在し、それぞれの業務が法的には明確に別れていてもその内容は一般社会からは同一視され易い傾向にあります。近年その業務の区別が多少なりとも認識されつつありますが、同一人で二つ乃至三つの資格を有する方々（計理士出身者）が多く活躍しておられるため、なかなかむつかしい問題があります。

昭和二年の計理士法制定により我が国職業会計人制度が発足し、昭和十七年に臨時軍事費調達の円滑化のために税務代理士法が出来て、戦後占領軍により上記二法が占領下の立法として公認会計士法と税理士法に衣がえした経過――即ち職業会計人の歴史を踏まえて対応しなければ大いなる過ちを冒す危険があります。

特に税理士業界は、出身母体（税務代理士、試験合格者、特別試験合格者、大学院出身者、公認会計士、弁護士等）が複雑で、年代の違い、主義主張の違い等、それぞれ所存であります。

また、一昨年四月、会員のニーズに応えてサービス開始した「税理士綜合データバンク」は、本年四月から所得税法のサービスを開始する目途となり、これによって税理士の主要業務であります国税三法が入力され、今後、全国的規模で一層の拡充が期待されます。

さらに新入会員に対する業務の確保問題、情報化社会における会員に対する情報提供、会員の健康管理面での医療機関の増設や検診内容の充実、互助制度の改善策など長期的展望に立った制度の充実を図るべく関係機関で鋭意検討を重ねていく所存であります。

以上、本年の事業活動の一端を述べましたが、健康には十分留意され業務に精励されたいと願うものであります。

最後に第一税理士協議会の益々のご発展と会員各位のご健勝を祈念して年頭の挨拶といたします。

（三頁へ続く）

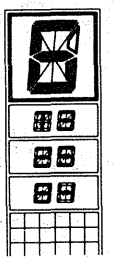


■金具はテコの操作だけでロックができます。ショックでリングが開くのを防ぐので書類の抜け落ちはありません。

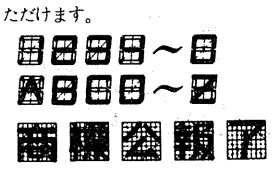
機能を集める。機能に徹する。

見やすい。1 リング式金具。
スムーズに書類の閲覧ができます。
途中からの書類のさしかえが自由にできます。
金具の開閉はワンタッチ操作。

分類しやすい。2 デジタル記号の背見出し。
ファイルの分類はデジタル記号でシステム化できます。



正確で読みやすい数字やアルファベットによる、CD分類システムが簡単にできます。デジタル記号は、数字とアルファベットの両方にご利用いただけます。



強い。3 表紙は丈夫な仕上げ。
厚みを増したビニールペーパーの表紙。
見返しは耐折性にすぐれた特殊紙を使用。

使いやすい。4 多彩な用途。
リヒトの他ファイルサプライズとのドッキングが可能。
P.P.クリヤーポケット(DX)、カラーインデックスなど。
●A4のキャビネットに入ります。

品番	規格	収容枚数	標準価格
F-812-2	B5・2穴	100枚	870円
F-822-2	B5・2穴	200枚	880円
F-817-2	A4・2穴	100枚	900円
F-817-4	A4・4穴	100枚	940円
F-827-2	A4・2穴	200枚	940円
F-827-4	A4・4穴	200枚	980円

●カラーは全て藍です。

リヒト産業株式会社
■本　社 〒540 大阪市東区農人橋1丁目3 ☎(06)942-2361
■東京支店 〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号 ☎(03)862-6911
■支　店 札幌・仙台・静岡・名古屋・広島・高松・福岡



ご挨拶

税理士21世紀の会

会長　大竹浩司

明けましておめでとうございます。第一税理士協議会の役員、会員の皆さまには、ご健勝のなかに新春を迎えられましたことと、心からお慶び申し上げます。また平素のご指導とご厚誼に対し、この機会をおかりして厚くお礼申し上げます。

昨年十一月「税理士21世紀の会」が発足しましたが、当会が無事誕生をみましたのも、貴会の長期間にわたる物心両面のご支援の賜ものと深く感謝いたしております。

今般はからずも、不肖のわたくしが初代の会長に推され、大変名誉なことと感激いたしておりますが、反面その責任の重大さもまた痛感しております。そもそも当会は、税理士業界の大同団結を目的として誕生したものでありますが、その目的の第一は「税理士21世紀の会」が、東京税理士会における単なる派閥ではなく同じ目的をもった同志が、現存する会派を越えて一つに結合した組織体であり、さらに当会が設立されたことで、東西に交流の大きな橋が懸け渡された意義は大きく、やがては全国に拡げられていくことを念願としています。それだけに新生「税理士21世紀の会」の体質強化こそ急務であり、将来の発展の成否がかかっているだけに大きな責任を感じます。

第二は、当会の設立は、東京税理士会の歴史に一つの画期をつくったものと考えます。なぜならこの数年間、貴会をはじめ各会が定期的に交流を重ねて参り、その間相互に深い理解と信頼が培われて当会設立の下地が十分固められたといえましょう。過去にこのような強い精神的絆のもとに、会派を越えた組織が生れたという例はありません。心ない一部の者がいうように屋上屋を重ねたような会でないことは、日本監査協会や計理士会関東会など、体質が違い、目的が違い、異なる活動をしている各グループが、税理士業務や税理士制度の将来を憂いて、期せずして誕生させたのが「税理士21世紀の会」であるという点で画期的な事績であると申し上げたわけです。それだけにこの新生の会を、皆さまの深い理解とご支援のもとに、大切に育てあげる義務があり、その責任を痛感しています。

第三には、今日の税理士業界はかつてない難問を抱えています。業界の過当競争の激化や商法改正問題、新時代への業務の対応、それらの総てに関係を持つ業界体質の改善と現状の打破など、どれをとっても避けて通れない問題です。これらは一人私のみの責任ではなく、多数同志が叡智を傾けて結論を見出し、よりよい業界を築いて次の世代に残していく共通の責任を課されているものと存じます。

幸い、深いご理解とご支援を惜しまない第一税理士協議会の皆さまの存在は大変心強く、今後とも一層のご指導ご鞭撻を心からお願いいたす次第です。

末筆ながら、貴会のますますのご発展と会員の皆さまのご健勝をお祈りいたし、新年のご挨拶に代えさせて戴きます。

大小会社区分立法問題点に対する各界意見

年が明けて、大小会社区分立法は第二読会に入り、法務省民事局参事官室としても、法務省に寄せられた各界の意見書を分析し、それは雑誌「商事法務」に連載されている。各界の意見は多様であるが、本欄では意見書の中の「計算・公開に関する問題点」の部分のみを参考までに抜粋紹介してみたい。本号では取敢えず、広島修道大学商法研究会の意見と日本大学法学部商法研究会の意見のその部分を掲載する。そこには第一税理士協議会の意見と共通する点があり、傾聴すべきものがあると思われる。文中欠番になっている数字の部分はもちろん省略させて頂いた部分である。

広島修道大学商法研究会の意見

七計算・公開に関する問題点

1（決算公告）

反対。非公開といえども株式会社である以上、決算公告は不可欠とすべきである。ただし、貸借対照表等の商業登記所における公開（七3参照）が実現すれば、少なくとも株式（非公開）会社については、決算公告を廃止して差支えない。

公告の履行確保は、公告方法の緩和ではなくて、むしろ公告掲載紙またはその写しを登記申請の添付書類とすることによって図るのが本筋である（一12意見参照）。決算公告が重荷となるような会社は、むしろ、決算公告を強制されない有限会社に組織変更されるべきものである。

2（計算書類等の会社における公開）

反対。一般公衆に対する公開を会社において強制することには、賛成しかねる。むしろ、登記所における公開（七3参照）によるべきである。

※3（貸借対照表等の登記所における公開）

賛成。

※4（会計監査人による監査）

賛成。公開会社のすべて、ならびに株式（非公開）会社および有限会社のうち一定規模以上のものについては、会計監査人監査を強制するのが適当である。

なお、右にいう「一定規模」は、当面現行商法特例法二条に定められたところと同一とする他あるまいが、できれば資本の額は一億円以上、少なくとも三億円以上と改めることが望ましい。

また、会計監査人監査が強制される会社にあっては、有限会社でも、監査役の設置が強制されるべきである（なお、三1意見参照）。

5（専門家による外部（監査））

反対。株式（非公開）会社における監査制度の実効性の確保は、従来の制度との関連からみても、まず監査役制度の充実（三1、2、3意見参照）を中心に行われるべきである。

専門家による外部「監査」の構想に反対の理由を以下に述べる。

まず、株式（非公開）会社について、一定規模以上のものを除き、監査役を任意制とすること（三1参照）の代わりに、専門家による外部「監査」を導入することだけでは、たとえそれが一定の資格をもつ会計専門家によるものであっても、業務監査が欠けるという意味で（なお、三1、2意見参照）、株式会社の監視・監査制度としては不充分であると云わざるをえない。殊に株式（非公開）会社において、大規模なものを除き、取締役は一人で足りるものとされ（二1意見参照）、取締役会が必ずしも強制されない（二8殊にC意見参照）ものであるとすれば、なおさらである。また、右の構想によれば、一定規模に満たない株式（非公開）会社の場合、取締役会による監督および監査役による監査のみならず外部監査人による「監査」

（四頁へ続く）

（二頁より続く）

れの立場においての差異が見られると共に、一国一城の主であるとの意識等もあって、その意見を統一することは至難の技といわなければなりません。

このような業界を打って一丸とすべくその拠り所として結成をみたのが実に「税理士21世紀の会」なのであります。従って同会を育み育て上げなければならない責務がわれわれにはあると思います。

また今回の商法問題の構想は十年以上も前から喋かれていたことであり、最近突如として浮上してきたものではありません。然しながらこれらの情報や経過は風の便りに耳にするのみで、正式にわれわれ会員の前に知らされたのはごく最近でありまして、今まで一部役員の間でのみ討議され対処されていたのではないでしょうか。確かにこれはなかなかむづかしい問題であり秘密を要する事項もあるかもしれませんが、職業の存亡にかかる問題こそ、いち早く会員に熟知徹底し、その意見を充分に汲み取って会としての意志統一をすることが会を預かる役員の責務ではないでしょうか。

一部役員の意見をそのまま会全体の意見として表明するならば、業界は重大な岐路に立たされ、今まで先輩諸先生方の努力の結晶として守ってきた制度や、未来図の上に画いている制度百年の計は一挙に崩壊するといってもこれまた過言ではないと思われます。

今年は、職業を賭して対処を決断しなければならない重大な年であると共に、それを実行する役員を選ぶべき、役員改選が行われる年です。若しこの役員の選出に失敗するならば業界はまた、三十年、五十年と泥沼に足を入れた如く暗黒時代を迎え、ひいては社会から葬られる結果になるでしょう。

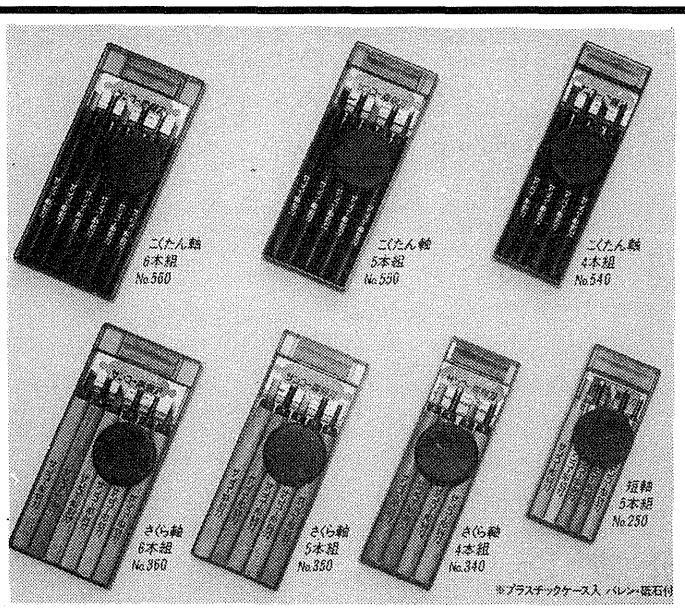
今こそ勇気ある決断を以て、小異は捨てて大同につく精神で、常に大きな視野に立ち、職業会計人の制度等はかくあるべきだと正しく洞察し、的確な判断、柔軟且つ活気溢れる施策の実行可能な公正な人物を選出いたしましょう。

業界が岐路に立つ今年の元旦はいつになく陽光燦々と輝き、心温まる想いで一杯でした。これは設立間もない「税理士21世紀の会」の将来を祝福し、洋々たる前途を暗示しているとも受けとめると同時に、われわれに課せられた責任の重大さに身の引き締る思いで闘志が一段と燃えあがりました。

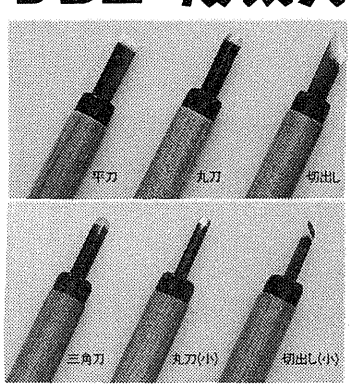
今年こそ貴会を中心として、業界のためのみならず、後に続く若き有為なる青年のためにも、良い制度を残すべく先駆者としての努力を惜しみなく発揮したいと決意した次第です。

以上、私の申し上げたいことは明日に向かって、大同団結して英知を結集しよう、ということで、本年今日ただ今を期してその努力を尽くさなければ、再びその時は来ないであろうということです。

変化に富むといわれる丑年の年頭にあたり、私の己むに己まれぬ思いを述べてご挨拶と致します。



切れ味に、技あり。
サンコー彫刻刀



※プラスチックケース入 バレン・砥石付

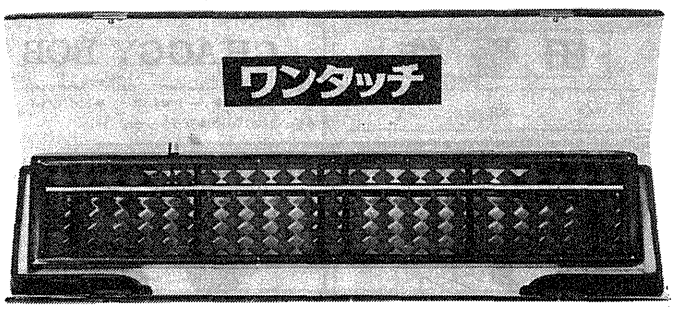
サンコーそろばん・生徳・輸出入　高級木工芸品　高級彫刻
三貢工芸株式会社
本　社　〒101 東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23 福岡県柏屋郡柏屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37 緑マンションC405 TEL.(011)583-6725
工　場　兵庫県・島根県

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り
取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ワンタッチ



定価＝￥5,000～￥20,000、￥30,000～￥50,000の極上品もございます。

（三頁より続く）

さえ不要ということになるが、そのような株式（非公開）会社が、余り同様にそれらを強制されない有限会社と併存することを認める実質的根拠は見出し難い（前記「はじめに」参照）。

第二に、わが国の監査役制度は比較法的にみて独自性をもつが、その存在価値は、会社の業務執行責任者（経営者）以外の者がいわば第三者立場から株主に代って経営者の業務執行を常時一般的に監査し、その適正性を一応担保するところにある。従って、経営者と特別利害関係を有する者やそれに従属する者による監査を排除し、監査役の独立性を確保することが必要となる（三3意見参照）。

もちろん現行法上監査役の資格は会計専門家であることを要しないから、会計監査の面で不充分な場合が多いことは否めないが、業務監査権限の復活（三2意見参照）を前提に、これを中心として取締役の業務執行の監査を行わしめるべきである。

第三に、諸外国殊にEC加盟国の立法動向を参酌して会計専門家による外部監査の導入を検討するのであれば、それはわが国の場合すでに採用し現存している会計監査人監査（商特二条参照）の対象会社を拡大する方向で考えるのが本筋である。

第四に、専門家による外部「監査」をドイツの例にならって物的会社の四分の一の五〇万社、あるいはせいぜい二〇万社にまで一挙に拡大適用しようとすること自体に無理があり、また、わが国独自の監査役制の基盤と過去の経験からみて、その必要性は大きくない。

第五に、対象会社の範囲の大きさの故に会計専門家としての業務担当者の資格を拡大することは、必然にその業務内容が「正規の監査」ではなく、それより緩和された「簡易」な「監査」とならざるをえないが、それをもし「税理士」が行いうるものと仮定すれば、従来の税務業務すなわち税務代理・税務書類の作成・税務相談およびこれらに附随する会計帳簿記帳代行とは異質の新しい「監査」業務を、従来の資格のまま、行いうるものとしなければならない道理である。しかし、これは従来の資格制度の基本を崩すことになりかねない。

第六に、仮に税理士がその資格において会計帳簿の記帳代行をし、しかもその同一人が「会計帳簿の記帳漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法二八一条ノ三第二項二号・九号に該当）等に限定した検証を行った場合に、それは計算の明確・適正を図る上で、専門家の協力を得たという意味で有意義であるにしても、それをいかに呼ぶかは別として、本質的に「監査」でありえないことは明白である。何故なら、会社からの委託に基づくとはいえ、自らが記帳した会計帳簿の適正さを同一人が自ら保証することに他ならないからである。商法特例法四条二項および公認会計士法二四条一項三号・二項、同令七条一項六号は、一面職域調整という政策的要素が強いにしても、他面本来の監査業務のあり方を示し、その公正さを期すためのものである。それ故、税理士業務を行っている税理士自らが同一会社について外部「監査」を行うことを認めることは、たとえ中小会社の負担軽減という大義があるとしても、監査の本質にもとり、決して監査制度の充実にはなりえないと云わざるをえない。

従って、結局、株式会社の監査制度の充実は、公開会社のすべてと非公開の中小株式会社および有限会社のうち一定規模以上のものにつき会計監査人監査および複数監査役制を強制し（七4意見参照）、また一定規模に満たない中小株式会社については従来どおり監査役監査を強制し（三1意見参照）、さらに有限会社についてはこれまた従来どおり監査役監査を任意制とすることを前提とし、その範囲で監査役の職務権限の拡大（三2意見参照）、資格制限（三3意見参照）、任期の伸長（三1意見参照）等その独立性の確保に有益な改善を施すのが妥当である。

その結果、人選・設置に伴う諸経費等で監査役が重荷となるような会社は、むしろ、監査役を強制されない有限会社に組織変更されるべきものである。

日本大学法学部商法研究会の意見

日本大学法学部商法担当
教授　並木　俊守
同　由比　宏恵
同　田代　有嗣
同　坂田　桂三
同　松井　一郎
講師　西川　昭吾

私共は昭和五九年五月九日付で貴参事官室より「大小会社区分立法及び合併に関する問題点」につき意見を求められたので、左の通り陳述する。

この意見は、各人に分担を定めて研究し、その結果を報告し討論したものであり、よって、各部分は本質的には各担当者の意見である。

各部分の担当者は左の通りである。

一、設　立（田代教授）
二、取締役、取締役会（坂田教授）
三、監査役（坂田教授）
四、株主総会（由比教授）
五、株　式（松井教授）
六、資金調達（西川講師）
七、計算・公開（並木教授）
八、資本減少（西川講師）
九、解　散（西川講師）
十、合　併（田代教授）
十一、組織変更（田代教授）
十二、その他（田代教授）
十三、会社の区分（並木教授、由比教授、田代教授、坂田教授、松井教授、西川講師）
七　計算・公開に関する問題点
（並木俊守）

2　計算書類等の会社における公開

会社に備え置いた計算書類、附属明細書及び監査報告書は、従来通り、株主及び会社の債権者に閲覧させ、又は謄（抄）本の交付を請求できることにすれば十分であり、それ以上に、一般公衆に公開する必要はないと考える。

計算書類等を一般公衆に公開するときは、会社と全く無関係な者が閲覧等を求めて、会社との間に紛争を生ずる虞れが少くなく、しかも、次に述べる商業登記所における公開の制度を採る以外に、特に会社において一般公衆に対して公開する意義をみない。

3　計算書類の登記所における公開

株式会社の貸借対照表、損益計算書類及び監査報告書を商業登記所に提出して、これを公開することには賛成である。これには、前記書類のほかに、営業報告書、利益（損失）処分（処理）案及び附属明細書を含めるべきである。しかも、会計監査人の監査報告書と監査役の監査報告書も含めるのを相当と考える。

商業登記所における公開が行政上不可能であれば、商業登記所に提出したものを民間の公開機関に委託し、そこにおいて公開すべきである。民間委託機関は、これをコンピューターに記録し、一般大衆が何処にあっても直ちにその内容を知ることができるようにすることは、現在のエレクトロニクスの技術において可能であり、情報化時代に即して、このような民間委託を考えるべきであると思う。

対象会社を公開会社に制限するとか、一定規模以上の会社に制限するという意見が考えられるが、株主又は株主の対外的無責任の原則を採用する株式会社又は有限会社である以上は、そのすべての会社の財産及び損益の状況の開示が必要であり、よって、対象会社の範囲を制限する必要はないと考える。

4　会計監査人による監査

公開株式会社及び非公開会社のうちの一定規模以上のものにつき、会計監査人による監査を強制することには、もとより賛成である。

非公開会社の中には、非公開株式会社のほかに有限会社を含むこととし、公開株式会社のすべて、及び、資本金一億円以上又は負債合計額二〇億円以上の非公開会社は、会計監査人の監査を必要とするものとなすべきである。

公開株式会社の要件から、資本金一億円以上であることを除き、すべての株式会社は商号中に「公開」等の用語を使用することにより公開株式会社となることができるものとなすべきである。かくして、公開株式会社になったものについては、資本金が一億円未満であり、負債合計額が二〇億円未満であっても、会計監査人の監査を強制すべきである。

会計監査人が選任された会社においては、計算書類の確定につき総会の承認を不要とすることにしてよいと考える。

会計監査人に関する取扱は、原則として現行の制度をそのまま踏襲してよい。

5　専門家による外部監査

会計監査人による監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものにつき、会計専門家による限定監査を強制することには反対である。

第一に、この限定監査は、「会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の会計帳簿との合致の有無等」に限定されているが、これは、現在行われている正規の監査の手続きと全く同一である。それは、正規の監査を手続的に説明しただけであって、その実質は現在の会計監査人による監査と全く異らない。このようなものを、正規の監査と異るものとして法制化することは、著しく合理性を欠き、ひいては、監査の実務の混乱を招く。しかも、この限定監査につき、通常の監査（正規の監査）の場合と異った注意義務の程度を法定することは、長い間公正な会計の慣行の中から発展してきた今日の正規な監査基準を歪める虞れがある。

第二に、監査には経済性が必要であるが、現在の正規の監査においても、監査人の心証が得られる限度において、できるだけ経済的な監査が行われるように努力されている。しかるに、現在の監査対象会社より小規模であり、経済的負担に耐える力に乏しい中規模会社について、果して合理的な監査ができるかどうかは疑わしく、実務上不可能ではないかと考える。

第三に、それなら問題点で示された限定監査以外の簡易監査が考えられるかというと、まず考えられないのではないかと思う。

第四に、このような問題については、広範囲に会計専門家の意見を求むべきであると考えるが、現在の会計監査人の意見はこのような限定監査には反対であるとみられ、このような実務監査人の意見は最大に尊重すべきであると考える。

第五に、この限定監査の主体である会計専門家の範囲についても問題がある。既に公認会計士制度は昭和二三年以来三五年以上も発達してきており、監査の専門家として正規の監査手続きを発展させてきたのであるが、これに税理士という監査をその従来の職務としない者に監査の職務を認めることは、その発展の歴史からみても、その従来の職務からみても合理的ではない。

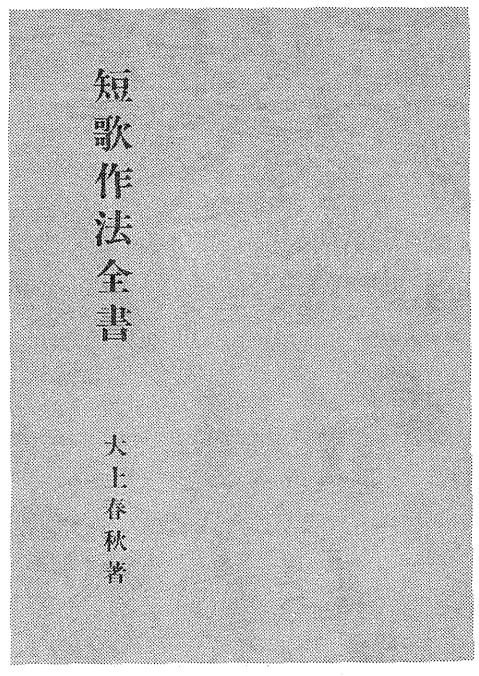
非公開会社については、このような外部監査を強制することに代えて、次のようになすべきであると考える。

第一に、非公開会社についても、公開会社と同様に、計算書類等を商業登記所に提出して公開させるべきである（既述）。

第二に、非公開会社については、取締役の責任をさらに強化し、経営に参加する支配株主の責任規定を設け、株主（社員）又は取締役による会社に対する貸付金を劣後債権とするなどの規定を設けることにより、会社債権者の保護を強化すべきである。

第三に、監査役は、非公開会社についてもこれを存置し、取締役との間に特別な利害関係をもつ者を不適格者と定め、しかも、すべての監査役に、会計監査の職務権限のほかに業務監査の職務権限をもたせるべきである。

新刊書ご案内



■**短歌作法全書**大上春秋著さくら短歌叢書第22篇

内容　●日本短歌と文法●言語学●作歌のための国語、国文法の知識●助動詞、助詞の研究（例歌、例文）●国語、国文法用語論●短歌用語辞典（例歌）●枕詞●短歌開眼●表現能力●歌会その他。

頒価3,000円　送料300円(椅具共)　振替口座「東京7－146390さくら短歌会」

一般の高校生・大学生にもよい参考書であり、恰好のプレゼントとなります。

■**古典講座開講御案内**(さくら短歌創刊20周年記念)

昭和60年4月より（第四木曜午後1時30分～3時まで、但し、1月と8月は休講です）上記、短歌作法全書をテキストとして、日本古典文学講座を開講いたします。詳細はさくら短歌会までお問合せください。

〒162 東京都新宿区市ヶ谷薬王寺町82-607　電話(03)269-7200

株式会社　サクラ経営研究所
月刊歌誌　さくら短歌会
代表取締役・主宰　大上春秋(本名治明)
編集・発行人　大上行子

歴史考察

徳川家臣団 本多忠勝

1　本多忠勝の経歴のあらまし

徳川家康四天王の一。通称平八郎。従五位下中務大輔。武勇の誉れ高く、伊勢国桑名城主となる。

天文十七年（一五四八）生まれで、家康より六歳の年若。十三歳の初陣から六十三歳で生涯を閉じるまでの五十年間、家康に従って戦場に臨むこと五十七回、黒塗り槍柄が一丈三尺の蜻蛉切という名槍を軽々と振廻して戦い、かすり傷一つ受けたことがなかった。

信長は「花実兼備の武将」とほめ、秀吉は「日本第一古今独歩の勇士」とたたえ、家康は二度までも「平八幡」の号を与え、世間からは「未世不思議の良将」あるいは「家康に過ぎたるものが二つあり、唐の首に本多平八」とうたいはやされて、野戦の雄のピカ一であった。

2、大きかった忠勝の武力

本多忠勝について一番有名なのは、家康が二度とも敗れた信州真田家と和するため、忠勝の女小松姫を家康の養女とし真田信之に娶せたことにまつわる逸話である。

家康は真田には、天正十三年（一五八五）と慶長五年（一六〇〇）の両度、いわば大敗を喫している。特に慶長五年の関ケ原戦の際に秀忠に授けた三万の大軍が、真田昌幸・幸村父子のため十日間も信州上田城に足どめを食い、ために関ケ原大合戦のピークに間に合わず、

「お前の顔など見とうもない」

と怒る家康に、秀忠は目通りもかなわなかったと伝えられる。

以来家康と秀忠は真田家を憎むようになる。関ケ原戦が終わって家康は昌幸・幸村父子を切れと命じた。この時、昌幸父子と敵味方として戦った昌幸の長男であり幸村の兄である信之とその岳父たる本多忠勝が、昌幸父子の助命嘆願をしている。しかし、いかに忠勝の頼みでも、家康には到底聞き入れることはできない。ところが忠勝は執拗に食下がり、

「この儀、殿にお聞入れがないならば、婿と一緒に沼田城に立籠り、殿と一戦を交えます」

とまで言ってのけたという。家康は仕方なく許し、昌幸父子の九度山隠棲となるのである。

いかに忠勝の武力が、徳川にとって大きなものであったかを知ることができる。

3、用心深い一面もあった

酒井忠次が謀略にもたけていたというに類する話は、忠勝にもある。長久手の合戦で十万を超すと思われる秀吉の軍勢を、忠勝は四万五千、多くて五万と見積った。

家康は十万以上と見て、

「たとえ、十万であれ二十万であれ、寄せ集めの軍勢じゃ。実質は五万にも満たぬわ」

と下知し、あとで忠勝の見積りを、

「誰もが十万余と見るのに、そちは何で五万と見積るぞ。正確に見積ることは大切ではないか」

とたしなめた。忠勝は、

「私も十万余と見えましたが、その通り申さば、敵の大軍に恐れ臆する者出るやも知れずと存じ、五万と申しました」

と答えている。

4、家康に過ぎたる本多平八

長久手の戦場に向かう忠勝は、

「いま行くも亦死し、行かざるも亦死す。それ行かずして死なんよりは、行きて死するに如かず。忠臣の死すべき期、この場に迫れり。いさぎよく一戦を遂げて骸を戦場に晒し、その名を千載に伝えん」

と覚悟し、五百の手兵をもって秀吉十万の軍勢をさえぎり、家康の陣立ての時を稼いでいる。この時忠勝は、秀吉軍と四、五町の距離を保って兵を進めた。竜泉寺近くに至った時、川の端に馬を乗り寄せ、そのシンボル・マークである鹿の角打ったる兜を夕日に輝やかし、馬の口を洗わせた。

この振舞をみて秀吉は、

「あの兜をかぶる者天晴れ大将ぶりよの。あれは誰じゃ」

と聞く。稲葉貞通が、

「あれこそ本多平八郎にござる」

といい終わらぬうちに秀吉は、

「五百に足らぬ士卒をもって、わが十万の大軍に駆け合わそうとてか。万死に一生もない。しかるに、道に手間どらせ、おのが主君の軍に勝利させようとする志、勇といい、忠といい、まことに本多は比類がない。この戦い、わしに運が強ければ勝とうぞ。本多は殺すなよ」

と指示し、弓銃隊を制して射たせなかったといわれる。

和睦が成ってから、秀吉は忠勝を召し出し、

「信玄も、家康に過ぎたる本多平八といっているそうじゃが、先日はあっぱれじゃ。そちのような勇者には、金銀よりも、このほうがふさわしかろう」

と、粟田口の脇差を与えた。

5、誠忠無比の本多忠勝

秀吉にも、直臣や子飼いの家来はいた。しかし一代のうちに集めた新参者である。その点では家康の周りは、先祖代々・親代々の譜代の臣によって固められていた。

家康がよい家来をもっていたことは、当時の諸将ひとしく認めるところであり、本稿でも度々述べているが、これを最も羨ましく思っていたのは秀吉だった。

秀吉は、家康の家来に直接恩賞を与えたり、あるいは間接的に家康にすすめて加増させ重要な地に封ぜしめたりさせている。

そのようにお節介したあとで、その家康の家来を呼び、「あれは実はこの秀吉の意志でなされていることだ」と恩にきせ、感謝させた上で、将来万一、自分と家康が争うようなことになった場合、どちらに味方するつもりかと問うている。これに対しては、唯一人の例外石川数正を除いては、いずれの家康の家来からも秀吉の期待する答えは返っていない。忠勝の場合も例外でなく、しかもその局面の忠勝は悲愴であった。

秀吉は、諸将の参集した席で、

「これを着るのにふさわしい日本一の武将は、本多平八郎忠勝である」

と言って、佐藤忠信着用の鎧を与えた。いうまでもなく佐藤忠信とは源義経の忠臣で、吉野で義経の身代りとなった名武将である。

その夜、ひそかに忠勝を呼び、

「家康の恩と自分の恩といずれが深いか」

と尋ねた。

忠勝は、頭を地につけたまま返答できずにいる。

しきりに秀吉は問いただす。

遂に顔を上げた忠勝は滂沱と涙を流していたと伝えられている。

「いま、殿下のご恩は海よりも深くはございますが、家康は譜代の主でございます故、同一の次元では申し上げられませぬ」

と言ったといわれ、以後秀吉は忠勝、のお節介をしていない。

かく誠忠無比の本多忠勝であったが、彼も硬骨が災いしたか晩年は不遇であった。慶長十四年（一六〇九）に隠居し、翌慶長十五年（一六一〇）に六十三歳で病没した。関ケ原戦には生存していたが、大阪の陣にはいなかった。

（税理士　今村秀夫）

銘語録

普通、日本では奈落の底といえば芝居の底のことを思い出す。地獄といえば仏教の地獄と極楽を思う。しかし印度では地獄と奈落は同じで共に人の住んでいる世の中をいっているという。人の住む世が地獄だといえば、現代の日本人からみると、ちょっとほど遠いように思われる。日本にいるかぎり飢えることはないし、戦争の心配もない。

だが目を転じてアフリカの飢餓状態をみたり、旧満洲の終戦直後に置きざりにされた孤児問題をみていると、まさに人生そのものが地獄を生きているとしか言いようがない悲惨さを感じる。

又、別の角度から考えると、豊かであれば地獄ではないかというと、そうとも言い切れない。相続問題一つとりあげても先代が沢山の財産を残したために、肉身どうしがあい争うことになり裁判で一生癒すことのできない傷をのこすことになりかねない。

仏教では人生を六つに分けて六道といい、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人、天という状態をぐるぐる回るとして、これから抜けでることができれば解脱し声聞、縁覚、菩薩、仏になることになる。この四つを加えて十界といっている。

地獄は地面の下の獄にいる状態で苦しみの極み、餓鬼は餓えた鬼の状況で身も心も鬼と化している。畜生は人倫を踏みはずして秩序をなくし親を親と思わぬ様子、修羅は愛情をなくし憐みの心をなくしてしまう気持をいう。人はまさに人の状態、天はちよっと良いことがあると有頂天になって調子にのるから、あっという間に地獄に逆もどりということになる。

親鸞上人も嘆異抄の中で、地獄も一定住家ぞかしと言っているが、本当は人生地獄の中にいるものと覚悟をきめて、どうやったら徐々にこれを抜けだして餓鬼、畜生、修羅にならない日常の努力をするかが大切であって、仏教でゆう三毒である貪欲、瞋恚、愚痴すなわち、貪るこころ、いかりをあらわにする、愚ろかな気持をなくすこと、が地獄から離れることになるという。

（鍾馗）

印度では地獄のことを奈落（NARAKA）といい、奈落とは人の世をいう。

金岡秀友

税の歴史から <42>

納税思想（その四）

税金の事を考える場合に、いつも戦争中のことを思い出す。私事にわたって恐縮であるが、昭和十九年の三月に私の所にも召集令状が来て、赤坂の兵営に入り、その日のうちに鶴見の海岸にあった防空陣地に入れられた。小さな陣地で百五十人程の新兵が教育を受けていたが、そんな或る日、私の斜向いに寝起きしていたお豆腐屋をしていたという新兵が次の様な独り言をいっているのを聞いた。「税金を沢山払っても良いから家に帰りたいな。売上の〇割でも良い。〇割では払えないかな。」

この頃私も兵隊の立場というものは自由の無い、自分の意志等とは無関係に動かされる奴隷の様なものではないかと思っていたので共感を持った。

しかしその後いくばくも無く、その新兵の願いも空しく私達数名を残して新兵の全部は死の待つフィリッピンの戦場へと旅立って行った。戦前の徴兵制の恐ろしさは社会と別に、軍隊という階級制を布いた社会があって、男子の国民全部がそれにも属しており、何時そちらの方に一方的に組みこまれるかわからず、一度組みこまれると今までの社会的地位とは無関係に自由の無い新兵にされてしまう事であった。これでは公然と軍部や軍事費を批判する事は出来ない。

過去は仕方が無いとして、これからは徴兵制は復活してはならないと思う。昔、防人に選出されて守りについた東国の人々も同じ様な気持があったとみえて

　闇の夜の行く先知らず行くわれを
　何時来まさむと問いし児らはも

等という哀しい歌が万葉集に数多くしるされている。

この事は勿論国防を否定するものではない。日本は戦争を放棄したけれども、戦争は日本を放棄していないからである。

私のいいたい事は国防はできるだけ少数の志願兵にすぐれた兵器を持たせて行うことが望ましいという事である。今の人には幸にして兵役の義務が無い。この戦争中の話はまた、それだからといって納税額が重くてもがまんすべきだという事をいいたくて記したものでもない。軽い納税額で国や地方公共団体の財政がまかなえるならばそれに越した事はないと思うからである。明治十二年頃の自由民権論者の冊子に、次の様な内容のものがあると伝えられている。

「我々は酒を飲んでも煙草を吸っても、知らない間に相当の税金を払っている。しかし其の使途を知る人は少ない。いたずらに税金が高いなどとただ不平をいうのは大きな不心得、出すべきものは苦情をいわずに出すべし。ただし税金の使途を明らかにし、これを厳重監督する必要がある。それは民選議員によってのみ可能であろう。」

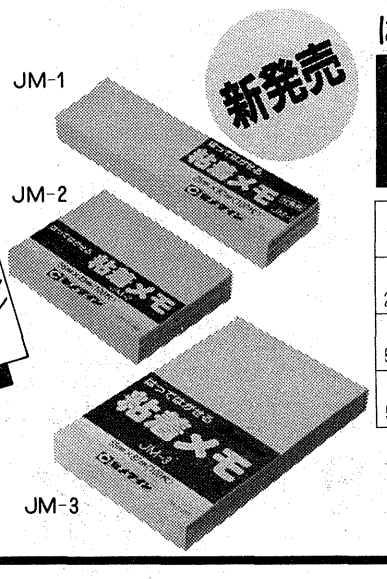
ただ、明治政府は当初より財政が苦しく慶応四年に次の様な太政官布告がでている。「皇道新に復し、国是漸に定り、萬機御親裁に出で、百事まさに備らんとす、是時に当て、独備らざるものは金穀なり（中略）銘々一人の私を捨て、天下の大事を考え、有余不足を補ふの天理に基き、各其分に応じ、金穀御用相勤め御奉公筋を遂てこそ、即ち兵士の身を殺して朝廷に尽すと同じく、下たる者の定分に候間、此旨篤と可相心得者也（後略）」

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

ペタッと貼って、ピタッと伝える。

伝えたいことを伝えたい時に……セメダインの粘着メモなら
いつでも確かなコミュニケーションが可能です。
何にでもきれいに貼れてはがした跡も汚れません。
オフィスでの伝言に、資料の整理に、
家庭での覚え書きに、
使い方はいろいろです。



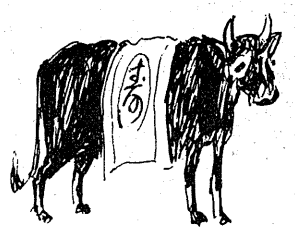


はって、はがせる Just one
粘着メモ

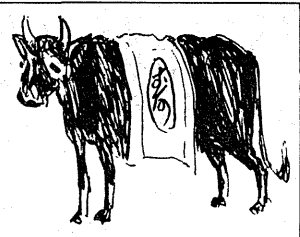
規格(mm)	標準小売価格	梱包単位 1箱	梱包単位 1梱
JM-1 25×87(100枚)	120円	20冊	400冊
JM-2 55×43(100枚)	160円	20冊	400冊
JM-3 55×87(100枚)	250円	20冊	200冊

セメダイン

本社　〒141 東京都品川区東五反田4−5−9 ☎(03)442 1344



謹賀'85 新年



浅井新平 目黒区中町二―二三―三 電話(七一一)八七四四

浅見孝 中野区上高田四―四一 電話(三八六)三六三六

有賀徳寿 台東区浅草六―三五―八 電話(八七三)七九八三

太田昌一郎 大田区池上六―一八―二 電話(七五四)〇〇四一

木村久弥 中央区日本橋人形町一―一一―一五 電話(六六六)三六〇三

新保太郎 新宿区西大久保二―二九五 電話(二〇九)五六二二

田中佐門 台東区柳橋一―二九―七 五十米ビル五〇一号 電話(八六一)〇三九四

松木正輝 荒川区西日暮里五―三―四 エル・アルカサル・フジニ〇一号 電話(八〇五)三二〇一

飯沼清夫 足立区梅田七―一五―二 電話(八八六)八二八二

大堀雅三 杉並区梅里一―二一―一五 電話(三一四)四一三一

窪寺長治郎 練馬区豊玉上二―二三 電話(九九三)五三二一

杉村明 新宿区住吉町一一四―四 電話(三五七)五四一一

玉家義雄 大田区久が原六―六―二 電話(七五二)〇四七一

丸山修司 北区赤羽西三―三四―三 電話(九〇〇)二三五五

池田洋次郎 北区王子二―一三―一 電話(九一一)八一一一

岡崎寿士 中野区本町四―一九―一二 電話(三八〇)一五五一

倉田由次 足立区梅島一―九―五 電話(八八七)八四五一

諏佐市之丞 新宿区西大久保三―八五 電話(二〇〇)六二一一

寺田秀一 墨田区横川二―二二―四 電話(六二六)二二六八

宮崎敬之 目黒区上目黒一―二一―九 ハイネス中目黒五〇五号 電話(七九二)三九九一

石井操 千代田区飯田橋二―二―一〇 電話(二六四)四六四〇

岡田一馬 墨田区立花一―三二―六 電話(六一二)一八九〇

小川一郎 大田区池上六―一九―八 電話(七五三)一六一七

斎藤久斉 文京区向丘一―二〇―八 木屋ビル二階 電話(八一三)六八三六

住田光生 中央区日本橋茅場町四―一五 電話(二四一)六六〇〇

土橋栄夫 渋谷区本町六―四〇―一四 電話(三七七)三七一〇

三輪三郎 杉並区高円寺南一―六―五 サマリヤヒル二階 電話(三一五)三三三三

母家一郎 江東区亀戸六―二八―七 電話(六八二)七一九六

市川隆 国立市西一―一一―一〇 電話国立(七二)三三三三

小川敏市 台東区三ノ輪一―二八―一五 電話(八七三)七二六八

斎藤嘉三 杉並区下井草四―一三―二 電話(三九九)九四六一

関弘 荒川区東日暮里五―三―八 電話(八〇一)〇〇六六

中島育広 世田谷区玉川台二―二―一〇 電話(七〇〇)三三三一

山本敏郎 港区西新橋二―二〇―三 電話(四三三)五五一四

礒崎勝 文京区小石川二―二三―二八 ―八〇五 電話(八一五)三四五一

小川敏市 台東区三ノ輪一―二八―一五 電話(八七三)七二六八

斎藤嘉三 杉並区下井草四―一三―二 電話(三九九)九四六一

関弘 荒川区東日暮里五―三―八 電話(八〇一)〇〇六六

中島育広 世田谷区玉川台二―二―一〇 電話(七〇〇)三三三一

山本敏郎 港区西新橋二―二〇―三 電話(四三三)五五一四

岩村譲一 中野区中野一―五六―五 電話(三六三)一六〇四

長田邦稲 港区新橋一―六―一〇 ニュー新橋ビル三一七号 電話(五八〇)七二三四

加藤隆之 台東区西浅草一―六―四 電話(八四三)〇六六一

清水多四郎 墨田区業平三―一〇―一二 電話(六一五)三九一八

千正清夫 中央区日本橋茅場町一―二 八共同ビル八〇三号室 電話(六六八)〇〇五一

二村倍吉 港区西新橋一―一八―六 童宝ビル 電話(五〇二)〇八二〇

永島徳造 豊島区目白四―二四―五 電話(九五四)〇三三五

長坂利正 練馬区中村北四―二四 電話(九九〇)一一三一

母家一郎 江東区亀戸六―二八―七 電話(六八二)七一九六

山本日出麿 千代田区大手町二―七―一 日本ビルディング別館三階 一三一〇区 電話(二四二)六六六六

吉本與一 千代田区神保町二―二〇 郵通ビル 電話(二六二)〇三七九

若林恒雄 中央区新富一―三一―二 二〇一 電話(五五二)八八一八

橋本一雄 葛飾区柴又一―九―一七 電話(六〇七)一一六六

染谷孝太郎 葛飾区堀切五―五〇―一 電話(六〇一)五〇五〇

高橋栄吉 渋谷区代々木三―五六 電話(三七〇)二四七六

原島康雄 江戸川区南小岩六―八―三 電話(六七三)三一六一

和田新之助 文京区本郷二―一六―一〇 三興ビル 電話(八一四)五八九五

すごい人気！



1年以上ふやす方にホットな朗報。
好利回りの複利運用。

便利さではじめましたが、
いまでは有利さで続けています

ふえ方ホットに
〈野村〉でスタート。

好利回り 年7.00%(予想分配率)
公社債投信

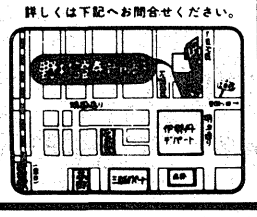
1年未満でも、ホットにふえる。
1ヵ月複利で、お引き出し自由。

分配率11月26日現在 年5.475%(年5.0~5.5%実績予想) +1ヵ月複利
中期国債ファンド
公社債投資信託・追加型

わたしの後は、野村の㊙――早見優

お気軽にご来店ください。
「初めてのお客さまコーナー」開設！
■お電話でのお申込み・ご相談は……
(03)205－1001(代)

詳しくは下記へお問合せください。



身近なおつきあい―
野村證券
新宿支店
郵便番号 160―91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
(三光町交差点カド・伊勢丹ソバ)
電話 東京 03(205)1001(代)

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第152号

第一税協

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（1部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…大小会社区分「問題点」に対する各界意見の賛否傾向
二頁…歴史考察、税の歴史銘語録

大小会社区分「問題点」に対する各界意見の賛否傾向

雑誌「商事法務」の『「大小会社区分立法等の問題点」に関する各界意見の分析(5)』から

雑誌「旬刊商事法務」誌上において、稲葉威雄法務大臣官房審議官の、『「大小会社区分立法」問題点』に関する各界意見の分析」と題する、法務省の所謂大小会社区分立法「問題点」に対し各界から寄せられた回答意見書分析の試みが連載されている。60年2月5日号の連載(5)において漸く「計算公開に関する問題点」の項目にさしかかり、「専門家による外部『監査』」の小項目が含まれているので、本号では参考までにその部分のみを抜粋して紹介することとする。稲葉氏による同分析は、各界の賛否傾向を忠実に分類しているもので、どの団体がどのような意見を表明しているかの傾向が一目してわかるように配慮されている。専門家による外部「監査」につき、〔肯定的な意見〕、〔否定的な意見〕、〔さらに検討を望むもの〕、〔「監査」の内容等〕と五つの細項目に分類しているが、ここでは紙幅の都合上「さらに検討を望むもの」と「監査」の内容等」の二つは割愛した。今後の説明や運動を展開していく上で、諸団体の賛否傾向を知ることは意味のあることと思われる。

5　専門家による外部「監査」

「問題点」七5は、会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものについて、一定の会計専門家による「限定監査」を導入することについての問題提起である。

これは、有限責任の基礎的条件のひとつである計算の明確化を担保するためのもので、本問題点の重要なポイントのひとつである。日弁連も賛成する（有限会社も株式会社と同じに扱う）。

大学関係では、近大（専門的知識のない者を利用するのは適当でない）、八幡大（有限会社も除外しない）、日大会社研（資本金五、〇〇〇万円以上）、独協大、九大（注1に賛成）、中大（すべての株式会社。監査事項はより拡大）、金沢大（独立性の保障、監査役との連携が重要）等が、積極である。

経済団体では、電機（資本金二、〇〇〇万円程度以上とする）、商工中金（たとえば資本金二、〇〇〇万円以上の会社を対象とすることにより、教育指導的効果が期待できるが、会社に多大の経済的負担を生じないよう配慮が望まれる）、貿易、千葉商、福井商（資本金五、〇〇〇万円以上または負債額一億円以上との意見がある）、富山商（中規模以上の会社の基準を明確にする）、広島商（対象会社、監査内容、専門家の範囲、対象会社の立場等につき十分な検討を望む）、松江商（一定規模の検討、環境整備まで段階的取組みが望まれる）、福岡商、仙台商（資本金二、〇〇一三、〇〇〇万円以上で、有限会社を除外しない）、盛岡商（あまり細部に及ぶと公認会計士・税理士の手に負えないのではないか）、徳島商（資本金二、〇〇〇万円以上のクラスではやむを得ない。管内企業は賛否両論、高知商（一定規模以上をかなり大規模にする必要がある）、松山商（一定規模については慎重に検討）、経団連（「問題点」による簡易監査は、正規の監査と変わらないから不適当、監査の内容・専門家の適格要件・関係会社の監査のあり方についても十分検討すべし。簡易監査を受けない会社には取締役の対第三者責任を強化、証券業（全部または一定規模以上。監査内容慎重検討。会社の手数費用の負担が過大にならないよう配慮）、印刷（資本金だけではなく、総資産、売上高等を考慮。反対意見あり）、大阪工業（会社経理の健全化・債権者保護・近時の国際的趨勢の見地から可能な限り導入が望ましい）等で、商工会議所のなかにかなり積極論があり、また大企業サイドにおいて割合に消極的なものが多いなかで、経団連が前向きの態度を示しているのが注目される。

なお、名商は、取引界における対象会社（会計監査人監査を受けない非公開会社で一定規模以上のもの）の地位に照らし、基本的にはやむを得ないと考えるが、実効性が期待できるか疑問があるほか、コスト増も軽視できないと述べる。長崎商は、報酬負担、実効性、監査人等についての問題を指摘し、たとえば資本金一億円以上の会社に限定することを希望する。

また、電力は、企業グループの子会社のような経営基盤のしっかりしているものにまで、外部監査を導入することは反対と述べ、限定的なかたちで反対を表明するが、この趣旨が限定的には肯定を意味するのかどうか疑問がないわけではない。

次に、その他団体では、税理士・関信越・青色申告（不自然な法人成りの増加をチェックするものとして大筋において理解できる）、内部監査（有限会社を除外せず、子会社に対する監査につき別の配慮をする。会計専門家は、監査実務経験を勘案）、中小企業診断士（すべての株式会社。会計専門家のなかに中小企業診断士を加える）、会社経理（たとえば資本金二、〇〇〇万円以上。報告書の記載内容は、「貸借対照表、損益計算書、利益処分案または損失処理案、営業報告書（会計に関する部分に限る）、附属明細書の記載は、会計帳簿の記録と合致し、法人税の課税所得計算の基礎となっている」とする。「監査」に代え「調査」の語を使用）、産業経理（すべての株式会社。段階適用と一斉適用と両説あり。監査内容は、期末貸借対照表の残高監査との意見と会社側が提出する会計資料に基づいて会計帳簿と計算書類の記載の適合性を調査し、特に疑うべき事情がある場合に限って、その善管注意義務に基づき取引事実まで遡って調査するとの意見と両説ある）、税理士（限定「監査」として、社会的に有用かつ中小会社にも現実的に受入れ可能な制度として、かつ外部「監査」人の負担と責任を配慮しつつ構成されるべきである。有限会社除外。一定規模以上の会社に限定して強制することについては、なお検討。監査法人を専門家に含めることについては、なお慎重に検討）等。

〔肯定的な意見〕

裁判所は、賛成が前橋地裁（できるだけ小規模な株式会社も含める）等一一庁である。日弁連も賛成する（有限会社も株式会社と同じに扱う）。

〔一律強制に反対する意見〕

経済団体のなかには、外部「監査」の採否は、企業の任意にすべきであるとして、強制することに反対するものがある。

〔否定的な意見〕

裁判所では、大阪地裁（限定監査では実益がない）等三庁だけが反対する。

大学関係では、広修大（監査制度の実効性確保は監査役による）「なお、その理由の一・二は監査役制度廃止反対の理由にすぎず、大商（意味が認められないではないが、事務負担や経費増）、神戸商（実効性を高めるには負担増）、ガス（問題点が多い）、横浜商等。

外部「監査」反対の理由にはならない。監査役を任意設置にするのは、外部「監査」を導入するからではなく、小会社においては監査役の形骸化を解消できる見通しがつけられないからである」、東洋大・小関（二16の取締役の責任強化、七3の決算公開等による間接的心理強制でよい）、岡山大（同旨）、日大（七3、二16、五9、10等によって債権者保護をはかる。監査役を存置し、その制度の改善をはかる）、香川大等が反対する。龍谷大も、消極の趣旨であろう。

経済界では、京商（会計監査人制度を拡充し、監査役による内部監査を実効あるものにする）、新聞（監査役が全く機能していないわけではない）、中小企業同友、東商（代表取締役の責任強化のほうが現実的）、中小企業、鉱業、商工連、自動車（監査役による会計監査で充分）、日商（内部監査の充実で対処）、静岡商、新潟商（会計監査人制度を拡充し、監査役制度を充実強化する）、岐阜商、札幌商、鉄鋼、関経連、民鉄、商工会（強制すべきでないとするので、一律強制に反対する意見に分類すべきものかもしれない）、商店街振興（強制導入は妥当でない）、等が、反対である。大分商も、監査の強化には表面的には賛成せざるを得ないが、中小企業については、費用、監査責任、実態把握が不可能等の理由で反対と主張する。

その他の団体では、青税、会計士、第一税協（税理士による会計指導の強化発展で解決できないか）、アナリスト、税経新人、法人会（支配株主等の責任強化により措置可能）、商事法務、日法協、専税等が、反対する。

反対の理由は、いろいろの立場からのものが錯綜しているが、①会社の負担（事務・経費）になる、②「問題点」で示されたものは正規の監査に外ならず、簡略な監査手続では成立しえないから、結局形骸化する、③税理士を「監査」人にするのは問題である（公認会計士以外に適任者はいない）、④外部監査の拡大は、会計監査人監査の拡充で行うのが筋、⑤正規の会計監査人監査に悪影響を及ぼす、⑥中規模会社では内部統制システムが十分でなく、合理的な監査はできない、⑦社会的にそれほど必要性はない（倒産防止に役立たない）、⑧営業秘密を犯す（会社と信頼関係のある第三者による計算の正確性の検証であるから、このような問題は起こらない）、⑨限定監査では信頼性・実効性が期待できない、⑩監査実施者の側にも問題がある（職域の問題、監査業務と税務業務の関係、監査責任、監査人の範囲・資質・能力等）、⑪社会的に混乱を起こす（体制整備が社会的に困難）、⑫一挙に外部監査を拡大することは無理（対象会社が抵抗）、⑬限定「監査」が成立しうるかどうか内容が問題等である。



歴史考察

徳川家臣団
井伊直政

1　井伊直政の経歴のあらまし

徳川四天王の一。従四位下侍従兵部少輔。永禄四年（一五六一）生まれ。虎松と呼ばれていた直政が、初めて家康に対面したのは天正三年（一五七五）十五歳の春である。家康の赴くところ常に随伴し、血塗られた戦場を疾駆した。榊原康政、本多忠勝、酒井忠次ら四天王と並び称せられる野戦の雄といわれ、徳川軍団の中核として家康の天下取りを助けた。関ケ原合戦後家康は直政の軍功に対して上州前橋十二万石から、石田三成の居城佐和山城主十八万石に封じた。しかし直政は治政一年余、関ケ原戦の鉄砲傷が悪化し、慶長七年（一六〇二）二月、四十二歳の若さで死去す。長男直勝が佐和山の城を彦根に移した。彦根城が完成したのは病弱の直勝に代って家督を継いだ次男直孝の時で、直孝が大坂の陣の軍功で三十五万石となったのは寛永十九年（一六四二）である。以下歴代掃部頭を称し明治まで続いた。幕末に大老の直弼という英傑を生む徳川と共に栄えた家柄である。

2　誠忠そのものの直政

井伊直政も家康に対して誠忠そのものであった。

例えば徳川に離反した石川数正に対する態度や、秀吉のお節介に対する態度は、彼の場合どうだったであろうか。

天正十二年（一五八四）の小牧長久手の役のあと、秀吉は家康と和睦し、母大政所を人質として、天正十四年家康の上洛を催促したが、この時に大政所の奉行を勤めたのが井伊直政である。

秀吉は直政の労をねぎらい、饗応の席を設けた。この際、秀吉の下に走った石川出雲守数正が、直政の昔の朋輩だったということで接待役に命ぜられた。

ところが直政は数正を全く無視し、言葉はおろか見向こうともしない。秀吉が茶を点じ、数正が客人に対する接伴の実を挙げられるよう配慮しようとしたが、直政はそれをおしとどめ、

「恐れながら殿下。ここにいる数正は、譜代相伝の主君に背き、殿下に従い大臣病者なれば、この直政、彼と肩を並べ、膝を組んで茶を喫することは、ご免蒙らせて頂きます」

と大声で言ってのけたという。

あまりの大胆さにさすがの秀吉も毒気を抜かれ、同席した諸将のほうが冷汗をかいたといわれる。

この直政にも秀吉はお節介し、

「そのほうが上州箕輪十万石に封ぜられたのは、そのほうの勲功大なるをもってわしが徳川殿に推挙してやったからであるぞ。わしの厚意をよも忘れるではない」

と言ってから、

「どうじゃ直政。豊臣・徳川両家が信を失い、兵を構えることがあるとすれば、そちは誰がために忠誠を尽くすであろうか」

と例によって問うている。

直政の場合はこれに対し、

「身命を擲って、両家の和睦を図ることに私は専念します」

と答えている。

秀吉は苦笑し、

「そちは将略のみならず、治国の才もあるとみゆるの」

と感嘆して、直政へも以後のからかいを断念した。

3　家康と直政

家康に従って小田原城攻略に参加した時直政は、城の東の篠曲輪という所を攻めた。ここは城から橋を渡し、昼は兵を橋に出して守らせていた所であった。

はじめ家康は直政に、

「あれは橋か」

と問うてそれ以上を訊かない。橋にきまっているから直政は、これはてっきり水の深さまで問うているものと考え、水深を慎重に測定して報告したが、家康は、

「あれは橋か」

とはじめの質問を繰返すだけだった。直政は困ってしまい、考えあぐねた。丁度四十八日目に、（そうか、橋でない橋もある！）

と気づき、暗夜にまぎれて橋を踏んでみた。案の定、橋桁を弱くしてあり、軍勢を渡せば堀に転落させるようになっていた。家康は

「そのことじゃ。そちが自分で気づくまで待っていたのじゃ。橋の強弱を調べよと言ってしまったのじゃ、考える癖がつかんからの」

と言っている。

小さいことのようだがさすが家康である。日常でもそうだがまして戦いに臨んでは、臨機応変にことを処さなければならないから、人に教えられているばかりではその力がつかない。四十八日も考え続けたとはちと遅いようだが、逆に直政の並々ならぬ執念というか根性をこそ評価すべきであろう。

4　直政を通じ用兵を教えた家康

奥州九戸に一揆が起きた時に家康は、武州岩附（現岩槻市）の城まで軍を進め、ここで直政を召し出した。そして急ぎ軍装を整え、蒲生・浅野らと共に、一揆を鎮圧せよと命じた。本多正信が、

「当家四天王といわれる直政をいきなり一揆どきの討手に起用するのは如何なものでしょうか。彼より下位の者をまず派遣し、うまくいかない時に直政に行かせるのが上策かと……」

と言いも終わらぬうち家康は、

「それこそどんなものかな。余の身内なればいざ知らず、はじめに身分の低い者を遣わしておいて、埒が開かんからといって重臣を派遣したならば、はじめに戦った者の面目は何とするのいや。面目丸潰れで必ずいずれの時か討死するであろう。それでは故なくして家臣を失うことになる。そういう討死は余は惜しいぞ」

と言った。どんと大物を投じる必要性やその力量のゆとりある枠内での起用、部下の上下の人心の機微をうがった用兵の妙である。

5　井伊の赤備え

赤備えとは、鎧冑を真赤に染めて敵味方の識別を明らかにしながら戦わせ、敵を怖れさせたというのが特徴である。井伊直政の場合も精鋭を三千人ほど赤備えにして戦い、徳川軍団の中核の名に恥じなかった。今に「井伊の赤備え」の盛名を残している。

赤備えは真田幸村も採用しているが、武田の臣板倉信方が始めたものだった。だが板倉の場合は、村上義清との上田原の戦いにおいて、信玄が手を引けと言うにもかかわらず板倉は赤備えで突撃して破られ、これは信玄唯一の敗戦といわれるものである。ちなみに村上義清は結局信玄に敵わず、追われて上杉謙信を頼り、史上有名な川中島の数度の合戦を生む。

直政は、冒頭にも述べたように関ケ原戦の軍功で、敵の総師三成の佐和山城を与えられ、後の井伊家三十五万石という大身の基礎を築いたが、翌慶長七年に死ぬ。関ケ原戦終盤、東軍の中央突破をして逃げる島津義弘を伊勢路に追い、その際に受けた鉄砲傷の化膿であった。この時島津は一千何百名かの手勢が薩摩に着いた時僅か五十四名だったといわれ、そこまで島津を追撃した直政の勇武は今に有名である。

（税理士　今村秀夫）

銘語録

嗜欲喜怒の情は賢愚皆同じ、賢者は能く之節して、度に過ぎしめず、愚者は之を縦にして、多く処を失うにある。

魏徴「貞観政要」

魏徴は唐の二代目太宗につかえ、太宗の近くにあって、よく直言し平天下の大業をなしとげ、貞観の治といわれる時代を太宗にもたらした。又、貞観政要とよばれる書は唐の呉競が太宗を主人らにしてあらわし、北条政子、徳川家康などに愛読され古くから帝王学を教えるものとして、現代にいたるまで繰りかえし読みつがれている。

もう大分前になるが、冒険家の植村氏が遭難して行方不明になり、捜索活動打ち切りのニュースがながれた。その際、植村夫人の記者会見が行われたが、涙をこらえて終始笑みをたたえて爽やかな雰囲気であった。一般にはなかなかあはいかない。もっとも取り乱してしまうことが多い。

冒頭にかかげた文は解釈するまでもないが、「欲望や喜怒哀楽の情は賢者も愚者も皆同じだが、賢者はよくこれを抑えて節度ある態度でのぞむが、愚かな者はその情を表面にだして気持のおもむくままに行動し失敗することになる。」ということであろうか。

社会的地位とか身分とは別に、その人間性、品位というものは普段の立居振舞でも勿論評価されるが、一旦ことが起りそれにどう対応するかによって真価が問われることが多い。喜びや怒り、哀しみというものは瞬間的におとずれることが多いので、心の準備のないところで、これに対処して態度をあらわすことになるから難かしい。古来、日本人は喜怒哀楽の情をあまり表にださないことを美徳としてきたが、戦後、欧米の影響をうけてこの美徳を失いつつあるようにみえる。

しかし、欲望というものはきりがないのだから貪欲にならないように足るを知る精神が大切だし、「怒りは後世に愚者の名を残す」という言葉があるように、一度怒りを他人にぶつけると、とり返しがつかないことになり、今までの相手に尽したこともすべてご破算となってしまい修復不能となる。

生来、欲が深いとか短気だから仕方がないのだとか言わずに、くりかえし努力することによって、少しでも良い性質が身につくことになると思われる。そうはいっても思うようにいかないのがこの世の中だが。

（鍾馗）

税の歴史から

天皇の大権

<43>

税金を滞納するには大別して二通りあって、納税者本人の責に帰する場合と、課税が苛酷であって納付が不可能もしくは納付に著しい無理が伴う場合とある。明治十年頃に明治天皇が各地を巡幸された時、宮城県下で、行幸の為に特別に道路を修理してその費用を各戸に割り当て、税金を滞納している家には、くもの巣状に細い綱を張って表口よりの出入を禁じたという噂が立った。明治天皇はおそらくそんな事はしてもらいたくなかったであろう。本人の責に帰する場合はとにかく、そうでない時はよくよく考えて、弱い立場の人にしわよせが来ない様にしてあげる事が政治として大切であると思う。

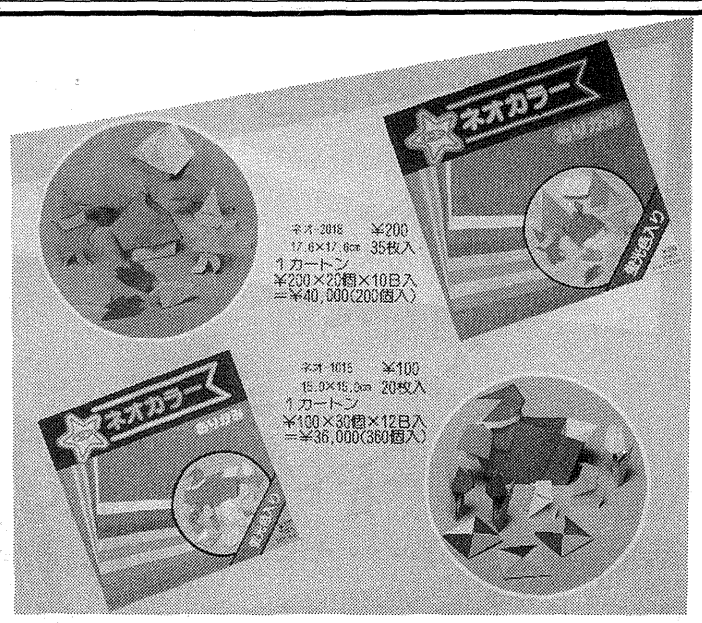
今日、公共事業でいえば、それを行う山村等で歓迎されるが明治時代はきらわれていた。それは明治に入っても幕政時代と同じように、役務に出た者に対して金銭を支給しないか、払うとしても僅かなものしか渡さなかったからである。明治十五年に福島県の民衆が騒動を起した時は、県令が県会の反対を無視して「十五才から六十才までの男女は特別な事情のある者は除いて、月一日づつ二年間役夫に出よ、出ないものは一日につき、男は十五銭女は十銭の夫賃を払え」と布令を強行した事がきっかけとなったといわれている。有名な秩父困民党の行動綱領にも、高利貸に対する借金の据置き延払いと共に、雑収税と村費の減少をあげている。これらは皆、思いやりの無い政治に起因していると思う。

今から思うと、かつては素晴しいとされていた大日本帝国憲法すら色あせて見えるのである。終戦前の旧憲法では、天皇は陸海軍を統帥し、立法権を行い、行政府を握っていた。行政機関の人が軍隊の事に口を出すと統帥権の侵犯といわれ、裁判所は天皇の知らない事でも天皇の名において判決を下していた。天皇は雲の上の存在なので下々の事には通じていず、天皇は神聖にして侵すべからずとなっていて責任がない形なので、責任のある政治を求めても制度的に無理であった。軍人が政治に口を出すことをおそれて「軍人は政治に関与すべからず、中世以降の失態を無からしめよ」という事を強調した軍人勅諭が出されたが、四年に一度の冷害によるといわれる東北の農村の悲惨な生活の実態等を知れば軍人としても、若き血が燃えた事と思う。その辺を一部の思想家に利用されたようである。

大正天皇の生母である柳原愛子は明治天皇の軍服姿を見て、これでは天皇制が危いとなげいたと伝えられている。天皇は鎌倉時代の承久の変で天権を北条義時に渡して以来、政治とか兵馬の事は幕府等にまかせて自ら判断することはまれになっていた。それが直接兵馬の権を握ったとあれば不測の災難がその身に及ぶかも知れないと恐れたのである。敗戦後のマッカーサー司令部も考えようによっては新らしい幕府の様なものであった。建武の中興ならぬ明治の中興といった状況で天皇親裁の政治はつぶれてしまったのである。しかしこの事はそういっては恐れ多いが、天皇にとっても幸せであったような気がするのである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）





東洋紙工株式会社

本　　社　〒120 東京都足立区柳原1－35－4　TEL.03-882-8161(代)
大阪営業所　〒581 大阪府八尾市新家町1－15－3　TEL.0729-97-8455
名古屋営業所　〒465 名古屋市名東区よもぎ台3－219　TEL.052-773-8551
札幌営業所　〒003 札幌市白石区本通り4丁目南1－10　TEL.011-864-5125
福岡営業所　〒812 福岡市博多区吉塚3－2－22　TEL.092-611-7158

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５―18―３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉（１部　100円）
編集人　岡田一馬（年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…日税連の巧妙な陽動作戦
二頁…歴史考察、税の歴史、銘語録

日税連の巧妙な陽動作戦

日税連の正式機関決定をしないまま「簡易監査基準」を企業会計審議会に提出、その「お墨付」を得て機関決定を有利にしようとしている!?

企業会計審議会、中小企業の会計適正化を審議

法制審議会商法部会は、今次商法改正法案の国会提出を昭和六十二年末までに行うべく、今年秋には改正試案を世に問う方針で、第二読会を夏頃まで開催し、審議を続けて行く模様である。

第二読会では、一〇二団体から提出された、法務省の意見照会「問題点」に対する意見を整理しつつ、最低資本金の問題などでは一千万円から二千万円のあたりが検討されており、専門家による外部「監査」については、そもそも簡易監査を撤回するというわけにもいかず第二読会でも当初構想の線に落ち着くような努力を試みられているように聞えている。一方、日税連における種々の構想内容具体化に関する作業にも示唆若しくは関心を示しているやに聞く。

日税連としては、同会の意見書において、会計専門家による外部「監査」については、①正規の監査とは異なる限定「監査」として②社会的に有用であり、③中小会社にとって現実的に受け入れ可能な制度たるよう、また、④外部監査」人の負担と責任を配慮して構成されるべきであるとする四条件を付した。そしてそれに基づき、同意見書発表の前後から「研究資料」とか「会計帳簿適法作成証明（仮称）制度に関する基本構想（タタキ台）」などを発表し、それらを踏まえて、日税連独自の外部「監査」の具体的な「監査基準」作成に漕ぎつけている。

二月十九日、日税連商法対策特別委員会に第一次検討資料として配布された「専門家「監査」の基準、内容等の考え方及び会計帳簿適法作成証明基準（仮称）」がその「監査基準」である。これは商法対策特別委員会第一次検討資料及び昭和六十年一月二十五日商対常任委第一次案（修正案）に続くものなので、つまり第二次案と見ることができる。ここには、第一次案の基本構想（タタキ台）には見えた「確認書」が影をひそめており、かつての本紙における「確認書」に対する完膚なきまでの批判を想起することができる。これはまた、特に簡易監査導入に関心を示している近畿税理士会の、「会計帳簿調査証明制度（仮称）」に関する基本構想」に基づく「会計帳簿調査証明基準（仮称）」やその具体的な調査（監査）手続などの概要を定めた「調査要綱」に突き上げられているものといわれている。日税連は、この「専門家「監査」基準」案を企業会計審議会に提出したらしい。蔵相の諮問機関である企業会計審議会（青木茂男会長）は十八日総会を開き、簡易監査制度の導入可否を審議することを決めたと報道されているが日税連の動きと全く無関係ではないとの見方がある。企業会計審議会としては、本来は、株式会社であっても外部監査を受けていない中小企業が多いことから中小企業の会計処理を適正化するため、少ない経費で中小企業が受け入れ易い監査制度が果たしてあり得るものかどうか、純粋に監査論の立場から監査制度のあり方を研究するとして、特別部会を設け基礎的な調査、分析を重ね、論点、問題点を整理して、簡易監査導入の可能性を探り、遅くとも八月までには意見をとりまとめる予定といわれている。

面白いことに前記の日税連「専門家「監査」基準」案等はいずれも同会の正式機関には提出されておらず、つまり機関に出せば賛否両論が湧いて紛糾することによりたずらに時日が遷延するので、政府の機関たる企業会計審議会などの何らかの「お墨付」を得て、自己の機関決定に既定事実的な強い影響力を付与しようとしているわけである。日税連の巧妙な陽動作戦というべきであろう。

しかし、果たして日税連の思惑どおりにことが運ぶかどうか。企業会計審議会において、純粋に監査論の立場からすぐれた学者各位が検討するなら、簡易監査制度導入などの結論は到底見出し得ないであろうとする見方が大方の趨勢である。まして企業会計審議会から、「簡易監査基準」に関する「お墨付」が出るかもしれないと考えること自体ナンセンスであると疑問視する向きが多い。

商法改正に反対を続ける東京税理士会

もう一つ面白いことは、そのように疑問視する最も強硬な立場を堅持する団体に東京税理士会があることである。

東京税理士会が、簡易監査反対を内容とする意見書を日税連に上げていることは周知のことであり中小企業の簡素化の必要は認めるものの、純粋に監査論の立場から二つの監査はあり得ないとし、法制審議会商法部会及び法務省の考え方に基本的に賛成できないとする考え方を強く打出している。

しかし日税連は前記の四条件を付して簡易監査に基本的に賛成とする税理士会としての意見書を法務省に提出したわけであった。東京税理士会は日税連傘下の単位会であるから、日税連中央が意志統一すれば拘束は受けようが、かつての税理士法改正の時も日税連内の反逆児として終始反対の立場を堅持したし、今回も二つの監査はあり得ないとする監査論、制度論の立場を日税連内部はもとより外部にも明快に主張し続けている。

近畿税理士会などの動きは、「会計帳簿調査証明基準」などと如何に理論的風な粧いを凝らそうともそれは理論とは無縁な所詮職域を得たいとする職域論から根ざしたものにすぎない、と東京税理士会はキメつけている。

日税連の四条件にしても、①はあり得なく、②は今後検討する必要があるとしても、③は、中小企業にとって簡易監査は受け入れ可能なはずはなく、④において、外部「監査」人が仕事をすれば責任が伴うのは当然であるとして、日税連がこの四条件が構成されればとしていることに対し、四条件が満たされることはおそらくあり得なかろうと嘆っている。

したがって、企業会計審議会に対しても、同審議会が若し「簡易監査基準」を作り得るなら、「大会社会計原則」「小会社会計原則」なる二つの会計原則もできなければならないというような皮肉な見方をしており、二年後にそれらを反映して一体どんな改正商法案が登場するものやら、お手並拝見と客観視している。

ちなみに東京税理士会は、制度論的に正論を主張して妥協せず、理論的に結束が固いから、役員選挙にも常に勝つと豪語し、商法改正反対を標榜する東京税理士会長が日税連会長に具合が悪いというのであれば日税連会長の席などは望まないとも揚言している。東京税理士会は税務行政も批判するから当局も妥協派の日税連会長を望んでいるのだろうといい、天下り監視委員会で会員の職権侵害を防いでいるからさぞ当局は面白くなかろう。しかし当局の言いなりでは会員の立場も納税者の立場も守られず、ひいては民主政治は崩壊する、というような立場をとっているのが東京税理士会である。

それにしても、簡易監査の帰趨はわからないとしても資本金基準が一億円まで下がって公認会計士監査の範囲が拡がることは社会進展の自然の帰結と見られており、そうなれば東京税理士会の立場は苦しくなり、その硬直さが批判される日が来るかもしれない。制度論でメシが食えるかという西からの風当たりを前にして、東京税理士会がいつまで制度論を盾に嵐に立ち向かって行けるかどうか、興味のあるところである。

ともあれ、わが国には公認会計士制度と税理士制度の二制度が併存しているのであるから制度の基本に立ち帰ることが大切である。税理士は監査のために税理士になったのではあるまい。国はまた、税理士が危機を感じ、誤解することのないよう配慮し、公認会計士、税理士お互いに尊重し合い、共存共栄もって二制度を守って行かなければならない。

税理士21世紀の会下谷支部創立総会

支部長に高畑公一氏、岸本氏ら六名の副支部長

三月二十七日（水）午後五時半よりタカラホテルにおいて、税理士21世紀の会下谷支部の創立総会が開催された。下からの組織固めを漸次広げて行こうという税理士21世紀の会の組織方針に応えた支部結成の第一号であり、その周到にして盛大な旗上げは、今後の各支部結成を刺戟し励ますものとして高く評価されている。

総会は下田友吉税理士21世紀の会副会長が議長席に就いて滞りなく進行し、支部規則制定の件、支部役員選任の件に及んだ。役員選考委員会（富永豊三郎委員長）を設けて慎重選考の結果、支部長に高畑公一氏、副支部長に岸本勝次氏、林田実穂喜氏、石井一夫氏、鈴木弘文氏、後閑よし江氏、監事に永井岩氏、富永豊三郎氏が満場一致で選出された。なお幹事として上記のほか四十名が選出されている。次いで事業計画、予算案が提案され、これも満場一致承認可決された。事業計画は「税理士21世紀の会に集う我々税理士は、本部の綱領を受けて、税理士法第一条の使命に徹し、業務の円滑な実施を図ると共に、税理士会の会務に積極的に参加し、職業団体の本来あるべき姿を追究する。当期は創立初年度であり、本部重点施策の推進と共に基盤強化のため、会員の増強と財政の確立を促進する」というもので、就任挨拶に立った高畑新支部長も、税理士21世紀の会立会の精神を体し、具体的には是々非々の立場を堅持しつつ事業計画を推進して行く旨力強く述べた。来賓としては、税理士21世紀の会本部役員として前出下田氏のほか大竹浩司会長、本多嘉憲、萩原咲太郎、味岡一義各副会長、東京税理士会小林陽二副会長、桜友会宮崎巌会長、今村秀夫副会長らが見え、総会においてそれぞれ力強い挨拶があった。とくに今村氏は、税理士の使命の基本認識が大切である。東京税理士会が納税者の権利擁護をすべてとしているのは間違いであり、申告納税制度と国民の財産権を守る税理士の使命を説いた。のちパーティに移り、懇親の実を挙げた。



歴史考察

徳川家臣団
榊原康政

1　榊原康政の経歴のあらまし

徳川四天王の一。従五位下式部大輔。天文十七年（一五四八）生まれで、本多忠勝と同年輩、家康より六歳の年少である。家康に仕えたのは永禄三年（一五六〇）五月、小平太といわれていた十三歳の時である。この永禄三年は、桶狭間の合戦で信長が今川義元を討った年であった。姉川の合戦、長篠の戦い、小牧・長久手戦、関ケ原合戦等、康政また家康の赴く戦場に常に参加しており、特に本多と榊原の戦場における勇猛ぶりは有名であったという。既に紹介したように、徳川四天王はいずれ劣らぬ軍功に輝いているのであるが、榊原康政が如何に猛将であったかは、豊臣家の猛将加藤清正が朝鮮出兵の際、榊原家の馬印を借りて加藤軍団の馬印としたことからも伺われるといわれる。尤も加藤家と榊原家は縁戚関係にあり、清正の娘が康政の三男の還江守康勝（康政の跡を継ぐ）に嫁していたということはあるが、清正ほどの男が娘の嫁入先の馬印を借りるというのは、よくよく康政の武勲に尊敬の念を抱いていた証作であると見ることができる。康政は慶長十一年（一六〇六）病を得て、上州館林（十万石）にて五十九歳で死去した。

2　秀吉と康政（一）

綱渕謙錠氏の「徳川家臣団――組織を支えたブレーンたち――」では、榊原康政を第一に登場させている。そこでは、新井白石の「藩翰譜」に康政が褒められていると力説しているのである。

康政の勇名が天下に鳴り響いたのは何といっても天正十二年（一五八四）三月からの小牧・長久手戦においてであったと言い、「常山紀談」「武野燭談」「藩翰譜」などを総合して次のように伝えている。――三月二十七日、秀吉は犬山城に入った。このとき榊原康政は檄文を諸軍に送り、高札を立て、大いに秀吉の不忠不義の罪を鳴らした。つまり、「秀吉は主君である信長公の恩を忘れ、先には信長公の三男信孝公を殺し、さらにこのたびは次男信雄公を滅ぼし、主家である織田氏に代って自分が天下を奪おうとしている。なんたる大逆無道の振舞いであるか。これを憎まれたわが家康公は、信長公との旧交をなつかしみ、信雄公の微弱をあわれみ、大義のために立ち上がったのである。秀吉の暴悪を憎む者は、よろしくわが義軍に合力して、かの逆賊を討とうではないか」というわけである。これを知った秀吉は怒り心頭に発し、康政の首に賞金まで懸けてこれを召し捕らせようとした。「常山紀談」では、康政を討った者には十万石の地を与えようと触れ出したとある。戦後、秀吉は家康と和し、異父妹の朝日姫を家康の正妻に押しつけ、その結納の使いに上京させられたのが康政だった。これは秀吉からの指名だったという。上京した康政は、秀吉が旅宿に指定してあった富田一伯知信の屋敷に泊まった。その晩秀吉が微行で富田邸を訪れ、康政の労をねぎらい、小牧山の檄文の一件を持出して、「あの時はそなたの憎っくき首を一見しようとのみ思ったが、今このように和睦に及んでみると、かえってそなたの徳川殿に対する忠誠の志を悦びとしている。このことをじかにそなたに申し伝えたくて、わざわざそなたに来てもらったのであり、また一時も早くそなたの顔が見たいばかりに、明日の謁見が待ちきれずにやって来たのだ。そなたを小平太と呼ぶのも遠慮されるし、余が妹を遣わす結納持参の使者が、無官であるのも如何かと存するので、叙爵あって然るべきであろう」と言って、翌日秀吉の奏達により、康政は従五位下式部大輔に叙せられたというのである。

3　秀吉と康政（二）

このことから派生して、巷間の太閤記などでは、面白く物語られている。小牧・長久手戦の敗勢のため、秀吉は一まず本陣をあとへ戻そうと単騎疾駆していると、そこへ康政が追いすがり、斬合を挑んだ。秀吉は関り合うのは面倒と疾駆し続ける。康政はその背後に「こら、お猿の秀吉。猿面冠者。お猿のお尻は真赤いな。ごんぼう焼いて押っつけろ！」と口から出まかせに悪口雑言を投げつけた。秀吉は怒り心頭に発したが、戻って打合って討取られでもしたらことなので我慢して逃げおおせた。

戦後秀吉は家康と和し、天下を平定して関白太政大臣に上った。

朝鮮出兵時に伏見に大地震が起きた。この時聖上を見舞う秀吉はお供に康政を指名し、その途中康政は秀吉を切る機会を狙った。しかしなかなか隙がない。そのうちに秀吉は腰のものまで康政に預ける。内心驚きながらも京都の街中へ入っては面倒と、あわや切りかからんとした時、秀吉はじろりと康政を振返った。「康政、余を切るよき折ぞ」と言う。康政は身がすくんだ。「いつぞや長久手の時の元気はどうしたぞ。そうじゃ、あの時の余への悪口を申してみい」と強いられ、とうとう康政は言わせられてしまった。「それよ。あの時はさすがの余も腹が立った。そちは日本一の悪口の名人じゃな」と大笑し、康政は冷汗三斗。見舞が済んでから秀吉は康政の労をねぎらって太刀一振と黄金十枚を与え、家康に謂めて加贈させた。後日康政は家臣に向かい「さすが太閤殿下は実に腹が大きく胆玉が坐っている。あの目でジロリと睨まれた時はぞっとした」と述懐したという。

4　康政の誠忠に感動する秀忠

康政の誠忠度を知り得るエピソードはまだある。関ケ原戦の際、別動隊として三万の大軍を預けられた秀忠が真田昌幸・幸村父子の守る上田攻めに手まどい、関ケ原戦に間に合わなかった話は既に何度か述べているが、この手に属していたのが榊原康政であり、智謀の本多正信であった。遅参した秀忠の弁明をしたのが康政で、単身家康を訪れた康政は、まず関ケ原戦の全責任を独りで引きかぶり、同行の本多正信や大久保忠隣らの落度には一切触れず、家康からの出陣の連絡が遅すぎたことをまず陳情した。そんなことはないと家康は言ったが、調べてみると康政の言うとおりだった。そして康政は、秀忠が弓矢の道に未熟とおん父君が思われては他人のあなどりを招き、大殿ご自身の恥辱にもなると涙を流して諫めたので漸く家康の心も解け、四日ぶりに伏見城で秀忠に対面、戦功をねぎらった。

秀忠が康政の執り成しに感動したのはいうまでもない。

この時また、井伊直政が徳川父子を平安に置いた康政の功を賞めたが本多忠勝が、何故本多正信の言うことを聞いて為す所なかったのか。わどのが攻めれば上田など一コロであったろうにと言うと、康政は頭をかいたという。正信への反感もあったし、既にシビリアンコントロールを尊重する康政だった。この責任から康政は水戸二十五万石という加贈も遠慮し、その死に際しては秀忠が一カ月余毎日見舞の使を派したといわれる。

（税理士　今村秀夫）

銘語録

千古不易　弱肉強食　優勝劣敗　生者必滅　会者定離

建長寺派元管長　菅原時保老師

この文言は老師がなくなる直前に近侍していたものが、何か教えをと言ったことにたいしてこのように応えたということである。まことに自然界をみても、人間の世界をみても、数万年いやもっともっと大昔から変らないのは、冒頭に掲げたように、強いものが勝ち弱いものが消えていく、生とし生けるものすべて、かならず滅し、会ったものは別れる定めである。

これを書いてあった「死んでもともと」という本の著者、鎌倉報国寺住職でこの方も亡くなられたのであるが菅原義道老師は、この事に敷衍して「世に正義が勝つとは虚言である。強いものが勝ち弱いものが負ける。人生において大切なのは戦うことそれ自身である。」と言っている。

まあ考えてみると正義を唱え、イデオロギーを振り回し建前論を展開して、本音を抑えこんで、全体を動かしていくほど危険なことはない。おうむ返しに言われる正義というものは立場の違いによって変化することが多い。アメリカとソ連の正義の違いをみてもわかるし、個人のレベルに下げても自分の所属する階層によっても正しさは違ってくる。

それよりも正義は力なりというように、もっと力を蓄えていくこと、さらには戦いの姿勢をしめしながら、正しいと思うことを断固として行うことがよい。力なくしてただ犬の遠吠えの如く主張するのみでは何のたしにもならない。何処かの組織のように内向きに、お互いに論議しているだけでは駄目だ。もっと外にたいし、政治的に社会的に発言し、力をつけなくてはならない。

葉隠の中に「修行に於ては、これまで成就という事なし。成就と思う所、その儘に背くなり。一生の間、不足不足と思ひて、思ひ死するところ、後より見て成就の人なり。」というのがあるが、どうせ生者必滅だから何もしなくてよいというのではない。一心に行うこと戦うことが人生だと心得たい。

〈鍾馗〉

税の歴史から

雑税について

<44>

明治八年二月二十日付をもって太政大臣三條実美よりの布告があり、従来雑税と称するものに旧慣によって収税に軽重有無不平均なものがあるという理由で、別紙税目の分についてはその年一月一日より条件付で廃されることになった。ただし官有地借用代として米金を納める分はこれまで通りとなっている。

別紙の税目とはなんと千五百五十三もある。その大部分は商売に関する免許税であるが、今日からみるといささか意味不明と思われる税目もある。それらのうち面白いもの、変わっているものを次に掲げてみよう。

水車免許、縄、筏積炭真木、川魚商売、米穀問屋、青物問屋、川魚問屋、湯屋渡世、青物荷物積問屋、玉川砂利取、玉川荷物積問屋、筏上積荷物売買、牡蛎売灰焼立売捌、貸馬免許料、貸馬免許税、運根、藍瓶、筏稼免許、魚荷運輸免許、松脂、柴売捌免許、青物、米会所、草苅、貝取、海鼠腸、市場、渋柿、鵜糞、真珠稼、鈴羊皮、青苧、艾葉、茶問屋、茶花、宇治茶、入江網、八ツ手網、浜商人、山札、氷割出、川海苔、茶売宿、大鳥殺生稼免許、湯小屋、奉公人口入商、紅花売出、時計職、川税、商助成、小物成、浦税、浜方、夫役、水税、漁方五分一、公役金、山手船頭米、運上米、万小役金、冥加米、材木七分一、桟橋架造、冥加金、色成、俵替冥加、船荷物積出、家賃、山林杉粉、牛馬駄別、稲杭税、鯖松税、相物税、店税、他国職人通り水税、御菜綱税、職役税、二分口税、門税、四ツ割出税、一税、間口税、馬継より差出税、年頭礼税、役金税、各種取束税、分一米、三分一上納税、口留番所十分一税、市中家売買二十分一、売家十分一税、旅殻旅酒諸木紙蝋入津積出税、津税、輸出雑産税、輸入雑品税、人馬諸色代、定番銭、年貢帳紙代、湊税、水乞税、瀬、犬銀、男女税、口役運上、浮役、夫永、行人税、百姓役税、大豆代、僧都車税、役雑子税、産馬税、小役金、正月礼銭、工商税、小役税

この御達しを見ると実にことこまかに様々の業種が網羅されており、あたかも当時の市井の有様を彷彿とさせるものがある。

明治八年の布告に先だつ事二年、明治六年五月には大阪で、鴻池善右衛門外十名が発起人となって、第三国立銀行株主募方布告というものを出している。国立銀行といっても政府出資ではなく、百万円の資金中六十二万円は発起人が出して残り三十八万円、三千八百株について一般より募集している。入社の式（定款）をみると次の様な条目がある。

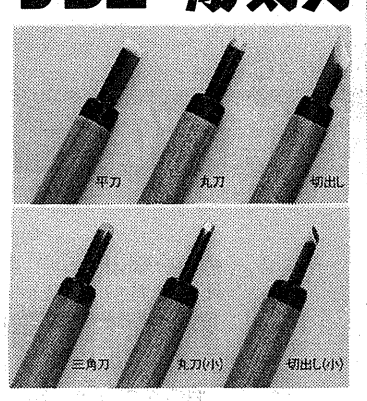
第七条　銀行の政事は株主より発言（株主より一株に付一説宛を出し到底は説の多きに随って可否を決するなり）して選挙せる取締役の任にあるべし（後略）

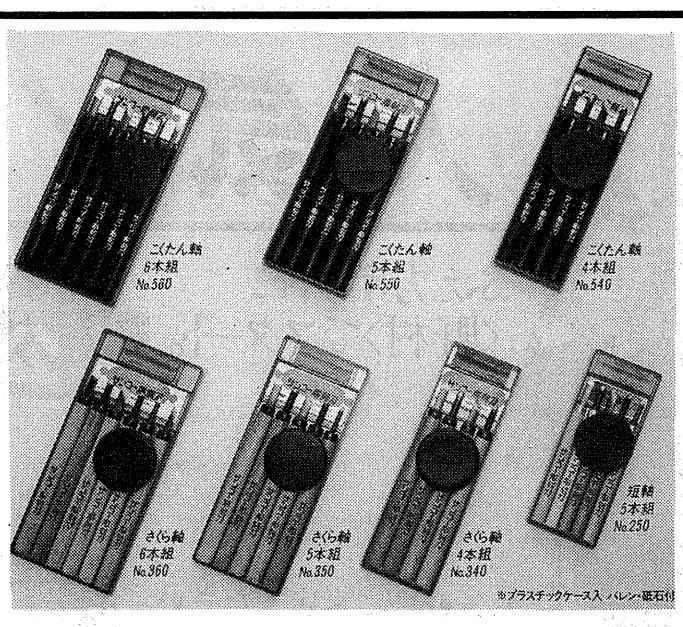
第十条　銀行の総勘定は年々二度宛とし予備金及頭取以下の給料其他諸雑費を引去り全利益残高を以て株高に応じ之を割賦すべし

それより何年か後の大日本国立銀行一覧によると、第一国立銀行から第百五十一国立銀行まで出来ていて、資本金額の累計は四千一万一千百円に達していたが、資本金五万円の国立銀行は三十三もあった。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

切れ味に、技あり。
サンコー彫刻刀

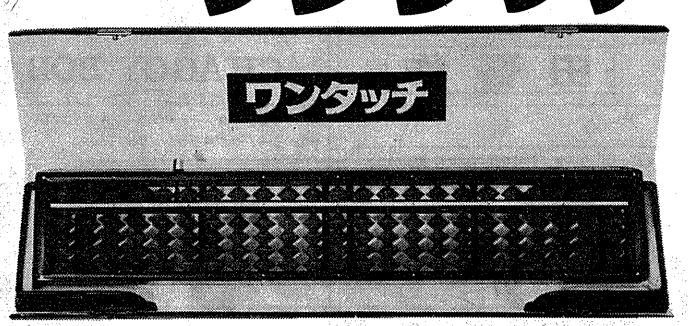




サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピーディー型、エリート型も従来通り取りそろえておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ワンタッチ



定価＝￥5,000～￥20,000、￥30,000～￥50,000の極上品もございます。

サンコーそろばん・高級木工芸品・生産・輸出入　高級彫刻
三貢工芸株式会社
工　場　兵庫県・島根県
本　社　〒101　東京都千代田区内神田2-15-12
東京営業所　〒101　東京都千代田区神田司町2-4　TEL.(03)251-1591
福岡出張所　〒811-23　福岡県粕屋郡粕屋町上大隈644-10
札幌出張所　〒061-21　札幌市南区真駒内緑町3-1-37　緑マンションC405　TEL.(011)583-6725